
横手市歴史的風致維持向上計画

平成 30 年 7 月 認定
令和 8 年 3 月 変更

秋田県横手市

はじめに

横手市は、古くから羽州街道や雄物川を基盤として、秋田県南地域の交流、物流の拠点として栄え、恵まれた自然環境に加え豊饒な土壌や水利条件から、県内有数の農産物の産地として発展してきました。近年は、農地の集積による大規模化や団地化、自動車関連企業等の進出、観光振興による交流人口の増加など、幸せな地域社会の実現を目指したまちの将来像である「みんなの力で未来を拓く人と地域が燦くまちよこて」の実現に向けて取り組んでおります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めがかからず、生活様式の変化や価値観の多様化などに伴い、歴史的背景により育まれてきた建造物の老朽化や伝統的な地域行事の担い手の減少など、地域における人々の活動と歴史上価値の高い建造物が一体となって形成してきた歴史的風致が失われつつあります。

このため本市では、歴史的風致を維持・向上させ、未来へと継承する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「横手市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

計画では、本市が維持向上すべき歴史的風致として3つの地域別に9つに整理しており、今後は、この計画に沿ってさまざまな事業を展開しながら、地域に残る歴史的・文化的資源を積極的に活用し、地域の特性を生かした人と地域が燦くまちづくりを更に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に際しご尽力、ご助言をいただいた「横手市歴史的風致維持向上協議会」の皆さまを始め、貴重なご意見やご提言、資料のご提供をいただきました皆さまに深く感謝申し上げます。

平成30年7月

横手市長

高橋 大



横手市歴史的風致維持向上計画

目次

序章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画策定の体制	2
5	計画策定の経緯	4
第1章	横手市の歴史的風致形成の背景	5
1	自然的環境	5
1.	位置及び市勢	5
2.	地形・地質	6
3.	河川	7
4.	気候	7
2	社会的環境	9
1.	市の沿革	9
2.	土地利用	10
3.	人口	11
4.	交通	12
5.	産業	14
3	歴史的環境	18
1.	原始	18
2.	古代	18
3.	中世	20
4.	近世	20
5.	近現代	23
6.	歴史に関連した主な人物	26
4	文化財等の分布状況	28
1.	横手市内の指定等文化財	28
2.	国指定等文化財	29
3.	県指定文化財	31
4.	市指定文化財	34
5.	未指定の文化財	39
6.	特産品、工芸品、菓子・料理等	40

第2章 横手市の維持及び向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・43

- 1 横手市における歴史的風致の構造・・・・・・・・・・・・・43
 1. 親郷、寄郷と在郷町・・・・・・・・・・・・・43
 2. 集落形態による分類・・・・・・・・・・・・・44
 3. 集落形態ごとの特性から見た歴史的風致・・・・・・・・・・・・・45
- 2 維持及び向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・48
 1. 北部地域の歴史的風致・・・・・・・・・・・・・49
 - 1-1 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・49
 - 1-2 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・67
 2. 南部地域の歴史的風致・・・・・・・・・・・・・77
 - 2-1 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・77
 - 2-2 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・87
 - 2-3 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・107
 3. 中西部地域の歴史的風致・・・・・・・・・・・・・118
 - 3-1 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・118
 - 3-2 沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・127
 - 3-3 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・134
 - 3-4 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・143

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・157

- 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・・・・・・157
 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する課題・・・・・・・・・・・・・157
 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する課題・・・・・・・・・・・・・157
 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する課題・・・・・・・・・・・・・158
 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する課題・・・・・・・・・・・・・158
 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する課題・・・・・・・・・・・・・159
- 2 既存計画との関連性・・・・・・・・・・・・・160
 1. 第2次横手市総合計画・・・・・・・・・・・・・160
 2. 第2期横手市教育ビジョン・・・・・・・・・・・・・162
 3. 横手市都市計画マスタープラン・・・・・・・・・・・・・163
 4. 横手市景観計画・・・・・・・・・・・・・164
 5. 新・横手市観光振興計画・・・・・・・・・・・・・165
 6. 横手農業振興地域整備計画・・・・・・・・・・・・・166
- 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・167
 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する方針・・・・・・・・・・・・・167
 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する方針・・・・・・・・・・・・・167
 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する方針・・・・・・・・・・・・・168
 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する方針・・・・・・・・・・・・・169

- 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する方針・・・・・・・・・・ 169
- 4 歴史的風致維持向上計画の実施体制・・・・・・・・・・ 170

第4章 重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・ 171

- 1 重点区域の位置及び区域と重点区域設定の考え方・・・・・・・・ 171
 - 1. 歴史的風致の分布・・・・・・・・ 171
 - 2. 重点区域設定の考え方・・・・・・・・ 172
 - 3. 重点区域の位置及び区域・・・・・・・・ 174
- 2 重点区域の設定の効果・・・・・・・・ 179
- 3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携・・・・・・・・ 180
 - 1. 都市計画との連携・・・・・・・・ 180
 - 2. 景観計画との連携・・・・・・・・ 183
 - 3. 屋外広告物の制限・・・・・・・・ 186
 - 4. 農業振興地域整備計画との連携・・・・・・・・ 188
 - 5. 横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画との連携・・・・・・・・ 190
 - 6. 大鳥井山遺跡保存管理計画との連携・・・・・・・・ 190

第5章 文化財の保存と活用に関する事項・・・・・・・・・・ 191

- 1 市全体に関する事項・・・・・・・・ 191
 - 1. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針・・・・・・・・ 191
 - 2. 文化財の修理（整備）に関する方針・・・・・・・・ 193
 - 3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針・・・・・・・・ 193
 - 4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針・・・・・・・・ 194
 - 5. 文化財の防災に関する方針・・・・・・・・ 194
 - 6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針・・・・・・・・ 195
 - 7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針・・・・・・・・ 195
 - 8. 文化財の保存・活用に向けた市の体制と今後の方針・・・・・・・・ 195
 - 9. 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針・・・・・・・・ 196
- 2 重点区域に関する事項・・・・・・・・ 197
 - 1. 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画・・・・・・・・ 198
 - 2. 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画・・・・・・・・ 198
 - 3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画・・・・・・・・ 199
 - 4. 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画・・・・・・・・ 199
 - 5. 文化財の防災に関する具体的な計画・・・・・・・・ 200
 - 6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画・・・・・・・・ 200
 - 7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画・・・・・・・・ 201
 - 8. 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画・・・・・・・・ 202

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項・・・・・・・・・・203

- 1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針・・・・・・・・・・203
 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事業・・・・・・・・・・203
 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事業・・・・・・・・・・203
 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事業・・・・・・・・・・204
 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事業・・・・・・・・・・204
 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事業・・・・・・・・・・204
- 2 事業一覧・・・・・・・・・・207
 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事業・・・・・・・・・・207
 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事業・・・・・・・・・・214
 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事業・・・・・・・・・・220
 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事業・・・・・・・・・・226
 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事業・・・・・・・・・・229

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・235

- 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針及び指定の基準・・・・・・・・・・235
- 2 指定の対象・・・・・・・・・・235
- 3 指定の候補一覧・・・・・・・・・・236
- 4 指定一覧・・・・・・・・・・240

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の方針となるべき事項・・・・・・・・・・243

- 1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方・・・・・・・・・・243
- 2 個別事項・・・・・・・・・・243
- 3 届出不要の行為・・・・・・・・・・244

資料編・・・・・・・・・・245

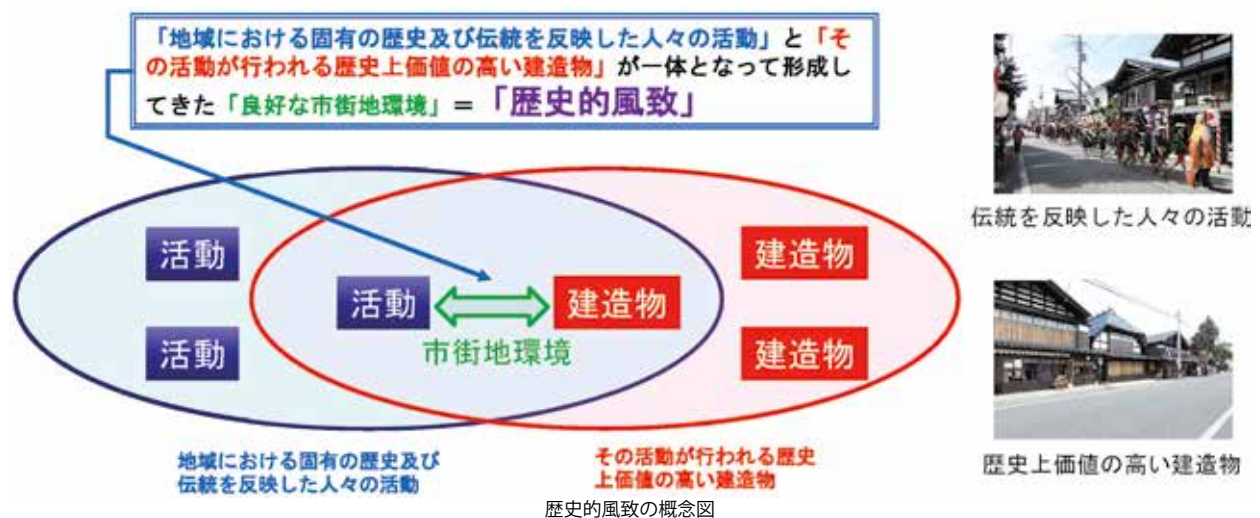
- 1 国・県・市指定等文化財一覧・・・・・・・・・・245
- 2 主な参考文献・・・・・・・・・・253
- 3 写真・資料提供・・・・・・・・・・256
- 4 調査・取材協力・・・・・・・・・・256
- 5 認定後の経過・・・・・・・・・・257

序章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び目的

横手市は、豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化が息づくまちである。平安時代には、後三年合戦（1083-1087）がこの地域を舞台に繰り広げられ、また、中世に小野寺氏が横手城を築城して以降は城下町として繁栄したほか、市の西部を流れる雄物川と東部を貫く羽州街道を基盤に、人・物・文化が行き交い、街道の結節点となる各地で近世以降定期市が開設され、常に新しい情報と融合しながら横手独自の文化を築いてきた。一方で、波宇志別神社のように古代から連綿とその伝統を受け継ぐ社寺もある。

こうした歴史的背景により育まれた横手の多様な文化は、横手城の旧城下周辺での「送り盆行事」や小正月行事の「かまくら」、街道の結節点として栄えた増田地区や浅舞地区、沼館地区で行われる神社の祭礼など、歴史と伝統を受け継ぐ人々の活動に体现されており、これらの活動は、旧来の町割りや歴史的な建造物や町並みと一体となって良好な歴史的風致を形成している。



しかし、人口減少や少子高齢化、生活様式の多様化など、社会環境の変化等が進む中、市内の歴史的風致の核となる歴史的建造物の老朽化や伝統的な地域行事の担い手の減少などが生じており、旧城下や各地域に残る良好な町並みの保全、伝統行事の継承にも課題が見られるなど、本市固有の歴史的風致が失われる恐れもある。

こうした本市を取り巻く状況を踏まえながら、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下『歴史まちづくり法』という。）」に基づき、本市固有の歴史的風致を守り育て、未来へと継承するために「横手市歴史的風致維持向上計画」を策定し、本市が持つ歴史的資源を積極的に活用した、横手らしいまちづくりを推進する。

2 計画の位置づけ

本市では、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、長期的なまちづくりの指針として平成28年（2016）に第2次横手市総合計画を策定し、持続可能なまちづくりと魅力あるまちづくりに取り組んでいる。その中で、基本目標の一つに「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」を掲げ、歴史文化を活かしたまちづくりを進めることとしている。

横手市歴史的風致維持向上計画は、歴史文化を活かしたまちづくりを推進するための計画とし、関連する平成31年（2019）に改正した都市計画マスタープラン、平成24年（2012）に策定した横手市景観計画、令和3年（2021）に改訂した第3次横手市観光振興計画などと連携し、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

3 計画期間

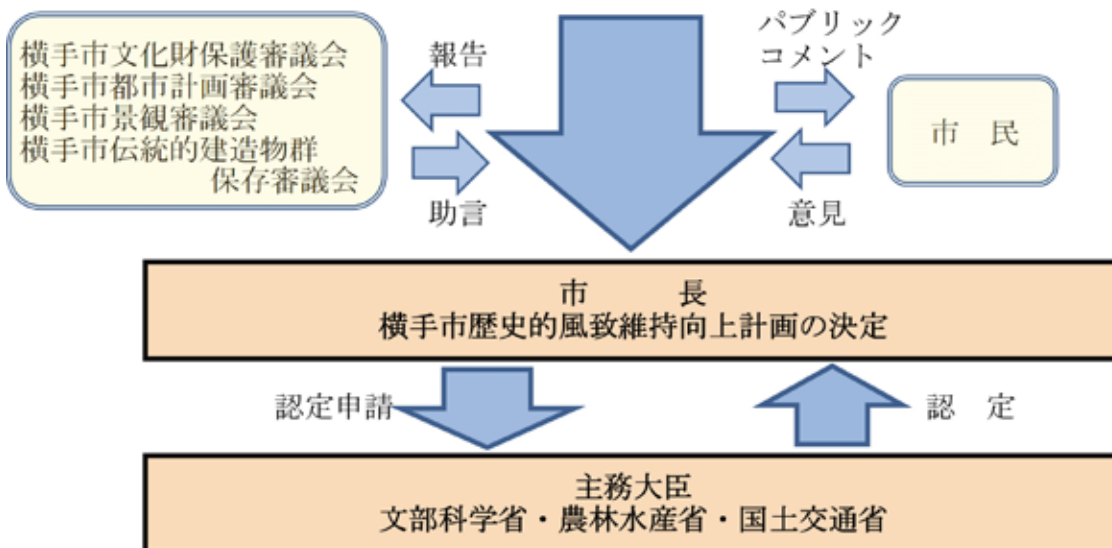
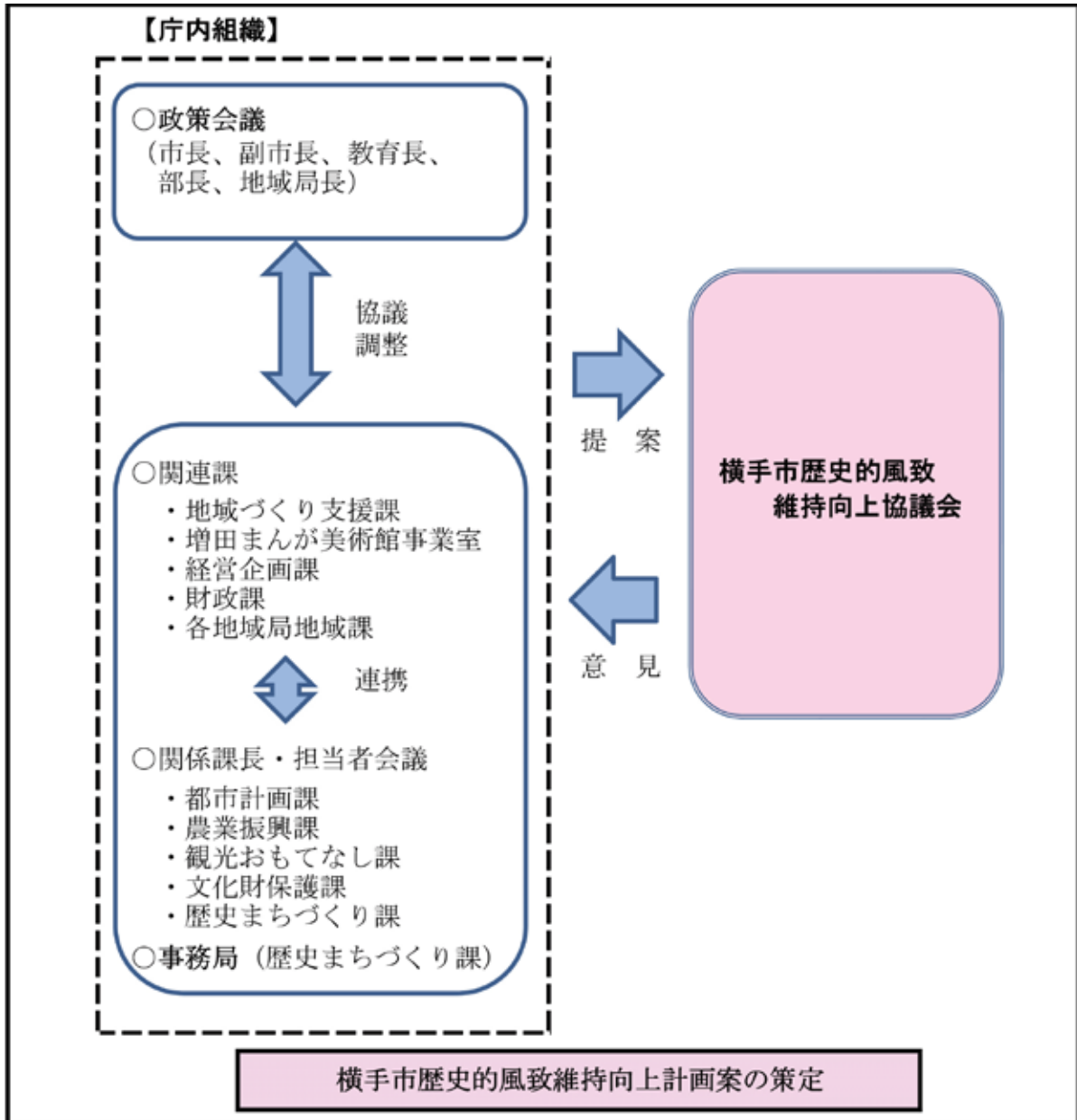
本計画の計画期間は、平成30年（2018）度から令和9年（2027）度までの10年間とする。

4 計画策定の体制

本計画は、庁内組織において課題の整理及び歴史的風致、施策・事業案等の検討を行い、学識経験者や各種団体等の意見を反映させるための歴史まちづくり法第11条に基づく「横手市歴史的風致維持向上協議会」において計画案の協議をし、各種審議会の助言及びパブリックコメントによる市民意見等を経て、策定を進めた。

■横手市歴史的風致維持向上協議会の構成（五十音順、敬称略）

氏名	所属、役職	備考
近江谷 正幸	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長	
北河 大次郎	独立行政法人東京文化財研究所近代文化遺産研究室長	
後藤 治	学校法人工学院大学建築学部教授	会長
竹村 勉	秋田県建設部都市計画課長	
千田 孝八	横手市伝統的建造物群保存審議会	
照井 康晴	横手市都市計画審議会	副会長
富樫 泰時	横手市文化財保護審議会	
根岸 洋	公立大学法人国際教養大学国際教養学部助教	
林 良彦	独立行政法人奈良文化財研究所客員研究員	
平元 美沙緒	まちづくりファシリテーター	
藤原 恵美子	横手市景観審議会	
舟引 敏明	公立大学法人宮城大学事業構想学部教授	
見田 貞一郎	横手市教育委員会教育総務部長	H 30.3.31 退任
栗田 律子		H 30.4.1 就任
渡部 幸伸	横手市建設部長	H 30.3.31 退任
小原 信美		H 30.4.1 就任



計画策定の体制図

5 計画策定の経緯

庁内関係課との連携を図りながら検討を進めるとともに、「横手市歴史的風致維持向上協議会」や各種審議会等における意見を踏まえ、本計画の策定を進めた。

平成28年	6月27日	部局長会議において庁内推進体制を組織化
平成28年	7月20日	第1回関係課長・担当者合同会議
平成28年	8月23日	第2回担当者会議
平成28年	10月3日	第2回関係課長、第3回担当者合同会議（現地視察）
平成28年	12月12日	第3回関係課長、第4回担当者合同会議
平成29年	11月18日	第5回担当者会議
平成29年	2月20日	第4回関係課長、第6回担当者合同会議
平成29年	2月20日	横手市歴史的風致維持向上計画庁内研修会
平成29年	5月2日	第7回担当者会議
平成29年	5月12日	政策会議において進捗状況報告
平成29年	8月7日	第5回関係課長、第8回担当者合同会議
平成29年	8月21日	政策会議において進捗状況報告
平成29年	9月4日	
	～5日	計画策定に向けた現地視察会
平成29年	11月10日	政策会議において進捗状況報告
平成29年	12月27日	第6回関係課長、第9回担当者合同会議
平成30年	2月15日	第1回横手市歴史的風致維持向上協議会
平成30年	3月19日	政策会議において進捗状況報告
平成30年	4月12日	第2回横手市歴史的風致維持向上協議会
平成30年	4月26日	
	～5月25日	横手市歴史的風致維持向上計画（案）のパブリックコメント
平成30年	6月3日	第3回横手市歴史的風致維持向上協議会
平成30年	6月25日	横手市歴史的風致維持向上計画 認定申請
平成30年	7月11日	横手市歴史的風致維持向上計画 認定

第1章 横手市の歴史的風致形成の背景

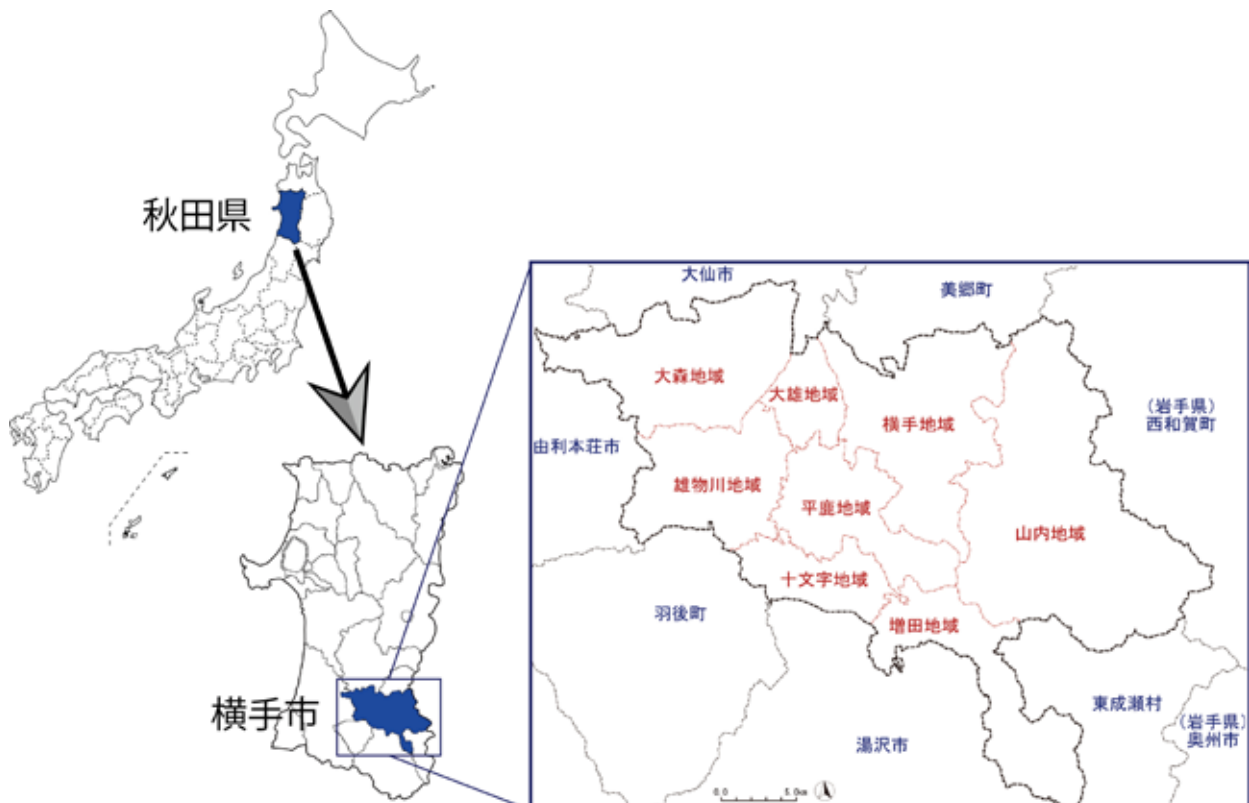
1 自然的環境

1. 位置及び市勢

横手市は秋田県の内陸南部、北緯 39 度 18 分、東経 140 度 33 分に位置する。東は奥羽山脈、西は出羽山地に囲まれた横手盆地の中央にあり、東西 45.4km、南北 35.2km、総面積は 692.80km²である。市域には、奥羽山脈を源流とする成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川と横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯が形成されるとともに美しい田園風景が醸し出されている。

平成 17 年（2005）10 月 1 日に横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の 8 市町村が合併し、新たに人口 10 万 4 千人の秋田県第 2 の都市として誕生した。現在は市内の行政単位として、これらの旧市町村名を冠して●●地域と呼称する。

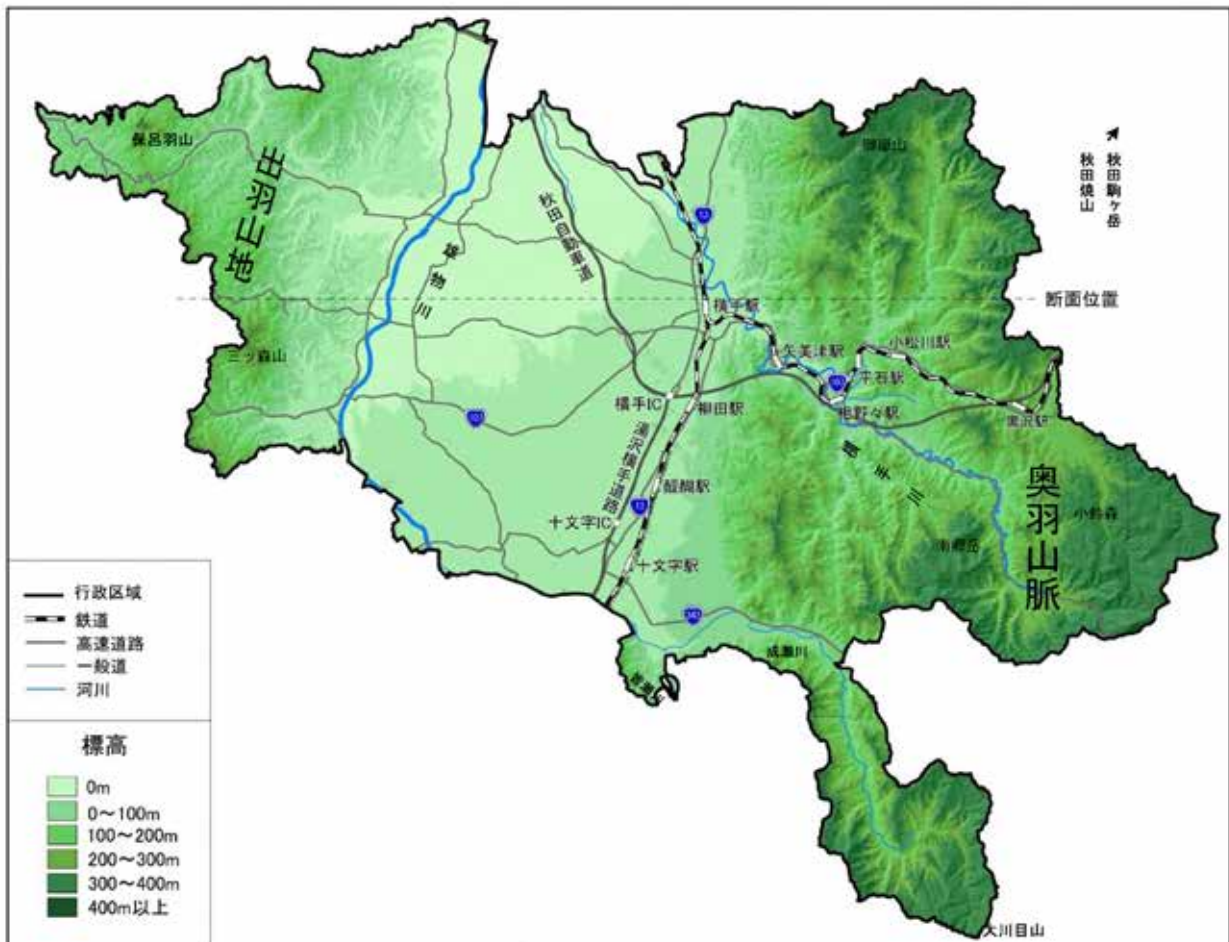
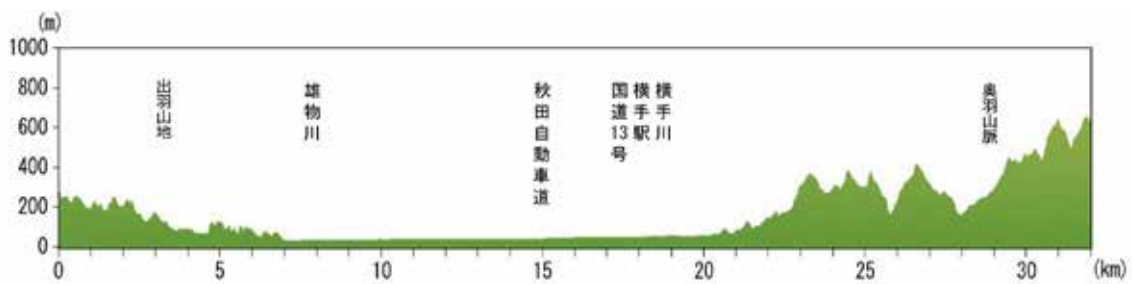
大都市圏から本市への主なアクセスとして、鉄道を利用する場合、秋田市から約 1 時間 10 分、宮城県仙台市からは秋田新幹線、奥羽本線利用で約 2 時間、東京からは約 3 時間 30 分を要する。また、車の場合、東北自動車道、秋田自動車道を利用し、仙台から約 2 時間 10 分、東京から約 5 時間 30 分を要する。その他、空路としては秋田空港発着の札幌、東京、名古屋、大阪便がある。



横手市の位置及び地域区分

2. 地形・地質

本市が位置する横手盆地は一級河川雄物川の流域であり、北東方向に秋田駒ヶ岳（1,637 m）、秋田焼山（1,366 m）などの火山があり、地形も急峻である。横手盆地は南北に長く広がるが、その表面傾斜は東から西に傾いており、奥羽山脈から流れる皆瀬川、横手川など支川から流出する土砂の堆積により、雄物川の流路を西部に押し出した形となっている。市域東部には奥羽山脈の御嶽山（751 m）、小鈴森（757 m）、南郷岳（681 m）、大川目山（782 m）があり、市域西部には出羽山地の保呂羽山（438 m）、三ッ森山（412 m）など低標高の山がある。地質は、ほとんどが新生代第三紀及び第四紀のもので、大部分が沖積層からつくられている。



横手市の地形の概要

3. 河川

秋田県・山形県境の大仙山（920 m）に源を發する一級河川雄物川と、東に位置する奥羽山脈に源を發する支川の横手川と皆瀬川が本市を貫流する。

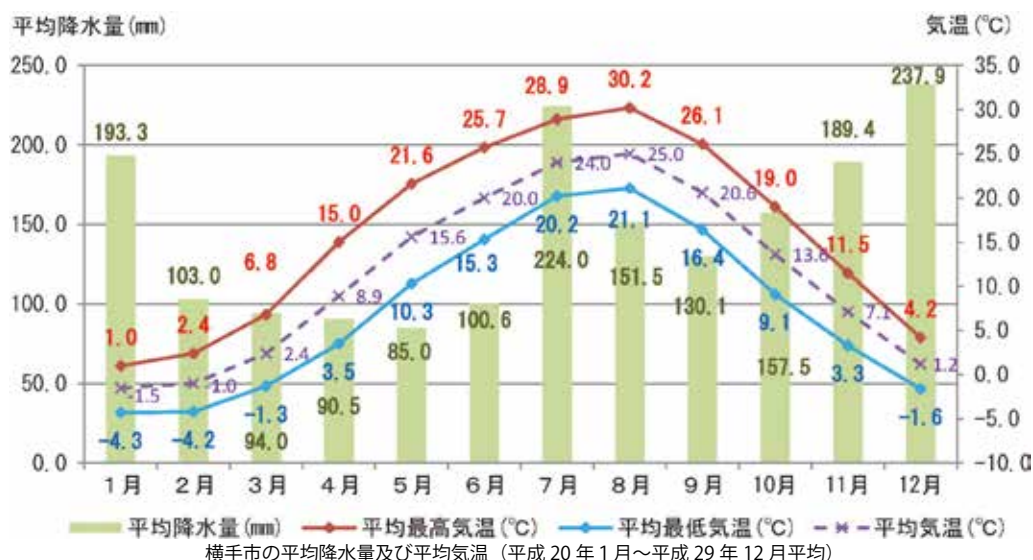
横手川は、山内地域で小支川の山内黒沢川と武道川が合流し、本市の中心市街地から横手盆地内を下り、小支川の横手杉沢川と横手大戸川が合流し、大仙市の角間川・藤木地区付近で幹川の雄物川に合流する。皆瀬川は、増田地域で小支川の成瀬川と狙半内川が合流し、湯沢市と本市、羽後町の境界付近で雄物川に合流する。雄物川は、横手盆地を北へ流れ、大仙市から秋田市市街地を流れて日本海へと注がれる。



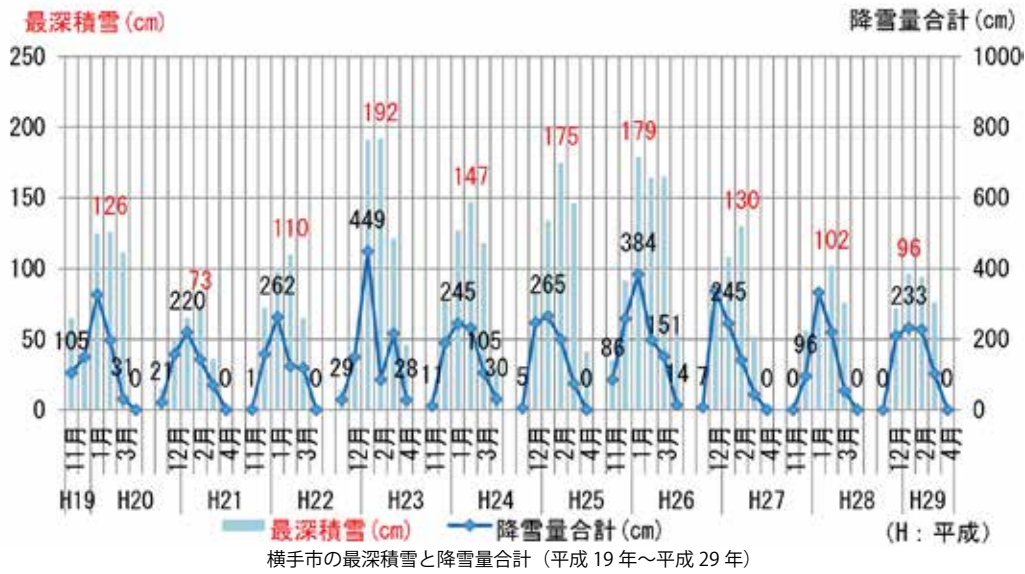
横手市の河川

4. 気候

本市の過去 10 年間の平均気温は 11.3℃、年間降水量の合計の平均値は 1,756.5mmである。奥羽山脈と出羽山地に囲まれ、海洋から全く遮断された盆地のため、典型的な日本海側の気候であり、気温に明瞭な季節変化がある。8月の平均最高気温は 30.2℃と高い一方で、冬は北西の季節風が強く吹き、寒さが厳しく、1月の平均気温は -1.5℃である。



最深積雪は平年 130cm程度であるが、俗に「48 豪雪」と呼ばれる昭和 49 年（1974）2 月 14 日の最深積雪は 259cm、その後の昭和 61 年（1986）は 176cm、平成 23 年（2011）は 192cm、平成 26 年（2014）は 179cmを記録している。昭和 48 年（1973）、49 年（1974）にかけての豪雪は、秋田地方気象台観測史上最高（旧観測方式）の記録で、平年の 2 倍に相



48 豪雪

当する積雪となった。特に1月25日から26日にかけて1m近くの積雪があったため、横手地域では、住民がパニック状態となり一斉に屋根雪を道路に降ろした事により道路が完全に閉鎖され、各家庭では2階から出入りし、道路も鉄道も10日以上にわたって麻痺し、自衛隊の救援を受けてようやく復旧した。

これを契機に、横手地域内に横手川から河川水を取水して市街地に水を流し、再び横手川に放流する流雪溝を昭和51年(1976)度から整備した。昭和53年(1978)度以降、流雪溝の整備は一段と促進され、各地域でも地下水や自然水を水源とした流・融雪溝が整備されている。

大量の雪は、人々が生活するにはわずらわしく感じるが、反面、本市の自然環境にうるおいをもたらす貴重な水資源であるとともに、「かまくら」などの冬の伝統行事をはじめ、雪国特有の衣食住や文化が生み出されるなど、雪にまつわる文化を育む源となっている。

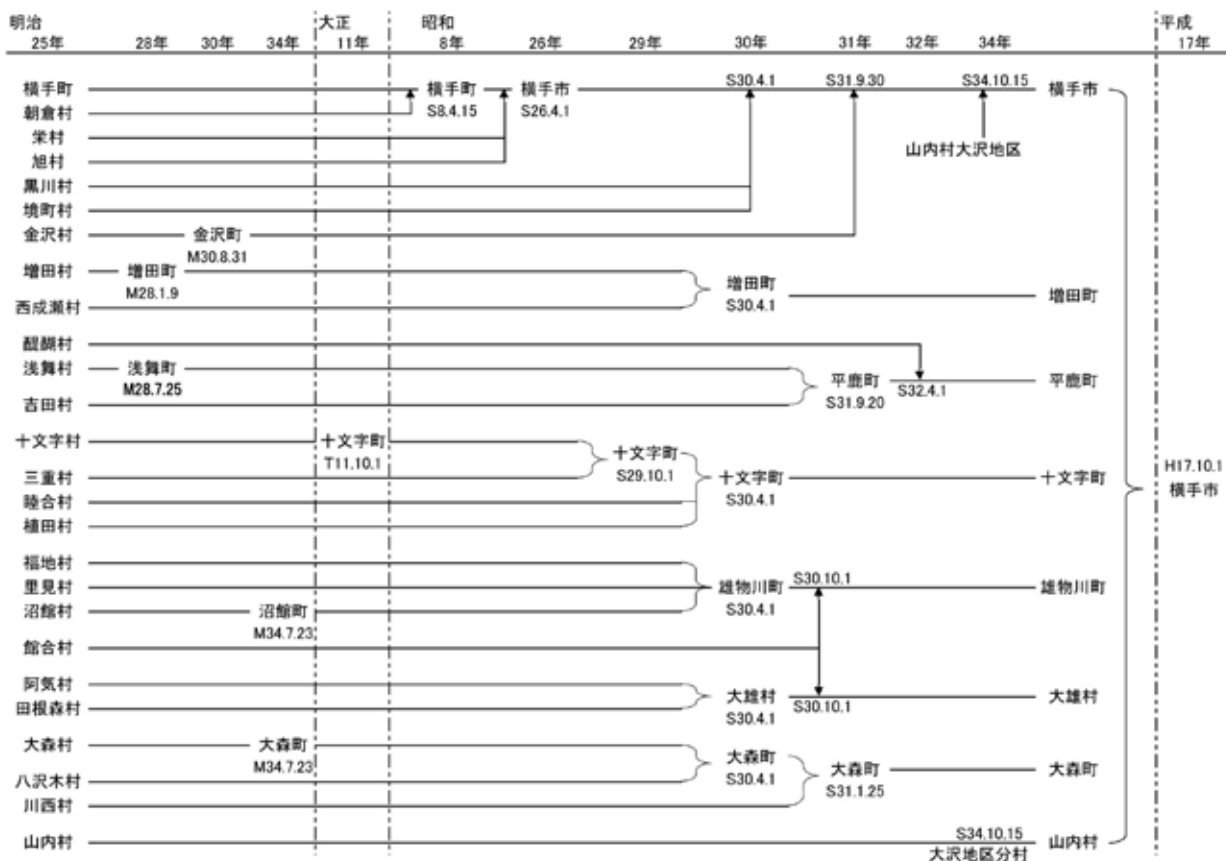
2 社会的環境

1. 市の沿革

現在の横手市域では、明治 11 年（1878）の郡区町村編成法施行により、行政区域としての平鹿郡が発足し、明治 22 年（1889）の「市制町村制」施行により、明治 25 年（1891）に 1 町 25 村が発足した。以降、大正 11 年（1922）までには金沢村、増田村、浅舞村、十文字村、沼館村、大森村が町になり 7 町 19 村となった。昭和 8 年（1933）に朝倉村を編入した横手町は、昭和 26 年（1951）、栄村・旭村を編入の上、市制施行して横手市となった。

昭和 28 年（1953）に「町村合併促進法」が施行されると、人口規模 8,000 人を基準とする町村の合併が当地域でも進められることとなる。昭和 29 年（1954）に三重村と合併した十文字町は、昭和 30 年（1955）に植田村、睦合村と合併した。同時期、旧横手市は境町村と黒川村を編入した。また、増田町は西成瀬村と、大森町は八沢木村と合併した。さらに、沼館町、里見村、福地村が合併して雄物川町が、田根森村と阿気村が合併して大雄村が誕生した。その後、館合村は雄物川町と大雄村へと分割編入し、翌昭和 31 年（1956）に大森町は川西村を、旧横手市は金沢町を編入している。同年、平鹿町は浅舞町と吉田村が合併して誕生し、昭和 32 年（1957）には平鹿町に醍醐村が編入された。昭和 34 年（1959）山内村の一部が旧横手市へ編入し、当地域における昭和の大合併が収束する。

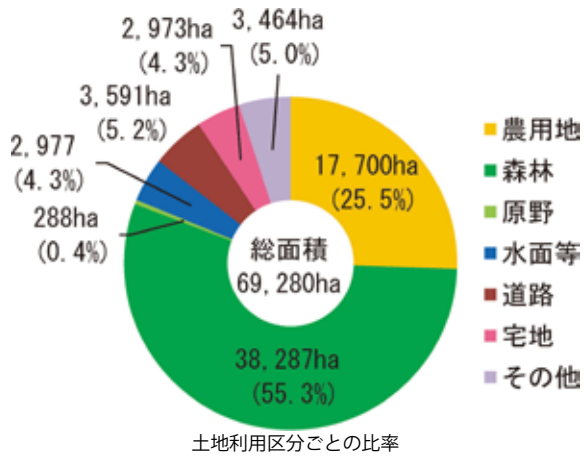
平成 17 年（2005）4 月 1 日に「市町村の合併の特例等に関する法律」が施行され、同年



主な合併の変遷

10月1日、横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の1市5町2村が合併し、県内で唯一の郡市一体合併として新「横手市」が誕生した。

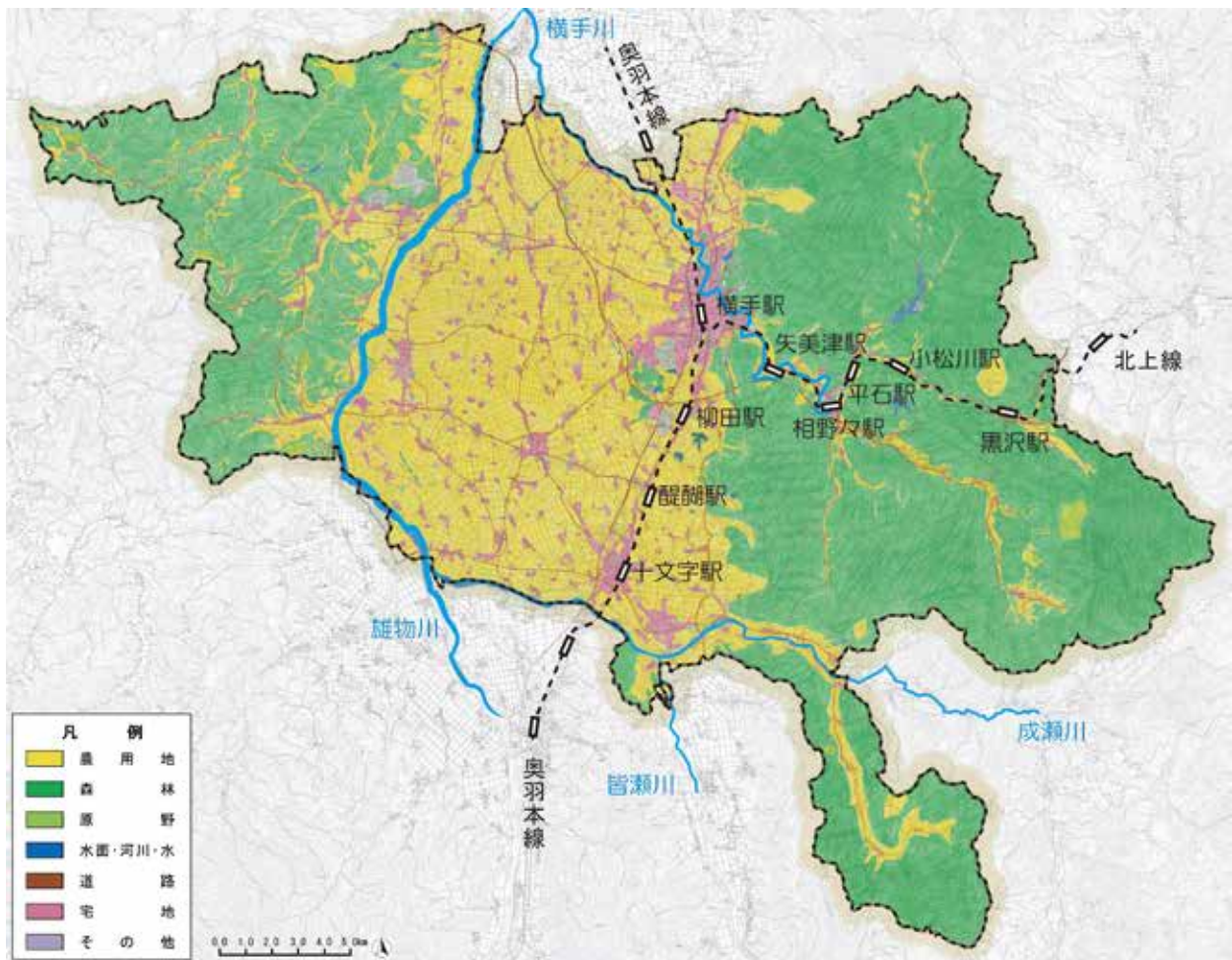
2. 土地利用



本市における平成27年(2015)10月時点の土地利用現況は、市域の総面積69,280ha(692.80km²)に対して、農用地が17,700ha、森林が38,287ha、原野等が288ha、宅地が2,973haなどとなっており、総面積の25.5%を農用地、55.3%を森林が占める。

近年、人口減少、少子高齢化が進行する中で、平成17年(2005)の市町村合併を機に、市街地や田園、山間の集落などが連携し、「田園都市横手」として、農村地域の保全が必要で

ある」という、これまでのまちづくり方針の大きな転換ともいえるコンパクトな土地利用の議論を行った。そして、平成21年(2009)に市街地周辺の農地を保全するための土地利用のルール設定などの方向性を示した「横手市都市計画マスタープラン」を策定した。「横手

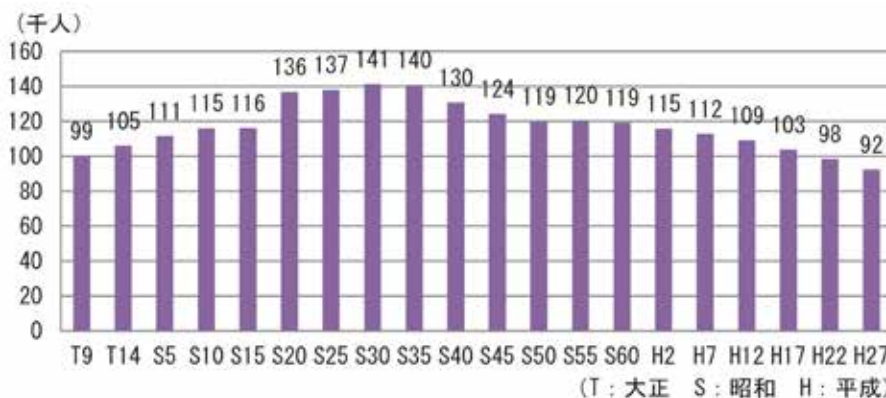


市都市計画マスタープラン」は、平成 31 年（2019）3月に改正した。

その後、横手地域と増田地域、平鹿地域、十文字地域の一部に指定されていた 9,803ha の都市計画区域を、市域の山林を除く 28,018ha の平坦部一帯に拡大した。また、平成 23 年（2011）には、用途地域が定められていない土地の区域において、「特定用途制限地域」を決定するなど土地利用や建物立地の規制・誘導施策を実施している。用途地域の構成では住居系が約 61.7%、商業系が 13.5%、工業系が 24.8%であり、特定用途制限地域では、都市近郊型、沿道拠点型、地域拠点型、田園居住型の各地区を決定している。

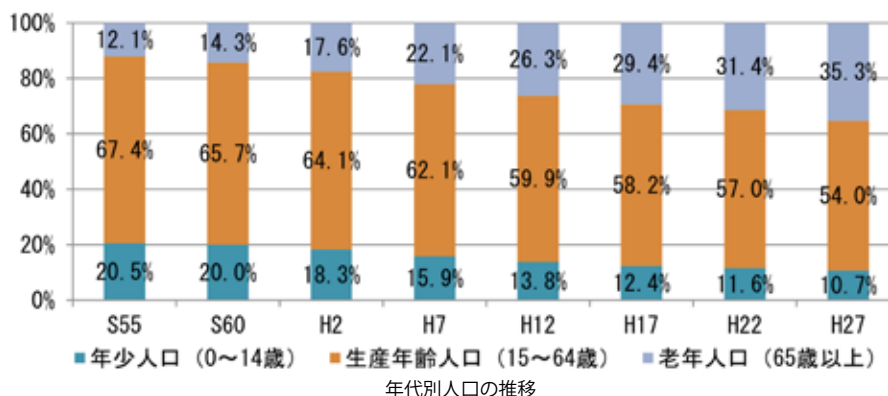
3. 人口

本市の人口は、戦中から戦後にかけて急増し、昭和 30 年（1955）にピークである 141,178 人となった。その後、高度経済成長により多くの若者が進学や集団就職などで大都市圏へ流出し、昭和 50 年（1982）にかけて人口は急激に減少した。以後、現在に至るまで減少傾向が続いている。市町村合併の平成 17 年（2005）に実施された国勢調査での人口は 103,652 人であったが、平成 22 年（2010）には 98,367 人となり、平成 27 年（2015）では 92,197 人と、合併後の 10 年間で 1 万人以上が減少している。自然増減については、平成 2 年（1990）までは出生数が死亡数を上回っていたが、以降は自然減が続いている。



人口の推移

年齢 3 区分別の人口では、生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 55 年（1980）以降、減少傾向が続いており、平成 3 年（1991）には老年人口（65 歳以上）と年少人口（0～14 歳）の逆転が始まっている。老年人口は以後も増加を続けており、一方で減少の一途にある生産年齢人口に迫りつつある。



年代別人口の推移

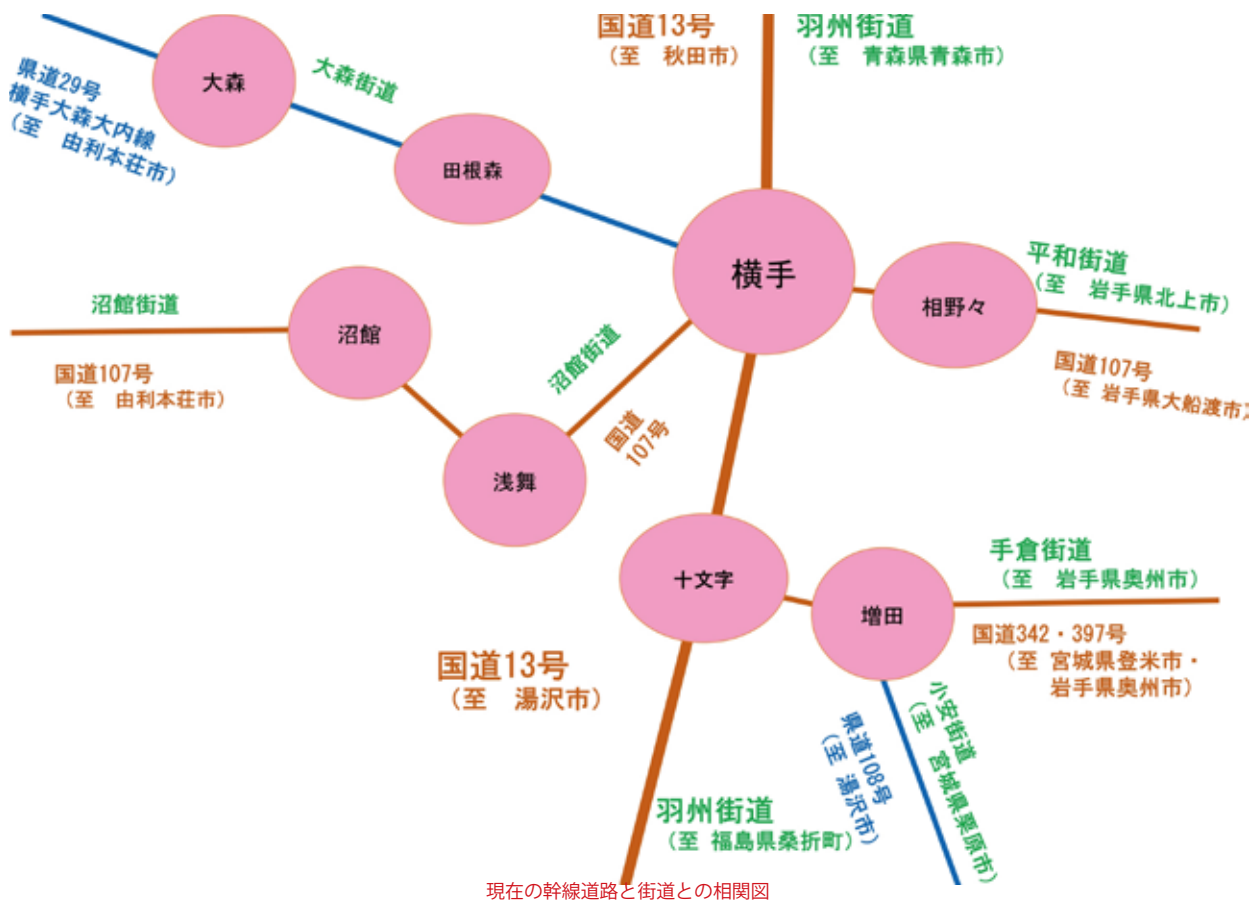
4. 交通

(1) 道路網

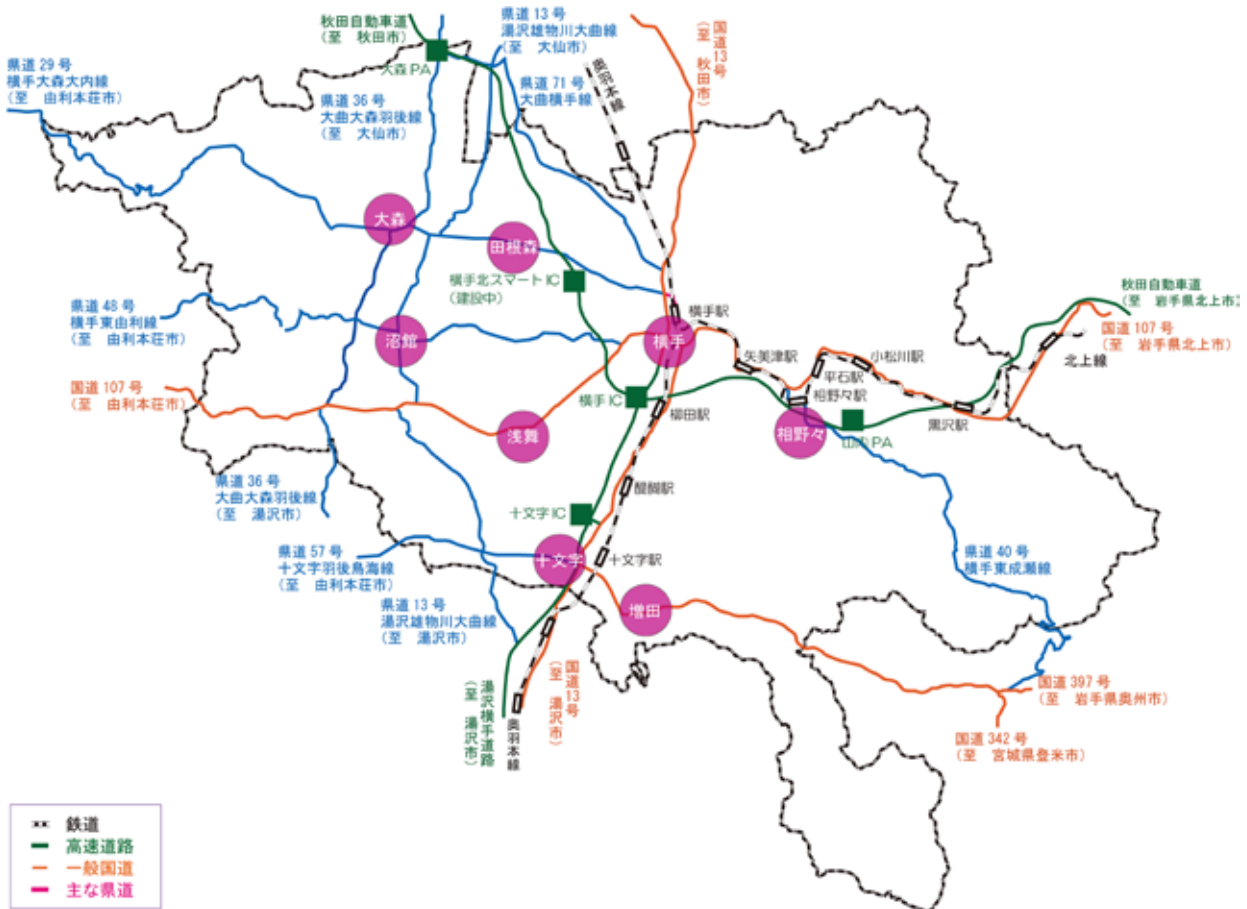
本市には、羽州街道や脇街道など古くからの道路網があり、その街道の多くが近世までに整備され、江戸時代以降、●●街道¹とよばれた。

現在、福島県福島市を起点に本市を南北に縦断して秋田市を終点とする国道13号は、羽州街道にほぼ沿った位置で通る。また、岩手県大船渡市を起点に、本市を東西に横断して由利本荘市を終点とする国道107号は、現在の岩手県北上市から横手地域中心部を結んでいた平和街道（明治期に整備）及びここから西に伸びる沼館街道に沿った形で通る。さらに、宮城県登米市を起点とし十文字地域を終点とする国道342号は、岩手県奥州市水沢区から増田地域に通じる手倉街道に沿った形で通り、古くから広域的な交流が行われていた。その他、現在の主な県道として、西の出羽山地を越えて由利本荘市とを結ぶ主要地方道横手大森大内線、大仙市方面には主要地方道大曲横手線、市域西部の一級河川雄物川沿いを南北に縦断する主要地方道大曲大森羽後線、主要地方道湯沢雄物川大曲線などが通る。

高速交通網については、平成3年（1991）の東北横断自動車道釜石秋田線の横手～秋田間の開通を皮切りに、平成9年（1997）には横手～北上間（以上、秋田自動車道）、そして東北中央自動車道（横手～福島相馬）の横手～湯沢間（湯沢横手道路）が開通した。現在は、湯沢インターチェンジから雄勝こまちインターチェンジまでが延伸されている。



1 こうした呼称は江戸時代から用いられている。久保田藩主佐竹義宣が慶長9年（1604）に一門などの重臣を道作奉行に命じ、中世までに発達した交通路を整備し領内の街道整備を開始した。1600年代中頃までに羽州街道やそこから延びる脇街道の整備が完了したとみられる。



主な道路・鉄道路線図

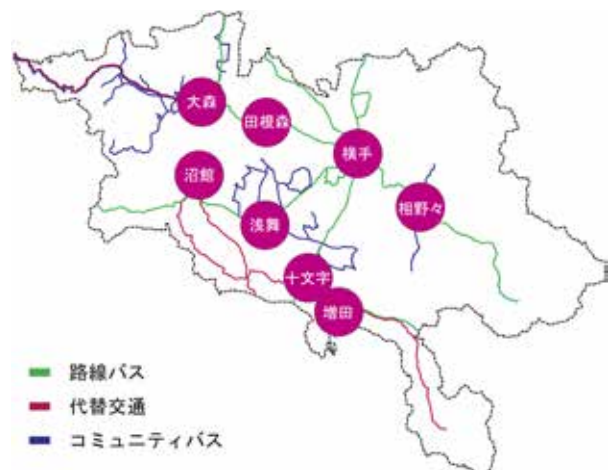
(2) 公共交通網

鉄道は、明治38年（1905）に本市を南北に縦断する奥羽線が開業し、横手駅が営業を開始した。大正13年（1924）には横手駅から東に延びる横黒線（現在の北上線）が開業した。本市域の駅数は奥羽本線に4駅、北上線に6駅が存在する。横手駅は、平成19年（2007）からの「まちづくり交付金事業」の施行により平成23年（2010）9月26日には新しい駅舎が、同年10月1日には東西自由通路が使用開始となった。



横手駅と中心市街地

乗合バスについては横手駅隣接の横手バスターミナルを起点として、放射状に路線が展開している。自家用車の普及や人口減少などの要因により、市内完結路線のほとんどが赤字路線であり、路線改廃が進んできたが、廃止となったバス路線の一部においては、代替交通（乗合バス、乗合タクシー、コミュニティバス）の運行を行ってきた。平成24年（2012）に横手デマンド交通（デマンド型乗合タク



公共交通図

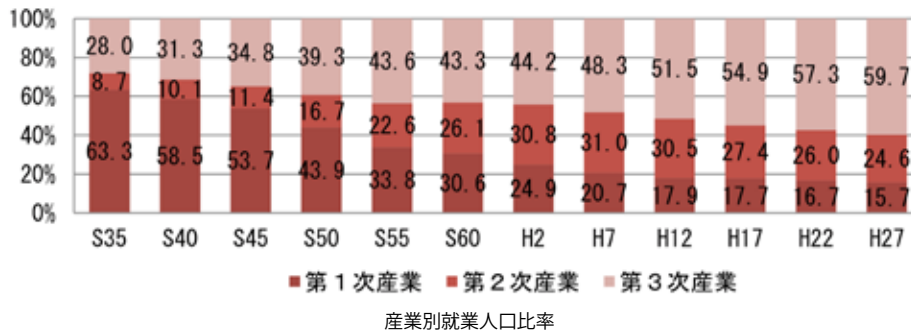
シー)の実証実験を行い、平成25年(2013)10月には本格運行に移行し、横手駅を中心とした市街地中心部の公共施設、医療機関、商業施設などの主要施設を循環する「循環バス」の運行も開始した。また、仙北市田沢湖駅前を出発し、横手バスターミナルを経由して東京の浜松町バスターミナル等に到着する夜行高速バスや、羽後交通株式会社湯沢営業所または大曲バスターミナルを出発し、横手バスターミナルを経由して宮城県仙台駅に到着する高速バスが運行している。

5. 産業

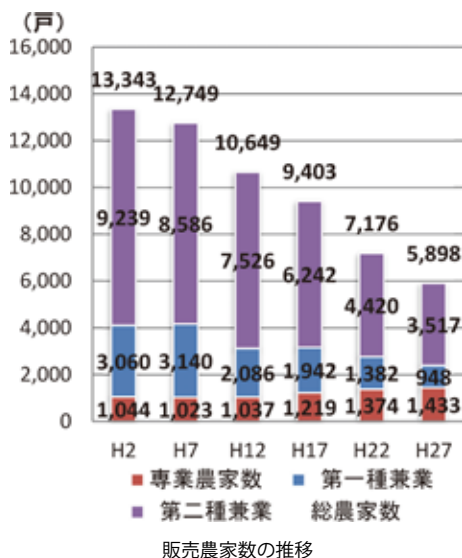
(1) 産業別就業人口

本市における就業者人口は、昭和35年(1960)の64,501人から平成22年(2010)には47,396人と50年間で17,105人、率にして26.5%減少している。

昭和35年(1960)に63.3%を占めていた第1次産業の就業人口は、総就業人口の減少率を上回る状況で減っており、一方で第3次産業の就業人口の増減が微少であるために、結果として第3次産業の比率が増加している。



(2) 農業



本市の農業は、恵まれた自然環境に加え豊穡な土壌や水利条件により、県内でも有数の農産物の生産地として発展してきた。経営耕地面積は、総面積の約2割を超え、そのうち水田面積は約9割を占め、水田農業中心の農業構造となっている。また、りんごやぶどうなどの果樹・畜産をはじめ、転作作物としてホップやそばなどの土地利用型作物、すいかやアスパラガスなどの振興作物の作付拡大による農業の複合化も進んでおり、農業は市の基幹産業となっている。しかし、農家戸数や農業就業人口は減少傾向にあり、農地面積や生産農業所得も減少してきているが、市場評価の向上を図るため、優良品種の導入や販売戦略の構築を進めている。

県内で有数の生産量を誇るりんごを始め、さくらんぼ、ぶどう等の果樹については、光センサー選果機を備えた集出荷施設の整備などにより市場で高い評価を得ている。野菜につい

ては、アスパラガス、えだまめ、すいかなどが高品質で市場評価が高まっており、えだまめについては、昭和40年（1965）代からの減反政策^{げんたん}により本市を始めとする県南部で栽培が始まり、秋田県では平成22年（2010）に生産者と行政から成る「えだまめ販売戦略会議」を発足させ、「えだまめ日本一」を目指している。花きについては、キクやトルコギキョウのほか、冬期出荷のシンビジウムなど、露地と施設による多くの品種で栽培技術の確立が進んでいる。

(単位：百万円)

	アスパラ	えだまめ	トマト	きゅうり	すいか	りんご	ぶどう	花き	しいたけ
平成20年度	330	234	188	188	1,504	1,666	211	636	1,513
平成21年度	285	260	213	199	1,015	1,767	272	633	1,739
平成22年度	241	173	182	187	1,189	1,391	203	612	1,801
平成23年度	179	219	217	201	976	614	119	561	1,806
平成24年度	170	188	152	183	1,157	616	167	555	1,826
平成25年度	157	173	156	208	1,099	758	169	538	1,842
平成26年度	134	195	147	246	1,056	674	148	590	2,008
平成27年度	141	209	157	268	1,352	708	181	617	1,999

主要な農作物の販売額状況

(3) 林業

本市の総面積 69,280ha の約 55.3% が森林面積であり、さらに森林面積の約 95% が民有林で、その割合は高くなっている。スギ人工林は、戦後の施策により植林され、中でも昭和40年（1965）代をピークに昭和60年（1985）代まで造林運動が進められてきたが、現在の樹齢別構成は45年生以下の若・幼齢林が63%を占めているため、大部分が除伐・間伐等の保育の必要な時期にある。

雄物川流域の杉人工林資源は年々増加しているが、木材価格の低迷や林業経営者の意欲の低下、国産材の生産・流通構造の改革の遅れ等に直面し、厳しい状況におかれている。このため、立木調達から製材・加工・流通販売に至る企業間の連携を進め、地域材の地産地消に関する住民及び建築主への浸透を図り、公共施設の木造化や内装木質化、公共土木事業でのスギ間伐材の利用促進等の施策を進めている。

また、特用林産物の中でもきのこ栽培は周年栽培が可能な品目であり、とりわけ「菌床しいたけ^{きんしょう}」は生産量及び販売額とも年々増加し、近年は菌床しいたけ産地として、ロットの大きさや品質で市場での高い評価を得ている。



菌床しいたけ

(4) 商工業

本市の卸売業及び小売業を営む事業所数は、昭和63年（1988）度は2,693事業所、年間販売額242,334百万円であったのに対し、平成9年（1997）度は2,275事業所、年間販売額313,055百万円と販売額は向上した。しかし、それ以降事業所数、年間販売額が年々減少し、平成26年（2014）度は1,189事業所、年間販売額198,576百万円となっている。

	事業所総数（店）			従業者総数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業	計
昭和63年	346	2,347	2,693	2,444	8,247	10,691	136,611	105,723	242,334
平成3年	411	2,281	2,692	2,977	7,869	10,846	168,606	114,520	283,126
平成6年	370	2,126	2,496	2,677	7,769	10,446	173,138	129,956	303,094
平成9年	346	1,929	2,275	2,588	7,498	10,086	174,693	138,362	313,055
平成11年	379	1,911	2,290	2,792	8,245	11,037	135,563	126,956	262,519
平成14年	320	1,664	1,984	2,415	7,716	10,131	113,410	124,184	237,594
平成16年	339	1,575	1,914	2,509	7,804	10,313	118,167	122,486	240,653
平成19年	289	1,407	1,696	2,209	7,082	9,291	107,794	113,372	221,166
平成24年	269	1,177	1,446	1,933	6,719	8,652	89,175	98,515	187,690
平成26年	221	968	1,189	1,696	5,597	7,293	88,309	110,267	198,576

商業の推移

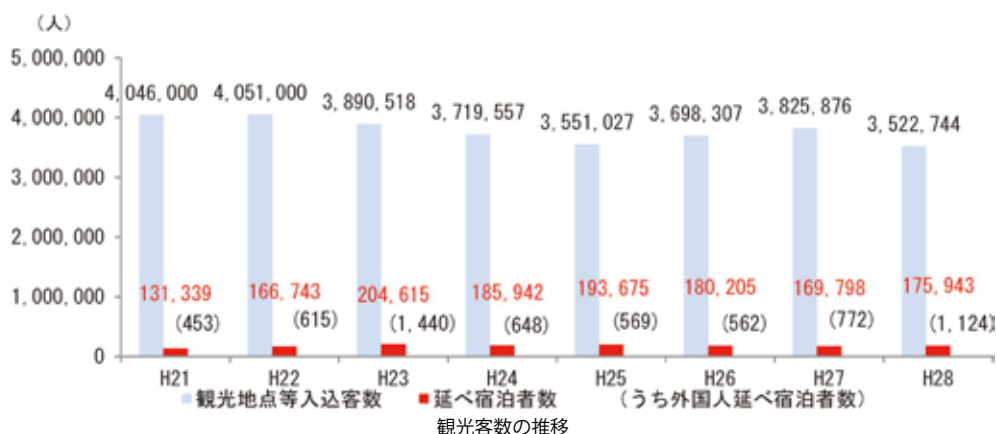
平成3年（1991）の東北横断自動車道釜石秋田線の横手～秋田間の開通を皮切りに、横手インターチェンジ付近に県外資本の大型店が集中して出店したことに加え、中心市街地の商店街は個人自営業者の高齢化、後継者不足などにより空洞化が進み、倒産や廃業など経営環境は一層厳しさを増している。

この平成3年（1991）頃までの本市の製造業を支えた業種は、事業所数では衣服製造業で、製造品出荷額では自動車関連の輸送用機械器具製造であった。現在、秋田県内で最も自動車関連企業の集積する地域となっており、工業生産の主力は輸送機械と電気製品であるが、バブル崩壊後の金融引き締め政策や生産拠点の海外移転、納入先の経営見直し等により、市内の工場は閉鎖や倒産に追い込まれる等大きく影響を受け、小売業の事業所数は平成6年（1994）と比較すると、半数以下に落ち込んでいる。

なお、市内には「横手工業団地」「横手第二工業団地」「柳田工業団地」「八萩工業団地」「福地工業団地」があり、そのうち横手、八萩、福地工業団地はすべて分譲され稼働済である。また、横手第二工業団地については、近年、新規企業の立地が進み、総工業用地面積約35haのうち約12haが分譲済となっている。その他についても秋田県と本市とが一体となって新規企業の誘致に努めている。

（5）観光

本市は、横手盆地の肥沃な大地や特有の気候風土により、四季折々の美しい自然や良質な農作物を育ててきた。そのような横手のまちで心豊かに暮らす人々が守り伝えてきた伝統の



観光客数の推移

祭りや歴史、東北ならではの食文化に出会うため、多くの観光客が訪れており、平成28年(2016)の秋田県観光統計及び観光庁宿泊旅行統計調査報告によると、同年には約352万人の観光客が横手市を訪れ、約17万6千人が市内に宿泊している。

冬の伝統行事「横手のかまくら」をはじめ、^{ゆうそう くれい ほんでん}勇壮華麗な「梵天奉納行事」など、横手の人々が守り受け継いできた四季の祭りのほか、平成25年(2013)12月27日には明治・大正時代の繁栄を今に伝える伝統的な町並みや^{うちぐら}内蔵が残る「増田の町並み」が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、多くの観光客が当地を訪れている。また、美術館や体験工房などを有する「秋田ふるさと村」なども観光客で賑わっている。

さらに、平鹿地域の浅舞公園には、梅や桜、松などの樹木約5千本、100種類50万本のあやめ(花菖蒲)が植えられており、季節を通じて親しめる憩いの場となっている。6月下旬から7月上旬の「あやめまつり」には約5万3千人の観光客が訪れる。

雄物川地域の雄物川河川公園は、1周1.3km、幅10mの舗装路や噴水、せせらぎ水路などが整備され、水遊びを楽しむ子ども達や、インラインスケートやジョギング、バーベキューを楽しむ人達で賑わっている。国土交通省が実施した平成21年(2009)度「川の通信簿」では「5つ星」の評価を受けており、約1万8千人が訪れている。

大森地域では、大森リゾート村の斜面8,000㎡に赤、白、ピンクなどの6種類22万本の芝桜が植えられ、5月の「芝桜フェスタ」には約3万5千人の観光客が訪れている。

本市の南の玄関口である十文字地域には、国道13号沿いに「まめでらが～道の駅十文字」がある。道路情報提供施設に併設された農産物直売施設と特産品販売施設は、地元で採れた新鮮野菜や果物、山菜や加工品など豊富な品揃えで、秋田県内の道の駅でも屈指の売り上げを誇る人気の直売所であり、年間約63万6千人が訪れている。

山内地域で9月に行われる「いものこまつり」では、地域特産の里芋である山内いものこをピラミッド状に積み上げ、その高さを競う「全国いものこピラミッド競技大会」が行われ、約3万9千人の観光客が訪れている。

大雄地域は、6月前後に各集落で鹿島行事が開催されるほか、一面の花畑である「たいゆう緑化園」では、色とりどりの花を楽しむことができる。また、特にホップの生産が盛んで、大手ビールメーカーへの提供でも知られており、これを利用した収穫体験ツアーも開催されている。



あやめまつり



芝桜フェスタ



道の駅十文字



いものこまつり

3 歴史的環境

横手市の区域は、地理的環境から奈良時代に現在の市域とほぼ同じ区域で「平鹿郡」が設置されたことに端を発し、古代から一つの地域としてまとまって来た。市内には、旧石器時代から近世までの遺跡が途切れることなく、現在まで600ほどが確認されている。

1. 原始（旧石器時代 - 弥生時代）



岩瀬遺跡の遺物



神谷地遺跡の環状集落



原始～古代の遺跡等位置図

- ①岩瀬遺跡
- ②梨ノ木塚遺跡
- ③神谷地遺跡
- ④手取清水遺跡
- ⑤オホン清水日遺跡
- ⑥一本杉遺跡
- ⑦釘貫遺跡
- ⑧大鳥井山遺跡
- ⑨沼橋（推定地）
- ⑩金沢橋（推定地）
- ⑪波宇志別神社



オホン清水B遺跡の土器

旧石器時代から縄文時代前期の遺跡は、盆地中央部では確認されず、奥羽山脈及び出羽山地のまわりの低丘陵や台地で確認される。縄文時代草創期から早期（約14,000-6,000年前）の遺跡としては、日本最古の石匙が出土した横手川の河岸段丘上にある岩瀬遺跡（山内地域）などがある。縄文時代前期（約6,000-5,000年前）の遺跡は梨ノ木塚遺跡（増田地域）などがあり、竪穴住居からなるムラが生まれ、定住生活が始まる。縄文時代中期以降になると一段低い段丘面や丘陵裾野から、やがて盆地の沖積地内にムラが形成されるようになる。こうしたムラは、中央広場を取り囲むように住居が配置された「環状集落」が一般的になってくる。中期（約5,000-4,000年前）の遺跡としては神谷地遺跡（雄物川地域）などがある。晩期（約3,000-2,300年前）になると盆地内に遺跡が点在し、遺跡数が最大になる。

弥生時代（約2,300-1,800年前）になると、大陸から九州に伝わった稲作農耕が次第に北へ広がり、本市域においても稲作が行われていたことが想定されるが、発掘調査では確認されていない。弥生時代の遺跡は、手取清水遺跡（横手地域）などのように沖積地に分布し、確認される土器には縄文がある。この時期は寒冷な気候であったため、縄文時代的な生活を続けながら、稲作を受け入れる過渡期と考えられている。

5世紀になると古墳文化が北進し、本市域でも確認されるようになる。オホン清水B遺跡（横手地域）や一本杉遺跡（平鹿地域）など、竈を持たない竪穴住居からなる集落が営まれるようになった。オホン清水B遺跡では、都に近い地域のものと思われる県内最古の須恵器有蓋高坏や土師器が大量に出土した。一本杉遺跡では、中央政権と繋がりのある人々によって営まれた5棟の建物からなる集落跡が秋田県内で初めて確認された。

2. 古代（古墳時代 - 平安時代）

飛鳥時代（7世紀）は、日本が律令国家として始動した時期で、本市域においては7世紀中頃、盆地中央部の微高地に、長い煙道の竈を持つ方形の竪穴住居で構成される集落が形成される。100年間継続したと考えられる釘貫遺跡（雄物川地域）が代表的なものである。



釘貫遺跡の竪穴住居跡

奈良時代になると、律令国家の地域支配が進み、天平宝字3年（759）には同時に雄勝・平鹿二郡が設置され、本市域を指す平鹿郡が初めて史上に現れる。文献上、横手には雄勝城と平鹿郡府（役所）の存在が考えられる。平安時代のはじめ、律令国家の影響力は横手盆地北部まで伸び、律令国家の役所として払田柵（大仙市・美郷町）が造られた。中山丘陵では、須恵器を焼く窯の数がピークを迎え、さらに北陸からの伝播と思われるロクロ土師器窯も確認されるようになり、生産量・器種数ともに北東北随一の規模を誇る焼き物の生産地となった。

◆大鳥井山遺跡と金沢柵

大鳥井山遺跡（横手地域）は、発掘調査によって、寺院の可能性が高い四面廂建物跡、巨大な土塁と堀、櫓、柵列などの遺構、大量の「かわらけ」と呼ばれる素焼きの器が出土したことから、前九年合戦（1051-1062）や後三年合戦（1083-1087）にその名がみられる清原氏に係る遺跡として、平成22年（2010）に国の史跡に指定された。また、大鳥井山遺跡は、日本列島史における武士の居館及び山城の最も早い事例の遺跡としても高く評価されている。前九年合戦では、大鳥井山に居を構える清原光頼が源頼義の懇願を受けて1万もの軍勢を派遣し、陸奥国の豪族・安倍氏一族を滅亡に導いている。後三年合戦は、沼柵（雄物川地域〔推定地〕）と金沢柵（横手地域〔推定地〕）を主な戦場とする戦いで、各地に伝わる伝承も多く市民にとってもなじみが深い。このため、古くから史跡巡りツアーや遺跡の顕彰活動などが継続して行われている。金沢柵を源義家と共に攻め落とした清原清衡は、のちに姓を藤原に戻し、現在の世界遺産平泉の基礎を築いたことで知られる。清衡が平泉に造った館である柳之御所遺跡は、大鳥井山遺跡と立地や構造が類似しており、本市域と世界遺産平泉には深い繋がりがあると考えられている。



大鳥井山遺跡の土塁と堀

◆波宇志別神社

本市西部の大森地域には、延長5年（927）に編さんされた『延喜式神名帳』にその名が記載される波宇志別神社があり、重要文化財である波宇志別神社神楽殿は、室町時代の建築様式で建てられた秋田県内で最も古い木造建造物である。この神社で行われる重要無形民俗文化財である保呂羽山の霜月神楽は、周囲の神官が集って行う「寄合神楽」であると共に中央の釜で湯を沸かしながら行う「湯立神楽」である。伊勢神道の流れを汲み、神子が



保呂羽山の霜月神楽

神のお告げを伝える託宣たくせんの中に中世の戦国武将の名が登場することから、中世には神楽が成立していたと考えられている。

3. 中世（鎌倉時代 - 安土桃山時代）

文治5年（1185）、源頼朝が平泉の藤原氏を奥州合戦で滅亡させた後、秋田県域には新たに鎌倉御家人るけにんが入部する。横手では尾張国おわり（愛知県）から松葉惟泰まつばこれやすが入部し、平鹿郡を本拠として平賀氏ひらがを名乗り、平鹿郡地頭職じとうを確立した。同じように雄勝郡などの地頭職を得た小野寺氏は雄勝郡稲庭いなにわを本拠とし、室町幕府との関係を強化させ、やがて幕府を支える有力者を指す「屋形やかた」と呼ばれるようになり、横手盆地のみならず最上郡や由利郡にまで勢力を拡大した。

小野寺氏おのでらの本格的な本市域への進出は、植道たねみちが大永年間（1521-1528）に稲庭城はるみちを晴道に譲り、自らは平鹿郡西部の沼館城ぬまたてを本拠地に定めたことによる。沼館城は、後三年合戦の戦場となった「沼柵」を改修したものと伝わり、面積約20万㎡の自然地形を利用した大規模な平城である。沼館へ移った植道は横手盆地の盟主として支配を広げていった。植道の子・輝道てるみちが朝倉城（横手城）を完成させたのは諸説あるが、天正7年（1579）頃ともいわれる。



沼館城跡の土塁

この他にも小野寺氏は、金沢城（横手地域）・増田城（増田地域）あさまし・浅舞城（平鹿地域）おおもり・大森城（大森地域）などに一族の者や重臣を置いて支城とし、平鹿郡における足場を拡大していった。横手城はもちろん、こうした支城が置かれた集落は地域の中心となる中心集落や在郷町となり、現在の本市の都市形成の基礎は小野寺氏によって築かれたと考えられる。

その後、豊臣秀吉とよとみひでよしの奥州仕置おうしゅうしや太閤検地たいこうによって、自領であった雄勝郡及び増田を含めた平鹿郡南部が山形庄内やまがたしょうないを本拠とした最上氏もがみの勢力下となるなど、小野寺氏の支配域は変容していく。

4. 近世（江戸時代）

徳川家康とくがわいえやすの命に背いたことにより、慶長6年（1601）に小野寺氏が改易されると、秋田は佐竹義宣さたけよしのぶの領地となった。佐竹氏の祖は、後三年合戦において、都から兄である源義家のもとに駆けつけた源義光よしみつである。義宣は自らの本拠地を海に近い久保田くぼた（秋田市）あきたの地に定め、久保田藩（秋田藩）の政治を行うこととなる。そして広大な領地を治める藩政の一拠点として横手には須田盛久すだもりひさなど直臣じきしんを配置して支城とした。5代からは戸村氏とむらが横手城代となり、以降、幕末まで戸村氏一族が城代を勤めることとなる。

関ヶ原の戦い後、横手にあった城はほとんどが廃城となり、残されていたものは横手城のほか金沢城・増田城・浅舞城・大森城であった。これらの城は南北・東西の主要街道沿いにあり、さらに雄物川に流れ込む支流沿いに位置しており、河川交通も意識したものと考えられる。慶長20年（1615）の一国一城令発令の際には横手城のみ存続するが、他は城が破却されるも、それぞれが地域の主要都市としてあり続けた。

佐竹氏は、歴史ある波宇志別神社を手厚く保護するとともに、縁のある金澤八幡宮（横手地域）や浅舞八幡神社（平鹿地域）、沼館八幡神社（雄物川地域）などの八幡神社も篤く庇護した。また、鹿島信仰の広がりや、17名で編成され、独自の狂言を加えた神舞である金沢ささら舞（横手地域）などの芸能は、常陸国から佐竹氏がもたらしたといわれる。江戸時代を通じて、横手城下は地域政治や経済、交通の要として発展し、武家の左義長と町人の水神信仰が融合した「かまくら」や、巻き狩りが起源とも伝わる「旭岡山神社の梵天」（横手地域）、飢饉の死者を吊う「横手の送り盆」（横手地域）などの祭りが行われるようになった。



金澤八幡宮



かまくら

佐竹氏の安定した治世の下、増田や浅舞、沼館などにおいても独自の祭りや芸能が発達した。例えば、梵天行事は増田地域の「三所神社の梵天」や平鹿地域の「荒処の沼入り梵天」、大森地域の「三助稲荷神社の梵天」、大雄地域の「長太郎稲荷神社の梵天」などのように、中心集落周辺で地域ごとに独自の発展を遂げ、現在に伝わっている。この他にも、増田地域の八木番楽や平鹿地域の深間内神楽、十文字地域の仁井田番楽などの伝統芸能が伝わっている。

◆横手城

近世横手城は、山城と内町にある堀・河川から構成される平山城で、その面積は約36万㎡と広大である。西側の崖の中央部に大手門が位置し、『宝暦留書』（1751）等によると、南側に本丸、北側に二の丸、他に門9か所、柵門が2か所、井戸が2基あったとされる。



横手城縄張り図

城下は、横手川の水運と羽州街道を取り込んで近世の城下町として発展した。この川の城側には武家町である内町、外側には外町として町人町や寺院などが配され、外町は横手商業の発展とともに拡大していった。

◆近世の産業

秋田の基幹産業は農業・鉱山業・林業であった。近世前期に行われた検地は3度にも及び、十五野新田（十文字地域）や谷地新田（雄物川・十文字地域）といった「新田」という地名が市内各所で確認され、新田開発が盛んに行われていたことがわかる。この新田開発により、横手盆地が藩の石高の押し上げに貢献していたと考えられる。久保田藩は、寛政3年（1791）より殖産興業政策を行い、米以外に養蚕や紙すきを奨励した。県南では、文政9年（1826）に増田地域の縫殿河原に桑園が設置され、近隣の集落で養蚕が盛んになった。

鉱山業は、本市周辺にも多くの鉱山があったが、小規模なものが多い。大きなものとしては本市の資産家も投資を行い増田銀山と呼ばれた田子内鉱山（東成瀬村）と吉野鉱山（のちの吉乃鉱山、増田地域吉野集落）がある。吉野鉱山は、享保5年（1720）に銅鉱石の採掘が開始されたが、最大規模の鉱床が発見されて活況を呈するのは大正期である。

◆交通網の整備

陸上交通路は、福島から青森を結んで南北に延びる羽州街道（現 国道 13 号）、東の南部藩と結ぶ小松川街道（現 国道 107 号）、南の仙台藩と結ぶ手倉街道（現 国道 342 号）・小安街道（現 国道 398 号、県道 108 号）、西の矢島藩と結ぶ本荘街道（現 国道 107 号）のほか、波宇志別神社参道などが整備された。交通路の整備により、物資・情報流通の場として山内地域小松川・雄物川地域大沢及び大森地域八沢木に番所が置かれ、横手の城下、そして沼館・増田などの在郷集落が発展する土壌ができた。

主要街道である羽州街道には、横手と金沢（横手地域）の 2 か所に宿駅が置かれ、宿場町としても発展していった。本街道より枝分かれした脇街道筋にも定期市が開かれ地域経済の中心となり、横手、増田、浅舞、大森のほか、雄物川地域の今宿で定期市が立つようになった。

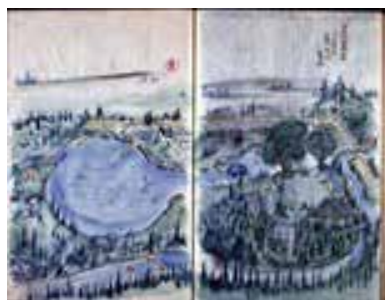


舟運の様子
船絵馬（深井八幡神社）より

また、雄物川とその支流が、水上交通（舟運）路として久保田城下までの年貢米など、物資の大量輸入を支えた。雄物川という名前も、佐竹の殿様に運ぶ川として「御物川」と名付けられたといわれている。本市東部は横手川、南部は皆瀬川・成瀬川が流れ、いずれも雄物川と合流する。雄物川沿いの大森・阿気・沼館・大沢・深井などには、舟運の集積地として「浜蔵」があった。農業・林業・木綿などの物資は上

流域では小舟で運ばれ、雄物川と横手川の合流地点である角間川で大船に積み替え、久保田城下の最大港である土崎港に集積された。これが日本海への水運となり、江戸・京都・大阪へ向かう一方、情報や文化をもたらすルートであった。

◆菅江真澄の地誌



琵琶沼図（雪の出羽路）

本市における近世の様子は、文政年間（1818-1830）に久保田藩に提出された菅江真澄（1754-1829）の地誌によるところが大きい。市内は『雪の出羽路』や『月の出羽路』などで網羅され、地名・風俗・伝承のほか、絵画描写も多く記録されており、往時の景観を知るための重要な資料となっている。本市域の大半の部分が記載される「雪の出羽路 平鹿郡」は、文政 7 年（1824）8 月から同 9 年（1826）5 月にわたって調査を行った際の記録であり、以後亡くなる文政 12 年（1829）までの間に仕上げられた。

◆幕末の動乱

慶応 4 年（1868）に戊辰戦争が起こり、横手城は落城する。奥羽越列藩同盟を破り官軍についた久保田藩に対し、仙台・庄内・米沢藩などの同盟軍が侵攻を開始した。地理的に南に位置していた横手では、増田（増田地域）・沼館（雄物川地域）など主要都市が次々に攻略され、横手城は炎上した。この戦いにより中世から続く建造物の多くが焼失したが、横手城下の地割りはそのまま残された。横手城跡は明治から昭和にかけて公園として整備され、現在も横手のシンボルとして市民に親しまれている。



幕末頃の横手城回想図

5. 近現代（明治時代 - 現代）

◆横手の行政区域

明治4年（1871）7月の廃藩置県により、久保田藩は秋田・山本・河辺・仙北・平鹿・雄勝の六郡が秋田県となり、12月には由利・鹿角の両郡を加えて現在の秋田県域が確定した。その後、明治・昭和の市町村合併を経て、平鹿郡に横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の8市町村が誕生した。昭和の大合併が終息したのは昭和34年（1959）である。長らく8市町村単位の行政区域が続いたが、人口減少や少子高齢化のほか、社会情勢の変化もあって、平成17年（2005）10月1日、いわゆる平成の大合併により現在の横手市が誕生した。

◆交通の変化

近世以降、雄物川舟運は内陸部横手の動脈であり、年貢米や各種物資の運搬はもとより、江戸・京都・大阪の情報や文化をもたらしルートであったが、明治に入り鉄道や道路の整備に伴い、物流の主役は陸上交通網に次第に変化していった。

羽州街道は、東北の日本海側の重要な交通路であり、松前（北海道）・津軽（青森県）・出羽（秋田県・山形県）を江戸と結びつける交通路であり、参勤交代の道であった。以降、羽州街道に沿って道路整備が進められ、昭和27年（1952）に福島 - 秋田間が国道13号となり、現在も物流の主要ルートとなっている。

国道107号は秋田県と岩手県を結ぶ街道で、古くは小松川街道、白木街道などが繋がって一本の路線を構成している。街道の大半は、屈曲しながら横手方向に流下する横手川支流と、山内黒沢川沿いに発達している段丘を縫う形で開削されている。秋田、南部両藩領間の交易が盛んになるにつれて交通路の改修整備の必要が唱えられ、明治13年（1880）、秋田県と岩手県は開削工事に着手し、明治14年（1881）に竣工し平和街道と名づけられた。

明治38年（1905）、日本鉄道会社によって羽州街道に並走するように整備が進められていた奥羽線の横手駅・十文字駅が相次いで開業し、福島から青森までの奥羽線全区間が開通した。なお、奥羽線は明治42年（1909）、奥羽本線に名称を変更している。これにより地域交通体系は舟運から陸路、鉄道基幹型へ移行し、奥羽本線を主軸とし、東方面の岩手県北上市とを結んだ横黒線（現北上線）に続き、西方面の横手 - 老方（由利本荘市）間を結んだ横荘線などが開通した。



奥羽本線横手停車場前

戦後は自動車の普及が進み、昭和46年（1971）には横荘線が廃線となった。平成4年（1992）に、山形新幹線の福島 - 山形駅間が、いわゆるミニ新幹線方式により開業した。また平成9年（1997）に、秋田新幹線の盛岡 - 秋田駅間が、ミニ新幹線方式により開業し、大仙市にある大曲駅が新幹線停車駅となったことにより、盛岡や仙台、東京方面がより近いものとなった。一方、秋田と東京とを結ぶ寝台列車や、福島とを結んだ特急列車は徐々に廃止され、平成11年（1999）の山形新幹線の新庄延伸によって、特急列車はすべて廃止された。

マイカー人口が増加し、自動車交通量は増加、道路は拡幅され、国道の付替や一部4車線化などの改修が継続して行われた。平成3年（1991）には東北横断自動車道釜石秋田線の横

手 - 秋田間が開通し、以後、高速交通網の整備が進められている。現在は、平成31年（2019）までの完成を目指し、横手北スマートインターチェンジの整備が進められており、観光振興や物流の効率化による地域経済の活性化に期待が寄せられている。

◆産業の近代化

明治政府以降の近代国家が成立する過程は激動の時代であったが、明治38年（1905）の奥羽線開通後、東京など遠隔地との物流が盛んになり、横手でも繊維産業などの工場や会社が数多く建設され、商業活動も活発化し、それに伴い銀行の設立も相次いだ。その他にも酒・醤油の醸造業や運送業、製材業などが鉄路の開通により販路を大きく拡大するなど、横手地域は多岐に渡り発展し、県南地方の中核都市として発展していった。また、増田地域では生糸・葉タバコの生産や発電事業、平鹿地域では果樹栽培など、産業の近代化が進められた。

鉱工業

明治以降に本市域で活発に採掘されていた鉱山は、吉野鉱山のみであった。江戸時代から採掘されたもののあまり業績が上がらなかった吉野鉱山は、大正4年（1915）に大規模な鉱床が発見され、銅鉱山として活況を呈し、全国各地からの労働者によって9,000人を超える鉱山町が形成された。（同年、吉乃鉱山に改称。）



増田水電真人発電所（昭和10年頃）

鉱山の好況による人口の増加は隣接する増田地域の経済も向上させ、地域経済や文化に大きな影響を与え、町の規模が拡大していった。明治28年（1895）に地元商人らの出資により増田銀行（現在の北都銀行）が設立されたことを契機に、既存の葉タバコや米穀、生糸関連業を基盤としながら酒造、味噌の醸造業、呉服や肥料の販売業など多様な業種が起こり、地域経済が活発化し、物資集散の商業の中心地、在郷町としても増田周辺が発展し、現在残る伝統的な町並みが形成された。

明治44年（1911）には、増田水力電気株式会社により横手町、増田村にも電灯を灯した。電力の需要は工業の成長とともに急増し、昭和初期には住宅4万戸以上に電力を供給し、北は旧阿仁町（北秋田市）から南は山形県との県境付近まで送電していた。

吉乃鉱山は、盛衰をくりかえしながら操業されたが、昭和20年（1945）以降は、戦時中の乱掘のため荒れ、労働力の不足や鉱石の品質低下で昭和32年（1957）に閉山となった。こうした市内の産業の発展に大きく寄与した施設の一部は現在も残されており、地域住民らによって保全が行われ、地域の歴史を伝えるものとして大切にされている。

なお、本市では後述する繊維産業以外の第二次産業が育たず、県や市町村は、昭和36年（1961）頃から企業誘致を実施している。工業用地の造成や設備投資への補助、税の減免を行い企業の誘致に力を入れており、秋田県の企業誘致数は昭和36年（1961）から平成30年（2018）現在まで650社を超える。しかし、経済状況の変化などにより約4割が操業を中止し、また、近年は年間の誘致件数が一桁台となっている。このため、現在は企業誘致一辺倒から脱却し、地道に人・企業を育てる戦略への転換が模索されている。

繊維産業

産業の近代化は繊維産業から始まった。なかでも養蚕は、かねてから農家の副業として行われていたが、1800年代になって広く普及した。生糸の生産量は明治初期の段階で平鹿郡・雄勝郡で秋田県全体の77%を占めており、平鹿郡は雄勝郡に次いで養蚕の盛んな地域であった。郡内で蚕の飼育者が多かったのは横手地域と増田地域であり、生糸の密売防止や品質向上を目的として明治9年（1876）に「生糸改増田村分社」が設立された。

明治の後半になると、増田町内の長坂又兵衛や高田重右衛門らが新しい桑樹仕立法を発案し、「秋田式桑樹仕立法」として広く県内外に普及した。こうした要因も重なって、明治42年（1909）には平鹿郡立農事講習所が増田地域に設置されている。

藩政期から知られていた「横手木綿」は、重要な産業のひとつとして栄え、大正7年（1918）、横手地域に横手織物株式会社が設立され、県内初の動力織機20台を導入、大正末期には17業者、動力織機448台で年間36万反を生産する県内織物産業の中心地になっていった。

昭和に入ると県内の綿織物の8割以上が横手で生産され、秋田県繊維工業試験場も昭和29年（1954）に設立されたが、その後は化学繊維の普及や中央の大手繊維企業との競争により徐々に衰退していった。昭和の終わりから現在に至るまでは、繊維関連の誘致企業や地元資本の縫製工場などが市内で操業している。また、織物と共にあった染色業は、その数は少なくなったものの現在も伝統的な技術をもとに営業を続けている。



横手織物株式会社の工場内部

農業

横手の経済を支えていた最大の産業は稲作を主体とする農業だが、明治以降は稲作以外の果樹や野菜生産の模索が行われてきた。明治政府が殖産興農の施策として欧米各国の果樹苗木を導入し、これを受けて明治9年（1876）に平鹿地域の伊藤謙吉がりんごの苗木を購入し、県内で初めてりんごの栽培を始めた。当時の米の価格に比べてりんごは高値で取引されたことから各地に栽培が広がり、本市東部の斜面地に広がる果樹園の風景が形成された。また、横手地域大沢地区及び隣接する山内地域大沢地区で行われるぶどう栽培の歴史も古く、明治21年（1888）頃の始まりとされ、本市西部の大森地域を加えた東西の山地斜面などで広く栽培されている。

この他、減反政策の開始などにより生産が拡大した大雄地域のホップ栽培や雄物川地域のすいか栽培のほか、酪農や養蜂、そ菜、花き、葉タバコなど換金作物の栽培も試みられ、複合的な農業経営が行われている。

6. 歴史に関連した主な人物

◆古代

清原 光頼 平安時代 11世紀中頃

出自不明。11世紀中頃、出羽山北俘囚主（横手盆地一帯を統治する者）として出羽地方の北部を支配していた。本拠地は大鳥井山遺跡であったと考えられる。前九年合戦の際、源頼義からの依頼を受けて、弟武則を陸奥国へ派遣し、安倍氏を滅亡させた。子の頼遠（字は大鳥山太郎）は、前九年合戦の際に、陸奥国の安倍正任を大鳥井山で匿ったとされる。

藤原（清原） 清衡 天喜4 - 大治3年（1056-1128）

陸奥国亘理郡の豪族・藤原経清と陸奥国奥六郡俘囚長・安倍頼時の娘との子。父は前九年合戦の際に安倍氏に味方したため惨殺され、母は清原武則の長子・武貞と再婚し、弟・家衡を産む。後三年合戦では、源義家らと組んで、家衡や叔父・武衡らと戦いこれに勝利し、後に姓を藤原氏に戻し、奥州藤原氏の開祖となり、平泉を築いた。



清原清衡

◆中世

小野寺 植道 長享元 - 天文21年（1487-1552）と推定

出羽の戦国大名。小野寺氏当主。雄勝郡地頭職を任ぜられていた小野寺氏は、植道の代になると本拠地を沼館城に移して横手地域に進出し、馬鞍・樋ノ口・鍋倉・吉田・金沢などに次々と城を築いて行った。天文21年（1552）、平城の城主横手光盛と金澤八幡宮の衆徒金乗坊が逆心を企て、植道はこの戦いの中で敗死する。

小野寺 輝道 天文3 - 慶長2年（1534-1597）

植道の子。横手城主。平城の城主横手光盛、金澤八幡宮の衆徒金乗坊を滅ぼす。その後、横手城（朝倉城）へ本拠を移し、横手盆地へ勢力を拡大する。

◆近世

佐竹 義宣 元亀元 - 寛永10年（1580-1633）

初代久保田藩主。慶長7年（1602）、常陸国の領主であった義宣は、関ヶ原合戦で態度を明らかにしなかったため、出羽国へ移封され、本拠地を久保田城（秋田市）に定めた。

菅江 真澄 宝暦4 - 文政12年（1754-1829）

三河国（愛知県）生。姓は白井、名は英二、秀超、秀雄。江戸後期の医家、紀行文作家。天明3年（1783）に故郷を出、翌年由利に入り、以降秋田を本拠として、東北、北海道の旅を続ける。文化10年（1813）久保田藩の地誌作成を委嘱され、雪・月・花の各出羽路三部作を執筆、没年まで書き続けた。約60種に及ぶ紀行文や覚書は自筆の挿絵とともに貴重な記録とされている。

戸村 義得 嘉永2 - 明治39年（1849-1906）

秋田藩士。最後の横手城代。戊辰戦争で奥羽越列藩同盟側の軍に対し横手城に籠城するも落城。明治13年（1880）秋田女子師範学校副校長心得、同17年（1884）から河辺、鹿角、平鹿の各郡長を歴任、国立四十八銀行頭取を務めた。



佐竹義宣



菅江真澄



戸村義得

◆近現代

つちだ まんすけ
土田 萬助 明治2-昭和37年(1869-1962)

館合村(大雄地域)生。私設試験場「土田農場」を経営し、地域の模範農場として農業試験場の役割を果たした。大正4年(1915)横荘線鉄道創立委員長に推され、自ら巨財を投ずるとともに、^{しおた たんべい}塩田団平らとともに資金調達にあたり、横荘鉄道を開通させた。また、横黒線(現北上線)の開通にも貢献した。館合村長、郡会議員、県会議員などの要職を歴任。大正14年(1925)貴族院議員、秋田銀行監査役、羽後銀行頭取を務めた。



土田萬助

ふかさわ たいち
深澤 多市 明治7-昭和9年(1874-1934)

明治40年(1907)より秋田県属となり、大正2年(1913)年に秋田県県史編さん事務を^{しよくたく}嘱託された。大正8年(1919)から京都府熊野郡長を務め、大正10年(1921)に退官し帰郷した。大正14年(1925)に横手町の助役に就任し、昭和6年(1931)に職を辞してからは郷土史の研究に没頭した。私財を投じての『秋田叢書』及び『菅江真澄集』を刊行し、戦国大名小野寺氏の全容把握に努めた。秋田考古学会と横手郷土史編纂会の結成にも深く関わった。



深澤多市

しおた たんべい
塩田 団平 明治14-昭和38年(1881-1963)

沼館村(雄物川地域)生。政治家。大正2年(1913)32歳で沼館町長に就任し、昭和21年(1946)まで町長を務めた。大正5年(1916)、隣村の土田萬助とともに横荘鉄道の創業に参画。この横荘線を地域住民は親しみを込め、団萬鉄道と呼んだ。昭和初年には私財を投じ沼館農林学校を設立した。その後、農工銀行や植田銀行を創立。昭和18年(1943)には羽後銀行の頭取に就任し、本店を増田町から横手市へ移転させた。



塩田団平

やました たろう
山下 太郎 明治22-昭和42年(1889-1967)

大森村(大森地域)生。実業家。大正3年(1914)山元オブラート株式会社を設立し、オブラート製造の特許を取得した。満鉄事業に関係し、大正11年(1922)から終戦まで大森町に奨学金を送り続けた。戦後は昭和31年(1956)に日本輸出石油株式会社を創立、ペルシャ湾海底油田の開発利権を獲得して昭和33年(1958)「アラビア石油株式会社」を創立し、「アラビア太郎」と呼ばれた。



山下太郎

かたの しげなが
片野 重脩 明治24-昭和53年(1891-1978)

横手町(横手地域)生。政治家。実業家。大正11年(1922)横手町長に就任、翌年秋田県議会議員に当選、その後県議会議長を務めた。昭和5年(1930)には衆議院選挙に当選し、2期務めた。自由と民主主義の価値を高め、横手の青年たちを社会正義へと導き、新しい地域社会づくりへ貢献した。秋田無尽(後の北都銀行)社長。秋田県バス協会長、羽後交通株式会社取締役会長、秋田銘醸株式会社会長、田沢観光株式会社取締役、奥羽観光株式会社代表取締役、株式会社秋田放送取締役などを歴任した。

4 文化財等の分布状況

1. 横手市内の指定等文化財

横手市の指定等文化財は、令和7年（2025）1月1日現在で、国指定等74件、県指定40件、市指定163件となっている。

種 別		国			県指定	市指定	計	
分類	細 別	指定	選定	登録				
有形文化財	建 造 物	3		64	1	20	88	
	美術 工 芸 品	絵 画	3			10	6	19
		彫 刻				8	8	16
		工 芸 品	1			3	12	16
		書 跡・典 籍				2	2	4
		古 文 書					1	1
		考 古 資 料				6	16	22
		歴 史 資 料				1	20	21
無 形 文 化 財						3	3	
民俗文化財	有形民俗文化財					11	11	
	無形民俗文化財	1			5	19	25	
記念物	遺 跡	1			1	25	27	
	名 勝 等					1	1	
	動物、植物、地質鉱物				3	19	22	
文 化 的 景 観								
伝 統 的 建 造 物 群			1				1	
文 化 財 の 保 存 技 術								
計		9	1	64	40	163	277	

市内の指定等文化財（巻末の「資料編」に文化財一覧 あり）

※ 「地域を定めない」天然記念物（国指定13件〔カモシカ・秋田犬・声良鶏・軍鶏・比内鶏・クマガラ・イヌワシ・オオワシ・オジロワシ・コクガン・ヒシクイ・マガン・ヤマネ〕、県指定1件〔金八鶏〕）は含めない。

※ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は既に国（1）・県（1）の指定を受けており、重複しての掲載を避けた。

2. 国指定等文化財

建造物3件、絵画3件、工芸品1件、無形民俗文化財1件、史跡1件の指定文化財が所在するほか、重要伝統的建造物群保存地区1地区、登録有形文化財64件が所在する。主な文化財の概要を以下に取り上げる。

(1) 有形文化財

◆波宇志別神社神楽殿（建造物）

大森地域西部に位置する。延長5年（927）にまとめられた延喜式神名帳にその名がみえる神社であり、「波宇志別神社神楽殿」は本殿に代わって神子による湯立神楽、歌舞の祭事が行われた重要な建物である。室町時代中期の建築で、桁行3間、梁間4間、一重の切妻造、梁間2間の身舎の前後に庇を付けた両流造の形式をとる。



波宇志別神社神楽殿

◆佐藤家住宅・旧松浦家住宅（建造物）

増田地域の「佐藤家住宅」と「旧松浦家住宅」は、横手市増田伝統的建造物群保存地区のほぼ中央に位置する明治期に建てられた商家である。佐藤家住宅は、主屋が長大な土蔵造の居住部に店の間や居室を収め、装飾の施された覆屋で覆うという、類い稀な構成をもつ住宅である。旧松浦家住宅は、主屋から後方にのぼす「鞆」と呼ばれる覆屋で座敷蔵を覆う一体的な構成であり、建築年代が明らかな主屋、座敷蔵、米蔵の3棟が残るこの地域唯一の例である。



佐藤家住宅

◆絹本著色松に唐鳥図（佐竹曙山筆）（絵画）

第八代久保田藩主である佐竹義敦（1848-1885、号は曙山）の作。曙山は、秋田藩に招かれた平賀源内のもとで藩士の小田野直武に洋風画の技法を学ばせ、自らも直武を通じて本格的に洋風画を学んだ。画面対角線上に大胆に松の幹を描き、その枝に鮮やかな赤い唐鳥をとまらせている。細密な描写と遠近法が用いられる。



絹本著色松に唐鳥図（佐竹曙山筆）

◆銅錫杖頭（工芸品）

横手地域の神明社に伝わる。銅製 鑄造で、柄に『正元元年 己未八月十五日』（1259）の年紀を有する。総高が30cmを超える比較的長大な錫杖頭で、上部に五輪塔、輪内の中央両面に舟形光背を背負って蓮華座の上に立つ阿弥陀如来・観音菩薩・勢至菩薩の阿弥陀三尊を飾る。



銅錫杖頭

(2) 民俗文化財

◆保呂羽山の霜月神楽 (無形民俗文化財)



保呂羽山の霜月神楽

湯で体を清める湯立によって一切の穢れを祓う神事。波宇志別神社の里宮である神主宅で、毎年11月7日の夕方から8日の朝まで夜通し神楽が奉納される。神殿内に大きな湯釜を2つ据え、それに沸騰した湯を立てる湯立行事が最大の特徴であり、招魂、祝詞などの前行事の後、「保呂羽山舞」など33の神事が古式にのっとり行われる。

(3) 記念物

◆大鳥井山遺跡附陣館遺跡 (史跡)



大鳥井山遺跡

横手地域の中央部に位置する。平成22年(2010)に国の史跡の指定を受けた「大鳥井山遺跡」は、北側の小吉山及び南側の大鳥井山と呼ばれる2つの独立丘陵上に立地し、自然地形に沿って三方を二重の土塁跡・堀跡及び柵列で囲まれるほか、櫓とされる大規模な掘立柱建物跡を備えた防御性が高い居館跡である。大鳥井山頂上には四面庇付掘立柱建物跡が検出されたほか、10世紀後半から11世紀にいたる大量の「かわらけ」と呼ばれる素焼きの器が出土している。

源氏・清原氏合同軍と安倍氏が戦った前九年合戦の経過を述べた『陸奥話記』に記された、清原氏当主の清原真人光頼(生没年不明)とその子の大鳥山太郎頼遠(生没年不明)の城柵の機能を兼ねた居館跡とされる。

金沢地区の同時代の遺跡である陣館遺跡が平成29年(2017)に追加指定され、「大鳥井山遺跡附陣館遺跡」に名称が改められた。

(4) 伝統的建造物群

◆横手市増田伝統的建造物群保存地区



横手市増田伝統的建造物群保存地区

増田地域に位置する。旧増田城の北東側に展開する南北約420m、東西約350m、面積約10.6haの範囲が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。近世までに整備された地割りや水路を良く残し、近代になって意匠的に発展した切妻造妻入の町家形式の主屋に加え、鞘付土蔵等の特徴的な伝統的建造物が良く残る。主屋は切妻造妻入を主とした二階建てで、正面に奥行一間程度の下屋庇を設ける。主屋背後に接

続する鞘付土蔵の土蔵部は、「内蔵」と呼ばれ、土蔵とその脇を通る通り土間が木造の「鞘」によって一体的に覆われている。内蔵は、正面と背面に掛子塗の扉を構え、磨き上げられた白または黒の漆喰壁が光沢を放っている。近代にかけて繁栄した在郷町の歴史的風致を良く伝えている。

(5) 登録有形文化財

◆伊藤八重郎家住宅（建造物）

横手地域にある、大正3年（1914）の竣工と伝えられる農家住宅。木造平屋建で平入、鉄板葺で南面庇を構える。正面西寄りに切妻造の玄関を構える。基本は台所・寝床・中の間による広間型3間取りで、東側にムクリ破風の客玄関と客座敷を配し、東側面を土縁とする。台所境の大黒柱や立体的に組まれた和小屋の構造など見ごたえのある部分が多い。



伊藤八重郎家住宅

◆木村屋商店本店（建造物）

横手地域の中心部に位置する商家。土蔵造一部二階建で切妻造平入、鉄板葺である。土蔵内部は洋菓子店という性格上、現代的に改修こそされているが、2階の正面及び内部は往時の姿をよく残し、重厚な防火戸を付ける。明治35年（1902）の建築で、外壁は黒漆喰仕上げを基調とし、1階部分は桁行の柱を極力省略して店舗面積を広く確保する。



木村屋商店本店

3. 県指定文化財

県指定文化財は、建造物1件、美術工芸品30件、無形民俗文化財5件、史跡1件、天然記念物3件の40件がある。主な文化財の概要を以下に取り上げる。

(1) 有形文化財

◆旧日新館（建造物）

横手地域の市街地に位置する県内唯一の明治期の木造洋風住宅である。明治35年（1902）、市内の旅館当主、小坂亀松こさかかめまつが旧制横手中学校（横手高校）に赴任するアメリカ人英語教師の宿舎として建てたもので、大工棟梁は横手の藤村初五郎ふじむらはつごろうである。1階は応接室・食堂など主として接客のための公的空間、2階は寝室・書斎などの私的空間として利用された。建築以来5人のアメリカ人英語教師が居住し、5人目のマルチン・M・スマイザーは、大正3年（1914）に赴任し、作家の石坂洋次郎いしかわようじろうと共に横手中学で教鞭きょうべんをとっている。教職を辞した後も、戦中期も含め帰米することなく、昭和30年（1955）に日新館で没するまで宣教師として布教活動に専念した。スマイザー没後、建物は個人所有となった。



旧日新館



紙本着色ファン・ロイエン筆 花鳥図模写

◆紙本着色ファン・ロイエン筆 花鳥図模写（絵画）

享保11年（1726）に将軍家に献上されたウイレム・ファン・ロイエンの油絵を石川大浪いしかわたいろう・孟高もうこうが模写したものとされる。和紙27枚を張り合わせた画面には日本絵具で花瓶から咲く花々、床の果物



金銅聖観音立像

をついばむ鳥などを描く。粗いタッチながら油彩画の生々しさを伝え、豊富な色彩と巧みな陰影法による写実的描写は原画を正確に伝えるとされる。

◆^{こんどうしやうかんのりゆうぞう}金銅聖観音立像（彫刻）

横手地域の^{しやうでんじ}正伝寺に伝わる奈良時代の小金銅仏である。銅製鑄造で、総高は台座を含み 29.2cm、像高は 23.4cm である。寺伝によると、この像は大和国（奈良県）長谷寺の三十三体仏の 1 軀であったとされ、華やかな装身具や細やかな刻線が随所に認められ、中央の正統的な作風を示す作例として貴重である。



木造十二神将

◆^{もくぞうじゅうにしんしやう}木造十二神将、^{かげぼとけ}懸仏（^{やくしじゅうにしんしやうてつせいちゆうしゆつ}薬師十二神将鉄製鑄出）（彫刻）

横手地域の横手城近くに立地する^{かんのん}観音寺は、横手城代の祈願所であった。平安時代の作とされる十二神将が 5 軀伝わり、うち 3 軀が「木造十二神将」として指定される。そのうちの一つ、^{あんてら}安底羅大将と伝えられる 10 号像は、像高 63.0cm、カツラ材の寄木造であるが、ヒノキ材との説もある。^{えと}干支標識はなく、頭部後面と体幹部は一材で仕上げられ、^{でんぶ}頭部前面、^{こうほ}像背部臀部などは後補である。このほか、同寺所蔵の「懸仏（薬師十二神将鉄製鑄出）」は銅製鑄造で、「永禄十一天戊辰十月吉日」（1568）の銘がある。

◆^{やけやまやき}焼山焼スズおよび^{わん}碗（工芸品）



焼山焼スズおよび碗

増田地域の^{かま}窯跡から出土したもの。製作者は^{まつもとうんしち}松本運七（生没年不明）の弟子である^{すがわらすけ ぜ えもん}菅原助左衛門（生没年不明）とされる。スズの素朴な器形、黄褐色の肌は、初期白岩焼の状態を知る手がかりとなっている。江戸後期の焼山焼の数少ない遺品で、本県陶芸士史の貴重な資料である。スズは、器高 24cm、口径 4.5cm、胴部径 15cm。碗は、器高 7 cm、口径 10cm で下部がやや膨らんだ球状で落ち着いた安定感がある。

◆^{しゃきやう}写経（^{だいはんになやはらみ}大般若波羅蜜多経）（書跡・典籍）



写経（大般若波羅蜜多経）

南北朝時代の貞治 4 年（1365）、増田地域の^{まんぶく}満福寺において書写された写経。文亀末年頃（16 世紀初頭）に^{かねざわはちまん}金澤八幡宮に納めたとされる。中世に書写されたものとしては秋田県内に現存する唯一の大般若経。奥書から書写担当者は増田城主^{おがさわらよしゆ}小笠原義冬のほか 14 名が判明しており、義冬以外は僧侶と推定される。写経の由来については、『^{つき いでわじ}月の出羽路』に詳しく記載されている。

◆^{たまるい}玉類（考古資料）

奈良時代に形成された雄物川地域に位置する蝦夷塚古墳群から昭和33年（1958）に出土したもので、^{えぞつかこふんぐん} 瑠璃勾玉4点、^{め のうまがたま} 水晶勾玉2点、^{すいしやう} 水晶切子玉10点、^{きりこだま} 碧玉管玉1点、^{へきぎよくくだたま} 碧玉大玉1点、^{おおだま} 紺色小玉4点の計22点である。古墳群は、東西60m、南北120mの範囲で17基の群をなしている。副葬品は、主体部と周溝開口部西側から出土しており、その出土遺物は玉類・刀子・鉄鏃・土師器の坏と甕、須恵器の甕などである。なお、昭和30年（1955）に出土した5号墳出土（推定）の玉類は京都国立博物館に所蔵される。



玉類

◆^{けんちずえおよしたえ}検地図絵及び下絵（歴史資料）

検地の各場面、水田の求積法、耕地の景観等が描かれた彩色図絵。下絵はすべて墨画。検地図絵と比較すると、概ね一致する。長久保赤水（1730-1804）の著書「羽陽秋北水土録」の附図として平鹿地域の玄福寺に伝えられてきた。近世の検地の様子や求積法を具体的に図解し、製作過程を示す下絵を伴う全国的にも稀な資料である。



検地図絵及び下絵

(2) 民俗文化財

◆^{にいたばんがく}仁井田番楽（無形民俗文化財）

山伏神楽である番楽は市内各地に伝承されており、その一つに「仁井田番楽」がある。十文字地域仁井田の新山神社に9月7・8日に奉納されるもので、「打ち鳴らし」「みしま」「獅子舞」などの5番を神前で舞い、その後場所を移して「弁慶うしわか」「曾我兄弟」「安珍清姫」など11番が演じられる。出羽三山や鳥海山修験神楽の色調を濃く伝えるとともに、狂言や歌舞伎、近隣の増田地域八木集落に伝わる八木番楽の影響を受けているともいわれる。昭和22年（1947）、保存会が結成された。



仁井田番楽

◆^{あらところぬまいぼんでんぎやうじ}荒処の沼入り梵天行事（無形民俗文化財）

市内の梵天行事は、^{あさひおかやま} 旭岡山神社（横手地域）、^{さんすけいなり} 三助稻荷神社（大森地域）、^{みどころ} 三所神社（増田地域）のほか、市内各所の神社で行われている。これらが冬季に行われるのに対し、平鹿地域の「荒処の沼入り梵天行事」は5月1日に開催される。五穀豊穡のシンボルである米俵と神の依代である御幣を設えた梵天を下帯姿の男たちが荒処集落の巖島神社前の弁才天沼中央に突き立てるという方法で奉納する。市内各所で奉納される梵天行事の原型ともいわれる。



荒処の沼入り梵天行事

(3) 記念物

◆吉田城跡 (史跡)



吉田城跡

戦国時代に当地方を支配していた小野寺氏によって平鹿地域に築かれた平城である。東西 120 m、南北 100 m の長方形の郭の周囲に高さ 2 m の土塁、その外側に幅 6 ～ 10 m の堀が巡っている。その隅には物見櫓が配される。城跡の西側を横手大戸川、東側には堰が北に向かって流れ、東西南北に土塁が巡る。戦国時代末期には小野寺輝道が隠居したと伝えられ、「馬場」や「鍛冶屋敷」といった地名が今も残る。

◆トミヨ及びイバラトミヨ生息地 (天然記念物)



トミヨ及びイバラトミヨ生息地

平鹿地域の琵琶沼、天龍沼、荒小屋沼が「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」として指定されている。氷河期からの遺存種であるトミヨとイバラトミヨ（雄物型）は、一年を通して 13℃ 前後の湧水のある沼に混生しているが、生殖隔離のため交雑しておらず、学術的にも貴重なものである。なお、平鹿地域には多くの湧水があり、35 か所で生息が確認され、そのうち 13 か所で両種の混生を確認している。

◆筏の大スギ (天然記念物)



筏の大スギ

平鹿地域の県指定天然記念物「浅舞のケヤキ」など、各地の巨木は地域のランドマークとなっているが、山内地域の「筏の大スギ」もその一つである。樹高およそ 43 m、幹周り 11.8 m で樹齢はおよそ 600 年といわれる。地上約 5.5 m で主幹が東西の支幹に分岐し、上方に開いて直立する。両支幹とも地上約 20 m 付近の高所から横枝を張り出す。「三十番神社」と呼ばれる比叡山神社の境内にあり、「番神の大杉」、「授乳の神木」とも呼ばれる。

4. 市指定文化財

市指定文化財は、建造物 20 件、美術工芸品 65 件、無形文化財 3 件、民俗文化財 30 件、史跡 25 件、天然記念物等 20 件の 163 件である。主な文化財の概要を以下に取り上げる。

(1) 有形文化財

建造物は、社寺関連の建造物 6 件 6 棟、門 2 件 2 棟、農家建築 1 件 4 棟、商家建築 10 件 20 棟、事務所建築 1 件 1 棟である。なお、このうち 9 件 14 棟が、横手市増田伝統的建造物群保存地区内に所在する。



貴船神社 本殿

◆貴船神社 本殿 (建造物)

横手地域に位置する「貴船神社 本殿」は、後三年合戦の折に源義光の勧請によるとの伝承もあるが、現在の本殿は棟札から弘化 4 年 (1847) に再建されたことが分かっている。正面桁行 3 間、側面梁間 3 間の入母屋造で 1 間の向拝を設け、屋根は銅板葺である。柱と組物にツキノキ材、他はスギ材が

使われる。内陣には本殿よりも古い形式と思われる彩色された小さな厨子と文久3年(1863)の棟札がある神輿が安置されている。建物の内外部に鳳凰、麒麟、天女といった精巧な彫刻が随所に施されている。土台の構造も他に例の少ない当地方特有の構造をしている。

◆雪景図 柴田南谷・煤溪・松谷筆 (絵画)

「雪中漁夫」は柴田南谷の作、「雪中行人」は柴田煤溪の作、「雪の晴れ間」は柴田松谷の作。柴田南谷とその子の煤溪、孫の松谷の三代の作品で、いずれも冬の情景を描いているが、三代が意図的に同種の題材を描いたものではないと推測される。三代の作風を通し、時代による日本画の変遷を辿ることができる。



雪景図 柴田南谷・煤溪・松谷筆

◆天仙寺 如意輪観音菩薩坐像 (彫刻)

横手地域の天仙寺に安置されている。本尊で秘仏とされる。市内でも数少ない如意輪観音菩薩坐像である。像高22.7cm、寄木造で材質は不明、一面二臂で現状古色仕上であり、玉眼を施す。右手は頬に当て、左手は折り畳んだ天衣の上に置く。金属装身具にも細かい仕上げが見られる。鎌倉中期から後期頃の造立とされる。



天仙寺 如意輪観音菩薩坐像

◆佐竹義重の甲冑 (工芸品)

金澤八幡宮の宝物として伝わる。久保田藩の初代藩主佐竹義宣(1580-1633)の父である佐竹義重(1547-1612)が着用したとされる実戦用の甲冑。兜は小星六十二間の錆色塗で、前後31.0cm、左右26.0cm、高さ17.5cm。「永正□年六月□日義道作」(永正年間1504～1520)の銘が後頭部にある。前立は佐竹家当主のみが許される黒毛虫で熊の植毛である。昭和2年(1927)に金澤八幡宮の改築落成記念として藩主佐竹氏の子孫より寄贈された。



佐竹義重の甲冑

◆正藍浅舞紋り単衣着物 (工芸品)

平鹿地域に伝わる「正藍浅舞紋り単衣着物」は、江戸末期の木綿地の単衣。草藍染で、男着物「鶴亀」と女着物「松竹梅」である。「鶴亀」は背面に翼を広げた鶴と波に遊ぶ亀を描き、前面には松を描く。「松竹梅」は松竹梅の吉祥模様を散らす。花嫁が持参する衣装の一つと考えられている。

浅舞紋りの起源は明らかではないが、名古屋市の有松鳴海紋りが伝播して起源になったともいわれる。最盛期は江戸後期から明治中期にかけてであったが、機械紡績の発達や化学染料の普及によって衰退した。現在は浅舞紋り保存会を中心に技術の継承が行われている。



正藍浅舞紋り単衣着物

◆金沢八幡宮 写経 (大正年間) 大般若波羅密多經 (書跡・典籍)

大正15年(1926)の八幡神社社殿改修記念として、県指定文化財の「写経(大般若波羅密多經)」の欠巻を補充するため雄勝・平鹿・仙北・由利の県南4郡から奉納されたもの。



金沢八幡宮 写経（大正年間）
大般若波羅密多經

大正 12-15 年（1923-1926）にかけて全 100 巻が写経された。統一した台紙に写経されており、日清・日露戦争の戦没者慰霊のほか家内安全・子孫繁栄などを祈願する後書が多く見られる。

◆田村郷日記（古文書）



田村郷日記

「田村郷日記」35 冊は、明和 8 年（1771）から明治 3 年（1870）までのおよそ 100 年間にわたる記録である。大雄地域田村郷の代々の肝煎（村の代表者）によって引き継がれたもので、100 年のうち、55 年分、44 冊の記録が現存し、うち 35 冊、47 年分が指定されている。残る 9 冊、9 年分は秋田県公文書館にて所有する。江戸時代の行政単位となる村々（寄郷）のまとめ役となる親郷の肝煎の日記であり、田村郷のみならず寄郷のことも記載される。内容には藩及び出先機関からの通達、村からの願書を主とすることから、公的な意味合いが強く、江戸後期から幕末・明治に至るまでの田村郷及び周辺の村々における通史的な記録となっている。

◆オホン清水 A 遺跡出土 石棒（考古資料）



オホン清水 A 遺跡出土 石棒

縄文時代後期後葉（およそ 3300 ～ 3000 年前）の両頭石棒である。横手地域のオホン清水 A 遺跡から出土した。柄頭部の一部を欠いているものの、石棒製作時点で欠損していた可能性も推定される。長さ 82cm、幅 3.1 ～ 5.6cm、厚さ 2.5 ～ 3.6 cm、重さ 2,830 g、粘板岩質である。平成 15 年（2003）の

発掘調査において、祭祀遺構と推定される土坑から出土した。同じ場所からは石棒のほか、翡翠の玉などの特徴的な遺物が出土し、クリ・コナラなどの炭化した種実や、獣類の焼けた骨片も出土している。

◆八柏村検地野帳（歴史資料）



八柏村検地野帳

慶安元年（1648）の佐竹氏による「後竿検地」の際の検地帳である「八柏村検地野帳」（大雄地域）や平鹿地域の玄福寺が所有する天明 8 年（1787）作成の「検地図絵及び下絵」（県指定）は、近世の検地の様子や求積法を具体的に図解し、製作過程を示す下絵を伴う全国的にも稀な資料である。

◆田根森村適産調及び絵図（歴史資料）



田根森村適産調及び絵図

県内外で営農について指導し農聖とも呼ばれる石川理紀之助（1845-1915）及びその門弟によって実施された農村調査、いわゆる「適産調」の報告書である。調査報告書は調査書 4 冊及び絵図 2 枚によって構成される。明治 32 年（1899）に実施された田根森村の 4 つの集落について、土壌調査の結果や土壌種別毎の反別分けがなされ、地形図等も付されている。

(2) 無形文化財

◆岡本新内（芸能）

江戸の歌舞伎役者と伝えられる市川団之丞(1829-1880)が、安政年間（1854-1860）頃から雄物川地域内の子女に教えた手踊りであり、江戸で習い覚えたという新内節に、団之丞創作の節回しと所作を加えたものとなっている。唄は男女の情愛の機微をうたっており、唄・踊・三味線で構成される。「岡本ッコ」とも呼ばれ、秋田県南部で広く親しまれている。



岡本新内

◆仁井田菅笠（工芸技術）

笠作りは、天文年間（1532-1554）に十文字地域の石川家の先祖によって、加賀笠の技法が伝えられたのが始まりとされる。『雪の出羽路』にも記録が見られることから文政年間（1818-1829）には本格的に生産されていたと推定されている。明治時代には集落の大部分の家で笠縫いを行い、明治末頃には「菅笠（年産）7万個、販売金額3,500円」であり、北海道にも販路があったとされる。



仁井田菅笠

(3) 民俗文化財

◆金澤八幡宮 神楽面（有形民俗文化財）

神楽面6面は、祭礼を先導する猿田彦命面、やや縦長の顔で穏やかな目鼻立ちは東北北部の神楽（番楽）面としての特徴がある翁と女、他はこれらよりも若干先行して用いられた面と思われる。制作時期を見ると6面はいずれも元和4年（1618）以前と考えられ、県内だけでなく、東北でも古い面の一群が伝わっている。



金澤八幡宮 神楽面

◆百落鹿島流し（無形民俗文化財）

雄物川流域を中心に鹿島行事が各集落で行われているが、その形態は、小さなワラ人形を水路に流すもの、大きなワラ人形を集落の境に立てるものなど様々である。

横手地域の黒川地区で行われている「百落鹿島流し」は、約200年前から、子供の成長と無病息災、悪霊退散を願う行事で、毎年7月15日に近い土曜日に行われている。長さ約5.3m、幅約1.5mの筏に沢山のろうそくを灯し、囃子とともに近くを流れる横手大戸川を150mほど下る。



百落鹿島流し

◆横手のかまくら（無形民俗文化財）

秋田県内には特色ある小正月行事が多いが、その中でも「横手のかまくら」が知られている。かまくら行事は、雪室の中に水神をまつり、子供たちがその中で火鉢を囲んでひと時を過ごすものである。横手地域ではかまど型の雪室を作るが、



横手のかまくら

周辺地域では雪の壁で四角く囲む「とりごや」、大きな円筒形の壁に木とワラで屋根を掛ける「ゆきあな」などが作られる。

◆三助稲荷神社の梵天（無形民俗文化財）



三助稲荷神社の梵天

大森地域の川西地区で行われる行事で、毎年1月3日に開催されている。世話人を中心に梵天と恵比寿俵を作り、厄年の人が裸参りを終えた後、地区内を回ってから神社に奉納する。秋田県内で、一年のうち最も早く開催される梵天とされている。

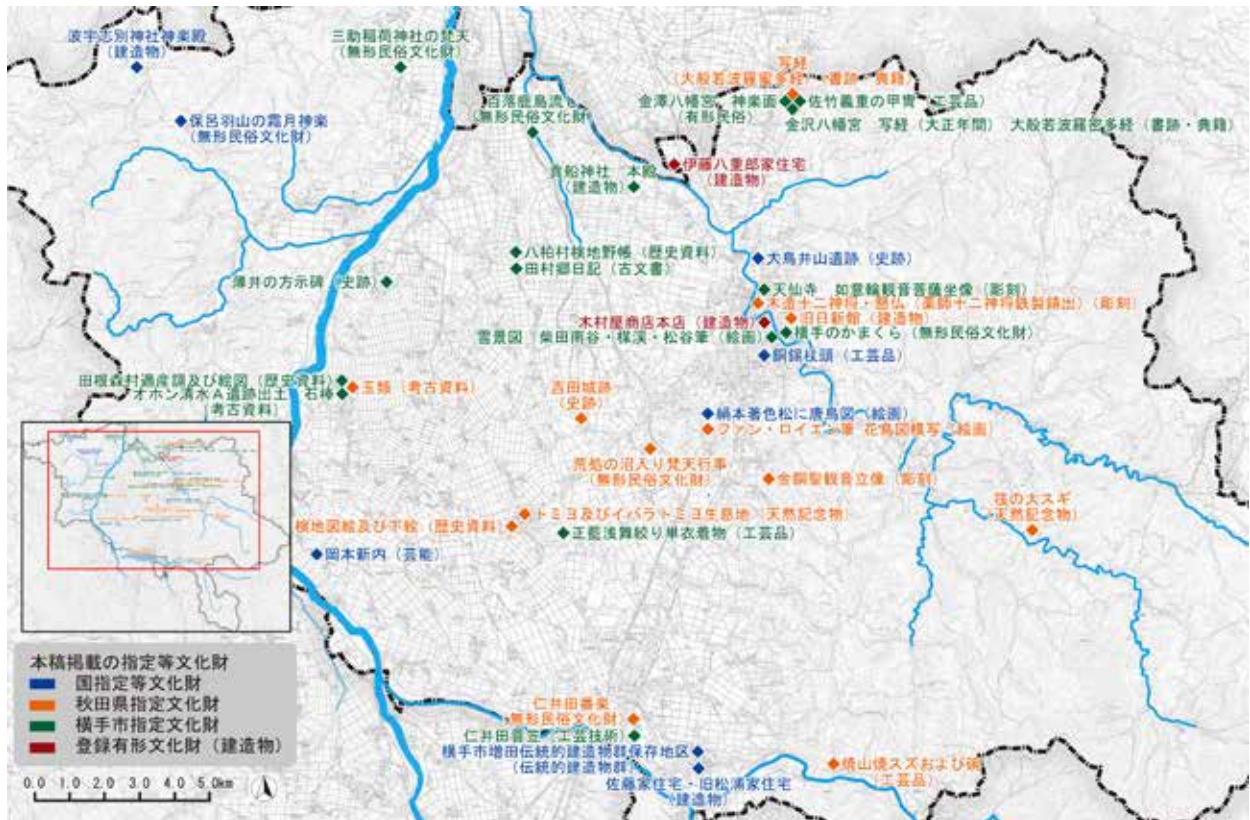
(4) 記念物

◆薄井の方示碑（史跡）



薄井の方示碑

雄物川地域に残る藩政期の道標であり、高さ75cm、幅25cm、奥行27cm。寛政6年(1794)、医者であり寺子屋の師匠でもあった薄井村の矢野喜右衛門(1709-没年不明)によって建立された。正面に「南 沼館村今宿在」、左側面に「西 大森村八沢木在」とあるほか、右側面に俳句、背面に「寛政六年甲寅八月四日」という文字が刻まれている。



本稿掲載の指定等文化財の分布

5. 未指定の文化財

市内には未指定の文化財が多数確認されている。主だったものについて以下に取り上げる。

(1) 有形文化財

建造物では、肝煎などを務めた旧家や近代化の過程を示す産業遺産が多く残る。

◆旧横荘鉄道関連施設（建造物）

近代化に欠くことができないのが鉄道の整備であったが、明治期の横手では南北に走る奥羽線の整備と共に、太平洋と日本海を東西に結ぶ鉄道建設が熱望されていた。岩手県北上市と本市を結ぶ北上線（旧横黒線）には、大正9年（1920）から大正11年（1922）頃に建設された多くのアーチ橋やけた橋が残っている。また、横手から本荘までの鉄道建設は、大正5年（1916）に設立された地元資本による横荘鉄道株式会社によって進められたが、昭和46年（1971）に全線開通することなく横手から延びる東側は廃止され、本荘から延びる西側は国有化された。廃止された路線の大部分は、道路として利用されており、雄物川地域には昭和5年（1930）建設の金屋隧道や御岳隧道が残る。



旧横荘線御岳隧道

◆旧平鹿郡立農事講習所地下冷蔵庫（建造物）

旧平鹿郡立農事講習所地下冷蔵庫は、増田地域にある養蚕に関連する工作物である。明治後期は蚕種の改良や飼育技術の進歩が著しく、秋田県でも明治42年（1909）に平鹿郡立農事講習所を開設した。この地下冷蔵庫は、カイコの卵を低温で保存し、幼虫にかえる時期を遅らせて、農閑期に農家に配布し飼育できるように考案されたものである。地下に60cm掘り込まれ、内壁を厚さ30cmのコンクリートで覆ったうえで、盛り土と石積みで外気を遮断している。



旧平鹿郡立農事講習所地下冷蔵庫

◆本多上野介正純墓碑（歴史資料）

横手地域には宇都宮15万5000石の大名であった本多上野介正純（1565-1637）の墓が所在している。正純は、徳川家康（1543-1616）の重臣であったが、後に徳川秀忠（1579-1632）によって謀反の疑いを掛けられ改易になり、久保田藩の佐竹義宣に預けられた。横手城外の曲輪にあった屋敷に幽閉され、ここで亡くなったとされる。この地は、現在も上野台と呼ばれる。明治41年（1908）に有志によって整地され、後に墓碑が建立された。



本多上野介正純墓碑

(2) 記念物

◆地質鉱物（天然記念物）

本市域には、金・銀・銅・鉛・亜鉛を含む「黒鉱」と呼ばれる金属鉱床が東西の山地に分布している。東側では、吉乃鉱山（増田地域）、南郷鉱山（山内地域）などで操業が行われ



吉乃鉱山跡



根っこ

たが、西側には大規模な採掘に到るまでの鉱床が発見されなかった。また、平鹿地域吉田地区から大雄地域及び大仙市角間川町にかけての堆積物からは泥炭が採掘された。これらはいずれも昭和30年（1955）代までに操業を終えている。

「根っこ」と呼ばれた泥炭の歴史は古く、江戸時代の紀行家である菅江真澄が『雪の出羽路』に紹介している。レンガ状に切り取られた泥炭は横手一円に販売され、大正元年（1912）の記録では、年間2,531.3tが販売され、3,000個で米一俵程度と交換されていた。他地域の住民でもお金を出すと掘ることができ、ふる用の燃料などとして利用されていたが、平成8年（1996）に個人宅の利用を最後に途絶えた。近年、地域活性化を狙い、農産物直売所の暖房用としての採掘が行われている。

◆市内の生物（天然記念物）



マルコガタノゲンゴロウ

本市の自然の豊かさを象徴するものとして生物の多様さがある。昆虫などの動物が4,008種、うち環境省のレッドリストや県のレッドデータブックなどに掲載されている重要な種は145種が記録されている。植物は1,482種、うち重要な種が230種記載されている。この中には、マルコガタノゲンゴロウのように絶滅危惧種（CR）であり、種の保存法の国内希少野生動植物種に選定されているもののほとんど知られていないものもある。

同じ絶滅危惧種（CR）のゼニタナゴは、平成28年（2016）度に生息地が「環境保全区域」に指定された。鳥類については、カンムリカイツブリやササゴイの県内唯一の繁殖地となっている。植物については、多雪地帯のブナ林などに春を告げる花として親しまれているユキツバキは、純粋性が保たれたまとまったユキツバキ群落としては北限の貴重種である。逆に、イトイバラモは、生息地の南限である。

6. 特産品、工芸品、菓子・料理等

（1）特産品

◆伝統野菜



山内にんじん

本市には、伝統野菜として八木にんにく（増田地域）や新処なす（十文字地域）、山内にんじん（山内地域）が受け継がれている。このうち、山内にんじんは、長さが30cm以上と長くて太く、鮮やかな赤色でしっかりとした肉質をしており、パリッとした食感と強い甘みが特徴である。この他、伝統野菜として秋田県から認定されていないものの、山内いものこ（山内地域）も良く知られている。粘りと柔らかさが特徴の里芋で、栽培の歴史は享保の頃（約280年前）まで遡る。

◆発酵食品

米の生産が盛んな本市では、^{こうじ}米麴を使う食文化が発達している。海が遠く雪深いという地理的条件も、食品を保存させるための生活の知恵として、麴を使用した発酵技術が根付いたひとつの要因といえる。山内地域は

秋田の日本酒を築きあげてきた「山内杜氏」^{さんないとうじ}の故郷であり、市内では古くから日本酒の醸造が行われているほか、味噌や醤油、漬物、甘酒なども作られてきた。漬物では、^{いぶ}燻り大根漬け（通称「いぶりがっこ」）が良く知られている。これは、秋に収穫した大根をいぶし小屋と呼ばれる小屋でナラやサクラなどの木材チップを使用して4日間燻し、よく洗ってから

米麴などと混ぜて漬け込んで作るものである。また、なすの花ずしも郷土料理として良く知られている。なすは主に新処なすを用い、食用菊・もち米・赤唐辛子を加えて作られた花ずしは見た目が鮮やかで、盆や正月などの祝事があるときなどに食卓に並ぶ。



日本酒



いぶりがっこ



なすの花ずし

(2) 工芸品

◆伝統工芸

伝統的な工芸品としては、十文字和紙や仁井田菅笠（いずれも市指定無形文化財）、中山人形、^{なかやま}あけび蔓細工がある。このうち、十文字和紙は200年以上の歴史を持つとされ、十文字地域睦合地区には十文字和紙の開祖といわれる^{つちやじへえ}土屋治兵衛（生年不明-1839）を偲んで建てたとされる句碑が残る。土屋家は代々紙漉を^{かみずき}生業とする家柄で、ここで修行した職人たちによって平鹿地方一体に紙漉の技が広まったとされる。かつては雄物川舟運を利用して販路を広げ、明治期には50軒に及んだ紙漉業者だが、現在では1軒のみとなっている。



十文字和紙

(3) 菓子・料理等

◆菓子

柿羊羹は、^{かきようかん}渋抜き処理した柿を裏漉しして、インゲンマメの一種である^{てぼうまめ}手亡豆を使った^{しろあん}白餡に練り込んで作られる。初代山下九助(1877-1938)が横手地域に多く植えられていた「横手柿」を用いて明治35年(1902)に考案した。大正14年(1925)には、羊羹をアルミ箔で包むことで商品の長期保存を可能とした「山下式アルミ箔衛生紙缶」を考案し好評を得て、横手



柿羊羹



豆腐カステラ

銘菓として親しまれている。

また、豆腐カステラは県南地域独特のもので、昔から冠婚葬祭の御膳を飾る口取り料理として親しまれてきた。菓子と料理の中間的なもので、絞った豆腐に砂糖、卵、塩などを加えて二度練りし、きめ細かく仕上げた生地を銅鍋で火の通りを確かめながら何度もひっくり返して表面を焼きあげたものである。

◆料理



横手やきそば

横手やきそばは昭和28年(1953)頃に地元の製麺業者とお好み焼店が協力して生み出したともいわれ、茹でた真っ直ぐの太麺を使用し、具材と共に各店舗オリジナルのだしソースで焼き上げて作る。麺の上に乗せた半熟目玉焼きの黄身を絡めて食べ、付け合せは福神漬けである。手頃な価格とおいしさで人気となり、市内には多くの焼きそば店が誕生した。平成13年(2001)、本市域の焼きそば関連業者が集

結して「横手やきそば暖簾会^{のれん}」が結成され、正規店の認定などが行われており、現在市内には同会認定の横手やきそば店が43店舗ある。

◆海産物の加工食品



エゴ

本市には内陸であるにもかかわらず海藻の独特な食べ方も伝わっている。エゴは、日本海側の男鹿の海岸^{おが}で取れるエゴ草を、丁寧に洗って煮て作る手間のかかる料理である。こんにやくにも似た独特の食感で、おかずにも酒の肴にもなる。法事やお盆などには欠かせない料理で、お膳の中では祝い膳の刺身に相当するものだった。

また、おぼろ昆布は、粘りの強い「がごめ昆布」を0.07ミリ以下の極薄に1枚1枚削って作るもので、出来上がる形状が「かな」で削られたものにそっくりなことから別名「かな昆布」とも呼ばれる。加工に使用される微妙に刃先が内側に曲がった特殊な形の包丁は、全国的に「秋田」と呼ばれ、専用の台で昆布の端を固定して削るすき方も、この地方ならではのものである。こうした海の恵みの食文化は、日本海舟運や雄物川舟運の影響を受けたものと考えられている。



おぼろ昆布の加工

第2章 横手市の維持及び向上すべき歴史的風致

1 横手市における歴史的風致の構造

横手市は、地形的にみると東側に奥羽山脈、西側に出羽山地が広がり、中央部には横手盆地が東から西側に向けて緩やかに傾斜しながら南北に縦断している。横手盆地の西部を雄物川が流れ、東部は羽州街道が南北に通る。こうした構造が、各時代における人々の活動や市街地の形成、さらには文化圏の形成に大きな影響を与えてきた。

雄物川以東では雄物川や羽州街道を中心に文化の伝播や継承が行われてきたとみられ、「鹿島行事」や「神輿渡御行事」のほか、祭礼行事や風俗慣習においても類似性や共通性が確認される。市の東端部、奥羽山脈にかかると、山内地域田代沢の「鹿島人形立て」のように、南部地方（岩手県）の影響を受けている例もみられる。

一方で雄物川以西では、保呂羽山という古くからの神域のほか、信仰の対象となる山々があり、「金峰神社」「釣瓶山八幡神社（市指定）」「二井山湯殿山神社」など歴史ある社寺が多く、「保呂羽山の霜月神楽（国指定）」や「二井山裸参り」など、これに係る伝統行事も多く継続して行われる。



1. 親郷、寄郷と在郷町

横手地域では、近世に入ると横手城に久保田藩の城代が置かれ、付近一帯の統括及び藩南部の中核都市として機能した。この「横手」を中心としながら、近世までに成立した平鹿郡の枠を中心に現在の市の骨格が形成され、郷村制度の下に整えられた「親郷」「寄郷」を単位としたコミュニティが成立した。

久保田藩では行政単位となる村々を寄郷といい、その寄郷のまとめ役として親郷があった。寄郷の下には自然村落的なものがあり、「枝郷」あるいは「支郷」と呼ばれた。これ



江戸時代後期頃の主な集落の分布

※図は、『雪の出羽路』や『月の出羽路』などを参考に作成した。
※枝郷は除外している。

を基本とし近代には、地方自治制度に基づく「町」「村」といった行政区が形成される。

親郷や寄郷などの骨格は、「地域」や「地区」として現代に継承され、コミュニティも踏襲される。親郷は、寄郷や枝郷を取りまとめる行政や自治の拠点として機能した。このうち、交通結節点などにあった一部の親郷などは、交通や立地の利便性から人や物の出入りが多く、近世には定期市（朝市）が開催された地域もあり、近隣の村々と交易する市場町としての性質を帯びた「在町」と呼ばれた地方都市を形成した。この在町が「在郷町」として、近代以降も各地域の拠点となった。在郷町は「城下町」の横手を中心とした平鹿郡の中で、経済や文化の地方拠点としてそれぞれ機能した。こうした親郷或いは在郷町は、地域の拠点機能を有し、現在の横手市の各地域の骨格となった。昭和30年（1955）前後の「昭和の大合併」における旧8市町村の誕生時以降も、各市町村の中心市街地として機能した。

2. 集落形態による分類

本市域では、横手盆地を南北に縦断する雄物川や羽州街道を核としながら、近世になって様々な街道が脇街道として整備され、その結節点を中心に人や物の交流が活発化し、多様な文化が育まれ、集落形成や市街地の広がりにも影響を与えた。市内における集落は、その機能から「城下町」「在郷町」「農村集落」と大きく3つに分類される。



近世における市内の集落形態ごとの分布

◆城下町

久保田藩の支城であった横手城を中心に形成、発展した町であり、「横手」がこれにあたる。「内町」と呼ばれる旧武家地となる区域と、「外町」と呼ばれる商業区域によって構成される。横手城下町は久保田藩南部の中心都市として発展した。

◆在郷町

近郷農村集落の商品の販売や物資の集散における街道上の交通結節点として形成発展した町であり、現在の岩手県や宮城県と秋田県とを結んだ「増田」のほか、雄物川舟運などによる街道上の物資の中継地として発展した「浅舞」「沼館」「今宿」「大森」「植田」などがこれにあたる。中世には城下として機能し、近世初頭までの廃城後に、商工業が発展した例が多い。近世以降には定期市も開設され、多くは周辺集落の親郷として位置付けられ、近代の町村制施行以降は、旧町村部の中心部として機能した。集落同士が隣接し、全体として大きな市街地を構成している。親郷の一部のほか、「大森」のように寄郷であっても交通結節点にあり、市が開設された例もある。定期市は徐々に廃止され、現在は近世に起源のある「増田」及び「浅舞」と大正期に開始された「十文字」の3か所で朝市が存続している。



明治期までに市の開設された在郷町

◆農村集落

農作物などの生産を生業として形成発展した集落であり、城下町、在郷町のいずれにも該当しない集落がこれにあたる。作物生産に適した地に沿って集落が形成されており、立地から「平野部農村」と「山村部農村」に大別され、平野部を中心に近世以降の新田開発に伴って開発された集落が広く分布する一方で、山村部には古くからの集落が分布する。集落は、社寺などを村の中心もしくは出入り口に据えて、円状もしくは帯状に広がっており、集落同士は離れており個々の市街地は狭小である。明治30年(1897)代以降の鉄道開通に伴う急速な市街地化により、「十文字」や「醍醐」など沿線の一部が在郷化した。

3. 集落形態ごとの特性から見た歴史的風致

「城下町」や「在郷町」では、街道の結節点であるという特性上、人や物、情報の往来も多く、時代ごとに新しい文化が生まれており、旧来の文化に加え、移入する文化と融合しながら現代へと続く地域ごとに特色ある文化を形成している。祭礼においても、「神輿渡御行事」など近隣集落も参加する比較的規模の大きな行事が見られる。

◆城下町

城下町である横手地区は、「神輿渡御行事」のほか、「送り盆行事」や「かまくら行事」などの大規模な伝統行事が継続されている。その規模も群を抜いて大きい。

◆在郷町

周辺集落が一体となった氏子区域内で展開される地域の鎮守社の「神輿渡御行事」が近世から継続されている。一部は簡素化された場合もあり、昭和期に開始されたものもある。

◆農村集落

農村集落のうち「山村部農村」は、人の集散が比較的少なく、「集落単位」というコミュニティが現代まで維持されている。祭礼や風習においても、「百万遍念仏講」や「山の神」を祭る

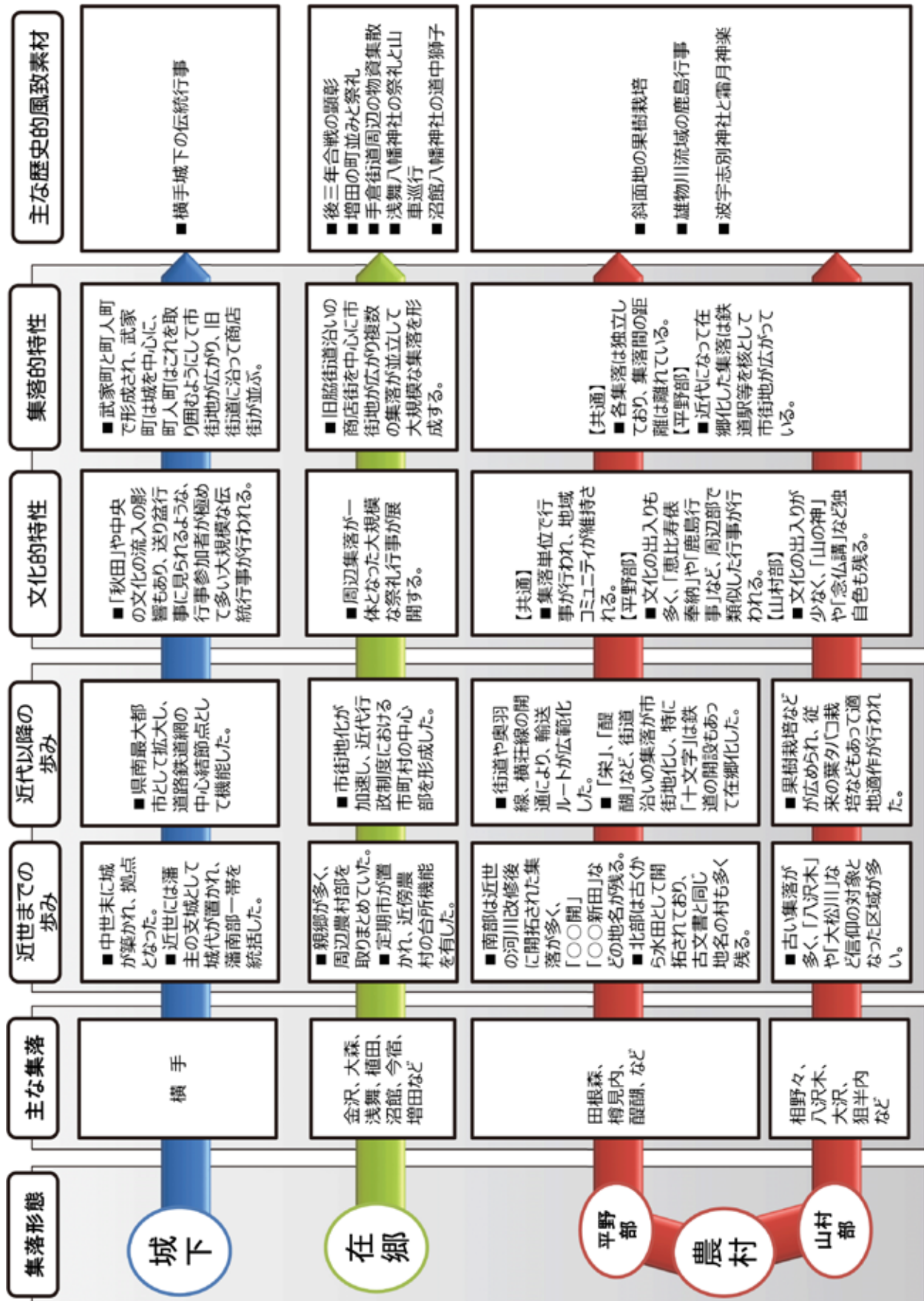
行事など、独自の活動が継続されており、時代の経過による変容も比較的少ない。一方で「平野部農村」も集落単位のコミュニティは現代まで維持されているが、街道沿いに位置することもあり、祭礼や風習においても「梵天奉納」や「番楽」、「たいまつ焼き」など、近隣の城下町や在郷町、山村部農村など各所からの影響を受けているとみられる活動が展開されている。「小屋ッコ焼き」や「たいまつ焼き」などと呼ばれる左義長さぎちやうに類する火祭りや地域の鎮守社への恵比寿えびす俵奉納などの行事が共通する。このほか、雄物川流域には虫送り行事に類する「鹿島流し」や災厄除けの「鹿島立て」などの「鹿島行事」が集落ごとに実施されている。

なお、農村の生産活動については、平野部では稲作や野菜が中心であるが、山村では前記のほか、葉タバコなどの栽培も行われていた。近代になって、山地やこれに近い平野部では、地形や地質に適した果樹の栽培も行われるようになった。昭和に入ってから果樹は平野部でも広がり、現在では横手地域の栄地区さかえから平鹿地域の醍醐地区、増田地域の亀田地区かめだにかけての斜面地ではりんごの樹園地景観を、横手地域の大沢地区おおさわから山内地域にかけての国道沿いではぶどうの樹園地景観を望むことができる。ともに明治時代から行われている果樹栽培であり、市内では様々な場所で近代に始まった樹園地景観を望むことができる。

◆歴史的風致の特性

いずれの場合においても、規模は小さいながら各集落を基盤とした活動や祭礼が展開しており、多方面の新しい文化を取り入れながら、地域の人々によって、旧来の文化と融合しながら洗練され、継続されている。なお、雄物川以西では波宇志別神社の湯立神楽形式で行われる「霜月神楽」が室町時代から現在まで連綿と継続する。波宇志別神社の湯立神楽は周辺各所に伝播し、現在も市内の多くの神社において、祭礼時などに湯立形式による神楽が奉納される。

このように市内では、近代までに整えられた地域或いは地区を骨格とし、今日まで継続される行事を軸とした歴史的風致が形成されており、活動については、多くのものが江戸時代以降を起源としている。建造物は、現存する多くが近代以降の建築である。



集落形態による特性

2 維持及び向上すべき歴史的風致

市内には先人から受け継いだ活動や歴史的資産が数多く残っている。各時代における人々の活動や市街地の形成、さらには文化圏の形成には、西部を流れる雄物川^{おものがわ}と東部を縦断する羽州街道^{うしゅう}が影響を及ぼしてきたことは前項で述べたとおりである。こうした歴史的風致の構造や、序章で述べた歴史まちづくり法で定義される歴史的風致の定義から、本市が維持向上すべき歴史的風致として、3つの地域別に次の9つに整理した。なお、ここでいう地域は、羽州街道や平和街道などの街道筋に近接する鉄道路線を便宜的に境とし、奥羽本線より東の羽州街道を中心とした地域^{きたかみ}のうち、北上線より北を「北部」、南を「南部」、奥羽本線より西の雄物川を中心とした地域を「中西部」の各地域としている。

1. 北部地域の歴史的風致

- (1-1) 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致
- (1-2) 後三年合戦^{ごさんねんかつせん}の顕彰^{けんしょう}に見る歴史的風致

2. 南部地域の歴史的風致

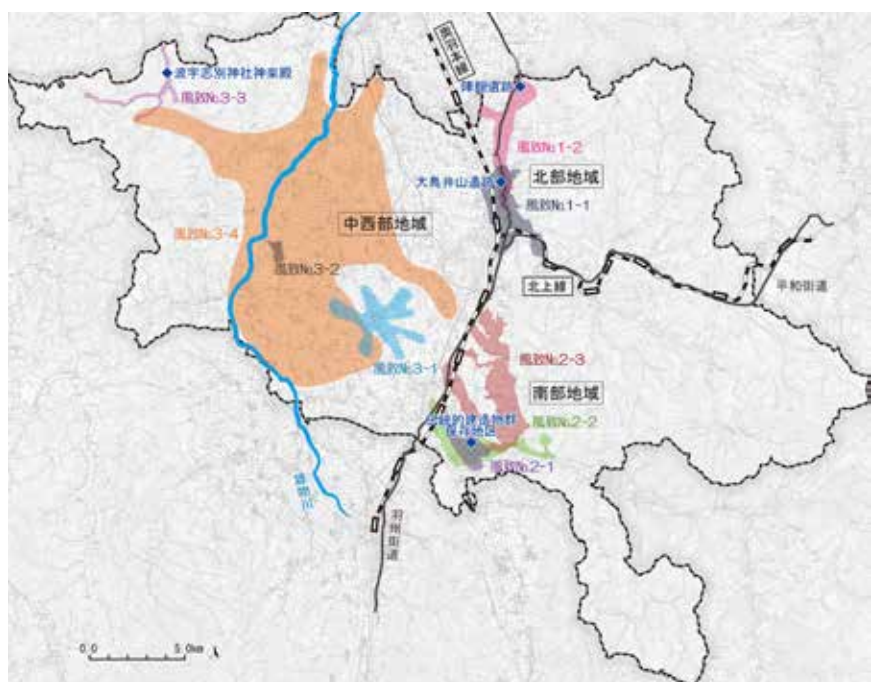
- (2-1) 増田の町並み^{てぐら}と祭礼に見る歴史的風致
- (2-2) 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致
- (2-3) 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致

3. 中西部地域の歴史的風致

- (3-1) 浅舞八幡神社^{あさまいはちまん}の祭礼^{だしじゅんこう}と山車巡行に見る歴史的風致
- (3-2) 沼館八幡神社^{ぬまたてはちまん}の道中獅子^{どうちゅうじし}に見る歴史的風致
- (3-3) 波宇志別神社^{はうしわけ}と霜月神楽^{しもつきかぐら}に見る歴史的風致
- (3-4) 雄物川流域の鹿島行事^{かしま}に見る歴史的風致

北部地域には、中世後三年合戦や近世横手城に係る史跡のほか歴史的な建造物が羽州街道沿いに広がり、これらを中心とした活動が継続している。南部地域については、在郷町^{ますだ}として発展した増田を中心に、手倉街道沿いの歴史的建造物や、山間部に広がる果樹生産に関する活動が継続する。中西部地域は雄物川流域に沿って広がった、集落毎の祭礼や社寺にまつわる活動が継続している。

以降、それぞれの歴史的風致について述べる。



横手市の歴史的風致の分布

1. 北部地域の歴史的風致

1-1 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致

(1) はじめに

横手地域は、奥羽山脈と出羽山地に挟まれた横手市域の北東部に位置する。奥羽山脈に端を發する横手川は地域の東側の山沿いを北流し、横手城の山裾で大きく湾曲して北西へと流れ、大仙市角間川地区で雄物川と合流する。当地域北部の金沢地区から南へと縦断する街道は、平安時代後期、大鳥井山に清原氏の本拠があった頃から主要な街道であったと考えられ、後に羽州街道がそれに沿った形で整備された。当地域を領域とする支配者層は、横手川や丘陵等の地形を巧みに利用し、街道や舟運といった人や物の往来や支配地域の把握、また防御機能のために、居館や城等の本拠を時代の変遷と共に移動させてきた。鎌倉時代には平場に城（現：平城町付近）が築かれたが、その後は防御機能を高めるため、平城から800m程東北東に向かった朝倉山に横手城が築かれた。藩政期には羽州街道と脇街道との結節点であったことから当地域は交通の要衝としての位置を占め、横手城は久保田藩南部地方の政治、文化、経済の中核として機能することとなる。城下には、横手川を境に、武士の居住地である「内町」と町人の居住地である「外町」が作られ、外町である大町、四日町は、近隣農村部から農産物が集積し、定期市が開催されるなどして栄えた。慶応4年（1868）の戊辰戦争で横手城は焼失し、内町の武家屋敷群も焼き払われたが、現在でも当時の地割りは踏襲されており、明治から昭和初期までに建てられた商家や住宅などの歴史的な建造物が多く残る。



横手川と町並み

この町並みには、「内町」「外町」由来の伝統行事があり、いずれも江戸時代に起源をもつとされる。盆行事としての「送り盆行事」、小正月行事の「かまくら行事」「旭岡山神社の梵天奉納行事」に加え、春の「神明社神輿渡御行事」などの四季折々に展開する行事は、城下町ゆえに育まれた多様な文化の象徴として現在に継承されている。いずれも他の地区には類を見ない大規模な行事となっている。

(2) 横手の伝統行事

横手地域では、8月の「送り盆行事」、2月の「かまくら行事」や「旭岡山神社の梵天奉納行事」が伝統行事として広く知られている。いずれも江戸時代に起源をもつとされ、民衆参加型の行事として現在まで継続している。このうち、「かまくら」と「梵天奉納」及び「梵天コンクール」は昭和29年(1954)2月に「雪の芸術展¹」を総合して「雪まつり」として続く。このほか、「神明社の神輿渡御行事」は、祭神を分霊した神輿が氏子区域を巡行する。

1) 横手城下の町割りと建造物

i) 横手城



武者溜跡、二の丸跡



武者溜跡、二の丸跡（戦前）



秋田神社

横手城は朝倉城²とも言われ、小野寺輝道(1534-1597)により築城されたと伝わるが、築城年代には諸説ある。城の西側は切り立った崖で、城の正面入口である大手口はその中央部に位置し、その麓から急崖に作られた高低差約47mの七曲坂の階段を登ると大手門跡があり、南側には本丸、北側には二の丸が広がっていた。現在も七曲坂のほか郭が良好に残り、本丸跡、二の丸跡、武者溜跡、大手門跡、七曲坂を含む一帯が市の史跡に指定される。

関ヶ原の戦い(1600)の後、城主小野寺氏が改易されると佐竹氏が久保田藩主となり当地を治めることになる。慶長20年(1615)の一国一城令により多くの城が取り壊されたが、横手城は久保田城の支城と位置づけられ、城代が置かれた。しかし、戊辰戦争で焼失し、明治4年(1871)に廃城となる。明治12年(1879)には本丸跡に秋田神社³が建てられ、明治35年(1902)に東京の作庭家である長岡安平(1842-1925)の設計により一帯は横手公園として整備され、昭和40年(1965)に二の丸跡に天守閣を模した鉄筋コンクリート造の展望台が建てられた。展望台前の武者溜跡からは市街地が一望でき、市民の憩いの場となっている。昭和43年(1968)以降「かまくら行事」が開催されるほか、「さくらまつり」や「送り盆行事」を彩る花火会場の一つとなっている。

ii) 横手城下に敷かれた町割り

横手川は、古くは蛇の崎橋より北部で東側に大きく湾曲し、大鳥井山岸に沿って流れた後に北流したとされるが、慶長8年(1603)、佐竹氏は横手川の流れを付け替え、土地の高低差をならして武士と足軽の住む「内町」を広げた。また、羽州街道に沿って蛇の崎橋を南下した先には、町人町の「外町」を作った。蛇の崎橋などを「内町」と「外町」の結節点とす

1 昭和14年(1939)に横手記者クラブの提唱で始まり、物語の一場面や時々の行事などを題材に作られる雪像。

2 堅固な山城で土留めのために葦(いら)を植えたので「葦城」とも呼ばれた。「龍ヶ崎城」と呼ぶ説もある。

3 秋田市の秋田神社を分社し建立遷宮した。戊辰戦争で焼け残った門の一部を使用したと伝えられる。祭神は、佐竹義宣、佐竹義堯、大山祇神、三吉大神。社殿は創建当時のもの。



嘉永2年絵図(1849)



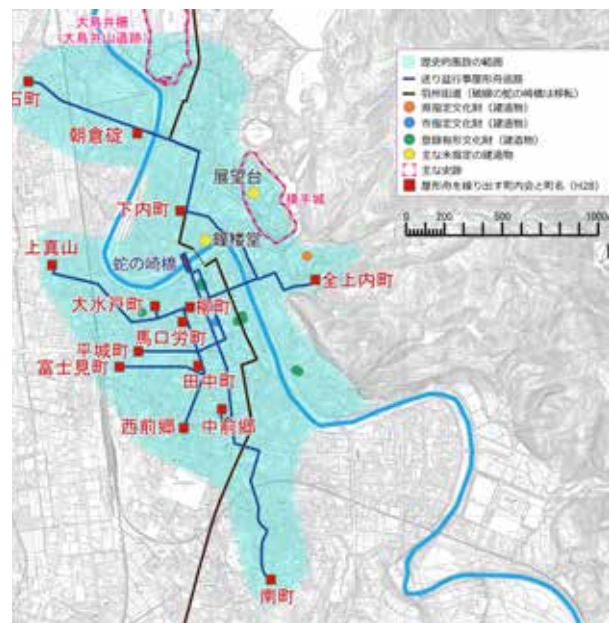
内町・外町エリア(嘉永2年絵図より)

る町割りになされたのは、この頃とされる。享保13年(1728)の「横手絵図」や嘉永2年(1849)の「横手御城下絵図」などの絵図資料から「内町」「外町」周辺は当時の地割を良好に残していることが分かる。

◆内町地区の町並み

「内町」と呼ばれる地区は根岸町、羽黒町、上内町、本町、二葉町、城南町など、横手川右岸(東側)に広がる集落を指す。戊辰戦争でほとんどが焼失したが、地割りは藩政期の様相を残し、「新町」といわれた二葉町は道路幅が今でも6間あり、藩主通行の際には家臣団がここで出迎えたとされる。切妻造

いは入母屋造妻入で、入口には唐破風の屋根による玄関を構えた住宅が随所に残る。前庭の植栽には杉のほか、「横手柿」と通称される柿を植えるところも多い。板塀や生け垣が並ぶ景観は、武家地であった頃の風情を現在に伝える。上内町の遠藤家住宅主屋、同土蔵(ともに明治44年[1911])、羽黒町の旧片野家住宅主屋、同煉瓦蔵、同中の蔵、同味噌蔵、同門及び塀は登録有形文化財である。旧片野家住宅は敷地を板塀で囲い、中央部に主屋、南側と東側に庭を設ける。主屋は明治期の建築とされ、切妻



横手城下の主な指定文化財等



羽黒町の町並み



遠藤家住宅主屋

造平入、鉄板葺である。主屋の西側に付属する煉瓦造の土蔵は切妻造妻入、明治末期の建築とされる。羽黒町や上内町は平成25年(2013)、景観重点地区に指定された。

未指定の歴史的建造物として、旧薄葉家住宅などがある。敷地を生け垣で囲い、通りに面した前庭に横手柿を植える。主屋は切妻造平入、鉄板葺で明治初期の建築とされる。

このほか、内町と外町との結節点である蛇の崎橋のたもと脇の観音寺地内に鐘楼堂がある。戦前の建築とされ、木造鉄板葺である。昭和6年(1931)12月5日の秋南新報には「蛇ノ崎橋は横手町の名所として(中略)橋を越して東に見える鐘楼堂その向ふの一段高きに横手公園ありて共に風光の最も優れたる景勝の地」と記されている。現在でも市民に親しまれるのみならず、鐘楼堂のある風景は横手らしい風景を創りあげている。また、城南町にある明治35年(1902)築の洋風住宅である旧日新館は県指定文化財である。



蛇の崎橋から見た鐘楼堂と横手城

◆外町地区の町並み



斎太薬局本店店舗と調剤室・応接室



木村屋商店本店

「外町」地区は、大町、四日町、鍛冶町、田中町など、横手川左岸(西側)に広がる旧町人町であり、羽州街道が南北に縦断する。このうち幅6間半の道路割を現在も踏襲する大町と四日町では市が開設され、大町には参勤交代に伴う弘前藩(青森県)の本陣が置かれた。現在でも、四日町には市指定文化財の柏谷家住宅(店蔵:明治22年[1889]ほか)や、斎太薬局本店店舗(明治30年[1897]頃)、同調剤室・応接室(昭和初期)、大町には木村屋商店本店(明治37年[1904])、平源旅館本店(大正時代)などの登録有形文化財が立ち並ぶほか、西側は寺院が並ぶ町並みとなっている。なお、寺院が並ぶ町並みのさらに西側、大水戸町には、登録有形文化財である明治31年(1898)築の泉川家住宅がある。

このほか、未指定の歴史的建造物として、明治38年(1905)頃の建築とされ、切妻造妻入鉄板葺である鍛冶町のこうじ庵

(旧佐々木 麴店) 主屋や建築様式から明治期の建築とされる大町の出羽印刷主屋などの住宅兼店舗建築があるほか、田中町の正平寺山門は景観のランドマークとなっている明治期の建築で、「赤門」として地域の人に親しまれる。

iii) 主な社寺

◆旭岡山神社



旭岡山神社

「旭岡山神社の梵天奉納行事」が行われる旭岡山神社は大同2年(807)に征夷大将軍坂上田村麻呂東征の際に、祭神を勧請し創始したとされる。神官宅の火災により詳細は不明であるが、秋田県神社庁の記録によれば、横手城主横手佐渡守が社殿を造営した後、嘉永7年(1854)に崇敬者の寄進により拝殿が改築されたと記されている。祭神は天忍穗耳

命、大山祇命ほか5柱。本殿は一間社入母屋造。拝殿は桁行3間、梁間2間の入母屋造で、前面に軒唐破風付向拝を設ける。幣殿は両下造で、本殿と拝殿をつなぐ。屋根はいずれも金属板葺である。

◆神明社

「神明社の神輿渡御行事」が行われる神明社は、明治13年(1880)に大乗院塚から移転した⁴が、明治18年(1885)に社殿を全焼、翌19年(1886)に再建した。祭神は天照皇大神、豊受姫大神、宇迦御魂大神ほか⁵。本殿は棟持ち柱を持つ三間社神明造。拝殿は桁行5間、梁間3間の切妻造平入りで、正面に1間の向拝を設ける。幣殿は両下造で本殿と拝殿をつなぐ。屋根はいずれも金属板葺である。例祭日は、従来は5月20日、21日であったが、昭和45年(1970)から5月4、5日に変更された。社宝の銅錫杖頭は重要文化財(工芸品)に指定されている。



神明社

2) 送り盆行事

8月16日に行われる行事であり、県の無形民俗文化財に指定される。諸説あるが、享保の大飢饉(1733頃)のとき、死者の供養のため柳町(現中央町)町内が屋形舟を作り川原から流し供養したのが始まりとされる。文化12-13年(1815-1816)頃とされる『風俗問状答⁶』には、「平鹿の横手城外の町々、送り火はことなる事の候。一町に一つづつ舟を葎糞にて造る。長さ三丈、大なる灯笼を石塔のかたに造り、三界萬靈と書て真中に居糸、外には灯笼もなく、只蠟燭を数百挺舟の四面へともして町をねり行、蛇の崎と申所の橋の川原へ持出、太鼓うち囃し立る。この舟十ばかり出る也。」とある。また、文政年間(1818-1830)に菅江真澄の記した『雪の出羽路』には、「七月十六日は横手の送り盆とて、その賑ひいふべうもあらぬ事になむ。あさくら川に渡る蛇ヶ崎の下に、藁もて作りたるこゝらの舟どもを浮かねらべ(中略)。是を見んとて、さはにみちたる人は蛇が崎の橋の上にかしらをならべて、大江戸の兩國橋に花火見る画のさまして、橋もしとしとふみとどろかして、そこにぎははしき事筆にえやは語るべき。」とあり、江戸後期の段階では恒例の行事となっていた。



送り盆行事

i) 行事の概要

現在では、内町地区から全上内町、下内町、外町地区から田中町、馬口労町、柳町、大水戸町、中前郷、西前郷、上真山、富士見町、平城町、朝倉碓、石町、南町の計14町内が屋形舟を繰り出している。この屋形舟を、30人を超える若衆が担いで横手川右岸の蛇の崎川原に集結する。その後、蛇の崎橋の上では先陣を争った舟が船首を高く持ち上げ、「ぶつけ合い」を繰り広げる。屋形舟の周囲ではサイサイ囃子が囃し立てられ、横手城からは花火が間断なく打ち上げられ勇壮な光景が見られる。

4 元は大乗院塚に祀られていた。享保元年(1716)に横手町の大沼津右衛門、金子吉右衛門、泉兵右衛門らが横手の鎮守とし、新たに社殿を建立し、7月に遷宮したと伝わる。明治6年(1873)郷社に列格した。

5 このほか、金山姫神・軻遇突智神・猿田彦神・須佐之男神・大名持神・火産靈神・三吉大神・大山祇神・菅原大神が祀られる。

6 文化11年(1814)に幕府の屋代弘賢が主唱し、各藩に風俗に関する報告を求め、答を編集したもの。

◆各町内から蛇の崎川原へ



屋形舟の繰り出し

8月16日当日、屋形舟繰出町内では朝から年番宅前や広場に屋形舟、サイサイ囃子台が置かれている。午前10時、蛇の崎川原では「無事故祈願」が行われ、関係者が安全を祈願する。午後1時、花火が打ち上げられると各町内のサイサイ囃子が蛇の崎川原に集まり、笛、太鼓、鉦しやうの音が鳴り響く。午後3時頃になると、揃いの祭り半纏はんてんや腹掛はらかけ、股引ももひき、地下足袋じかたを付け、ねじり鉢巻びさきを結んだ若衆が集合し、高張提灯たかはりちやうちんを先頭に、町旗ちやうきを立てた屋形舟と共にサイサイ囃子を囃し立てながら町内を練り歩く。町内を一巡すると屋形舟は「年番宅」に寄り、安全を祈願し、梅干し、塩を口にし、乾杯する。夕方、拍子木ひやうしぎ（タンコ）の合図で、船頭を乗せた屋形舟は若衆によって担がれ、蛇の崎川原を目指す。責任者に続き、町紋ちやうもんのついた高張提灯一对（2名）、屋形舟（約30名）、サイサイ囃子（約10名）、後部高張提灯（2名）の隊列で進む。常に囃されるサイサイ囃子の音色とともに羽州街道などの町並みを進み、蛇の崎橋南側の斎太薬局本店店舗などの歴史的建造物が軒を連ねる四日町通りで待機する。



灯笼流し

この頃、蛇の崎橋北側の川原では横手市仏教会の読経が始まり、市内の住職らが供養する。読経が終わると川上から法名を記した灯笼が流される。灯笼流しが行われるようになったのは昭和5年（1930）からで、送り盆行事に合わせ近年の物故者の御霊も供養される。橋の南側で行われる開会行事が終了すると、屋形舟は合図と共に一斉に橋の北側に渡り、川原に降りて御霊を供養する。

◆蛇の崎川原から蛇の崎橋でのぶつけ合い

午後8時を過ぎると、横手城裏手から大玉おおたまの花火が打ち上げられる。この頃、ろうそくに火を灯した屋形舟は、サイサイ囃子と共に再び先陣を争って川原から橋に上がる。橋の上では、先に到着した屋形舟が後続を阻むように旋回し、後続の舟たいじに対峙する。若衆は氣勢をあげ、船頭の拍子木の合図により、皆で舟の先端部を高く上げて、屋形舟の触先同士を交錯させ、ぶつけ合いを始める。ぶつかり合った舟の触先は次第に高く持ち上げられ、やがて崩れて舟が着地する。舟が着地した後も勢いのある若衆は押し合いを続けるが、船頭は互いを引き離し、ぶつけ合いを終了させる。ぶつけ合いが始まると観客からは歓声があがり、終了するとねぎらいの拍手が送られる。その最中でも、サイサイ囃子は鳴り響き、背後の横手城からは花火が打ち上げられる。

屋形舟

行事の花形である屋形舟は、長さ7m程の木の骨組みむしろを莖むしろや「マキ⁷」と呼ばれる稲ワラの束で覆い、それに串を刺し、根元に松葉を添えて「ジロウソク」と呼ばれる裸ろうそくを立てる。触先へいそくに幣束、後部には「三界萬霊」や「五穀豊穰」などと書かれた墓石型の角灯笼、

7 マキは、長さ五間（約9m）を一本として作られる。一本を作るには稲ワラ一束を要し、一隻の屋形舟にはマキ20本を必要とする。屋形舟の美観はマキの質に左右されるといわれる。

法名等が書かれた五色の短冊を吊るした生竹を添える。マキの製作は稲ワラの生産も含め近隣の稲作農家などで専門に行われており、前年の冬から始まる。7月中旬頃からは本格的に屋形舟の製作が行われる。

サイサイ囃子

屋形舟と共に祭りを盛り上げるサイサイ囃子は、通常は太鼓2張と笛、鉦で構成される。縦横約2.5mの屋台を組み、太鼓をやや傾斜して並べ、四隅には取手をつける。4名で運搬し、舟の押し合いの際にも機敏に行動できる工夫がなされている。上部には町紋のある小提灯を並べ、屋根にも町紋や町名を付す。

現在は「横手ばやし保存会」が組織され、町内ごとに技術の継承が図られている。演目としては①寄せ太鼓(とどろこ)②横手盆踊り(そそろこ)③秋田おぼこ(はやり唄)④秋田甚句(はやり唄)⑤甚句くずし(はやり唄)⑥おいとこ(はやり唄)⑦道中拳ばやし(帰り舟)⑧道中節⑨拳づくし(拳ばやしくずし)などがあり、その場に応じ、ふさわしい調べを囃し立てる。

◆行事の変遷

行事の形態は戦前から変わらず続いており、花火についても、既出の『雪の出羽路』にもみられるように、江戸後期には既に打ち上げられていた。大正6年(1917)に「送り盆花火協賛会」が発足、市制施行後は「全国花火コンクール」と改称し、現在は「協賛花火打ち上げ」として続けている。

昭和42年(1967)からは横手城の他、蛇の崎川原からも打ち上げられている。送り盆行事の際には横手城を借景として花火が上がり、蛇の崎橋上で繰り広げられる屋形舟と一体化した景観が創られる。

◆ねむり流し

送り盆行事に先駆け、8月6日(もとは旧暦7月6日)には「ねむり流し行事」が行われる。これは、睡魔^{すいま}や災厄を川に流し農作業の安全を祈ったもの、また盆行事の一連とも言われている。子ども達が中心となり、屋形舟より一廻り以上小さな舟に願い事を書いた短冊を付け、蛇の崎川原に繰り出す行事で「小舟」とも言われ、送り盆のような押し合いはないが、小舟いっぱい^{ゆみほりちよう}にろうそくを灯し、高張提灯や弓張提灯、サイサイ囃子を伴って繰り出す様は勇壮である。平成29年(2017)の参加は22団体であり、この行事に関わった子ども達が後年送り盆行事の担い手となる。



屋形舟の製作



サイサイ囃子



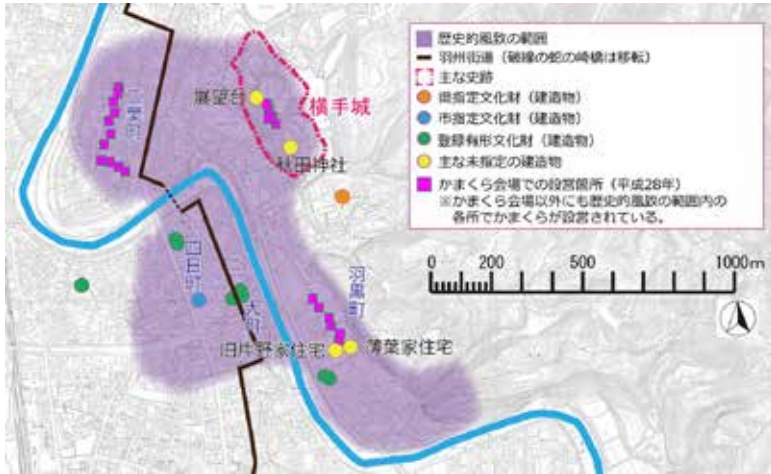
戦前の花火と屋形舟(絵葉書)



ねむり流し

ii) まとめ

各町内の屋形舟はサイサイ囃子を伴い、羽州街道に残る歴史的な町並みを勇壮に進み、蛇の崎橋に集結する。若衆らと見物客らの興奮が徐々に高まり、横手城裏手から花火が打ち上げられる頃、舟は若衆らと一体となり、ぶつかり合う。闇夜を照らすろうそくの灯りと笛や太鼓の音に彩られた屋形舟の勇壮な光景は、横手城から打ち上げられる花火を借景として、歴史絵巻さながらの光景を体感することができる。行事の開催される蛇の崎橋は、内町と外町との結節点であるだけでなく、山の上の横手城とその麓にたたずむ



送り盆行事の歴史的風致の範囲

観音寺鐘楼堂と共に、古くから「横手らしい景観」として人々の心に存在し続けている。送り盆行事は、その景観と共に残していきたい歴史的風致となっている。

3) かまくら行事



かまくら行事

2月15・16日に行われる小正月行事であり、市の無形民俗文化財に指定される。もとは旧正月14日に行われていた内町の「左義長⁸」から発した火祭りであったとされ、江戸時代の国学者人見蕉雨^{ひとみしょうう}（1761-1804）は文化元年（1804）の『秋田紀麗』の中で「十三日男の兒ある家は鎌倉とて雪城を築く。家々繭玉とて餅にて花を製し、梁頭にたれて柳絮の如し。釜の神へ祝ふとなん云ふ。」と記載している。また、文化12-13年頃（1815-1816）の『風俗問状答』によると、「十四日道祖神祭の事」「此の事は十五日を用ふ。是は俗には歳の神と申す也。此の日には左義長をし侍る。是を鎌倉と申す也。鎌倉の祝の体は二日、三日ばかり前より門外に雪にて四壁を造り厚さ一尺二尺にし水をそゝぎ、氷かためて、（中略）紙の旗に鎌倉大明神と書候はいかなる神にて候や。」とある。起源が火祭りと言われる点は、秋田県内各地で行われる「かまくら」行事と共通している。幕末まで内町を主とした火祭りのかまくらは、家屋が集中したことから火災防止のために衰退した。

一方、外町では、明治30年（1897）頃まで旧暦1月15日に、町内の共同井戸で「水神まつり^{すいじん}」

8 左義長とは正月15日及び18日に宮中清涼殿の東庭で青竹を束ねて立て、毬内三つを結び、これに扇子、短冊、天皇の吉書などを供えて焼いた行事。民間では長い竹竿を立て、正月の門松、注連縄などを焼く小正月の火祭りをいう。どんと焼きと呼ばれる場合もある。

を行っていた。井戸の小屋に簀すをたて蓋ふたをし、幕を張り神棚を入れた。井戸の側に雪室を作るなどしてその中に神棚を入れる例もあったとされる。神棚には「奉斎水波能売大神 軻遇突智大神 埴山比売大神 鎮火安穩処」などと書かれた木札が入っており、御幣や御神鏡、御神酒を供え、燈明台等の祭具を飾った。雪室の作成から用具、供物の準備等の一切を子ども達が行っており、この時の供物や賽銭さいせんが井戸の年間の維持経費に使われたという。昭和前期に上水道が普及するまでは、外町の人々は各所に設けられた共同井戸を使用しており、井戸に対する信仰心は篤く、水神祭を行い、人々は井戸に対して感謝を示すとともに、天下泰平、五穀豊穰、町内安穩を祈願したと伝わる。

明治以降、内町の火祭りであるかまくらと、外町で行われていた水神まつりとが混合し、更には雪室を作る子どもの遊びの要素が付加されて、現在の形式になったとされる。

◆戦前の「かまくら行事」

昭和11年(1936)にドイツの建築家ブルーノ・タウトは、版画家勝平得之かつひらとくし(1904-1970)と共に横手のかまくらを訪れた。この出来事は昭和14年(1939)の著書『日本美の再発見』において、次のように記されている。「…それからカマクラを見に町へ出た。すばらしい美しさだ。これほど美しいものを私は嘗て見たこともなければ、また予期もしていなかった。(中略)カマクラのなかにしつらえた雪龕ゆきぐしには水神様を祀り、蠟燭をともし、お供物がそなえてある。(中略)子供達は世にも真面目な物腰で甘酒を一杯すすめてくれるのである。こんな時には、大人はこの子供達に一銭与えることになっている。ここにも美しい日本がある。それは一およそあらゆる美しいものと同じく、一とうてい筆紙ひつしに尽すことはできない。(後略)」



「カマクラ」(勝平得之)

タウトの記載から、少なくとも昭和の戦前期には現在とほぼ同様のかまくら行事が行われていたとみられ、雪国の小正月における子どもの行事として、全国的に知られていた。

i) 行事の概要

かまくら行事は、雪室の正面に神棚を設けて水神を祀り、中で子ども達が甘酒などをふるまいながら遊ぶ行事である。内町の羽黒町、二葉町や横手公園のほか、近年は横手市役所本庁舎前道路公園を会場としてかまくらが設営される。1月下旬頃から市内の各所でかまくら作りが始まるが、期間中は4会場を中心に、かまくら職人によるかまくらが約100基作られるほか、一帯に町内や会社単位などで作成されたかまくらが点在する。同じく、あちこちの家の庭先に大小様々なかまくらが作られる。



かまくらの中の子ども

◆かまくら行事の概要

会場の1つである羽黒町は、明治初期までに建てられた片野家住宅や薄葉家住宅などの歴史的な建造物が立ち並び、板塀や生け垣が連なる通りで、その町並みに沿ってかまくらが設営される。また、横手公園では展望台を背景に、「武者溜り跡むしやだま」と呼ばれる中央広場にかま



羽黒町のかまくら



二葉町のかまくら



横手公園のかまくら

くらが設営される。

行事は日が暮れてからが本番である。かまぐらの内部には神棚があり、「おしず（御清水）の神さん」と呼ばれる水神様が祀られる。神棚には御神酒、みかんなどが供えられ、ろうそくに火が灯される。かまぐらの中には、当地方で「どんぶく」と呼ばれる綿入れ半纏を羽織った子ども達が入っており、行き交う人々に「入ってたんせ（入ってください）」、あるいは「おがんでたんせ（水神様を拜んでください）」と声をかける。人々は中に入り、御賽銭をあげ、水神様を拜む。子ども達は中に置かれた七輪で餅をあぶり、甘酒やみかんなどを人々にふるまい客をもてなす。まつりの中心は子ども達であり、訪れる人々と子ども達のふれあいが各所で繰り広げられる。



昭和30年代のかまくら

◆かまぐらの形状の変遷

かまぐらの形状については、菅江真澄が文化8年（1811）に記した『ふでのまにまに』一卷に「久保田迦麻久良祭 正月十四日の夜、雪をかい集め高かつみかさね、板戸などにおしあて、^{かまぐら}囿を作り、三間四方、或四間四方ばかり雪の屏風を引わたしたらむが如し（後略）」とある。昭和に入ってもこのような四角いかまぐらのほか、屋根の雪下ろしの雪だまりをくり抜き、稲ワラなどを屋根としてあげるなどの簡素なものもあり、形状もまちまちであったという。戦後になると雪穴式のかまぐらが多く作られるようになったが、交通事情や安全性に配慮されるようになり、現在の形となった。

昭和に入ってもこのような四角いかまぐらのほか、屋根の雪下ろしの雪だまりをくり抜き、稲ワラなどを屋根としてあげるなどの簡素なものもあり、形状もまちまちであったという。戦後になると雪穴式のかまぐらが多く作られるようになったが、交通事情や安全性に配慮されるようになり、現在の形となった。

◆近年のかまぐら行事



ミニかまぐら

交通事情等により、かまぐらの数が少なくなる中、昭和43年（1968）、旧横手市内の青年らが集結し、伝統行事を後世に伝えることや交流を目的として、横手公園の武者溜り跡にかまぐら12基を設営し、訪れる人々をもてなした。その活動は次の世代へと受け継がれ、現在も続いている。また、昭和44年（1969）から始まった「一戸一かまぐら運動」でも、旧横手市内各所に大小様々な「かまぐら」が作られるようになった。

これらの活動により、現在でも多くの団体によって市内各所にかまぐらが作られ、小学校の校庭や広場、河川敷などには子ども達の手によるミニかまぐらが作られるようになる。この時期、地域一帯には幻想的な光景が広がる。

また、「横手市ふれあいセンターかまぐら館」では、1階にあるかまぐら室（氷点下10℃以下の冷凍室）の中にかまぐら1基を常設展示しており、一年を通してかまぐら体験ができ

るほか、大正時代の外町の水神まつりで使用したとされる祭具等も見学することができる。

ii) まとめ

小正月行事は市内各所に多数存在し、現在も実施されているが、他の行事の多くが大人が中心となって火を焚いたり、振り回すなどの動的な行事であることに対し、この「かまくら行事」は、かまくらという雪室の中で子ども達自らが遊び、また主人となって来訪者をもてなすという静的な行事である。子ども達は、この日は夜遅くまで外で遊ぶことができ、昔も今も変わらず楽しみな日となっている。この時期、市内のあちこちで大小様々なかまくらが作られるが、横手公園や、羽黒町、二葉町のかまくら会場付近の内町や、大町、四日町などの外町でも、雪に覆われた歴史的な建造物の残る町並みに沿って、ろうそくの灯ったかまくらが並んでいる。その昔から続く光景は、訪れる人々を幻想的な世界へと導き、残していきたい歴史的風致となっている。



かまくら行事の歴史的風致の範囲

4) 旭岡山神社の梵天奉納行事

2月17日に行われる行事であり、市の無形民俗文化財に指定される。17日は旭岡山神社の縁日であり、以前は初縁日である旧暦1月17日に予祝行事として行われた。「梵天」は修験道の祈祷に用いられる幣束を意味し、練り歩く際に担がれていたものが、徐々に装飾化したものと伝わる。県南3郡（仙北、平鹿、雄勝）から奉納され、その数109本に及んだとの記録がある。やがて県内各地の神社へ奉納されるようになるが、現在では主に県中部と県南部で伝承されている。

梵天奉納の起源は判然とせず、神の依代であり、神威を表す際に振られた御幣が次第に大きく作られるようになったとされるが、定かではない。明治の中頃まで行われていた共同狩猟である巻狩が始まりという説、或いは、嘉永（1848-1854）の頃、八軒町の某が紙の梵天を奉納したとされる説もある。古い記録では明治20年代と推定される蓑虫山人（1836-1900）の「山内村旭岡山神社の梵天の図」がある。

i) 行事の概要

4m程の竿の先に豪華な頭飾りを乗せ、色鮮やかな布や麻糸を被せた重さ30kg以上の「梵天」を持ち、先陣を競いながら旭岡山神社に奉納する行事である。現在では、町内会、青年会、



旭岡山神社の梵天奉納行事



「山内村旭岡山神社の梵天の図」（蓑虫山人）

企業や各種団体の有志が梵天を作成し奉納を行っている。平成30年(2018)は本梵天が34本、小若梵天が14本、紅白の餅などが入れられた俵に干支の飾り物などで彩られた恵比寿俵が1基奉納された。2月16日には横手市役所本庁舎前で梵天コンクールが行われ、頭飾りの出来栄や全体の完成度などを競い合う他、各梵天が奉加のために集落内等を練り歩く。



街道を進む梵天

◆街道を進み、旭岡山神社へ

2月17日午前9時頃、横手市役所本庁舎前に梵天と揃いの半纏、地下足袋に「シベ」と呼ばれる稲ワラで作られた冬用の履き物を身に付けた若衆が集まり、出発式を行った後、旭岡山神社に向けて出発する。先頭は恵比寿俵、次に小学生等の子ども達が持つ小振りな小若梵天、最後に本梵天が続く。一行は、明治38年(1905)建築とされる「こうじ庵」などの歴史的建造物が軒を連ねる鍛冶町の羽州街道沿いを進む。山内方面に向かう平和街道の起点となる「山内道角」からは、先陣を競いながら勇壮に街道を進んで行く。各梵天は制札を先頭とし、若衆が交代で梵天を持つ。制札には神社名と奉納者、祈願内容が記載されている。道中では法螺貝を鳴らし、梵天唄を披露しながら「ジョヤサー、ジョヤサー」の掛け声も勇ましく進んで行く。沿道では住民達が梵天に願いを託し、若衆の雄姿を見守り、声かけをする。



旭岡山神社仁王門

◆旭岡山神社での奉納

旭岡山神社の山門(仁王門)に近づくと、奉納の態勢を整えるため、梵天の頭飾りが外される。若衆は、麓の仁王門の前で二礼二拍手し、制札が通った後、梵天と一緒に一気に突っ込む。先に門をくぐった若衆は、後から来た梵天を通させまいと行く手を阻む。二度三度と押合いが繰り返され、仁王門をくぐると、いよいよ本殿を目指し、約650mの狭くて急な参拝道を登る。



奉納の体勢を整える

参拝道の終わりには急勾配の雪の坂道がある。この坂の手前で体勢を整え、1名が梵天を持ち、それを皆が支えて倒さないように一気に坂を駆け上がる。本殿前方にある拝殿に到着すると再度体勢を整え、拝殿内部に向かって一気に突き進む。拝殿では、すでに奉納を終えた若衆が行く手を阻み、次に奉納しようとする若衆を押し返す。拝殿での両者の激しい

「押し合い」で行事は最高潮を迎える。

奉納後、梵天は山の麓の社務所の前で解体し、布や鉢巻き、制札を社務所に納める。無事に奉納を報告すると、御神酒と酒肴を頂き、直会を行う。その後各町内に戻り、下向祝が行われる。これは古くから梵天を無事奉納したことを祝う習わしとされている。

梵天について

梵天奉納は秋田県内各地で行われているが、当地域の梵天は、梵天自体が大きいこと、色彩が鮮やかなこと、頭飾りの豪華なことが特徴である。各町内では、1ヶ月以上をかけ梵

天を製作するため、夏の送り盆行事が終わると冬の梵天奉納に向けて準備を始める。約4mの竿の先に直径90cmの籠^{かご}を取り付け、「下がり」と呼ばれる色鮮やかな長さ270cmの布を巻く。上部は「ボッチ」と呼ばれる四角の布が被さり、上端には直径15cmほどの鉢巻きが結ばれ御幣が下がる。本体の上には干支などをあしらった頭飾りが載せられる。



各部の名称

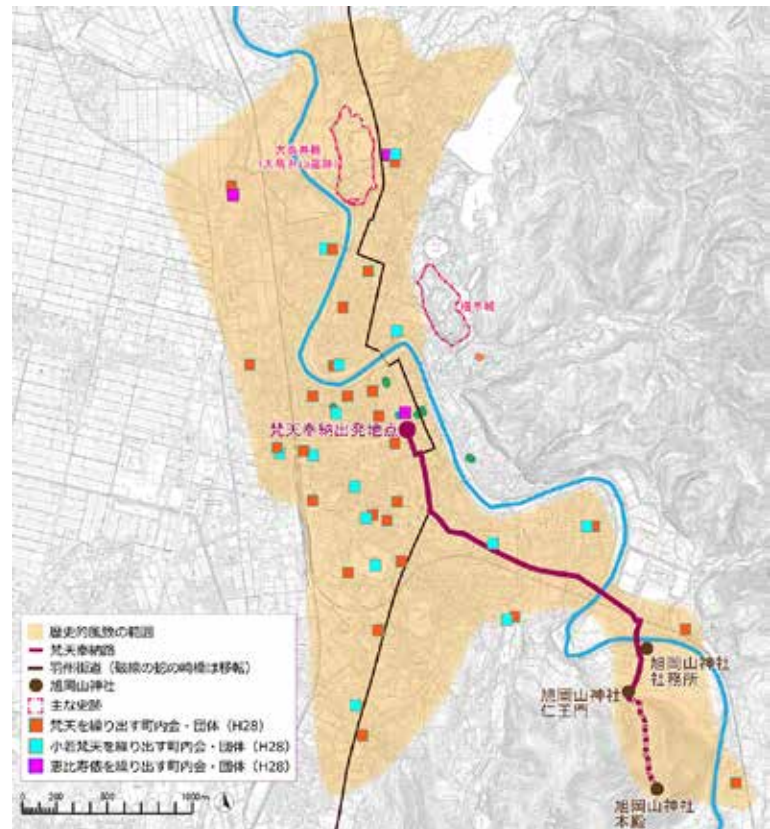
◆行事の変遷

梵天は明治末期から大正にかけて更に大きく、美しくなったといわれ、農家では稲や縄、真綿^{まわた}や麻糸など、商家ではサラサや木綿、工業を主とするところでは染色した材料などを用いた梵天が作られたと伝わる。梵天は、神社に奉納し祈願するためのものであるから、神に喜ばれ、目立つものである必要があり、より品質のよいもの、豪華なものが作られるようになったとされる。また、梵天の布地で作られた着物を着ると子どもが丈夫に育つといわれた。

ii) まとめ

小正月行事の行われるこの時期は農作業の閑散期で、雪の多い当地域でも雪解けが始まり季節の変わり目を感じる頃である。外町の町並みがまだ純白の雪で覆われる中、五色の色鮮やかな梵天が、法螺貝の音や梵天唄、若衆らの「ジョヤサー」の勇ましい掛け声とともに進んでいく風景は、新しい季節を待ちわびる力強い生命力さえ感じる。

静のかまくらに対し動の梵天奉納は、「梵天が終わると春が来る」といわれるように、閉ざされた季節に終わりを告げる行事であり、残していきたい歴史的風致となっている。



旭岡神社の梵天奉納行事の歴史的風致の範囲



神明社の神輿渡御行事

5) 神明社の神輿渡御行事

横手の外町地区を中心に、古くから鎮守として信仰を集めているのが「神明社」である。5月5日の神明社の神輿渡御は、神明社の神霊を分霊した神輿が氏子の主要な居住圏を巡行する。

行事の由緒については、判明していない部分も多い。文政年間（1818-1830）の『雪の出羽路』には、「横手の大祭は四月六日とし毎に在り」と題し、「(前略) 四月五日には山崎といふ処の行宮に在りて斎夜神事の式ありて、夜一夜を人群れり。同六日は鍛冶町より御遷幸ありて、四日町、大町をわたり奉りて後、また始の鉄工町より前郷に還幸。」と記載され、大町の富岡道栄（生没年不明）が寄付した神輿によって貞享元年（1684）に開始された「上宮太子の祭」が横手の一番の祭礼であったことが記載される。同じく『雪の出羽路』によると、この「上宮太子の宮」は前郷村の神明宮境内にあった。この神明宮は明治13年（1880）に現在地に移転する前の神明社にあたることから、現在の神輿渡御は文政年間における「上宮太子の祭」を引き継ぐか、何らかの関連があることも考えられる。昭和24年（1949）の『平鹿公論』には、「当地方春祭りの豪華を誇る横手町郷社神明社の例祭は花も過ぎたる新緑の五月二十、二一の両日に亘って執り行われるので本年の統前町たる四日町下丁では早くも祭典委員を挙げ…（中略）…近く御輿駐輦の御宿決定次第本格的に準備を進める段取りである。（後略）」との記事がある。

i) 行事の概要



御駐輦所

◆例大祭の概要

神明社の祭礼は5月4、5日に行われる。5月4日の午後3時から、「御駐輦所」で「大祓式」が執り行われ、「巫女舞」及び「剣舞」が奉納される。神事終了後、夕方から神明社にて例大祭が行われる。これには各町内会の代表及び神社総代役員が参加し、町内の繁栄と安穏が祈願される。拝殿前には舞台が設けられ、こ

こで「浦安舞」「還城楽」などが奉納される。

5月5日の神輿渡御行事では、午前8時に「出御祭」が執り行われた後、午前9時の花火を合図に一行が神社を出発する。昼に御駐輦所で神事を行うが、昼休憩を挟みながら、各町内に設けられた「矢来」を1日かけて巡行する。午後4時頃まで氏子町内を回り、神明社に還るとほどなく「還御祭」が斎行され、神輿から祭神が還御する。拝殿前の舞台において「豊栄舞」「陵王」などの舞楽が奉納され、一連の行事は終了する。



神輿渡御

◆神輿渡御行事の概要

神輿渡御行事における巡行路は古くから踏襲されており、外町地区を中心とした斎太薬局本店や木村屋商店本店などの歴史的建造物が残る町並みの中を巡行する。巡行の最中には楽人らにより神楽が奏でられ、その音色が届くことで神輿の

到来が住民に伝わる。

行列は大きく①供奉者②神職及び巫女③神輿及び神社役員で構成される。供奉者は、神輿を護る集団であり、各々神宝やさまざまな威儀物を持ち、羽織袴や半纏などの装束を纏い、神輿の背後には宮司が控え神輿を護持する。この後ろには、神明社氏子総代や世話人が従う。路地などの小路については、「御分霊」が安置される「唐櫃」を中心に神官及び楽人が渡御の本体を離れて巡行する。



「御分霊」の渡御

●行列の順序（平成29年行事实施時のもの）

1. 先導 (1) - 2. 神名旗 (2) - 3. 獅子 (4) - 4. 猿田彦 (1) - 5. 祓司 (1) - 6. 露祓 (2) - 7. 社名旗 (2) - 8. 大太鼓 (2) - 9. 楽人 (6) - 10. 神名旗 (2) - 11. 唐櫃 (2) - 12. 熊毛 (2) - 13. 小鳥毛 (2) - 14. 大鳥毛 (1) - 15. 鉄砲 (10) - 16. 弓 (10) - 17. 台傘 (1) - 18. 薙刀 (1) - 19. 祭典委員 (3～5) - 20. 盾 (6) - 21. 錦旗 (2) - 22. 日月旗 (2) - 23. 四神旗 (4) - 24. 楽人 (8) - 25. 巫女 (8) - 26. 神職 (6) - 27. 三種神器 (2) - 28. 先引き (15～20) - 29. 大神輿 (10) - 30. 宮司 (1) - 31. 立傘 (1) - 32. 紫翳 (2) - 33. 菅翳 (2) - 34. 紅白旗 (2) - 35. 役員 (3) - 36. 総代 (9) - 37. 世話人 (6～10) - 38. 一般供奉者 (46)
- ※ () 内の数字は割当人数



神輿渡御行列の並び

行列には「賽物」係が帯同し、氏子からの供物を受け取る。供奉者は、近年は大半を近隣の中学生や高校生が担っており、様々な地域の関係者によって支えられている。

御宿

神輿渡御は、「矢来」と呼ばれる町内ごとに設けられた御宿を順に回る。巡行路沿いの通り沿いにある家々では、紅白の祭典灯籠台（祭典棒とも）を立てる例もみられ、町内一帯には注連縄が張り巡らされる。当日は建物正面にろうそくを立て、御神酒、赤飯などを供え、神輿を迎える。



民家の供物

「矢来」は、行事の前日である5月4日に設置される。町内で神と出会う場所とされ、町内ごとに鎮守社や住宅の庭先などに設営される。長さの整えられた葦を束ね紐で結び、それ



神社や住宅に設けられた矢来

ぞれ交差するように立てて部屋状に囲む。正面及び両側面に幕を張り、入口には注連縄を構え、「天照皇大神」及び町内名が染め抜かれた旗を2本立てる。入口から内部にかけて砂を敷き、縁に芝を回した



矢来での祓い



矢来での鈴鳴らし

上に御幣を祀り、祭壇に御神酒、野菜などの供物を供えて神や燭台を立てる例が多い。入口に提灯を吊るす例もみられる。

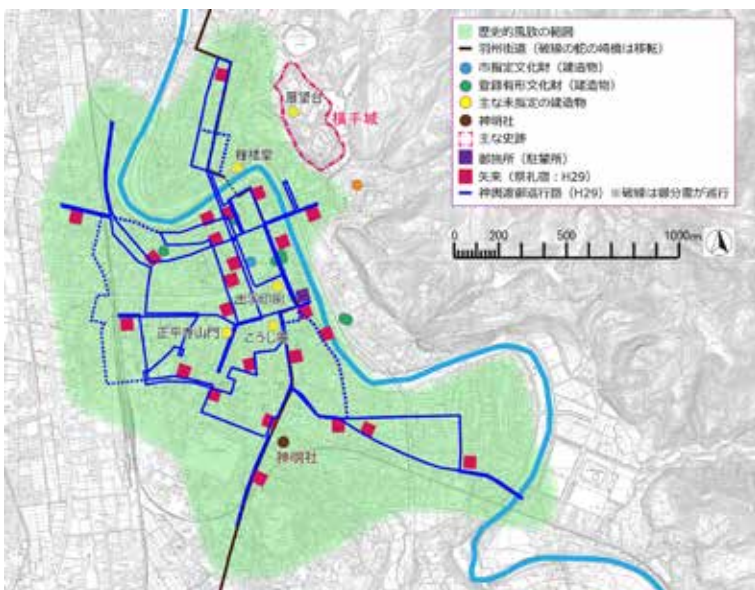
矢来に行列が到着すると、正面に神輿が据えられ、神職による祓いの後、神輿の鈴が幾重にも鳴らされる。矢来には町内役員や付近の住民が集まり、各々

和紙に包んだお初穂を持ち寄り納める。各戸の入口にて神輿を迎え、御初穂と共にろうそくを納める場合もある。

◆行事の変遷

神輿渡御行事における拠点となる「御駐輦所」は、年番となる「統前町」と呼ばれる町内が担当する。統前町が担当する御駐輦所については、以前は統前町内に設置していた。しかし、100名超の供奉者が利用することから、昭和になってから変更され、現在では商工会議所が利用されている。また、神輿渡御の巡行路は大きくは変更していないものの、昭和初期以降、下内町などの内町の一部が巡行路に加わっている。かつては、各町内に華やかな舞台が立ち、神輿ばかりでなく華やかに踊る芸者衆の花馬車などが繁華街を練り歩き、武者や時代物の置人形があちこちに飾られ町全体が祭り一色に染められていたという。

ii) まとめ



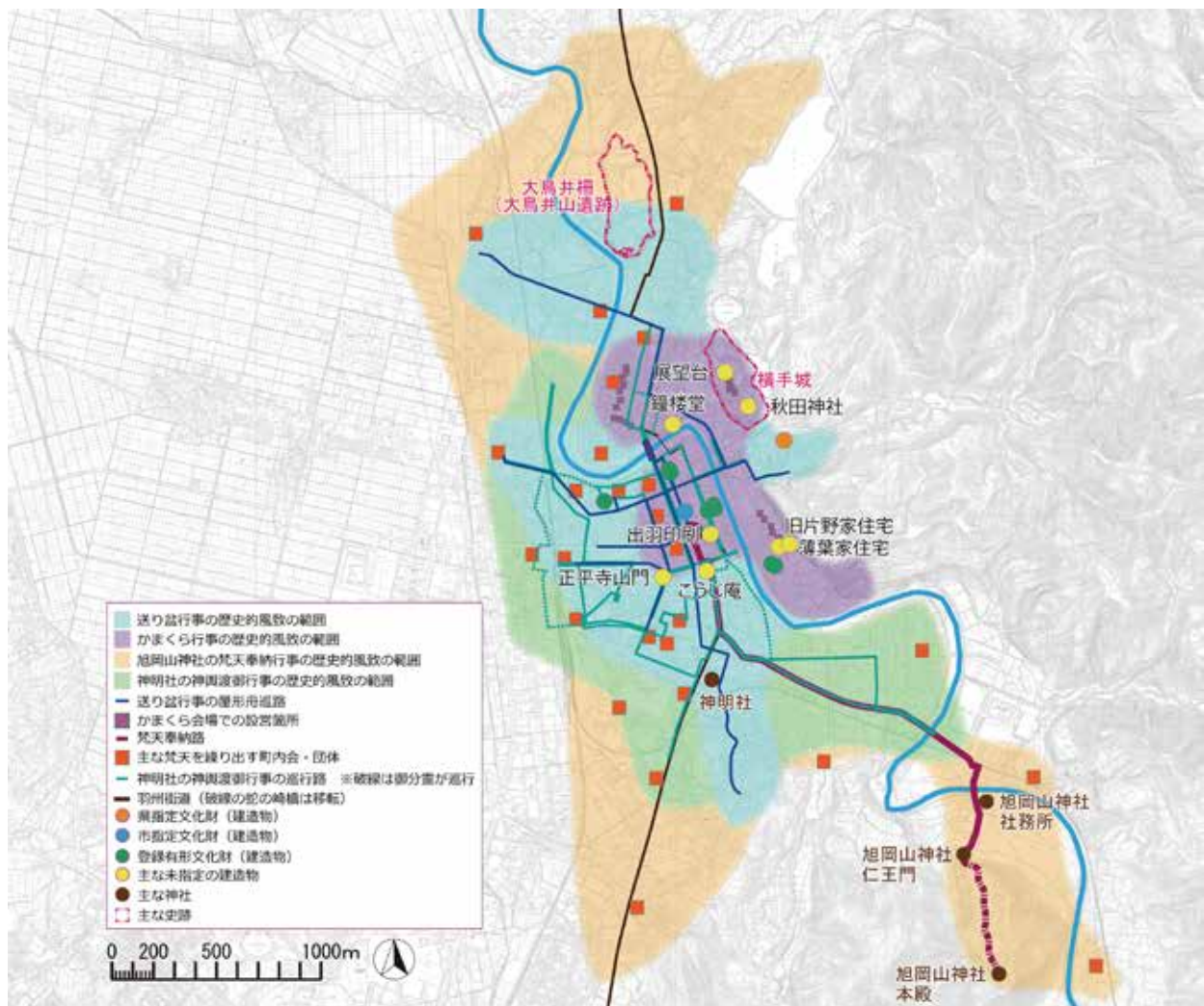
神明社の神輿渡御行事の歴史的風致の範囲

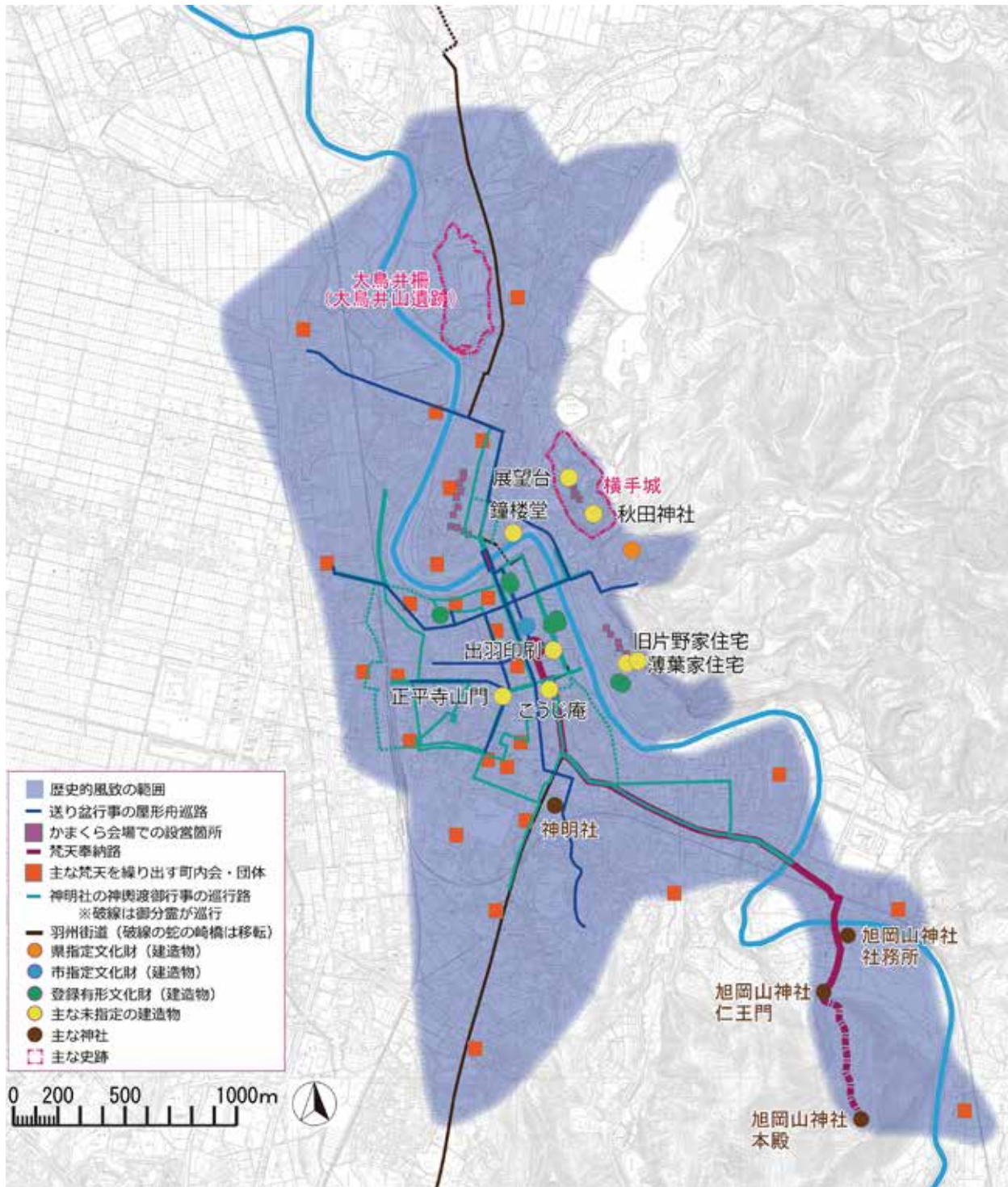
本行事は、他の神輿渡御行事と同様、巡行路沿いで神輿を迎え入れる住民、矢来付近に参集する住民など、多数の住民が関わり、地域全体を担い手として維持されている。規模や巡行路は市内の神輿渡御行事の中でも最大であり、他が半日で一巡するのに対し、およそ1日かけて巡行する。巡行路沿いには、羽州街道沿いを中心に、明治から昭和初期にかけての歴史的建造物が軒を連ねてお

り、こうした歴史的町並みで展開する神輿渡御行事は、行列の装束や所作も相まって、重層的な横手の歴史を示しており、残していきたい歴史的風致となっている。

(3) おわりに

横手地域の人々は、四季の変化を行事と共に感じてきた。「神明社の神輿渡御行事」では、待ちわびた春の訪れと共に、年に一度の神の来訪を集落全体で迎える。対して、夏の「送り盆行事」や冬の「旭岡山神社の梵天奉納行事」では、人々が屋形舟や梵天の製作を通して何日も前から町内ごとに集い準備を行い、行事本番にあつては仲間で力を合わせて舟のぶつけ合いや梵天の奉納を繰り広げる。これらが住民間の結束を強化する最大の源泉となってきた。一方、「かまくら行事」は、住民らが来訪者と共にひと時を過ごす。こうした伝統行事が結び付き、市内の他地域にはない城下町らしい重層的な文化を形成し、現在に継続している。大人達にとっての「送り盆行事」と「旭岡山神社の梵天奉納行事」、子ども達にとっての「ねむり流し行事」と「かまくら行事」は、地域の伝統行事に触れる機会であるとともに人々が心待ちにしている行事である。これらの行事が繰り広げられる光景は、羽州街道沿いに立ち並ぶ「内町」「外町」の町並みや蛇の崎橋の袂から横手城を見上げる風景と相まって「横手らしさ」を象徴しており、祭りに合わせて帰ってくる横手衆も多い。歴史的な町並みの中で展開される行事は、城下町として発展形成してきた横手地域の文化を体現しており、残していきたい歴史的風致となっている。





横手城下の伝統行事に見る歴史的風致の範囲

1-2 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致

(1) はじめに

平安時代後期、当地方で起こった日本史上重要な戦いに、後三年合戦（1083-1087）がある。後三年合戦は、歴史に二つの大きな変化をもたらしたと言われ、一つは合戦で勝ち残った清原清衡（後に「藤原」に復姓）が奥州の遺産をただ一人受け継ぐことになり、後に世界遺産となる「奥州平泉」の成立のきっかけとなったことである。もう一つは、清衡に加勢し合戦に勝利したものの朝廷から恩賞が貰えなかった源氏の当主源義家が、私財をもって部下の功労に報いたことで主従関係が強まり、このことが後の鎌倉幕府などの武家政権成立の一因となったこととされる。



大鳥井山遺跡

市内一帯には、清原氏や後三年合戦にちなんだ伝承地や地名が現在まで残り、合戦にまつわる社寺も多く現存するほか、同時代の遺跡や仏像も点在する。中でも、清原氏関連遺跡が確認されている大鳥井山遺跡～金沢柵エリアの横手地域の羽州街道沿いに遺跡、建造物、伝承、活動が集中している。

後三年合戦については、古代から中世までは軍記物や絵詞の中で語り継がれ、江戸時代になると久保田藩主佐竹氏の手で後三年合戦ゆかりの金澤八幡宮などが整備されたこともあって、幕府の巡検使や文人墨客がこの地を訪れている。地域の住民も朝夕に金澤八幡宮の所在する山を望み、「物見」「陣館」「御所野」「西沼」などの合戦にゆかりある地名が残る場所に暮らし、「兜石」や「景正功名塚」などの遺跡を身近に感じながら「八幡太郎義家の活躍した地」であることを常に意識して暮らしてきた。

明治以降は、「金沢保古会」や「歴史・文化の里づくりをすすめる会」といった地域住民を中心とした顕彰団体が相次いで結成され、「地元の清原氏が義家らと互角に戦い、平泉の原点となった地」として後三年合戦を地域の誇りとし、遺跡の保護や普及啓発といった顕彰活動を行ってきた。

大鳥井山遺跡～金沢柵エリアは、こうした地域住民等による活動に触れることの出来る地域となっている。



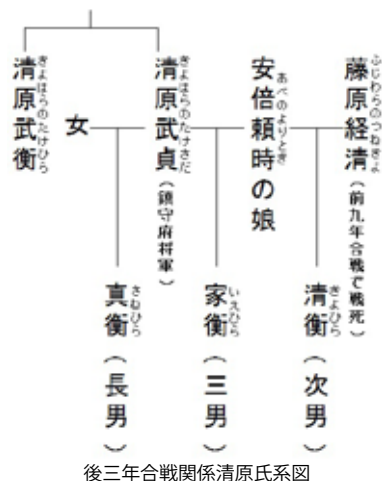
戒谷南山筆「後三年合戦絵詞」（市指定有形文化財）

(2) 後三年合戦の顕彰

◆前九年合戦と後三年合戦

11世紀の平安時代後期、日本海側の出羽国（秋田県など）の北部は当市に所在する大鳥山¹を本拠地とした清原氏が治めていた。一方、太平洋側の陸奥国（岩手県など）は安倍氏が治めていたが、勢力を拡大しようとした安倍氏が朝廷と衝突し、前九年合戦（1051-1062）が起こった。朝廷は安倍氏当主・安倍頼良（後に頼時に改名）を抑え込むために陸奥国の国守として源頼義を派遣したが、安倍氏の猛攻で敗退を重ねた。源頼義は出羽国の清原氏の当主、清原光頼とその弟清原武則に助けを求め、清原光頼らは参戦からわずか二ヶ月で安倍氏を滅ぼした。清原武則はその功績によって陸奥国の鎮守府将軍に任命された。その後、その他の安倍氏の領地も手にした清原氏は、東北部に一大勢力を築き上げ、その領地は清原武則の息子清原武貞、孫の清原真衡へと引き継がれていった。

後三年合戦は、前九年合戦を経て東北部で勢力を誇った清原氏の内紛に、陸奥守として赴任した源頼義の長男である源義家が介入して起きた合戦である。一族の合議制から当主に



後三年合戦関係清原氏系図

権力を集中させた武士団への変革を目指した清原真衡に、弟の清原清衡・清原家衡らが反発し、後三年合戦が起こった。それぞれに父、母が違うという複雑な兄弟関係にあったことが内紛の一因とされている。源義家の後ろ盾を得て優勢な立場にあった清原真衡であったが、合戦途中で病死したため、戦うべき相手を失った清原清衡と清原家衡は、陸奥国を治める立場にあった陸奥守源義家に降伏した。その後、源義家は清原真衡の遺領配分を行うが、その配分を巡り不満を募らせた清原家衡は、清原清衡を攻撃した。これにより源義家・清原清衡軍と清原家衡・叔父の清原武衡軍が争い、清原家衡・清原武衡軍は「沼柵」で源義家・清原清衡軍を退けたが、その後「金沢柵」で敗れ、源義家・清原清衡軍が勝利した。

源義家が去り、清原氏として唯一生き残った清原清衡は、姓を「清原」から実父の姓である「藤原」へ戻し、「藤原清衡」とした。その後、藤原清衡は平泉（岩手県）に拠点を定め、以後約100年にわたる平泉黄金文化の礎を築いていったとされる。また、前九年合戦の頃に清原氏の本拠地であったとされる「大鳥山」は、「大鳥井山遺跡」として現在に伝えられ、平成22年（2010）に国の史跡に指定された。

1) 後三年合戦ゆかりの社寺や遺跡

市内には後三年合戦と関わりが深く、往時の景観を色濃く残した遺跡や、合戦に係る地名などが数多く残されている。中でも合戦の決戦地・金沢柵として古くから伝えられた「金澤八幡宮」や「景正功名塚」、「陣館遺跡」などが立地する金沢地区や、前九年合戦の頃には清原氏の本拠が置かれ、後三年合戦の頃には清原光頼の子である大鳥山太郎頼遠が拠点とした「大鳥井山遺跡」が立地する朝倉地区には、多くの遺跡や伝承地が残っている。

1 現在の名称は大鳥井山。

i) 主な社寺や遺跡

◆金澤八幡宮

金澤八幡宮は、金沢柵と伝えられてきた中世山城である金沢城跡の標高 172 m の江戸時代から「二の丸」と呼ばれる場所に位置する。参道には樹齢 300 年を越えると伝わる大杉がそびえる。

社伝によれば、後三年合戦で勝利した源義家が、寛治 7 年 (1093) に藤原清衡に命じて金沢柵跡の頂上へ京都の石清水八幡宮の神霊を勧請し、出羽国鎮護として祀ったのが始まりと伝わる。近世になると、常陸国から出羽国に国替えされた佐竹義宣が慶長 9 年 (1604) に金澤八幡宮を再建し、以後 11 回にも及ぶ修繕等がなされた。現在の社殿は大正 7 年 (1918) の再建で、本殿・拝殿・幣殿からなる。本殿は三間社流造で、拝殿は桁行 3 間、梁間 3 間、向拝 1 間の入母屋造である。幣殿は、拝殿後方に凸形に取り付く突出部とその後方の両下造の屋根よりなる。いずれも金属板葺である。



金澤八幡宮

◆祇園寺

創建年代は不詳であるが、金沢柵の鬼門である北東の谷間にあることから、古来より金沢柵の守護寺であったと考えられている。後三年合戦で金沢柵が落城すると、その跡地に金澤八幡宮が建てられたため、祇園寺は金澤八幡宮を管理する別当寺の役割を担っていた。本堂は桁行 7 間、梁間 4 間の寄棟造、金属板葺であり、寺伝などから、安政 2 年 (1855) の竣工と伝わる。



祇園寺

◆景正功名塚

「権五郎塚」とも呼ばれ、後三年合戦に 16 歳で初陣し、手柄を立てた鎌倉権五郎景正が源義家の命により敵の屍をこの地に手厚く葬り、弔いのため塚の上に杉を植えたと伝わる。正保年間 (1644-1648) に制作された『出羽一国御絵図』にもその名を留める。この杉は、現在は根元のみ (根回り 8.8 m) を残しているが、地域の人々によって覆屋が掛けられ、長く顕彰されてきた。また、金澤八幡宮の参道沿いには、源義家・義光兄弟を祀った「兜八幡神社」と「兜石」、「兜杉」がある。兜石は義家が凱旋の折、兜を埋めて巨石を置いたと伝わる。兜杉は根回り 7.45 m、高さ 26 m もあったが、現在はその根元のみが御神体として祀られている。



景正功名塚 (権五郎塚)

◆陣館遺跡

陣館遺跡は、標高 91 m の通称「陣館」と呼ばれる小丘陵上に立地する。金沢柵として伝承されてきた金沢城跡は、羽州街道を挟み東側に位置し、陣館は金沢柵の前城で、後に義家が攻略し陣を張った場所として伝承されてきた。

斜面部では、人工の段状地形が見られ、防御機能のほか主の権威を示す役割があったと考



段状地形の様子（西→東）

えられている。平成 22-26 年（2010-2014）に調査が行われ、貴族の邸宅や寺院などに類例のある桁行 13.9 m、梁間 9.8 m の四面庇掘立柱建物跡が確認された。こうした事例から現在では「金沢柵」の推定地の一つとされる。平成 29 年（2017）6 月、陣館遺跡が国の史跡大鳥井山遺跡に追加指定され、「大鳥井山遺跡附陣館遺跡」に名称が改められた。

なお、金沢柵については天治元年（1124）頃に成立したと考えられている『奥州後三年記』にその記述があるが、陣館についての現時点で確認できる最も古い記述は、菅江真澄（1754-1829）が文政年間（1818-1830）に著わした『月の出羽路』に記される「陣館の岡」である。

◆大鳥井山遺跡



大鳥井山の二重の土塁



小吉山の火葬墓

前九年合戦の顛末を記録し、康平 6 年（1063）頃にかかれたとされる『陸奥話記』の中に「大鳥山」として記述される大鳥井山遺跡は、小吉山（標高 71 m）と大鳥井山（同 79 m）の 2 つの独立丘陵上に立地する。遺跡の東側以外を河川によって取り巻かれ、街道のある東側には遺跡の象徴である二重の土塁と堀が自然地形に沿って巡り、防御性の極めて高い館であったとされる。大鳥井山には二重の土塁と堀が良好に残るほか、頂上部には寺院跡と思われる四面庇掘立柱建物跡が確認されており、おびただしい数の「かわらけ」と呼ばれる素焼きの器が出土した。「かわらけ」の出土は、そこで各地の有力豪族が集い、意志決定や宴会などが行われたことを意味しており、この遺跡の性格をあらわしている。

小吉山では、山斜面の下面に土塁と堀が、その上面には段状地形が造られている。さらに頂上には石櫃が納められた塚があり、骨片が確認されたことから火葬墓と考えられている。

ii) 後三年合戦の伝承地の分布

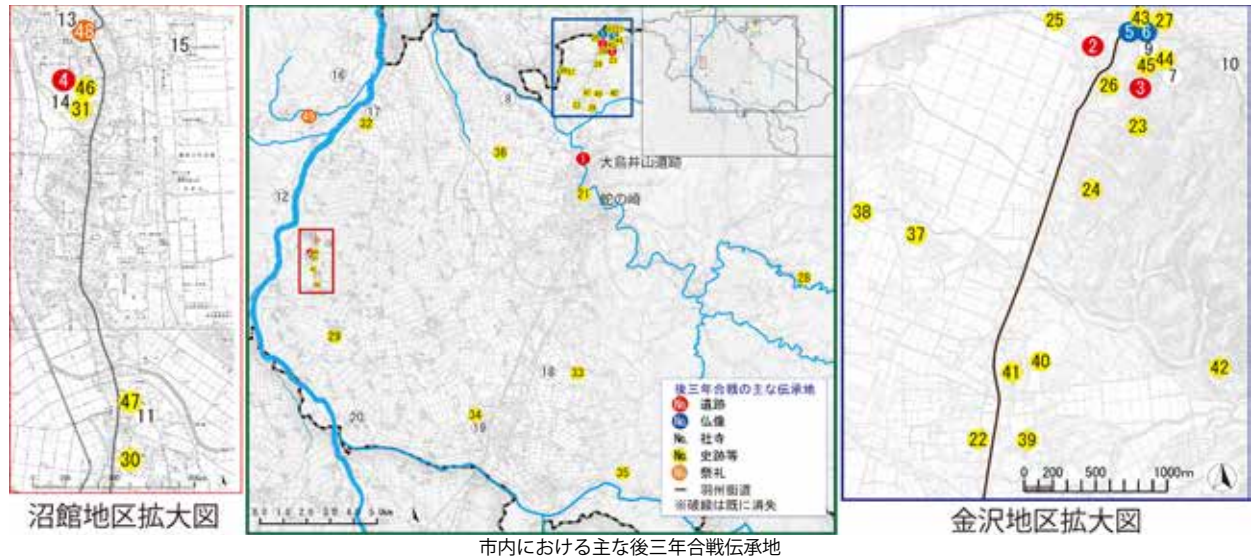
羽州街道は江戸時代に整備された街道であり、多くが現在の国道 13 号と重なる。この街道は、出羽国の地方官庁である秋田城跡（秋田市）の南門と、清原氏の関連遺跡の一つとされる虚空蔵大台滝遺跡（秋田市）の近くを通り、大鳥井山遺跡や陣館遺跡からこの街道に延びる道が確認されていることなどから、古代より利用されてきた街道と考えられている。

後三年合戦に関連した伝承地は市内に広く分布するが、これらは実際の戦場となったといわれる場所に近い大鳥井山遺跡から金沢城跡・陣館遺跡にかけての羽州街道沿いの横手地域に特に集中している。南は、川に落ちた源義家が一命を取り留めた場所とされる「蛇の崎」から始まり、北上すると清原氏の関連遺跡である「大鳥井山遺跡」に達する。そこから北の金沢地区に向かうと「御所野」「陣ヶ森」など、源義家が金沢柵の戦いを前に陣を張ったとされる伝承地があり、さらに進めば、義家が「西沼」の葦の間に潜む清原軍の伏兵を雁行の乱れから察知した場所と伝えられる「立馬郊」がある。さらに街道を北東に進むと、後三年

番号	分類	名称	所在地域	概要
1	遺跡	大鳥井山遺跡	横手	大鳥山太郎と呼ばれた清原頼遠の館跡。
2	遺跡	金沢柵推定地陣館遺跡	横手	源義家の陣館跡と伝わる。
3	遺跡	金沢柵推定地金沢城跡	横手	金沢柵があった場所と伝わる。
4	遺跡	沼柵推定地沼館城跡	雄物川	清原家衛が籠った沼柵と伝わる。
5	仏像	阿弥陀如来坐像	横手	後三年合戦で炎上する金沢柵を源義家が弓を立てて眺めたこととされる弓立岡にあった阿弥陀堂に安置されていたとされ、後に阿弥陀堂が火災に遭った際、この像も類焼し、崖下の厨川の底に埋もれ、後年発見されたと伝わる。
6	仏像	銅造宝冠阿弥陀如来坐像	横手	源義家の郎党伴次郎儀仗助兼の兜守りと伝えられる。助兼は合戦において活躍するも、金沢柵の攻防において義家拝領の「薄金の兜」を失った。
7	社寺	金澤八幡宮	横手	源義家が藤原清衡に命じて寛治7年(1093)に出羽鎮護のため創建。
8	社寺	貴船神社	横手	源義光が進軍の折、横手川の水勢が激しく軍を進めることができず、京都の貴船神社の御神符を現在の場所に納めて祈願したところ横手川を渡ることが出来たため、後に貴船神社を建立したとされる。
9	社寺	兜八幡神社	横手	源義家と源義光を祀った神社。
10	社寺	祇園寺	横手	金沢柵の鬼門に位置し、金沢柵の守護寺と考えられている寺。
11	社寺	首塚神社	雄物川	沼柵の戦いで討ち取った一千の首を埋めた場所と伝わる。
12	社寺	矢神八幡宮	雄物川	前九年合戦の際、源頼義・義家が勝利を祈願し、成就したことから、後三年合戦の際に沼館にも造営したと伝わる。
13	社寺	沼館八幡神社	雄物川	源義家が赤柵柵の一寸八分の尊像を奉納したと伝わる。
14	社寺	蔵光院	雄物川	沼柵と伝わる場所に造営されたお寺。
15	社寺	木戸五郎兵衛稲荷神社	雄物川	沼柵の一の木戸があった場所に建てられた神社。
16	社寺	剣花山八幡宮	大森	源義家が寛治3年(1089)凱旋の折に、鹿島、熱田両社に武運長久を祈って、薬師如来仏像を納め祀った。
17	社寺	兜台八幡社(阿気八幡神社)	大雄	源義家が使用した片鎧を納めたと伝わる神社。
18	社寺	八幡宮(三嶋八幡神社)	平鹿	源義家が使用した乗鞍がご神体の神社。
19	社寺	宝龍神社(今木神社)	十文字	天喜年間(1053~1057)、村人たちが源義家に兵糧と鍋を献上したので義家はこの神社に参拝したと伝わる。
20	社寺	八幡神社	十文字	源義家が沼柵から敗走する途中、寒さと飢えにあい、当地で暖をとる、食事をした。のちに郷民が義家を慕い、この地に八幡神社を建立した。
21	史跡	蛇の崎	横手	源義家が川を渡ろうとした際に橋から落ちたが、蛇籠につかまり一命をとりとめたことと伝えられる場所。
22	史跡	御所野	横手	源義家が陣営を設けた場所。
23	史跡	天井ヶ沢(敵が沢)	横手	源義家が敵陣を見下ろした沢。
24	史跡	物見	横手	清原軍の斥候がいたとされる場所。
25	史跡	厨川	横手	源義家の配下である鎌倉権五郎景正が片目を負傷し、厨川で傷を洗ったところ、その後、片目のかじかが見つかるようになった。
26	史跡	景正功名塚(権五郎塚)	横手	後三年合戦において奮戦し功名を立てた鎌倉権五郎景正は、義家の命で敵の屍を集めて塚を作り、その上に杉を植えたこととされる。
27	史跡	立石(柵石)	横手	源義家の軍が石を積み、盾とした。
28	史跡	旧秀衡街道	山内	奥羽山脈の金山から掘り出した金鉱を平泉へ輸送した道とされる。
29	史跡	八幡野	雄物川	源義家が沼柵に攻めた時に陣を敷いたところ。
30	史跡	十足馬場	雄物川	沼柵当時の馬場跡。
31	史跡	沼館	雄物川	清原家衛の籠城した沼柵があった場所と伝わる。その後、小野寺氏が沼館城を築き、古城跡には蔵光院が立地している。
32	史跡	阿気	大雄	源義家が清原氏を頼ってこの地に軍を引き揚げ陣を取った。
33	史跡	馬鞍	平鹿	源義家が後三年合戦に勝利した際、三嶋八幡神社に鞍と弓矢を干本奉納したので、この地域を馬鞍と呼ぶようになったと伝わる。
34	史跡	鍋倉	十文字	村人が源義家に兵糧と鍋を献上したので義家はここを鍋倉と名付けた。
35	史跡	真人山	増田	清原真人武則の居城跡と伝わる。
36	史跡	善明庵のマツ	横手	後三年合戦(1083~1087)の戦没者を埋葬した際に墓標として植えられた。
37	史跡	立馬郊	横手	源義家が馬を止め伏兵を見つけた場所と伝わる。
38	史跡	西沼	横手	源義家が雁の乱れで、葦の間に潜んでいる清原武衡の伏兵を知り、これを殲滅した場所と伝わる。
39	史跡	陣ヶ森	横手	義家が陣営を設けて軍容を整えた場所。
40	史跡	蛭藻沼	横手	清原武衡が金沢柵落城の時、この沼で捕らえられた。
41	史跡	陣所長根	横手	蛭藻沼の西方にある小高い丘で源軍の戦陣が置かれていた。
42	史跡	鞍石	横手	清原家衛が愛馬「花駒子」を射殺し、乗り捨てた馬の鞍が化石となったもの。
43	史跡	腰掛石	横手	源義家が腰を掛けた石と伝わる。
44	史跡	兜石	横手	源義家が凱旋の折に兜を埋めて石をその上に置いたこととされる。
45	史跡	兜杉	横手	源義家が凱旋の折に兜を埋めて石を置いた場所の脇にある老杉。
46	史跡	柵内の沼	雄物川	沼柵推定地内にあり、清原武衡と家衛が会談した場所とされる。
47	史跡	首塚	雄物川	沼柵の戦の時に打ち取った首を埋めた場所と伝わる。
48	民俗行事	豆鼓祭	雄物川	沼館八幡神社の宵宮に社前において納豆が売られている。このことから沼館八幡神社は納豆八幡とも呼ばれている。
49	民俗行事	田楽灯籠	大森	源義家が剣花山の先に高棒をたて、孤灯を掲げて金沢柵との距離を測ったと伝わる。

市内における主な後三年合戦伝承地とその概要

合戦の決戦地・金沢柵推定地の「陣館遺跡」や「金沢城跡」が立地し、「景正功名塚」や「金澤八幡宮」など、後三年合戦と関わりの深い伝承地や寺社などが多数確認される。この他にも、「物見山」「鞍石」「陣所長根」「蛭藻沼」など枚挙にいとまがない。なお、ここではこうした遺跡（埋蔵文化財包蔵地）以外の伝承地を史跡として分類している。



2) 後三年合戦伝承地の顕彰

京都の石清水八幡宮で元服²し、「八幡太郎」を名乗った源義家の影響もあり、鎌倉時代になると「八幡大菩薩」は源氏の氏神となり、その後、室町時代から江戸時代と続く源氏による幕府の影響もあって全国に八幡神社が広がった。江戸時代になってこの地方を治めた久保田藩主佐竹氏は、源氏の流れを汲み、その祖は、後三年合戦で義家とともに活躍した義家の弟である源義光である。代々の久保田藩主は八幡神を信仰し、金澤八幡宮のほか、県内多数の八幡神社に寄進し、篤く信仰した。

源氏が武家の統率者として君臨するのは源義家の業績によるところが大きく、その一つがこの地方を舞台にした後三年合戦での勝利であった。また、清原清衡は、源義光の孫にあたり、諸説あるが佐竹氏の初代当主とされる源昌義（佐竹昌義）、その子義季に、二人の娘を嫁がせている。その子孫が後世の佐竹家を継いでおり、佐竹氏はこの地方にゆかりのある家柄でもあった。こうしたことから、藩主佐竹氏がこの地方の後三年合戦に関わる伝承地を厚く保護したことは想像に難くなく、その動きが徐々に民衆の間にも広がっていたものと思われる。後三年合戦の顕彰は既に江戸時代には行われ、文政年間（1818-1830）に菅江真澄が著した『月の出羽路』や『雪の出羽路』には、現在まで伝承される遺跡や地名などが詳細に紹介されている。佐竹氏による領国経営がなくなった近代以降は観光地としての側面も有するようになり、その精神が地域の人々に受け継がれ、遺跡や伝承地の保護と継承が継続している。

i) 顕彰活動

市民による顕彰活動は明治から現在まで行われており、従前の会の活動を新しい会が引き継いで連続と続いてきた。現在は、「歴史・文化の里づくりをすすめる会」や「朝倉地区会議」、「横手郷土史研究会」や「横手文化財保護協会」等によって活動が行われている。

2 男子が成人になったことを示す儀式。幼名が改められ、成人後の名前が付けられた。

明治 25 年 (1892)、金沢の代議士で郷土史家でもあった伊藤直純 (1861-1933) と、画家である戎谷南山 (1866-1949) らが中心となり、後三年合戦などについての調査研究を行う「金沢保古会」が結成された。古文書や伝承などの史料収集のほか、現地調査を行うなど、幅広い活動を行った。戎谷が明治 44 年 (1911) に出版した『出羽金澤後三年旧蹟圖』には、金沢柵を中心とした町並みや名所などが視覚的に表わされており、多くの人々に後三年合戦が周知されていった。また、大正 10 年 (1921) 頃に作成された『羽後金澤古跡案内略圖』には、後三年合戦にまつわる遺跡への行程や伝承が詳細に記されており、昭和 5 年 (1930) まで実に 4 版増刷されるほど人気の高いものであった。このほか、金沢保古会は後三年合戦に係る講座を開催したほか、遺跡などの絵葉書を作成・販売し、広く普及啓発活動を行った。



出羽金澤後三年旧蹟圖



羽後金澤古跡案内略圖



大鳥山頼遠居館跡石碑



草刈り (金沢柵)

地区住民による活動が行われる一方で、昭和 2 年 (1927) には深澤多市 (1874-1934) ら市内の歴史愛好家が中心となって「横手郷土史研究会」が発足している。この会は、昭和 3 年 (1927) から秋田県内の郷土資料を集成した『秋田叢書』の出版を行ったほか、後三年合戦の調査研究・探訪など、普及啓発活動を現在まで定期的に行っており、金澤八幡宮や祇園寺といった合戦ゆかりの社寺などを巡る探訪会を実施するとともに、昭和 8 年 (1933) には大鳥井山遺跡に大鳥山頼遠居館跡の石碑を建立するなどの活動を行っている。

金沢保古会の活動は戦争や中心メンバーの高齢化によって徐々に下火になったが、顕彰活動は会員や横手郷土史研究会によって継続され、昭和 30 年 (1955) 代に入ると地元住民などによって再び団体としての活動を行うための「後三年史跡顕彰会」が結成された。この会は、普及啓発活動に加え、金沢柵などの関連遺跡で草刈り等の保護活動を行ったほか、昭和 34 年 (1959) には後三年合戦関連遺跡などが掲載された小

明治	20	40	大正	15	昭和	20	40	60	平成	20
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

金沢保古会 25 (普及啓発)

後三年史跡顕彰会 34 (保護、普及啓発)

歴史・文化の里づくりをすすめる会 47 (保護、普及啓発)

歴史遺産を語る会 21 (普及啓発)

横手郷土史研究会 2 (普及啓発)

()内は主とする活動

金沢地区における顕彰団体の推移

中学校社会科学習資料『わたしたちの金沢』を発刊している。こうした地元住民の活動が積み重なることで、これまでの「八幡太郎義家の活躍した地」との認識から、「地元の清原氏が義家らと互角に戦い、平泉の原点となった地」への認識の変化がもたらされている。

現在、金沢地区における顕彰活動は、昭和47年（1972）のまちづくり集会をきっかけに



標柱の設置（蛭藻沼）



史跡巡りツアーの様子



史跡巡りツアーの一例

結成され、金沢地区の約750戸のうち600戸弱が会員となる「歴史・文化の里づくりをすすめる会」が継承し活動している。同会では、金澤八幡宮など多くの合戦関連の建造物等が残る金沢公園の清掃活動を年数回行うほか、地区内の伝承地へ説明板を設置する活動も継続して行っており、こうした活動の中から、平成21年（2009）には地元住民による観光ガイドの養成を目指す「歴史遺産を語る会」が派生している。

市民による顕彰活動は、大鳥井山遺跡が所在する横手地区でも盛んに行われる。昭和33年（1958）に秋田県文化財保護協会横手支部として発足した現在の「横手文化財保護協会」は、大鳥井山遺跡や蛭藻沼など、合戦に係る遺跡や伝承地への標柱や案内板の設置、一般市民を対象とした文化財探訪ツアーの実施など、普及啓発活動を実施している。また、大鳥井山遺跡周辺の住民による自治組織である朝倉地区会

議でも、国の史跡指定を機に大鳥井山遺跡の清掃活動を行っている。

大鳥井山遺跡での実地研修や後三年合戦関連遺跡などを回る史跡巡りツアーは、昭和43年（1968）に横手郷土史研究会が実施し、以降定期的に行われ、現在はその活動を市民ガイドの会である「ふきのとうの会」や横手文化財保護協会が引き継いでいる。史跡巡りツアーでは、一例として「大鳥井山遺跡⇒陣ヶ森⇒蛭藻沼⇒立馬郊⇒平安の風わたる公園（西沼）⇒後三年合戦金沢資料館⇒陣館遺跡⇒祇園寺⇒景正功名塚⇒金沢城跡⇒兜八幡神社⇒金澤八幡宮」などのコースが設定され、羽州街道を縦断しながら後三年合戦にまつわる伝承地を巡っている。こうした両地区における顕彰活動が実を結び、後三年合戦関連遺跡の重要性を地域住民が知るところとなり、大規模開発が行われることもなく、往時の景観がほぼ当時のまま継承されてきた。

コ ラ ム

●郷土教育 本市では、平成28年度（2016.4-2017.3）に「横手を学ぶ郷土学」事業を創設し、次世代を担う児童生徒が本市の歴史・伝統・文化を学ぶことで本市への愛着と誇りを持てるよう、郷土教育を推進している。本市での郷土教育は、明治43年（1910）に秋田県教育会が産業振興と郷土開発のために各町村に郷土誌編さんを依頼したことに始まり、昭和に入ると、地域への誇りの醸成を目指して新たに郷土史読本が編さんされた。この教えを受けた児童生徒が、地域の文化的資産の伝承や地域振興において大きな役割を担っており、後三年合戦を地域の誇りとして顕彰する活動などが行われている。本市における歴史的風致の継承には郷土教育が大きく寄与している。



戦後の小学校の授業風景

●前九年合戦と後三年合戦の名称の由来 前九年合戦は、源頼義の陸奥国への赴任から安倍氏滅亡までの期間が12年間であったことから元々は「十二年合戦」と呼ばれていた。また、後三年合戦はその時の年号をとって「永保の戦い」などと呼ばれていたようである。後三年合戦は、実際には源義家の陸奥国赴任から清原家衡・武衡の滅亡までに5年かかっており、沼柵の戦いと金沢柵の戦いは2年で終了している。

前九年や後三年の名称が最初に確認されるのは鎌倉時代（1185-1333）前期成立の『保元物語』であり、同時代に成立したと考えられている『平家物語』には、「頼義の九箇年の戦いと義家の三年の戦いを合せて十二の合戦とは申なり」と記される。源頼義が陸奥国へ赴任後、天喜元年（1053）に鎮守府將軍の兼任を命じられてから安倍氏滅亡までが9年間であり、長い年月の間に十二年合戦の呼称が混同され、12年から9年を引いて「前九年合戦」になり、残りの3年が「後三年合戦」になったと考えられている。

2. 南部地域の歴史的風致

2-1 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致

(1) はじめに

増田地区は奥羽山脈を源とする成瀬川と皆瀬川の合流点の北に位置し、地区の中心部である「土肥館」の地には、貞治年間(1362-1368)に築いたと伝えられ、元和元年(1615)の一国一城令により廃城となった、増田城が位置する。

羽州街道の十文字を起点とする小安街道は、伝統的建造物群保存地区を構成する市道本町平鹿線(通称本町通り)や県道108号川連・増田・平鹿線(通称中七日町通り)を通過し、現在の宮城県栗原市に至る。一方、手倉街道は、小安街道と路線を重複しながら保存地区の南端で東に延び、現在の岩手県奥州市に至る。こうした仙台藩領に至る街道が近世までに整備されていたことから、増田は物資の集散地として発展し、17世紀中頃には久保田藩公認の定期市(朝市)も始まり、藩南部の流通拠点として賑わった。近代になると、本町には役場などの官庁が置かれ、中七日町通りで朝市が開催されるなど商店街として機能した。

この増田地区において、古くから鎮守として地域住民の信仰を集めているのが「月山神社」である。この月山神社において、9月15日¹の例祭時に執行される「神輿渡御行事」は、「月山神社神輿渡御行事」として、市の無形民俗文化財に指定されている。月山神社の神霊を分霊した神輿が、近代初頭の増田村にあたる氏子の主要な集落を巡行するこの活動は、江戸後期に起源をもち、地域住民も一体となって継承している伝統行事である。



主な町名



増田城跡(『雪の出羽路』より)



神輿渡御行事

1 かつては旧暦8月15日の開催であったが、昭和33年(1958)に、月遅れである9月15日の開催に改められた。

(2) 月山神社の神輿渡御行事

正式には例大祭に関する一連の行事も含め「月山神社例祭及神輿渡御祭」と呼ぶ。行事が行われる域内には月山神社、神明神社のほか、伝統的建造物群保存地区、景観重点地区を中心に、多くの歴史的建造物が見られる。

1) 関連する建造物

i) 月山神社



月山神社

月山神社は、保存地区から南に延びる小安街道上に鳥居を構え、拝殿までおよそ 300 m の参道を形成している社²。祭神は庄内（山形県）の月山神の分霊で、月夜見命など八柱を合祭する³。現在の境内地は、近世初頭までは増田城主土肥氏や、縫殿村を開村した小原縫殿之助の馬場地であったとされ、元和年間（1615 - 1623）に、現在地の南方約 150 m の畑地から遷座したと伝わる。これについては、文政 2 年（1819）建立の「御鷹の碑」⁴（市指定史跡）にもその縁起が彫り込まれている。社殿は『月山堂・御神輿再建奉加帳（写）』（月山神社蔵）の記録から文化 13 年（1816）の再建とみられ、後に幾度かにわたって修理がなされている。奥殿（本殿）⁵は、一間社流造で金属板葺、幣殿に接続する。幣殿は桁行 5 間、梁間 3 間の両下造、金属板葺で、両翼に物置を張り出す。幣殿は奥殿と拝殿をつなぐ。拝殿は 3 間四方の入母屋造、金属板葺。正面に向拝を設け千鳥破風を付ける。

ii) 神明神社



神明神社

神明神社は平成 3 年（1991）発行の『秋田県神社名鑑』によると、慶長 2 年（1597）に増田村の肝煎であった安倍五郎兵衛が、伊勢神宮の祭神を祀ったことに始まる⁶。祭神は天照皇大神・事代主神・蛭児神・大国主神。例祭日は 7 月 21 日。社殿の建築年代については明らかではないが、宝暦～明治（1751-1912）にかけての棟札が多数現存する。本殿は一間社流造。拝殿は桁行 3 間、梁間 2 間の入母屋造で千鳥破風を付け、正面に唐破風造の向拝を設ける。幣殿は桁行 3 間、梁間 3 間の両下造で本殿と拝殿をつなぐ。屋根はいずれも金属板葺である。

神明神社は増田地区において、月山神社と双頭をなす存在であり、現在は月山神社の神職が神明神社の宮司を兼ねる。戦前までは、伝統的建造物群保存地区内の中町と七日町を隔てる中町橋において、中町側からは神明神社の宮司が、七日町側からは月山神社の宮司が、それぞれの橋のたもとから向こうの町に対して祝詞をささげる火伏の神事が行われていたと伝わる。現在も初詣などの際には「両社参り」と言って両社に参拝する住民も多い。

2 「神社昇格願」（月山神社蔵）によると、第 49 代光仁天皇の治世である宝龜 11 年（780）に、当地方一帯の鎮守として創建された。江戸時代には藩主の一族である佐竹東家、南家より崇敬を受け、社殿改築の際にはその棟札に大旦那として佐竹藩主の名が記されたという。明治 6 年（1873）、郷社に列せられるも明治 29 年（1896）、村社に訂正、昭和 17 年（1942）、郷社に列せられた。

3 月夜見命・日本武命・伊弉諾命・大宜都比売命・水波能売命・天兒屋根命・大山祇命・倉稻魂命の八柱を合祭する。

4 文政 2 年（1819）に通覚寺 14 世の宝寿庵釋天瑞律師によって建立され、神社の境内地内に現存する。

5 奥殿（本殿）・幣殿（中殿）・拝殿で構成され、神社略年表によると、明治 16 年（1883）に奥殿と拝殿を別棟にした。大正 4 年（1915）には奥殿と中殿を 2 棟とし、昭和 29 年（1954）には幣殿（中殿）と拝殿を改築した。月山神社では、本殿を「奥殿」と呼称しているため、この項では月山神社の本殿については「奥殿」と呼称する。

6 神明神社は明治 5 年（1872）、村社に列せられた。



靴付土蔵（内蔵）

つてはこけら葺）であり、正面に奥行一間ほどの下屋を設ける。屋根のけらばを大きく出し、正面妻面に、実際の小屋構造とは関係なく、化粧梁を何段も重ねている。主屋背後に接続する靴付土蔵は、土蔵とそれを覆う靴建物からなる。正面と背面に掛子塗かけごぬりの扉を構え、壁は磨き上げられた黒漆喰塗しつくいぬりまたは白漆喰塗とする。開口部の扉及び腰は、当地では「サヤ（靴）」と呼ばれる組子の意匠を持つ漆塗の木枠で養生される。



旧松浦家住宅



佐藤家住宅

保存地区内の国指定文化財

保存地区では、主として明治初頭から昭和 30 年（1955）代までに建てられた主屋や、江戸後期から昭和 10 年（1935）までに建てられた土蔵などの建築物 130 件、門や塀、水路の石積護岸などの工作物 12 件が伝統的建造物に、庭、樹木や水路 13 件が環境物件に特定されている。このうち、

明治初期建築の佐藤家住宅及び明治 22 年（1889）建築の旧松浦家住宅の 2 件 5 棟は国指定（建造物）である。また、市指定（建造物）が 9 件 14 棟、登録有形文化財（建造物）30 棟が所在する。



増田地区景観重点地区

iv) 新町、関ノ口、上町、縫殿などの町並み

本町、田町の一部のほか、しんまち、よつや、せきのくち、かみまち、がつさん、ぬいどの、月山、縫殿など保存地区を含む 46.6ha の町並みは、横手市景観計画に基づき平成 27 年（2015）4 月 1 日、「増田地区景観重点地区」に指定された。保存地区と同様に、概ね近世末期の町割りを踏襲しているが、保存地区に比べると敷地や建造物の規模は小さい。住宅建築を主とし、靴付土蔵も減少する。しかし、建造物の主屋などの技術的特性は保存地区に類しており、明治初頭から昭和 30 年（1955）代までに建てられた歴史的建造物についても多く残っている。1 件 3 棟の市指定（建造物）と 1 棟の登録有形文化財（建造物）が所在する。

2) 月山神社の神輿渡御行事



御神輿再建奉加帳

神輿渡御行事は、月山神社の例大祭の本祭にあたる。行事の由緒については、『月山堂・御神輿再建奉加帳（写）』（月山神社蔵）や月山神社などの別当及び神楽主を務めた円満寺えんまんじ（明治期に廃寺）が文化 13 年（1816）7 月 20 日に寺社奉行所に宛てた「口上書」（月山神社蔵）などの古記録によると、神輿渡御行事は近世には既に実施されていたが、安永年間（1772-1780）には中断し、文化 13 年（1816）に再開、現在に至ることが分かる⁷。なお、文政年間（1818-1830）の記録である『雪の

7 「円満寺住務記」（横手市蔵）によると、享保 20 年（1735）8 月 15 日の祭日には「おくねり」（=練子：祭典における仮装行列）と記載されており、中断前の行事の様子がうかがえる。

出羽路』においても「祭日は八月十五日にて、神輿幸り、練子、花輩などよそひたちねり渡り・・・（以下略）」と記載されている。なお、現在は9月15日に開催されている。

i) 宵宮と本祭の概要

本祭に先立ち、前日9月14日の夕方6時から、宵宮の行事が執り行われる。これには各町内会の代表及び神社総代役員が参加し、町内の繁栄と安穩が祈願される。この際、中七日町内会（中町、七日町の連合町内会）では、夕方5時30分に福嶋サイサイ囃子が駐輦所まで行事参加者を迎えに来て、月山神社までサイサイを囃したてながら案内し、宵宮終了後は神社から駐輦所に戻る一行を先導する。戦前期までの「お宿」の役を担っていた名残とみられ、歴史的な継承が行われている。なお、福嶋サイサイ囃子は福嶋集落の人々らで保存会が組織され、市の無形民俗文化財に指定される。文化8年（1811）の藩主巡覧にあたり、親方衆が福嶋集落の若者に囃子を習得させ、披露したのが始まりとされ、祭典時には福嶋集落を出発し、月山神社との間でサイサイを囃している。

また、宵宮には二尺玉のほか約80発の花火が打ち上げられ、「増田の花火」として知られる。90回以上の開催を数え、かつては奉納花火として催された。県内で最も歴史があり、かつ最も遅い時期に開催される花火大会とされ、月山神社祭典と一体化し、定着している。

9月15日の本祭では、当地では「旗背負い」と呼ばれる6～8名が白装束に身を固め、午前8時前に神社を出発し、町内を回り行列到着の前触れをする。午前8時に「出御の儀」が執り行われ、主祭神を神輿に分霊する。出御の儀が終了したのち、神輿を中心として行列が組まれ、午前9時の花火を合図に神社を出発し、神輿渡御が開始される。一行は町内ごとに設けられた駐輦所及び神明神社、旧町の境界にあたる場所を巡行し、正午頃に月山神社に還る。月山神社に還った時には、神輿係が神輿を担ぎ、時計回りに社殿を小走りに3周したのち、拝殿に仮安置する。ほどなく「還御の儀」が執り行われ、神輿に分霊した「月夜見命」を、奥殿に「遷御御遷座」して一連の行事は終了する。

ii) 神輿渡御行事の概要

神輿渡御行事における巡行路は年々踏襲されている。保存地区を中心とした歴史的な町並みの中で巡行が展開される。巡行の順及び所作を伴う立寄り地点は下記のとおり。

月山神社<<出御の儀>>⇒

- ①上町駐輦所⇒②中七日町駐輦所⇒③本町駐輦所⇒④神明神社⇒⑤昭和通駐輦所⇒⑥田町駐輦所⇒⑦田町稲荷神社付近（祈祷）⇒⑧新町駐輦所⇒⑨新町駐輦所付近（祈祷）⇒⑩土肥館駐輦所⇒



福嶋サイサイによる先導



保存地区から見た花火



旗背負い



社殿を3周する



神輿渡御の巡行路 (平成 28 年 9 月 15 日)



山伏一行



諸役一行



神輿及び神社関係者



福嶋サイサイ一行

神輿渡御行列の主な構成

①四ツ谷駐輦所⇒⑫関ノ口駐輦所⇒⑬日一里塚付近 (祈祷)⇒⑭縫殿馬駐輦所⇒⑮日縫殿橋付近 (祈祷)
⇒月山神社<<還御の儀>>

行列は大きく、①山伏②諸役③神輿及び神

社関係者④福嶋サイサイで構成される。山伏のいで立ちをした出羽三山教増田講中の一行が法螺貝や金剛杖を携え一行を先導し、背後には神輿渡御本体である「諸役」一行が、羽織袴や半纏など指定の装束を纏い、天狗、太鼓、先警護などの順に神輿を先導する。神輿の前は禰宜、背後は宮司が配され、神輿を護持する。諸役の後ろには、月山神社氏子総役員が従う。その後ろに福嶋サイサイが従いサイサイを囃す。最後尾には初穂係が従う。

「諸役」については、神輿渡御の行列において中枢をなしており、現在は 32 の諸役がある。古いものでは大正期とみられる諸役の分担を記した台帳が現存する (『御輿巡行役付台帳 鎮守村社月山神社々務所』 月山神社蔵)。これによると、現在と同様に神輿渡御にかかる諸役が各氏子家に割り振られているが、現在においても、大正期と同じ氏子の家で同じ諸役を担っている例が多く、諸役を担う家は原則として世襲となっていたことを裏付けている。当時は 45 あまりの諸役がみられるが、時代の変遷によって廃止・統合されている⁸。神輿渡御にあたっては、諸役を担う家では、人を立てるか、神社側に代行依頼を出すこととなっており、毎年 20 名程度の小中学生が代行を担っている。

●諸役 (御輿御巡行諸役表 月山神社所蔵 平成 26 年) より

1. 傘鉾 (3) - 2. 太鼓 (1) - 3. 先警護 (1) - 4. 鉄砲組 (3) - 5. 押 (2) - 6. 弓 (2) -
7. 毛鎗 (3) - 8. 先挟箱 (2) - 9. 黒毛鎗 (2) - 10. 白毛鎗 (2) - 11. 台傘 (1) - 12. 立傘 (1) -
13. 長刀 (1) - 14. 新鉄砲組 (3) - 15. 神鉾 (3) - 16. 御神燈 (2) - 17. 御錦旗 (1) -
18. 御神 (2) - 19. 御神旗 (0) - 20. 徒士 (1) - 21. 御真神 (2) - 22. 天狗 (1) - 23. 斧 (1) -
24. 社名旗 (2) - 25. 小神楽係 (3) - 26. 跡立傘 (1) - 27. 跡挟箱 (1) - 28. 小神楽員 (6) -
29. 神輿係 (37) - 30. 神輿取締 (3) - 31. 行列取締 (2) - 32. 総取締 (1)

⁸ 大正期には「大職」として諸役に含まれていたが、現在は含まれておらず、組織的にも独立した「大職講中 (おおはたごうちゅう)」によって執り行われる。その果たす役割は諸役であった時代から変容しておらず、出発の前には旗先を神社拜殿に入れ込み祈願したうえで、社殿を反時計回りに 3 周して出発する。旧親方衆宅や講中構成員宅のほか、駐輦所を廻る。立寄り先では、「軒先に旗先を 3 回付ける」所作を行い、火除けのまじないとも伝わる。



神輿渡御行列の並び



神輿渡御行列と主な諸役

※ () 内の数字は割当人数。(0) は近年欠員となっている。

現在の行列は後年の交通状況の変容など、時世の変化によって「総取締役」を先頭に、「前付き」と「後付き」に分かれた行列取締役及び神輿取締役によって時間調整や交通の安全性も配慮されながら行われており、神社係、初穂係や福嶋サイサイ囃子保存会、出羽三山教などの関連講中など、様々な地域の関係者によって支えられる。

通り沿いにある家々では、宵宮の14日から正面間口の両端付近に紅白の祭典灯籠台（祭典棒とも）を立てて、そこに提灯を掲げる。15日には建物正面の土間部分に机を設置し、花、ろうそく、果物や野菜のほか、赤飯や初穂としての米などを供え、神輿を迎える。このため、通り沿いの姿は平常時とは一変する。

町内単位で設けられた各駐輦所では、



祭典棒を立てた町並み



民家の供物



駐輦所の外観



駐輦所内部正面



駐輦所内部の供物



駐輦所での神事



旧町境部での神事
(田町稲荷神社付近)



旧町境部での神事
(旧縫殿橋付近)

旧町境部での神事

楽員による雅楽が奏上され、担当神職が当該町内の厄難消除と繁栄を祈願する祝詞を奏上し、町内代表者に世帯数分の札を授与する。駐輦所での所作が完了すると、行列取締役から総取締役に伝達があり、その号令に従い巡行が再開される。田町稲荷神社付近、旧一里塚付近、旧縫殿橋（渡し場）付近の3か所については、近代初頭における北・東・南の町境あるいは住宅地の終端を示すものとみられ、宮司が町の外側に向かい、町の厄難消除と繁栄を祈願する祝詞を奏上する。

iii) 行事の変遷

口伝によると、大正期までの神輿巡行は、月山神社を出発し、中七日町通り、本町通りを經由して神明神社に到着後、同じ経路を戻るといったものであったとされ、駐輦所を巡行するものではなく、「神輿御休所」或いは「行在所」を經由していた。これらは当地で「お宿」と呼ばれ、当時「親方衆」と呼ばれた有力な家で引き受け、行列の経費負担や飲食の提供などを行っていたという。大正期の古写真からは「お宿」の家が巡行にあたり「曳き山」と呼ばれた山車を曳いたり、主屋の下屋庇や宅内に「置き山」「置き人形」を飾った様子が分かる。こうした経費負担が多いため、大正期には経費は町内負担制になり、昭和の初めには現在のように、駐輦所を巡行する形式が確立された。巡行路については、昭和40年（1965）前後に成立した新たな町内会の駐輦所を巡る必要が生じたことや、幹線道路の整備に伴い小幅な変更は行われている。



「曳き山」



下屋庇に飾られた「置き山」



明治35年（1902）、神社前



大正4年（1915）神輿出御



大正4年（1915）神輿渡御



昭和40年代神輿渡御

古写真で見る神輿渡御行事

(3) おわりに

本行事は、関連する約 200 人の氏子のみならず、巡行路沿いで神輿を迎える住民、最寄りの駐輦所付近に集まる近隣住民など、多数の地域住民の関わりがあり、氏子の居住域となる地域住民全体を担い手として維持されている。その歴史についても、江戸時代を起源に、大正から昭和初期までに成立した行事形態と巡行路を現在も踏襲する。巡行路沿いには、明治から昭和初期にかけての主屋が軒を連ねる保存地区を中心に、昭和初期までに建てられた歴史的な町並みが残り、町割りについても近世の面影を伝えている。神輿渡御行事を迎えた日には、日の出とともに普段は閉め切りの扉や雨戸が開け放たれ、平常は浴びることのない直射が家の中に注がれる。紅白の祭典棒や提灯に彩られた歴史的町並みは、日の入りとともにその幻想性を増大させ、昼夜ともに日常的なそれとは異なる「ハレの日」であることを体現している。

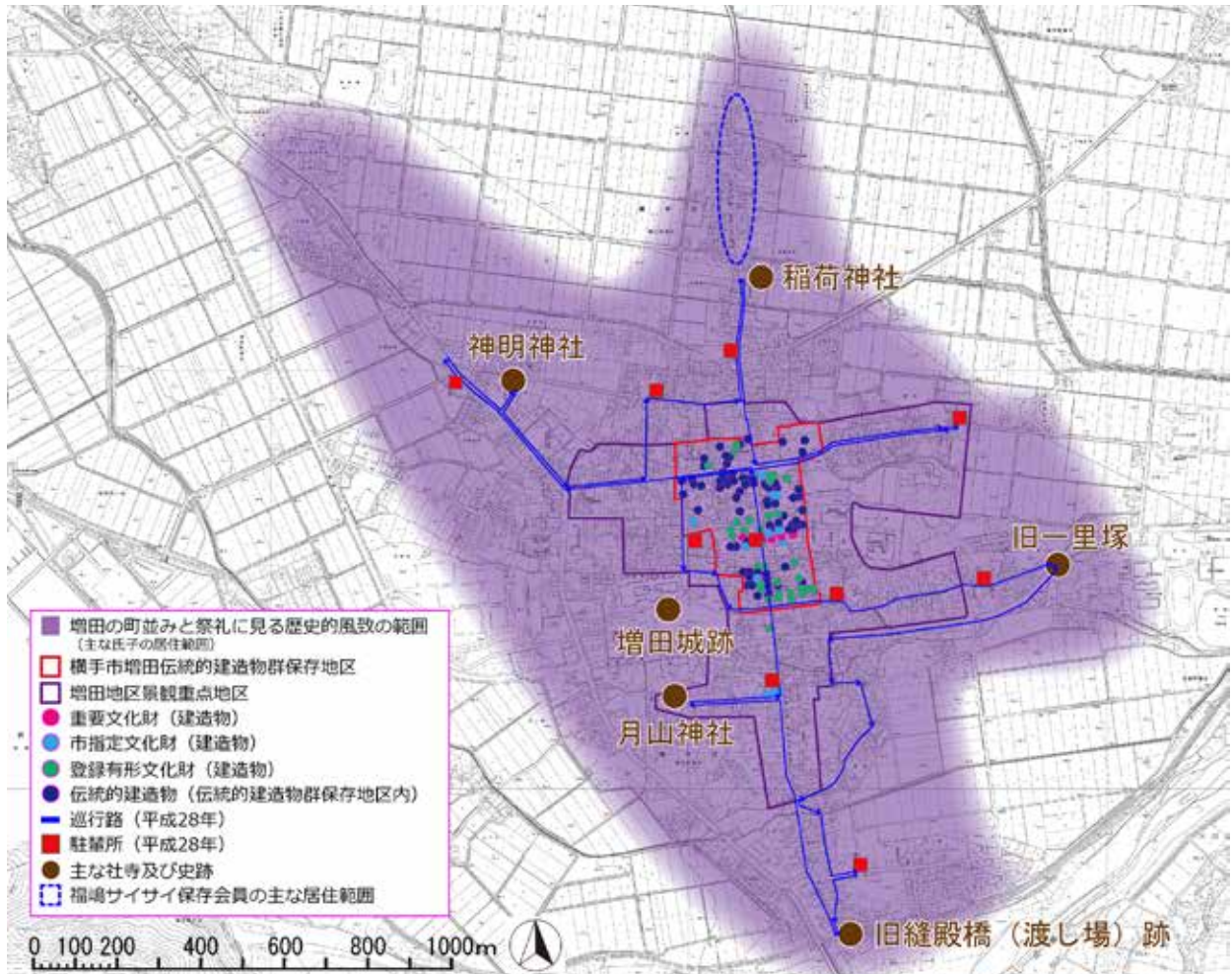
こうして歴史的町並みの中に溶け込み展開する神輿渡御行事は、行列構成及び装束・所作も相まって、近世増田を体現し、継承するものとなっている。先頭の出羽三山教増田講中の山伏の法螺貝に始まり、諸役の拍子木や太鼓の厳かな音色、神輿通過後に行列の最後尾を務める福嶋サイサイの賑やかな囃子など音にも重層性を持ち、巡行路から離れた地域一帯にまで響き渡る。増田の歴史の蓄積を表す行事として残していきたい歴史的風致となっている。



夜の町並み



両瀬新報 (大正 15 年)



増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致の範囲

コラム

●「月光」の書 中七日町内会の駐輦所には、「月光」の書が掛けられる。この書は、江戸時代に神輿の購入に尽力した京野伝十郎（生没年不明）が、月山神社に書を奉納すべく、後に内大臣を務めた従一位花山院愛徳（藤原通斎）に揮毫を依頼したものと伝わる。月山神社別当の円満寺寺宝であったが、後年月山講に譲られ、現在は中七日町内会で保管する。この月光の文字は模刻され、月山神社拜殿に掲げられる。



「月光」の書

●2基の神輿 月山神社には、渡御に使う文化13年（1816）の神輿のほか、昭和57年（1982）に北海道の学校法人八紘学園から奉納された二回りほど小ぶりな神輿があり、計2基の神輿がある。八紘学園は昭和9年（1934）に元総理大臣の齋藤實を総裁に設立され、学園の設立や運営にあたり、増田の有力商人らが多大な資金や人員の支援を行った。こうした縁で奉納された神輿は、昭和58-59年（1983-1984）の神輿渡御で使用されたが、翌年からは元の神輿が使用されるようになった。この神輿は現在も拜殿内に安置されている。

2-2 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致

(1) はじめに

横手市増田^{よこて ますだ}伝統的建造物群保存地区(以下、保存地区)が所在する増田地区は、南に成瀬川^{なるせがわ}と皆瀬川^{みなせがわ}が合流する沢目に位置したこともあり、中世には増田城が築かれ、江戸時代初頭に廃城となっても一貫して物資の集散拠点として賑わった。久保田藩の大動脈である「羽州街道」と仙台藩領を結んだ脇街道の「手倉街道」や「小安街道」も増田を經由して整備されており、増田はこれらの脇街道における久保田藩側の最大規模の在郷町^{くぼた}¹として機能した。

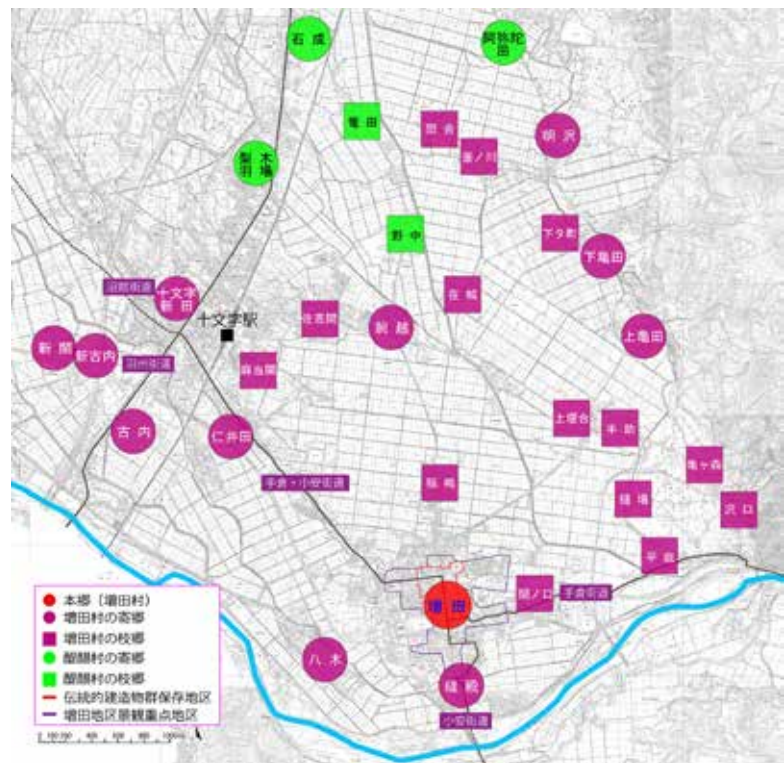
江戸時代の前期から中期にかけて、成瀬川等から取水する水路が開削され、新田集落が誕生し、増田村²の影響が及ぶ範囲は徐々に拡大した。寄郷は親郷である増田村の影響を大きく受けていたと言え、現在の奥羽本線十文字駅^{おいう}などがある十文字地域東部は街道を基軸に増田村と密接な繋がりを持っていた。近隣の村の広がり、生産と消費の拡大に直結し、人と物が集まる「在郷町」の経済圏拡大を意味する。増加する農村集落は地域経済を生産・消費の両面から支え、増田には久保田藩公認の定期市(朝市)が設置された。

周辺農村部から米や野菜、果樹などの農産物のほか、生糸などの商品が次々に増田に持ち込まれ、朝市³を核として人と物、情報が行き交い増田はさらに経済基盤を固めた。

明治になって増田の商人らは、拡大した経済力を養蚕^{ようさん}や葉タバコの振興、工業分野などに



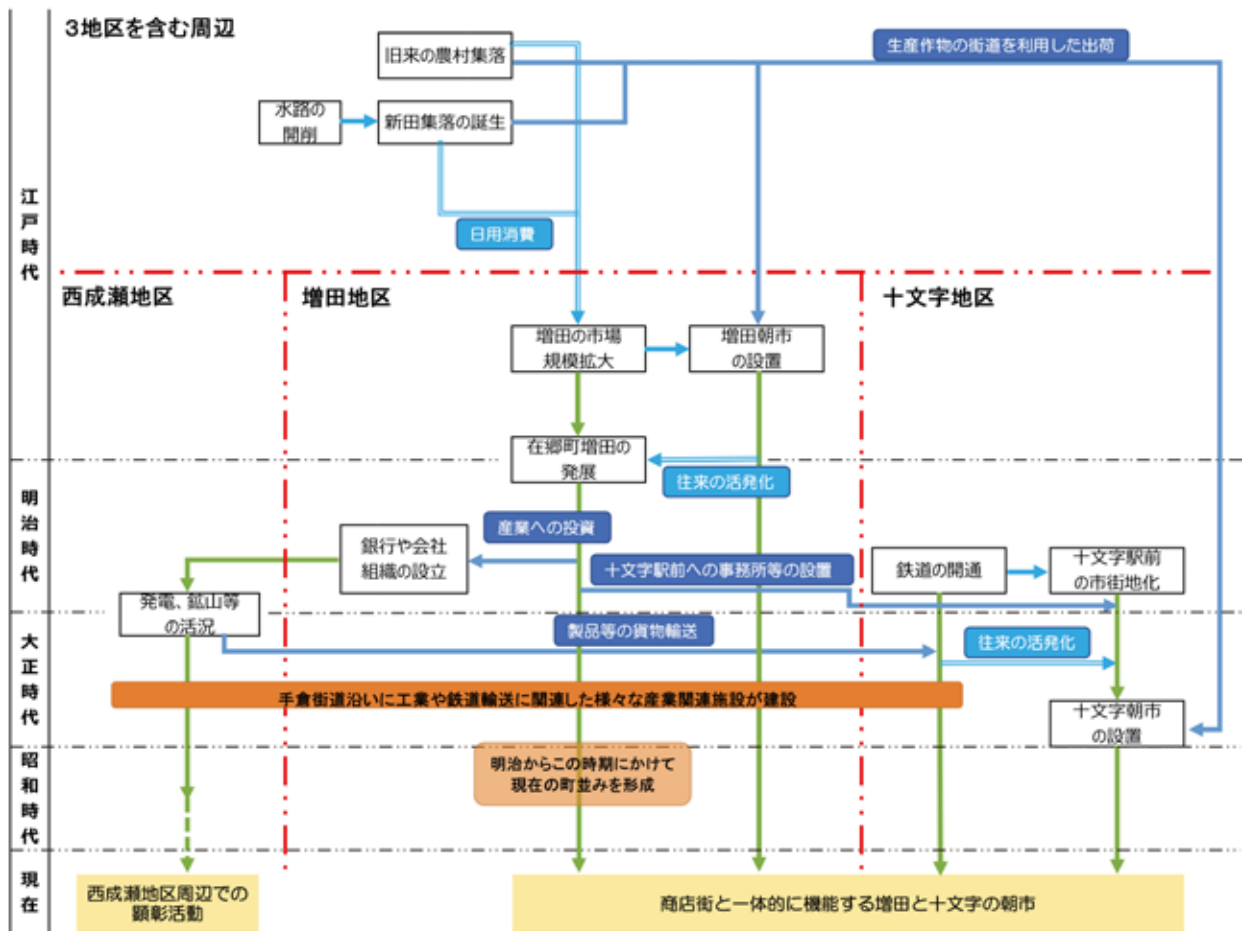
地区の位置図



増田村と寄郷、支郷の分布 (江戸時代末)

1 在郷町は、城下町などの町などに対し、「地方都市」的な位置づけであり、町の中心となる宿場や城、有力寺社などがなく、農村部において自然発生的に商店街が形成されて成立したものが多く。城下町などと異なり、商工業者ばかりでなく、農家が多く居住していたなどの特徴がある。
2 当時の記録である『六郡郡邑記』や『雪の出羽路』などによると、近世末の増田村は、現在の十文字地区東部を含む寄郷10か村の親郷で、寄郷を取りまとめる村であった。
3 市内での定期市は、かつては城下町や在郷町に設置されていたが徐々に減少し、現在は市南部の増田、十文字、浅舞の3か所で開設されている。

投資し、次々と新たな産業を生み出した。明治後期には鉄道が開通し、当時の十文字村に駅が設置されると、商人たちは駅を核とした基盤整備に再投資し、貨物輸送等を通じて販路を全国に拡大し、十文字駅を基軸とした経済圏の拡大が図られた。商店街及び市街地は拡大し、様々なインフラも整備されることで、増田と十文字は相互に発展していった。十文字から西成瀬地区^{にしなるせ}にかけての手倉街道沿いには、様々な工場や倉庫などの施設が建設され、人口の増加も伴って大正期には十文字にも朝市が開設された。増田と十文字は、朝市を核として商店街を拡大し、相互に発展しながら経済圏を確立するとともに、増田では、現在残る歴史的な町並みが形成された。現在も100年を経過して継続する両地区の朝市は、近隣農村での生産活動に支えられるという朝市創設以来の構図を継続しながら歴史的な建造物が残る場所で各々商店街機能と一体化して開設されている。一方で、西成瀬地区周辺では地域の産業化に寄与した建造物などの顕彰活動^{けんしょう}が行われており、市南部地域の発展の歴史を継承する活動が継続している。



十文字・増田・西成瀬地区発展の模式図

(2) 手倉街道沿線の歴史と現在の活動

1) 近代以降の十文字と増田

奥羽本線十文字駅の付近一帯は、文政12年(1829)より開発が始まり、天保11年(1840)に「十文字新田村」として成立した比較的新しい新田集落である。それまでは一帯が広大な原野であり、「増田十文字」と呼ばれた。『雪の出羽路』の著者である菅江真澄がこの地を訪ねた文政8年(1825)前後にはまだその名が見られず「古ト十五野とていと、大なる広野の中に、横手、湯沢の駅路あり。また浅舞、増田ノ郷に往復の衢にて十字街道なれば、人もはら増田十文字という。」と記載される。

「十字街道」と呼ばれた十字の交差路は、当時において、南北を縦断する「羽州街道」と西の浅舞方面へ向かう「沼館街道」、増田方面へ向かう「手倉街道・小安街道」とが交差する重要な交通結節点であった。なお、文化8年(1811)には増田村の通覚寺14世住職であった天瑞(1754-1826)が、この場所に「猩々の 左は湯沢 右よこて うしろ八ます田 まへハ浅舞」と彫られた「猩々碑」を建立した。



十字交差点



「猩々の道標」

羽州街道

羽州街道は奥州街道とも呼ばれ、仙台・松前道の桑折(福島県)から分岐して新庄(山形県)へ抜け、院内(湯沢市) - 湯沢(湯沢市) - 横手 - 大曲(大崎市) - 久保田(秋田市)を通り青森で再び奥州街道と合流する街道であり、江戸時代の初めに整備され、以降羽州街道と呼ばれた。藩主佐竹氏の参勤交代に利用され、交通、物流の大動脈であった。横手は湯沢と共に秋田藩南部における主要な宿場であり、十文字はこの中間地点に位置する。

手倉街道と小安街道

幹線の羽州街道から領内各地に延びる街道のうち重要なものが脇街道と呼ばれ、中世以来の重要な道路であったが、江戸時代初期に整備されて以降、その名称で呼称された。脇街道である手倉街道や小安街道は、仙台藩領を結ぶ重要な交易路として利用された。

手倉街道は「手倉越」や「仙北道」とも呼ばれる。十文字を起点とし、「仁井田地区」を経由して増田に入り、保存地区を構成する市道本町平鹿線(通称本町通り)や、県道108号川連・増田・平鹿線(通称中七日町通り)を通過し、保存地区南端で東に進路を変え、西成瀬地域を経て雄勝郡東成瀬村に入り、現在の岩手県奥州市水沢区に至る。一方で小安街道は、十文字を起点とし、保存地区の南端で手倉街道と分岐し南に延び、湯沢市を経て、現



主要街道

在の宮城県栗原市に至る。手倉街道では移出品として、米・大豆・小豆・材木・漆・ろうそく・鉄・銅・鉛・綿・生糸・麻糸など、移入品として生鮭・ほっけ・するめ・あわび・かつおぶし・海苔・わかめなどが扱われた。一方小安街道では移出品として酒・鯉など、移入品として白糸・真綿・海苔・松藻などが扱われた。

i) 産業の近代化と鉄道の開通による十文字と増田の相互発展

◆様々な企業の設立

名称	時期	業種
(株)平鹿銀行増田支店	明治26年	銀行
(株)増田銀行	明治28年	銀行
羽後葉烟草(合)	明治32年	烟草
合資会社石田商店	明治35年	生糸売買
合資会社長坂商店	明治36年	味噌・醤油
増田製陶合資会社	明治41年	陶器
増田水力電気(株)	明治43年	電力電灯
増田製麹合資会社	大正3年	麹
(株)増田鉄工所	大正4年	ポンプ生産
増田酒造(株)	大正6年	清酒
合資会社増田勤業社	大正8年	セメント・トタン
真人酒造(株)	大正10年	清酒
日の丸酒造(株)	大正14年	清酒
(株)増田印刷所	大正15年	印刷
(株)増田運送店	不明	倉庫業

明治から大正期にかけて成立した主な会社組織

明治時代になり、生産能力が向上した生糸や葉タバコの仲買業をはじめとして、商人たちは商業基盤を拡大し、増田は流通拠点として県南でも一層大きな位置を占めていた。明治28年(1895)には、商人たちは円滑な資金調達や安定した運用を求め、「増田銀行」(現在の北都銀行)を設立する。これにより、大正期にかけて会社組織も多く設立され、味噌・醤油醸造の「長坂商店」や、「増田焼」で知られた「増田製陶合資会社」、「増田水力電気株式会社」など、様々な地元資本の企業が設立された。こうした企業の多くは、鉄道の開通により全国規模に商圏を拡大した。このうち、当地域に目覚しい発展をもたらした産業に西成瀬地区を中心とした「発電事業」と「鉱山事業」がある。

◆奥羽本線の開業による街道沿線の結びつきの強化

駅名	主産品	取扱数量(一日平均)				
		貨物		旅客		
		発	着	発	着	
湯沢	米	5,159 t	89 t	123 t	701人	684人
	清酒	4,216 t				
十文字	鉱石	41,000 t	166 t	61 t	459人	460人
	清酒	529 t				
横手	内米	8,862 t	65 t	116 t	1,209人	1,186人
	牛馬	1,326 t				
大曲	米	10,470 t	59 t	83 t	924人	908人
	製材	1,384 t				

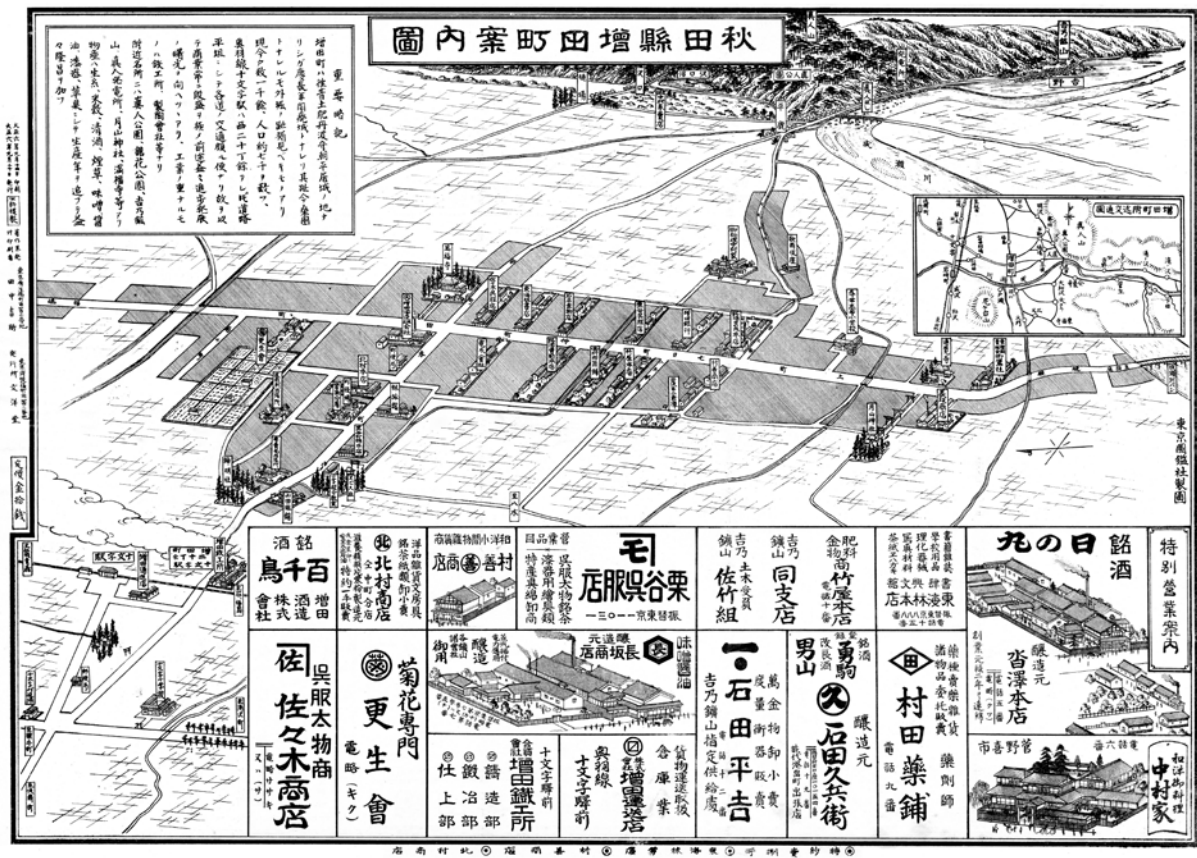
昭和11年(1936)度の駅の利用状況

奥羽本線は、明治38年(1905)6月15日に大曲-横手間、7月5日に湯沢-院内間が開通し、9月14日の横手-湯沢間の開通を以て全線開通した。酒や米のほか、西成瀬地区の吉乃鉱山で採掘された鉱石の貨物輸送が主力であり、昭和12年(1937)には十文字駅が県内102駅中11位の貨物取扱量となるなど、県内屈指の貨物取扱量を誇った。このため、十文字駅から増田を経て吉乃鉱山までの手倉街道筋は、人と物が行き交い賑わった。

駅が開業した当時の十文字村は、人口2,700人程度であり、駅の設置された十文字新田は70戸余りの小集落であった。しかし、鉄道開通を契機として急激に賑わいを見せるようになった。街道沿いのインフラ整備には拍車がかかり、貨物輸送等による物資運搬や人の往来が頻繁であった手倉街道沿いにはタクシーやバスなどの公共交通も整備され、道路舗装も行われた。十文字駅前に新設された道路には商店が増加し、発電事業や鉱山事業に関連する人々の利用も盛んであった。銀行設立の影響もあって販路拡大を図っていく増田商人は、十文字地区などの商人と同様に駅や街道沿いの開発に多大な資金提供を行い、十文字駅前周辺に農業倉庫を建設したほか、事務所や会社、工場を整備し、



駅ができたころの駅前(通り町)。正面の一歩おくとたて物が十文字駅。大正11年(1922)の十文字駅前



秋田県増田町案内図（大正六年）

物流体制の整備に出資するなどした。これらが十文字と増田の結びつきを強化し、以後、両地区は^{こけい}互惠関係を維持し発展する。増田からは、人や商店などが十文字に移住・移転する例も多く見られ、現在も店の屋号や菩提寺などで繋がる部分も多く、手倉街道沿いには、こうした近代化に資した建造物が多く残っている。



手倉街道沿いの主な近代化に資した建造物等

ii) 手倉街道周辺の主な建造物等

十文字駅付近から西成瀬地区にかけての手倉街道の周辺には、地域の近代化に資した建造物等が軒を連ねている。こうした建造物等は、現在も現役の施設として利用されるものや、長い年月の間にその役割を終え、顕彰の対象となっているものなどもある。なお、朝市が行われる十文字と増田の町並みについては、「2) の i) 朝市による商業活動」の項で、西成瀬地区の建造物等については、「2) の ii) 地域の歴史の顕彰」の項で述べる。

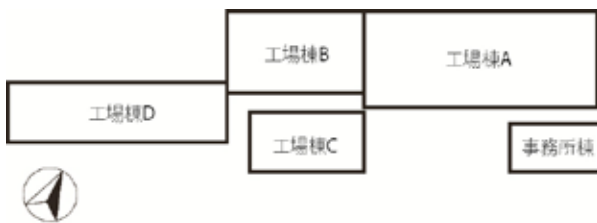
◆十文字駅周辺の建造物等



農業倉庫群のうち、1号倉庫

十文字駅周辺には農業倉庫が相次いで建設され、貨物輸送の一翼を担った。現在残る倉庫群は、その多くが大正から昭和初期に建てられたものであり、貨物積出前の一時保管を目的としたものが多い。このうち、現秋田ふるさと農業協同組合（JA 秋田ふるさと）の「1号倉庫」は、平成3年（1991）に秋田県教育委員会が実施した「秋田県近代化遺産調査」から大正8年（1919）築とされ、土蔵造平屋建、周囲は木造の鞘建物で覆われる。建造物としての価値ばかりでなく、増田及び背後にある農村地帯の生産力の高さと、こうした商品作物を様々な場所に運んだ集散地としての十文字を象徴する建造物としても貴重である。

増田及び背後にある農村地帯の生産力の高さと、こうした商品作物を様々な場所に運んだ集散地としての十文字を象徴する建造物としても貴重である。



増田鉄工場 主な建物配置図

十文字駅南西の手倉街道沿いに位置する「増田鉄工所」は吉乃鉦山の水力発電所の修理保全を中心に業務展開していたが、大正4年（1915）に株式会社に改組して増田から現在地に移転した。現在は「株式会社増田鉄工場」に名称変更し、産業用ポンプの生産を行う現役の工場施設である。事務所

及び隣接する工場棟Aは開所時の建設と推定され、他の工場棟は工場の事業拡大に伴い大正年間（1912-1926）に逐次建設されたとみられる。工場棟Aは木造平屋建切妻造、棟上に換気採光用の越屋根を備える。小屋組にはトラスと呼ばれる洋小屋組を用い、工場として必要な大空間を作り出している。半面、内部の壁に漆喰壁を用いるなど、大正期らしい和洋折衷の建物となっており、大正期の工場の建築様式を比較的忠実に残している。また、事務所棟については木造二階建寄棟造で、建築当初の基本意匠がほぼ忠実に残されており、大正期の事務所建築として貴重な外観を有している。



増田鉄工場 工場棟 A



事務所棟



工場棟D内部

◆手倉街道沿いの建造物等（増田地区）

手倉街道沿いには、明治後期から昭和にかけて、多くの工場や農業倉庫など、多くの産業にかかる建造物が建てられた。昭和になってその役割を終えたものもあるが、用途を替えながら現在も利用されるものも多い。

秋田県立増田高等学校の敷地北西に隣接する火力発電所跡は、増田水力電気株式会社が昭和5年（1930）に建設したものである。太平洋戦争開始後、発電機が戦争のために供出されたことにより変電所に変換され、現在に至っている。旧増田葉煙草^{たばこ}専売所は、明治31年（1898）に全国にわずか61か所のみ置かれた国営の葉煙草専売所として設置され、昭和24年（1949）に「日本専売公社増田出張所」に改称され、葉タバコ倉庫が建てられた。昭和60年（1985）の民営化により日本たばこ産業株式会社の葉たばこ取扱所となったが、平成17年（2005）に閉鎖、現在は民間企業が利用している。

増田葉煙草専売所の北側に位置する現秋田ふるさと農業協同組合の農業倉庫は、昭和9年（1934）築、土蔵造平屋建、木造の靴建物で覆われる。敷地内の旧選果場は、昭和41年（1966）の建築である。

保存地区の東、平鹿集落にある「旧農事組合法人増田果樹組合」の農業倉庫は冷蔵施設であり、昭和41年（1966）に建築された。また、併設する共同選果場は翌42年（1967）の建築であり、現在は秋田ふるさと農業協同組合第3選果場として利用される。



火力発電所跡



秋田ふるさと農業協同組合農業倉庫



旧増田果樹組合の冷蔵施設

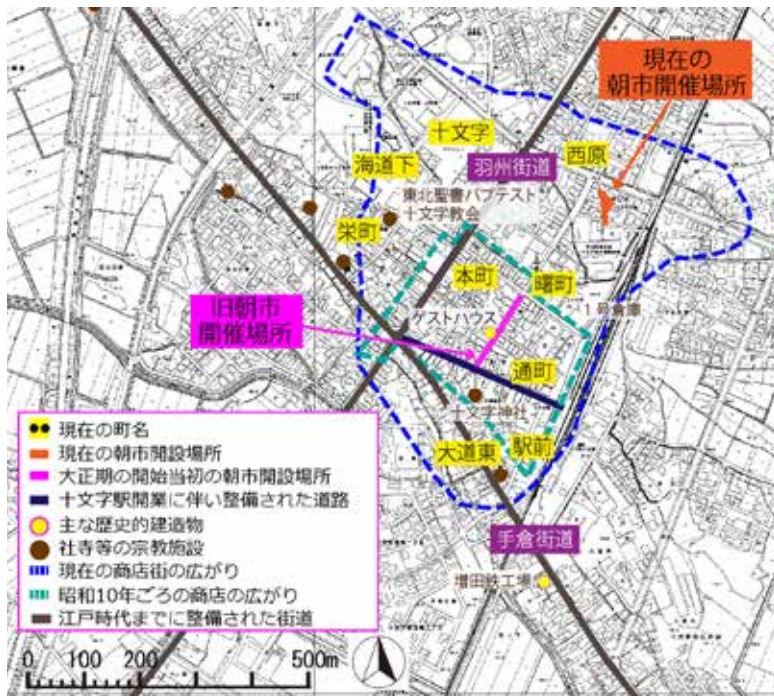
2) 手倉街道沿線の活動

i) 朝市による商業活動

増田の発展を支えた経済力の源泉は、江戸時代に開設された朝市にあったともいえる。周辺の農村で生産された野菜や日用品を買い求める人々によって、増田は商店街機能を強化し経済力を底上げしていった。大正時代に開設された十文字朝市でも、増田と同様に開設を契機として急激に商店街が拡大した。こうした影響で十文字と増田は一大経済圏を築く。市街地化が進んだ十文字の一方で、増田では現在残る重厚な町並みが形成された。現在もこれらの朝市は連綿と続き、十文字、増田の両朝市は平鹿地域の浅舞朝市と合わせた3市場で共存し、各々の商店街機能の一角を担うとともに、地域の歴史を物語っている。朝市開設日の街道は、物資の往来や買い物に向かう人で賑わう。

ここでは、手倉街道沿線の朝市として十文字、増田の両朝市を中心に取り上げる。

◆朝市の歴史と手倉街道沿いの建造物等（朝市が行われる十文字と増田の町並み）



十文字の朝市位置図



十文字地区の町並み（曙町通り付近）
（中央の建物は、現在ゲストハウス）

造妻入を主としており、手倉街道の起点となる大東には住宅が、駅前や通町、十文字神社から現在朝市が開設される西原にかけての曙町の沿道には朝市の発展に伴って建てられた商家建築が軒を連ねる。このほか、旅館や銭湯、医院、料亭、理容など、この地区に人が集積したことを示す大正から昭和30年（1955）代までに建てられた特徴的な建築が多く見られる。このうち、曙町で現在ゲストハウスとして利用される建造物は、大正時代に建てられたかつての緑茶販売店であり、通り正面に切妻造平入の店蔵が置かれ、その奥に主屋を接続する。また、栄町にある登録有形文化財の東北聖書バプテスト十文字教会は、昭和24年（1949）の建築で、ヴォーリズ建築事務所の設計による。こうして市街地は年を追うごとに拡大し交通状況の変化も相まって、朝市は昭和40年（1965）代に現在地へ移転し、現在の商店街の広がりが確立した。現在の朝市の開設地周辺には、昭和40年代（1965）代の商家建築が多い。

増田の朝市と町並み

保存地区内の中町、七日町には「中七日町通り」と呼ばれる商店街がある。増田の朝市は、現在も中七日町通りに面する通称「朝市通り」において開設され、江戸期の開設以降、一貫して保存地区を中心とした商店街機能の一翼を担っている。

この朝市は、当地では「マチノヒ（町の日）」とも呼ばれ、東福寺村（湯沢市）の阿部金

十文字の朝市と町並み

十文字の朝市は、十文字駅の開業に合わせて整備された「通町」と羽州街道沿いである「本町」にほど近い「曙町」通りで開設された。「3・7・0」の付く日が開設日となる九斎市である。明治38年（1905）の鉄道開通以降、駅前や通町に商店が増え始め、人口や経済力が拡大した。こうした市街地化に伴い、大正11年（1922）に町制施行を行い「十文字町」が誕生し、これを記念して十文字朝市が開設された。

朝市の開設された当初は、通

町や羽州街道を横断して浅舞に向かう街道沿いの栄町などに商店が見られる程度であったが、朝市の成長とともに年々商店街が拡大し、昭和30年（1955）代には本町上丁、本町下丁、駅前、曙町も含め大規模な商店街が形成された。朝市の開設によって人と物資の集散が加速化したことで商店が集積したことを示している。概ね大正期の町割りを維持し、切妻

兵衛^{べえ}（生没年不明）の残した『年代記』にある「寛永癸未二十年増田町始、延宝丙辰四年稲庭町始る。」の記述から、寛永20年（1643）の開設であることが通説となっている。久保田藩公認の市として、近隣の村々の商品流通の要を担うことで発展した。もともと市の立つ日は月に6回、「3・7」のつく日に開設する六斎市であったが、19世紀前半の文政期（1818-1830）頃には「2・5・9」のつく日に開設する九斎市へ変わった。開設場所については、当初は本町で開設されたが、江戸時代後半には規模が拡大し、中町、七日町などを加えた7町で実施された。文政年間（1818-1830）の『雪の出羽路』では、「市肆^{いちび} 古は三七ノ日に立しが、今は二五九に定めり。本町、田町、中町、七日町、上町、此五町ぞ肆^{たち}ぬ。七月五日は止て、七日に本町に立こそ古へざまならぬ。」と記される。

明治9年（1876）に七日町と中町で隔日に開設するなどの許可を求める「諸市場願」が秋田県に提出され、同年11月に秋田県令名で許可を得た。これにより、増田の朝市は七日町と中町での隔日開設となった。当時既に中七日町通りが商業地として機能していたための措置とみられ、これが今日まで同所が商店街として機能する最大要因となった。昭和30年（1955）代中頃までは中七日町通りで開設されていたが、交通の関係で昭和36年（1961）に現在地に移転している。

増田の町並みは、重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、現在の町割りにはほぼ近世末期の状況を踏襲している。商店街である中七日町通りについては、通りの東側は多くが住宅建築であり、西側はほぼ商家建築となっている。特に、生鮮食料品の商家についてはすべてが通りの西側に建てられている。これは、西日を避けるための措置と考えられている。

朝市が中七日町通りで開設していた昭和30年（1955）代までは、通りの東側の住宅の軒先を借りて、朝市の露店が設営された。

通りの西側には様々な常設の商家があったため、結果として、朝市開設日には、東西すべての店舗が朝市店舗として賑わった。こうした経済活動の発展により、当時荒物（雑貨）商であった切妻造妻入、鉄板葺で、主屋に内蔵を収納する佐藤家住宅（国指定）や正面に店舗として切妻造平入、鉄板葺の店蔵を構える旧村田薬局（市指定）などが建てられた。

また、地区内の佐藤こんぶ店は、棟札の記載事項及び建築様式から、大正期に建てられたとみられる主屋及び内蔵を含む鞆付土蔵が伝統的建造物に特定されている。店舗を兼ねる主



大正期の朝市



昭和30年（1955）代の朝市



増田の朝市位置図



佐藤家住宅



旧村田薬局



佐藤こんぶ店

屋、鞘付土蔵ともに切妻造妻入、鉄板葺である。佐藤こんぶ店は昭和 23 年（1948）、現在地に開店し、そこから現在まで朝市に出店しており、朝市での販売も軌道に乗り、伝統的建造物を維持してきた。朝市はこうした町並みの中で開設される。

◆現在の朝市の業種

種別	品目	十文字	増田
食料	野菜	4	21
	山菜	1	3
	漬物	1	0
	食料	0	4
	鮮魚	0	1
	青果	1	1
	菓子	1	2
	乾物	2	3
	小計	10	35
日用	衣料	3	3
	金物	1	1
	履物	0	1
	花	1	5
	小計	5	10
農業	種苗	4	6
	小計	4	6
その他	袋物	0	1
	その他	0	1
	小計	0	2
合計		19	53

十文字・増田朝市の出店分類

現在の朝市は、業種別にみると、大きく①食料品②日用品③農業用品④その他の4種に大別される。このうち食料品は、野菜や山菜など近傍農村からの「産地直送」を売りにするものや、菓子、乾物などの加工品、青果・鮮魚などの生鮮食料品があり、季節等に応じ複数の種類を販売する例もみられる。日用品は衣料や金物、履物などのほか、生花を含む。農業用品は苗や種などである。その他は袋物やフリーマーケットがある。

十文字の朝市は、平成 28 年（2016）時点⁴において、食料品は 10 店（52.6%）、日用品 5 店（26.3%）、農業用品 4 店（21.1%）の計 19 店舗があり、食料品がおよそ半数を占める。このうち、野菜及び山菜は 5 店（26.3%）となっている。

増田の朝市の場合、平成 28 年（2016）時点⁵において、食料品は 35 店（66.0%）、日用品 10 店（18.9%）、農業用品 6 店（11.3%）、その他 2 店（3.8%）の計 53 店舗があり、食料品が全体の 2/3 を占める。このうち、野菜及び山菜は 24 店（45.2%）と突出し、農業用品が 6 店（11.3%）を占めることも合わせ、増田の朝市の特徴を端的に表している。

◆朝市に出店する人々

十文字、増田及び浅舞の各朝市では、連日 3 か所のいずれかで市が開設される⁶。朝市の出店者については、主として日持ちのする商品在庫を抱えて 3 市場を日替わりで回りながら生計を立てる、いわゆる「市掛商人^{いちがけ}」と、近隣農村で生産された商品を、朝市に持ち込み販売する「近郷農村の生産者」によって成り立つ。市掛商は市場間を行き交うことで各々の市場商品の質の均衡を保ち、近郷農村の生産者は、旬の特産物を持ち寄ることで、市場の独自性を発揮するという特性を持つ。この両輪が機能することで、大規模店舗の進出や消費体系の

4 「平成 28 年度 十文字市場（朝市）名簿」（2016）をもとに集計した。

5 「平成 27 年度 横手市増田朝市場使用許可申請書」（2015）をもとに集計した。

6 浅舞は「1・4・6・8」、増田は「2・5・9」、十文字は「3・7・0」の付く日が開設日である。

変化により市内の朝市が廃止されていく中でも、現在まで連綿と存続する。

こうした特性は、朝市開設の当初から変わらぬものであり、3市場が並立することで、結果として浅舞圏（浅舞や植田地区）、十文字圏（十文字地区）、増田圏（増田、亀田、西成瀬地区）の経済圏を確立させ、購買層にあってもこの圏内を維持している。

市掛商人

十文字、増田、浅舞の3市場を掛け持ちで出店する市掛商は、「朝市での販売」が職業ともいえ、連日3か所の市をまわり、商いを行う。衣料・金物などの日用品や、種苗のほか、青果や菓子、乾物など日持ちのする商品を中心に扱っている。

この市掛商人については、平成28年（2016）の調査によると、19店が確認されている。業種内訳は食料9店（47.4%）、日用品6店（31.6%）、農業4店（21.1%）である。19店の「市掛状況」については、十文字・増田・浅舞の3朝市の市掛は10店（52.6%）、増田・浅舞の2朝市は1店（5.3%）、十文字・増田朝市は8店（42.1%）、十文字・浅舞朝市は0店（0%）であり、十文字・増田市場の結びつきが強い。また、各朝市における市掛商の割合については、十文字市場は19店中18店（94.7%）、増田市場は53店中19店（35.8%）、浅舞市場は20店中11店（55.0%）となっており、十文字朝市は増田朝市の出店者が中心となり開設されていることが分かる。

近郷農村の生産者

増田の朝市における食料品35店のうち、野菜・山菜など近傍農村からの産地直売を行う店舗は24店あるが、このうち他の朝市を掛け持ちせず、増田の朝市だけに出品しているのは19店（79.2%）である。旬や鮮度を売りにする野菜や山菜などの農産物は、大半が市場の掛け持ちを行わず、近傍の市場にて販売を行っていることがわかる。

増田の場合、周辺に仁井田や八木のほか、成瀬川、皆瀬川を挟んで南には戸波集落や、西成瀬地区の各集落などの農村集落が立地していることが大きく影響する。主として農家の主婦層が早朝に隣接する畑などで直接収穫し、これを持参して販売を行う。生産者が直接手売りしていることから生産者と消費者をつなぐ役割を担っており、生産活動も支えている。増田、十文字朝市への野菜などの出店者を見ると、増田地域では増田地区内の一部の集落のほか、八木、戸波集落、十文字地域では仁井田、梨木集落、西部の植田地区など、増田、十文字両地区を中心とした周辺部に多い。それぞれの畑で生産された旬の作物等を市場に陳列する流通システムが遅くとも近世には成立しており、現在も継続している。こうした農村集落を背後に抱え、その生産物を直売する形式が在郷として発展した事由の根幹にあり、現在もなおその名残をとどめている。



敷地に隣接する畑（八木）



周辺の主な農村集落

◆朝市と商店街に見る物資の集散



商店街と十文字朝市



商店街と増田朝市



朝市の店舗の例



朝市での会話

十文字の朝市は、戦前から昭和40年（1965）代までに建てられた商家建築が見られる商店街区域の北端に開設されている。増田の朝市は、明治から昭和30年（1955）代にかけて建てられた重厚な商家が立ち並ぶ商店街の一角に開設され、いずれも商店街と一体となって経済活動を支えている。

朝市は午前7時頃から正午頃まで開設されており、賑わいを見せる。季節に応じた旬のものがそろうとともに、一般的な市場価格よりも安価かつ新鮮な商品がそろっており、「いらっしゃいいらっしゃい」と客を呼び寄せる掛け声が響く。周辺農村部など、地域一帯の購買層を有し、「タチマチ（立町）」と呼ばれる朝市開設日には、近隣より多くの客で賑わう。この日に向けて十文字や増田の商店街では売り出しを行う例も見られる。

個々の店舗は、「小屋掛け」或いは「露店」の形式をとっている。「小屋掛け」は、木製或いは鉄製の柱を立て、屋根にトタンをかける簡便なつくりをしている。「露店」は、地面にシートを敷くか、板を並べた足場を作り、床面に商品を並べる対面販売の座売り形式をとっている。このため、生産者・販売人と消費者（購入者）の間では、必ず「会話」が成立し、両者のやり取りで価格が左右する側面もある。また、話をしに来るだけの人々も多く、特徴的な客引きの掛け声等はみられないが、「会話」が朝市らしさを生み出し、商店街の中にあっても、埋没せず独自性を生み出す要因の一つとなっている。

現在の増田や十文字の商店街は日用品が主体をなしており、旬の農産物等の提供を行う朝市と一般的な買い物を行う商店街とで、相互に機能を補完し、全体として一体的な商業エリアを形成している。朝市開設日には商店街が人出で賑わう。飲食店では提供する食材を朝市で仕入れる場合も多く、また、朝市に商品を提供する場合も多くなっている。

このように、朝市は開設した頃から人が集まる地区を形成し、中七日町通りで開設していた頃には、常設店舗と一体的に商店街を形成し、その繁栄が佐藤家住宅や、旧村田薬局などの文化財を生み出し、同様の成功により建てられた建造物

群が保存地区の町並みを形成した。朝市の開設場所が移転した現在であっても、朝市には佐藤こんぶ店のように出店を継続する店舗もあり、引き続き商店街の一翼を担っている。

ii) 地域の歴史の顕彰

西成瀬地区は、遠藤熊吉（1874-1952）による言語教育⁷によって「標準語村」と全国に聞こえた地区である。この地区を東西に横断する国道398号のうち、旧真人発電所水槽施設の眼下を通る一帯は通称「真人ヘグリ」と呼ばれ、通る道すらなかった難所であったものが江戸時代に開削されたことで、後年の手倉街道の発展につながった。

近代になって、「増田からは水と電気がある」と市内西部の人々に語られるなど、西成瀬地区は県南部の人々の暮らしを支える源となった。地区周辺には、増田水力電気株式会社（増田水電）の真人発電所や吉乃鉦山などがある。

県南地方の近代化の象徴でもある発電事業は、松浦千代松（1861-1921）らによって手掛けられた。明治43年（1910）創立の「増田水力電気株式会社」は、真人発電所からの送電により横手と増田に電灯を灯し、最盛時には横手、湯沢、大曲を含む当時の県南54か町村に電力を供給した。一方で大正から昭和初期にかけて最盛期となった吉乃鉦山は、大正6年（1917）には吉野から十文字まで空中にロープを渡し、輸送機器を吊り下げて鉦石を運ぶための架空索道（鉄索）6.4kmが敷設され、この鉄索によって運ばれた鉦石が、十文字駅から発盛鉦山（秋田県八峰町）や小坂鉦山（秋田県小坂町）などに向けて貨物輸送された。吉野集落付近には「鉦山町」が形成され、従業員やその家族などが生活していた。当時の従業員は2,333名、関係した人々は9,000人を超え、鉦山で必要な資材や人々の生活物資は十文字駅から運ばれた。駅から鉦山までの手倉街道を経由した物資と人の往来で増田は最盛期を迎え、街道沿線は大いに賑わった。保存地区内の「増田観光物産センター『蔵の駅』」は、建築様式から明治から大正期の建築とされる。この建物は、「石平金物店」として、大正期には金物などの販売を行い、「吉乃鉦山指定供給処⁸」として、吉野集落にも支店を構えていた。鉦山の繁栄は、今日残る歴史的な町並みの形成にも深く寄与している。



西成瀬地区の位置と主な史跡等



昭和初期の真人ヘグリ



真人発電所（昭和初期）



吉乃鉦山（大正期）



蔵の駅（旧石平金物店）

7 コラム参照。

8 大正6年（1917）の地図にも掲載される。P99「秋田県増田町案内図（大正6年）」下部参照。

このように、明治の終わりから大正、昭和にかけての西成瀬地域での産業が、この地方の人々の暮らしを向上させるとともに、十文字や増田など、手倉街道沿いを中心とした経済活動を支え、近代化の原動力となった。

この西成瀬地域では、戦前から戦後にかけて地域で育まれてきた史跡を探訪し、保全していく顕彰活動が、地域住民によって継続している。こうした活動は、先人の顕彰と合わせ、本市における土木遺産や産業遺産を観光の対象とする先駆けとなっている。

◆手倉街道沿いの建造物等（西成瀬地区周辺）

西成瀬地区には、旧増田水力電気株式会社真人発電所や旧吉乃鉱山のほか、地域の発展に寄与した痕跡を示す様々な史跡があり、顕彰活動の対象となっている。

久蔵碑



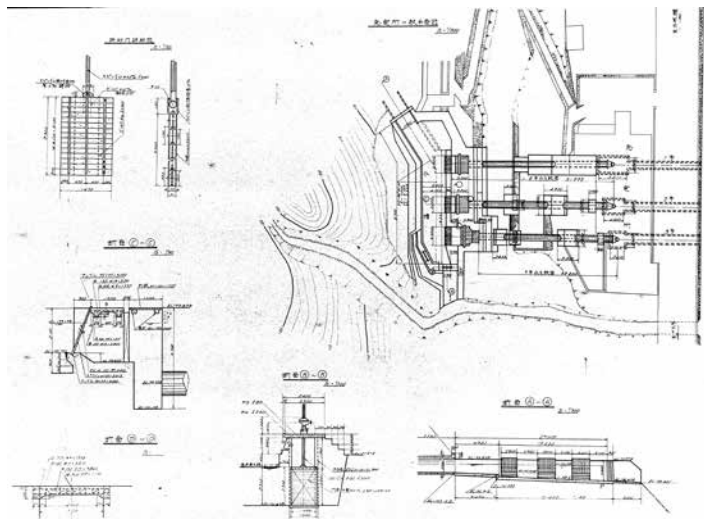
久蔵碑（向かって右）

市指定史跡。成瀬川に沿った真人山のふもと、真人橋近くの山腹に立地。「真人ヘグリ」と呼ばれた現在の旧真人発電所付近を独力で開削し、西成瀬地区と増田、亀田両地区を結ぶ道を拓いた沼沢久蔵（^{ぬまざわきゆうぞう}生年不明-1776）の碑。久蔵自身が建立したともされる。真人ヘグリは明和8年（1771）から安永5年（1776）まで、6か年の年月をかけて開削した。この開通によって、往来や輸送機能が向上し、手倉街道沿線が繁栄した。この地域において、真人ヘグリの開削は、地域の発展の根幹でもあり、久蔵碑は真人ヘグリの探訪と合わせ、もっとも古くから顕彰の対象となっている。

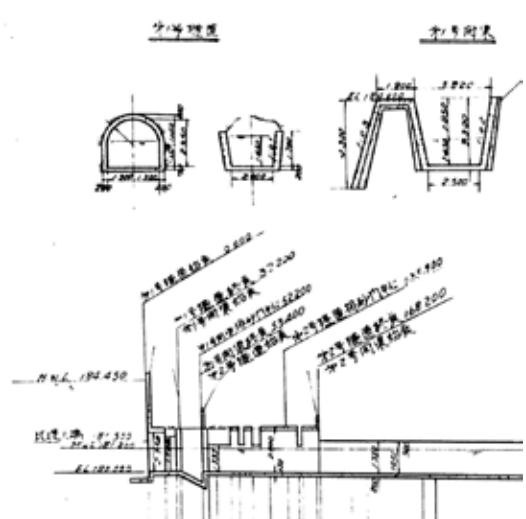
旧真人発電所施設

真人発電所は増田水力電気株式会社の主力発電所として明治43年（1910）に建設され、昭和42年（1967）7月29日に発電を終了した。発電所の上屋や発電に係る設備は撤去されたものの、水を溜め込み発電に供した鉄筋コンクリート造の水槽施設や、石積み部分が良好に維持されている。

また、水力発電に供する水を引き込むために発電所の建設に併せて整備された水路である通称「電気堰」の水路施設も維持されている。電気堰は、成瀬川から取水し、総延長はおよ



【参考】真人発電所竣工時の図面



【参考】電気堰の横断面

そ3,900 m、流域に8か所の素掘りの隧道（トンネル）を設け、隧道延長はおよそ1,300 mある。「吉野堰」とも呼ばれる電気堰は、その流路の多くが現役の農業用水路として利用されている。



旧真人発電所水槽施設



電気堰と第五号隧道

旧吉乃鉦山施設及び吉野集落

吉野鉦山は、享保5年（1720）の開坑とも伝えられる。明治44年（1911）に元小坂鉦山（小坂町）所長の武田 恭作（1867-1945）が買収し、亜鉛や鉛、銅などの鉦石である黒鉦や重晶石を採掘しながら探鉦していたが、大正4年（1915）に「熊ノ沢大鉦床」が発見され、「吉乃鉦山」に改称、大日本鉦業株式会社が設立された。黒鉦や黄銅鉦、黄鉄鉦などを産出し、第一次世界大戦の翌年という鉦業好況もあいまって、活況を呈した。昭和32年（1957）に閉山し、危険防止や鉦毒処理のため、大半の施設は撤去されたものの、送電施設や一部処理施設が残っているほか、鉦山に関係した多くの史跡が保全されている。



鉦山の送電施設



季子家住宅

鉦山の入口に広がる吉野集落には、切妻造妻入や平入のほか、季子家住宅のような明治時代に建てられた入母屋造平入の重厚な農家建築などが残る。集落内には、金峰神社や鉦夫長屋の跡地など吉乃鉦山隆盛期を物語る史跡が点在しており、地域の歴史を伝える活動の拠り所となっている。

◆西成瀬地区周辺の歴史資産の顕彰

現在継続する顕彰活動は、戦前までの郷土教育に起源をもち、地域の発展の象徴として住民らが継承しているものである。

西成瀬地区周辺の歴史探訪を通じた顕彰活動

この地域の顕彰活動の起源は戦前にさかのぼる。昭和10年（1935）代までは、増田実科高等女学校の校長などを歴任した沼田平治（1876-1946）が、西成瀬地区周辺に郷土の史跡が多いことに着目し、「堅忍塚巡り」と題して「久蔵碑」や「黒坂兵右衛門碑⁹」などを巡り、郷土の発展に尽くした人物の足跡をたどる史跡探訪を実施して

堅忍塚について

沼田平治先生が増田實科高等女学校長として赴任當時、先づ郷土の生立ちを調べた所、眞入山を中心とする一里以内の場所には、不思議にも堅忍不拔の人物の多いに驚ろかざる遺跡を堅忍塚と題して毎年必ず全生徒のレクレーションをかねてにぎり観望遊で巡拝したのがこれである。

(1) 歌山和尙
天和の頃（約二百七十年前）増田に生れた有名な高僧である。始め下總鹽之和尙に師事し、嚴密な試験に堪え真蹟としてこの忍舌は有名な事柄でよく説教に引かれて居る各地に寺を建設するに際しての努力は言語に絶する。

(2) 一覺父子
一覺は延寶（約二百八十年前）の頃の人である。眞入山麓一帯は灌漑に恵まれたの地を愛し、自分の財産を賭して堰の開鑿を企て、二代行正これを繼ぎて成らず、三代喜覺に至りて漸く成功した。この三代三十年間は實に苦心せざれば死を以て償うべからざりしと傳へて居る。この小松屋三太郎氏の後にある。

(3) 沼澤久蔵
安永の頃（約百八十三年前）眞入山麓成瀬川に沿える箇所は斷崖絶壁であった（古來人呼んで眞入のヘグリという）久蔵は世風轉變のため、獨力で道路開鑿を企て世人の稱賛を蒙り、吾心參詣七十年にして遂に成功した。久蔵は實に青の洞門の禪海に四載の禪人である。久蔵自作の碑は大部致次郎建立の碑と共に眞入龍野上手山麓に在る。

(4) 黒坂兵右衛門
慶長十九年（約三百四十年前）西成瀬村龍澤に生る。兵衛門四郎の沃野を開墾せんとて官に願つたが許されず、若し成功せざれば死を以て償うべきことを誓つて兩やく許された。これを踐するため傑柱を立て、快歌を示し衆を奮勵し、九ヶ年かつて成功した。

(5) 機岳和尙
西成瀬村小栗山の農家に生れた。著くして佛道を好み、佛道に志し一日の業を終えてから學問すべし、毎日大屋の正佛等に往復し、夜明けに歸るを常としたり。此の間毎日八里餘、又山田の藤澤寺にも經文半篇のため同様に往復した。後大般若の手寫を企て又佛像一尊體を彫刻して居る。駒形村當在寺に設した。

以上このコースは一巡約二里半である。遊に遊つても良いコースで四季々の風情、感懐の湧くコースで今の若い人におすすむしたい（半白生）

堅忍塚巡りの開催の記録
（『広報増田』第21号（昭和29年9月10日号）より）

9 コラム参照



久蔵碑の顕彰と探訪
(昭和40年代)

いた。この史跡探訪は、戦後には学校教育のほか、地区に設置された公民館を拠点として行われる地域住民の活動（公民館活動）に受け継がれていった。

昭和22年（1947）以降、増田地域内の各地区に相次いで公民館が設置され、その中で住民らによって文化財調査が行われ、改めて地域の歴史が認識されるようになり、参加者も増加していった。こうした中で昭和30年代（1955）初頭から西成瀬地域内にあった吉野公民館分館などでは、住民らによる郷土の歴史を学ぶための史跡探訪が実施されるようになった。



「真人山付近の名所旧跡」 枠内は真人発電所に関する記事
(『広報増田』第69号(昭和33年4月25日号)より)

探訪の対象として、久蔵碑と真人ヘグリ、黒坂兵右衛門碑と黒坂堰などがある。郷土の偉人の碑と、その尽力で開削された道路や水路などの土木工作物を探訪することが、顕彰とともにこの地域の概要を知ることにつながった。一方で、こうした対象には現役の稼働施設も含まれ、吉乃鉦山は鉦山職員の案内で、真人発電所は発電所職員の案内で施設公開されるなど、地域の繁栄を支える産業施設として探訪された。昭和33年（1958）発行の『広報増田』には、真人発電所が見学の名所として紹介されている。



保全活動(昭和42年)

両施設ともに稼働が停止し、施設の大半が解体された後には、旧吉乃鉦山及び吉野集落一帯、旧真人発電所は、地域の発展を示す産業遺産に様変わりし、探訪においても顕彰色が強まった。旧吉乃鉦山については、かつての鉦山労働者で組織された「吉乃鉦山親交会」の会員らによる現地解説のほか、地元在住の旧職員による鉦山での様子を語る学習会も行われたことで、住民はさらに地域の歴史に誇りを持つようになり、探訪のみならず、草刈り等の保全活動も行われた。こうした活動は、昭和30年代（1955）の開始当初は、地元の西成瀬小学校教員らが講師や案内を務めたが、昭和40年（1965）代初頭からは、地域の歴史を学んだ住民が活動の中核に

っており、うち一人は、昭和43年（1970）から現在まで継続して務めている。

このような公民館活動における西成瀬地区の歴史顕彰は、近年組織された地区住民によって構成される「西成瀬地区交流センター運営協議会」に引き継がれ、清掃や史跡探訪が行われるほか、郷土史学習会の開催、パンフレット等解説書の作成や案内板の設置などを行っている。地域住民向けから広く市民を対象とした活動にその幅を広げており、この地域一帯の近代化に寄与した郷土の歴史を伝え、史跡の保存にも努めている。活動の拠点となる西成瀬地区交流センター内には資料室も整備され、郷土教育の場としても昭和以降引き続き利用されている。

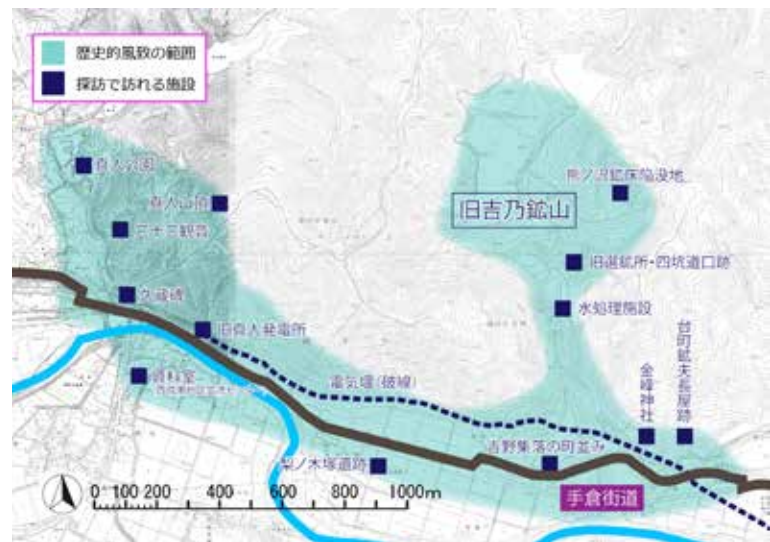
なお、史跡巡りは昭和30年（1955）代に結成された秋田県文化財保護協会増田支部も実施しており、これを母体として昭和49年（1974）に結成された増田町文化財協会は、史跡巡りのほか、真人公園内の三十三観音¹⁰や久蔵碑などの史跡の清掃活動を実施しており、地域一体で歴史を顕彰し継承する活動が行われている。



探訪事業（旧吉乃鉱山）



住民らが設置した案内板

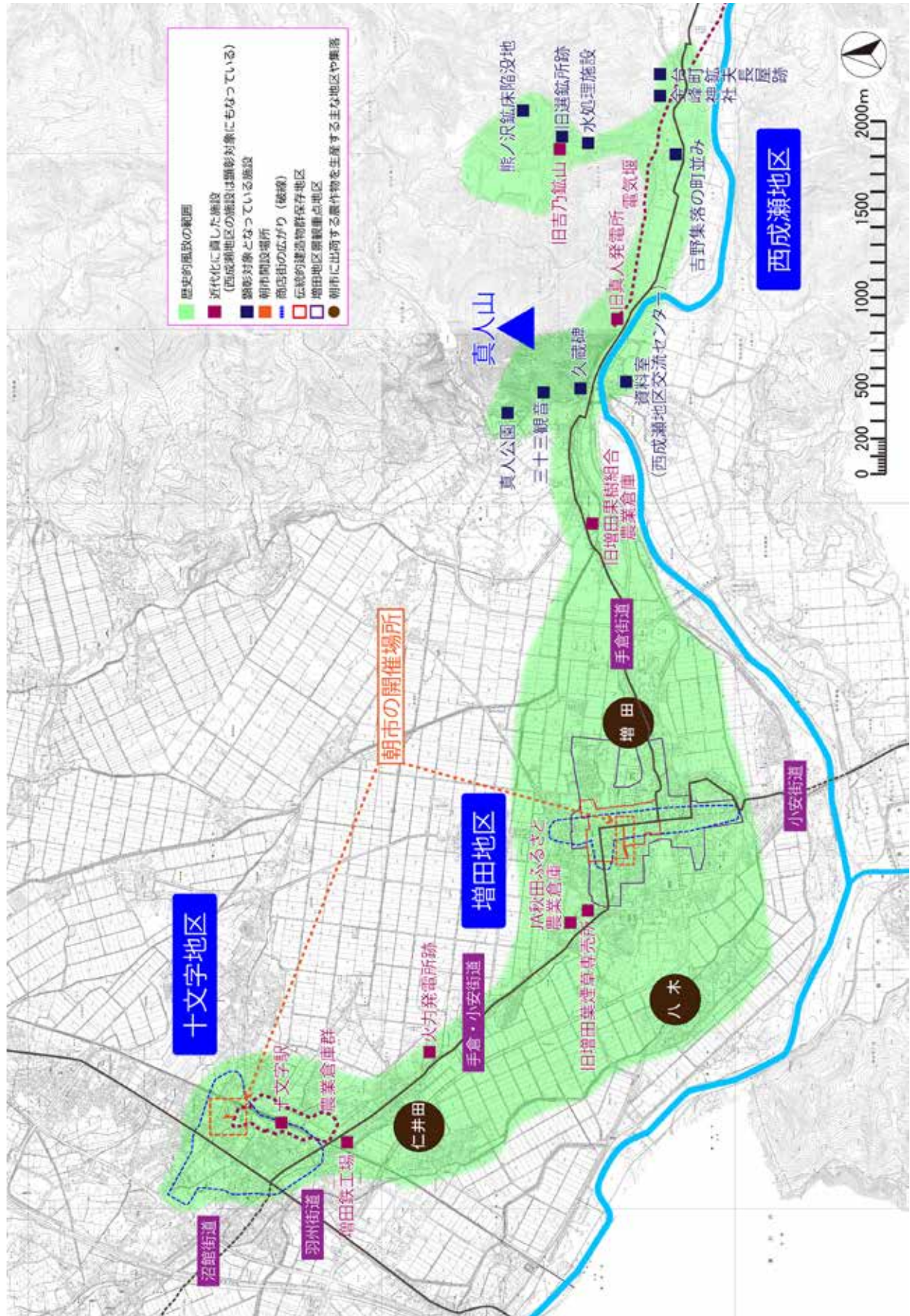


手倉街道周辺の顕彰に見る歴史的風致の範囲

（3）おわりに

水路の開削により成立した多数の新田集落は、在郷であった増田などの地域経済を生産・消費の両面から支えた。増田はその経済力を工業などに投資し、新たな産業を生み出した。鉄道の開通により販路は全国に拡大され、集散地増田は十文字を基軸として経済圏の拡大を図り、十文字、増田ともに市街地拡大につながり、増田では商家兼住宅の主屋が軒を連ねる歴史的町並みが形成され、十文字駅周辺には農業倉庫などの歴史的建造物群が建てられた。両地域の発展のきっかけは十文字、増田ともに朝市にあるともいえ、農作物を出荷する農村部の生産と消費に支えられながら現在も存続している。街道沿いに建てられ、産業の近代化と地域発展に寄与した建造物群は、一部は現役の施設として使用されているほか、地域に発展をもたらした証として地域住民が管理し、顕彰活動を行っており、本市における近代化遺産観光の先駆けとなっている。こうした街道沿いにおける様々な活動が、十文字や増田の発展の歴史を示す人々の活動であり、残していきたい歴史的風致となっている。

¹⁰ 文久3年（1863）に天下泰平や平和を願い増田の小泉久右衛門（1823-89）等の発願によって建立された。昭和5年（1930）に公園内に移され10月に「真人公園観音霊場再建大祭」が行われた。例祭も毎年5月3日に催されている。



手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致の範囲

コ ラ ム

●「一音を一語を」 西成瀬地域のもう一つの誇りに「標準語の村」がある。西成瀬地域の出身である遠藤熊吉（1874-1952）は、西成瀬小学校で教員となり、明治33年（1900）年には西成瀬小学校長となった。ここで、相手に意思がはっきり伝わるように話すことの大切さを教え、方言を大切にしながらも学校では標準語を話せるように低学年から指導していった。この実践により西成瀬地区は標準語が飛び交う村となった。地区内にある吉乃鉱山の影響で全国各地から転出入があったことから、地域の人々がだれとでも話せる標準語の必要性を感じていたほか、鉱山労働者の子どもが多かったため、学校生活では地元西成瀬の文化とそれぞれの子どもがそれまで育んできた他地域の文化が共存する関係にあり、標準語を学ぶ環境には充分であった。



ことばの碑

昭和39年（1964）、西成瀬小学校の校庭に遠藤熊吉顕彰会の手によって「ことばの碑」が建立された。その碑には「一音を教えたら一音を、一語を教えたら一語を生活させよ」という教えから「一音を一語を」と刻まれる。就職などで地域を離れる人も多かったが、卒業生は言葉で苦勞することはなかったという。

西成瀬小学校では、平成14年（2002）年に閉校するまでの間、地元の住民の支持もあって標準語教育が続き、「ことば先生」といった高学年と低学年の児童間での言語指導も確立していた。

●「黒坂兵右衛門碑」 市指定史跡。黒坂堰を開削した黒坂兵右衛門（1610-1682）を称えて明治26年（1893）に当時の水利組合が建立した。黒坂兵右衛門が承応元年（1652）に開削を開始し、万治3年（1660）に完成させた。水路延長は約8kmに及び、開墾された水田はおよそ100haであったとされる。現在でもこの水路は利用されており、7集落あまりで利用されている。黒坂兵右衛門顕彰会によって顕彰活動が行われており、西成瀬地区における探訪先にもなっている。



黒坂兵右衛門碑

2-3 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致

(1) はじめに

横手市内では、中央部から東部にかけて広い範囲でりんごの栽培が行われている。このうち、横手盆地の東端に位置する栄地区（横手地域）、醍醐地区（平鹿地域）、亀田地区（増田地域）を南北に縦断する農道は、「雄平フルーツライン¹」と呼称される。この路線沿い、醍醐地区から亀田地区にかけての約4kmの区間は、左右一面にりんごの樹園地が広がる。眺望スポットとしても人気であり、眼下に広がる横手盆地や、晴れた日には西の彼方に霊峰「鳥海山」を望むことが出来るため、ドライバーなどの目を楽しませている。

この一帯は、「平鹿りんご」で有名な、全国有数のりんご産地²であり、昭和20年（1945）公開の映画「そよかぜ」のロケ地かつ、主題歌「リンゴの唄」のふるさととして知られる。歴史的にみても、秋田県のみりんご栽培は明治9年（1876）に醍醐村（醍醐地区）の伊藤謙吉（1846-1908）が栽培したのが始まりとされ、平鹿りんごの歴史は秋田のみりんごの歴史ともいえる。主として斜面を開墾し、段状に切り開いた畑地を利用して栽培が行われ、陽当りや水はけの良さなど傾斜地の特性を活かした良質なりんごを栽培しており、市場でも高い評価を得ている。こうしたりんごは、古くから伝統的建造物群保存地区のある増田の商店街や朝市を経由して各地に販売された。現在はこれらに加え市内の道の駅や農協等を経由して全国に出荷されるほか、生産者ごとに産地直売所で販売される。

当地の140年にも及ぶりんご栽培の歴史は、山間部から平坦部に至るまで開拓されたその景観が体現している。こうした園地を切り開いた先人の業績を称えながら、一年を通した生産活動が行われており、鳥海山を望む広大なりんごの樹園地で、良好な景観も相まった活動が行われている。



鳥海山を望む樹園地



各地区の位置図



りんごの実り

1 通称：アップルロード 横手市前郷～湯沢市駒形 総延長 14.6km。

2 秋田県は、平成27年（2015）産で全国6位の収穫量を誇るが、中でも横手市は県内産りんごの約6割を占めている。

(2) 平鹿りんごの歴史と現在の活動

1) 平鹿りんごの歴史

i) 明治期のリンゴ栽培



伊藤謙吉

りんごは中央アジアの原産で、現在生産されている西洋りんごが日本に初めて輸入されたのは、諸説あるが明治4年(1871)頃といわれる。当時の内務省勸業寮(農林水産省)から秋田県にりんごの苗木が送られたのは明治8年(1875)とされ、翌9年(1876)に秋田県は県内の有志にりんごの苗木を払い下げた。このとき、醍醐地区の伊藤謙吉が5本の西洋りんごの苗木の払い下げを受けて「植物自由試験所」を設立し、県内で初めて栽培を始めた³。初めて実がついたのが明治12年(1897)で、その後に樹園地を拡大、苗木の養成を図り有志に分譲した。当時、りんごは1貫目(約3.75kg)あたりの価格が米1俵よりも高値で取引されたことから、農家が競って苗木を求め、各地に栽培が広がった。こうした伊藤の実績から、りんごの将来性に着目した醍醐村野中集落の藤原利三郎(1868-1935)は伊藤から指導を請い、明治25年(1892)には、野中集落周辺の林野を開墾して1haの果樹園を造成した。



藤原利三郎

一方、明治27年(1894)に西成瀬村(西成瀬地区)の遠藤徳治(1853-1912)が真人山の麓の50aの敷地にりんごを植え、栽培に成功した。この地がりんご栽培の適地と判明したことから、明治34年(1901)

以降、利三郎は真人山の麓の開墾に着手し、自ら発案した「中苗移植法」により、次々とりんごを植栽していった。



應鷹園関係者(大正9年)

次第にりんご栽培の相談が増加したことから、利三郎は近隣農家16戸で、計25haを開墾してりんごを植栽、明治43年(1910)に完成させ、当時醍醐村長だった山田貞吉(1849-1924)により、この地は「應鷹園」と命名された。同じ頃、醍醐地区では明治42年(1909)に山田貞吉により、醍醐地区明沢の金峰山麓に樹園地が開かれ「金麓園」と命名された。

ii) 大正～昭和初期にかけてのりんご栽培



藤原敬之輔

大正時代になって、経営化の促進や、販売体制づくり強化のため、利三郎の長男である藤原敬之輔(1890-1959)らによって「共同化」が推進され、各地で組合が設立された。生産者が加入した各組合は果樹の生産技術・経営指導のほか、生産資材の購買、果実の販売などを行った。例として、大正14年(1925)に敬之輔らによって設立された「有限会社應鷹園林檎販売購買組合(應鷹園組合)」は、生産の安定化と販売体制の強化を図ったものであり、生産された果実を組合で集荷し、東京や北海道などへ出荷した。敬之輔は組合長に推され、在任中にりんご加工、

3 伊藤が栽培に尽力した果樹園は「清香園(せいこうえん)」として現在も引き継がれる。

果汁販売などを実施し付加価値を高めたほか、病虫害対策のための農薬の合成、販売も手掛けていた。

こうした組合組織は昭和12年(1937)からの日中戦争による生産従事者や資材の不足、太平洋戦争時の作付け転換等により、その多くが戦前までに解散した。

iii) 戦後～現代にかけてのりんご栽培

昭和22年(1947)施行の農業協同組合法に基づき、新たな組合(農協組織)が設立された。昭和30年(1955)代になると、りんご生産の増加に伴い、作業の一部を農家が共同で実施する動きが活発化し、病虫害の共同防除(共防)組織が地域単位や果樹園単位で組織され、その多くが現在も存続する。同じく昭和30年(1955)代には共同販売や共同選果を行うために農事組合法人(以下、(農))が相次いで設立され、こうした(農)は各共防組織を構成団体として生産を拡大した。(農)の一部は、農協組織の管下として機能し、現在では平成10年(1998)に発足した秋田ふるさと農業協同組合(以下、JA秋田ふるさと)に統合されている。

◆平鹿果樹農業協同組合(農協)の設立

昭和23年(1948)4月に敬之輔を組合長に果樹の専門農協「平鹿果樹農業協同組合」(以下、平鹿果樹農協)が設立され、平鹿郡一円の多数の生産者が加入した⁴。昭和32年(1957)には、秋田県が醍醐地区に秋田県果樹試験場を設立したことにより、県南地区では植栽面積がさらに拡大し、生産が向上した。また、昭和34年(1959)には、果樹指導団体として、敬之輔を初代会長に「秋田県果樹協会」⁵が発足した。

◆共防組織と農事組合法人の設立

昭和30年(1955)代は生産・販売体制の共同化への機運が急速に高まった時期である。まず、消毒等の労力の省力化と生産される果実の均一化を目的に、亀田地区で昭和31年(1956)に秋田県最初の共防組織となる「柳原果樹共同防除組合」が設立された。同年醍醐地区に「金麓園共同防除組合」も誕生している。りんごには虫がつきやすく、病虫害による作柄への影響を避けるため消毒(防除)作業は必須であり、近隣樹園地で相次いで共防組織が立ち上がり、「定置配管式防除」⁶と呼ばれる消毒設備を整備した。

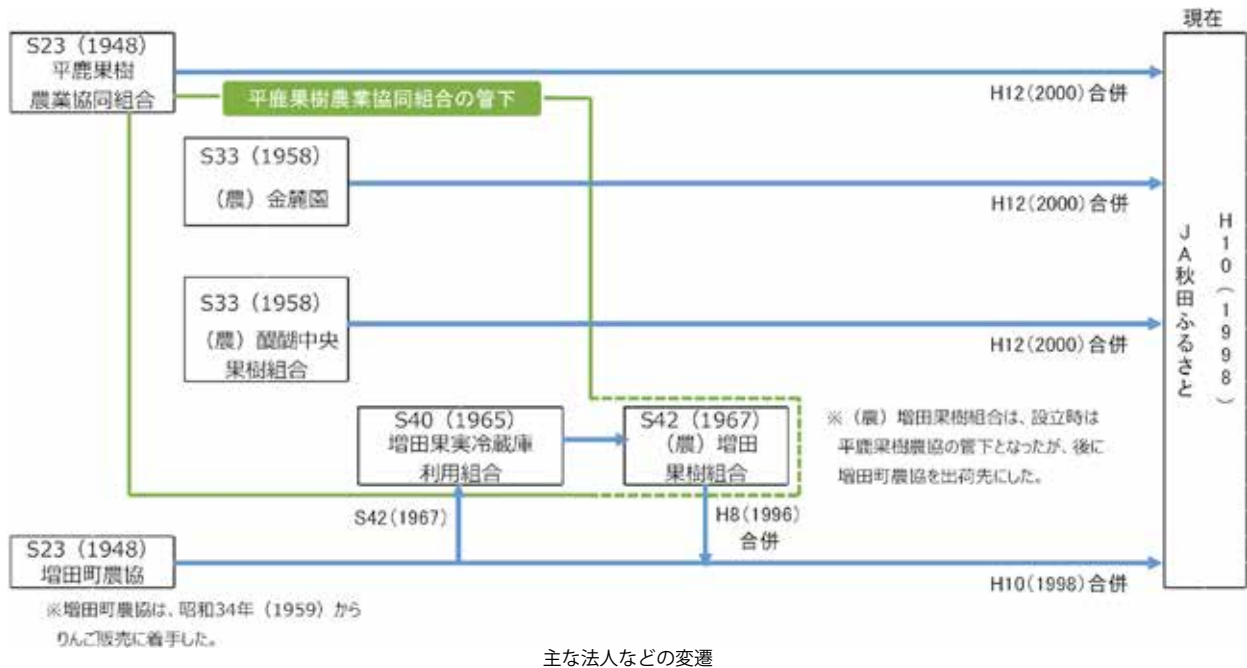
共同防除の効果で病虫害が減少してくると、粒のそろった果実が求められるようになり、共同選果への流れが強まったことで、各地に相次いで(農)が設立された⁷。昭和33年(1958)には「(農)金麓園」が設立され「金麓園果実共同出荷組合」を組織、翌34年(1959)には選果場、同38年(1963)には2万箱収納可能な冷蔵庫を建設した。こうした組合は各地に作られ、醍醐地区では昭和33年(1958)に「(農)醍醐中央果樹組合」が設立され、昭和40年(1965)に選果場と3万箱収納可能な冷蔵庫を建設した。同年増田地区では「増田果実冷蔵庫利用組合」が設立され、3万箱が収容可能な冷蔵庫を建設、同42年(1967)に選果場を併置して「(農)増田果樹組合」と名称変更し、独自の共同販売組織が設立された。

4 増田地区を例にとると、平鹿果樹農協設立時の加入率は80%であった。後年、当時の増田町農業協同組合(以下、増田町農協)がりんご事業に乗り出すと、増田町農協に加入する例も見られた。

5 秋田県果樹協会は、昭和44年(1969)には秋田県果樹試験場に隣接する現在地に果樹会館を建築した。現在は一般社団法人となっており、果実の生産指導を主体に、果樹苗木の生産配布や果樹防除薬の発行などを行う。

6 近隣の樹園地内に共同で消毒剤が送られる管を配管し、薬剤調合施設からこの管を通して消毒剤を送り、散布する仕組み。

7 それまではまだ個人選果であり、各生産者が庭先で荷造りをしたものを平鹿果樹農協が集荷・出荷していた。



増田果樹組合は平成8年(1996)、増田町農協に合併し、増田町農協は平成10年(1998)に誕生したJA秋田ふるさとと経営統合した。平鹿果樹農協も平成12年(2000)にJA秋田ふるさとと経営統合し、平鹿果樹農協の管下にあった金麓園、醍醐中央果樹組合などの(農)は、法人を解散しJA秋田ふるさとに経営を引き継いだ。現在は、金麓園では集荷、貯蔵(冷蔵)業務を行い、選果は醍醐、増田、栄の選果場で行っている。

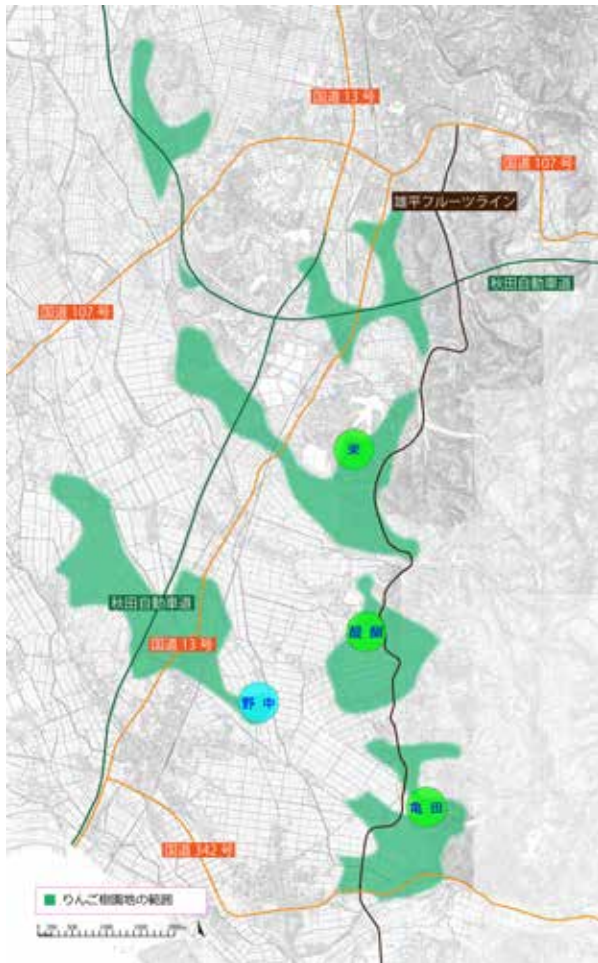
◆平鹿りんごの品種

栽培される品種は、昭和30年(1955)代前半までは戦前と同様に「国光」「祝」「紅玉」を中心とした栽培を行っていたが、次第に「ゴールデン・デリシャス(以下、ゴールデン)」や「スターキング」が台頭する。このうち「ゴールデン」は、「無袋栽培⁸」と呼ばれる現在では標準となっている栽培法を可能とした。味も良好であったため、無袋ゴールデンは次第に消費者に認められ、数年して面積・値段とも有袋のものを追い抜き、昭和40年(1965)代には平鹿りんごの看板品種になった。「ゴールデン」には長期間の鮮度保持に弱みがあったことから昭和50年(1975)以降は長期に鮮度が保持され果汁の多い「ふじ」に嗜好が移り、現在も主力品種となっている。このほか「みしまふじ」「やたか」「千秋」「王林」「ジョナゴールド」「つがる」などが栽培されている。

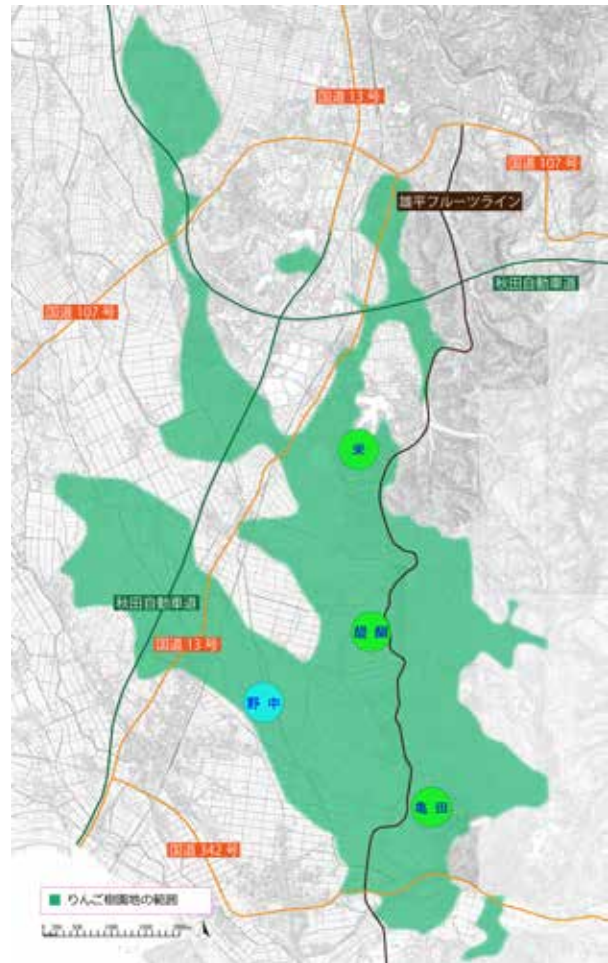
◆現在の樹園地の形成

昭和36年(1961)、農業基本法が制定、同年には果樹農業振興特別法が施行され、各地で新植が行われた。共同化体制が進展したこともあって樹園地の規模は拡大し、昭和30年(1955)代から40年(1965)代前半にかけて現在みられるような山地を切り開いた広大な樹園地が形成された。近年は、生産者の高齢化や担い手不足といった課題が見られるものの、全国有数のりんご産地の礎を築いてきた先人たちの熱い情熱を受け継ぎ、日々努力を重ねている。

8 従来は害虫被害防止と形状維持のためりんごに袋をかけて栽培していた。昭和40年(1965)、アメリカのりんご栽培を視察した平鹿果樹農協組合長(当時)の田中正市(1912-1997)が、「世界でりんごに袋をかけて栽培しているのは日本だけ」であることを知り、外観よりも味重視で無袋栽培を始め、平鹿果樹農協は全国に先駆けて無袋栽培を基準化した。



昭和 25 年 (1950) 当時のりんご樹園地の広がり



平成 30 年 (2018) 現在のりんご樹園地の広がり

2) 樹園地と建造物

◆樹園地

平鹿りんごの樹園地は、その多くで西側に鳥海山を望むことができ、一体として良好な景観を創出している。明治初頭から徐々に拡大してきた樹園地が現在のエリアを構成したのは、昭和 42 年 (1967) である。明治の当初は平場に植栽されたが、徐々に山麓の山林を開墾して丘陵地に広がったもので、山林や原野を切り開き、段状に整地されている。この中を縦横に作業道や、病虫害共同防除 (以下、共同防除) のために昭和 30 年 (1955) 代に整備された定置配管設備 (防除用散水設備で、消毒剤を送る管のポンプ接続口が各地に露出している) が巡っており、全体として特徴的な樹園地を形成している。亀田地区などの山林の樹園地で、特に急斜面を利用した樹園地については、昭和 38 年 (1963) からの第一次農業構造改善事業によって開墾されたものが多い。



斜面地を切り開いた樹園地と作業道



急斜面地の植栽

西に面した斜面を切り開いた樹園地でのりんご生産は、陽当たりが良好で水はけも良いため、りんごの品質や色付きにも良い影響を与えている。加えて「無袋栽培」が行われているため、

糖・酸・硬度が優れており、食味を左右する糖度についても、一般的に美味とされる13度以上はもちろん、15～16度以上の商品も多く生産されている。

◆りんごの生産等に係る建造物



参考：SS



金麓第一SS格納庫兼防除作業用水圧送ポンプ場

域内には昭和40年（1965）前後に建てられた共同防除組合の高速散布機（スピード・スプレー：以下、「SS」）を格納する「SS格納庫」が複数現存し活用されており、りんご栽培の歴史を示すものとなっている。「きんろくだいち金麓第一SS格納庫兼防除作業用かくのう こけんぼうじよ さぎょう水圧送ポンプ場」は、昭和39年（1964）の建築。木造切妻造一部二階建。樹園地の病虫害防除作業の拠点施設として、樹園地内に埋設された定置配管設備に用水を圧送するポンプ場と、SSの格納庫として利用される。このほか、亀田地区にある増田果樹第一共同防除組合の「SS格納庫」は昭和41年（1966）の建築である。作業能率の向上のために樹園地付近に建てられたSS格納庫及び防除作業用水圧送ポンプ場は、現在においてもりんご栽培に欠かせない施設となっている。

◆りんごの出荷等に係る建造物



金麓園の果実集出荷場と第1号冷蔵施設



旧増田果樹組合の冷蔵施設



秋田県果樹協会 倉庫

出荷等に関連する建造物は、多くが昭和30年（1955）代から40年（1965）代初めに建てられた。（農）の設立に伴い建設された選果場や冷蔵施設が多く現存するほか、関係する事務所や倉庫などがあり、昭和30年（1955）代に構築された生産出荷体制を今日に伝えるものとなっている。

旧（農）金麓園の冷蔵施設は昭和38年（1963）と昭和43年（1968）の建築であり、旧（農）醍醐中央果樹組合の冷蔵施設は昭和40年（1965）の建築である。旧（農）増田果樹組合の冷蔵施設は昭和41年（1966）の建築、共同選果場は翌42年（1967）の建築である。いずれも現在はJA秋田ふるさとが冷蔵施設などとして活用している。こうした施設の内部には、大量の果実を一度に集果・貯蔵するための広大なスペースが設けられており、従来各戸で行われていた集果、保管、選果、荷造が共同で行われることで規格や品質の統一などが図られ、更に長期保存が可能になったことで通年出荷も可能となり、市場からの高い評価を得ることに繋がった。

このほか、果樹苗木の生産配布を行う「秋田県果樹協会」の事務所は昭和44年（1969）の移築で木造切妻造一部二階建、外壁はモルタル吹き付け仕上げである。同協会の倉庫は、旧

醍醐村農協の倉庫として建てられたものであり、昭和11年（1936）の建築、土蔵造平屋建で、木造の鞘が付き、苗木の保管に利用される。

◆りんごの顕彰に係る建造物

昭和天皇即位の御大典を期に、昭和3年（1928）、この地方のりんご栽培の先駆者である利三郎のこれまでの功績を称える「^{しょうとくひ}頌徳碑」が應鷹園有志により建立された。碑はおおよそ高さ4.15m、幅1.4mであり、碑石は仙台石、基礎には男鹿石を使用している。事業費は2千円とされ、現在の金額にして2千万円余りとされる。碑文は、^{おきつ}興津国立園芸試験場から栽培指導のために幾度もこの地を訪れ、利三郎と親交を深めていた園芸学者の^{おんだてつや}恩田鉄也（1864-1946）によって^{せん}撰された。碑の裏面には出資者20名の氏名が刻まれており、全て当時の應鷹園の構成員となっている。なお、藤原利三郎及び敬之輔の自宅は現在も野中集落に残されている。入母屋造鉄板葺で、明治初期の建築とされる。



祭典日の頌徳碑

3) 平鹿りんごの生産と顕彰

りんご生産は、この地域の農業の主要部門であり、昭和29年（1954）には「^{かめだか}亀田果樹研究会」が地域の農家らおおよそ100名によって発足し、生産の近代化や共同化の原動力となった。昭和31（1956）年には「全国リンゴ研究大会」が開催され、昭和30年（1955）代末からは水田の果樹転換が増加した。当時は「一町歩の田では食えないが、一町歩のりんごでは食える」と言われ、りんご生産はこの地域の戦後復興を支えた。こうした勢い^{こうぞうかいぜんじぎょう}が「農業構造改善事業」を興すきっかけとなり、現在の斜面地の樹園地景観が生み出された。



農業構造改善事業完成の記事（『広報増田』第197号（昭和42年10月10日号）より）

i) りんごの生産と出荷

樹園地では一年を通して様々な作業が行われる。地域の気候や地質に合わせ、明治の開拓以降、長年蓄積された工夫が施される。こうした作業の積み重ねが、平鹿りんごの歴史の継承とブランド力の維持に寄与している。

◆冬・春 ～雪とのたたかいと剪定、摘花、受粉～

秋の収穫を終えると横手には深い雪に覆われる長い冬が訪れる。山間部では3mを超える



剪定作業

積雪に見舞われるりんご園では、雪とりんご農家との格闘が始まる。雪の重みによる枝折れや、雪解け時期に雪に埋もれた枝が地面の方へ引っ張られるために起こる「裂開」を防ぐため、枝に積もった雪を除去したり、埋もれた枝を掘り起こす作業を行う。農家は「かんじき」を履き、^{ながえ}長柄のへらを使って枝に積もった雪を下ろし、雪解けの頃にはスコップで雪に埋もれた枝を掘り起こす。こうした作業は相当な労力である。

降雪が落ち着く2月下旬頃からは、りんごに多くの日光が当たるように余分な枝を切り落とす^{せんてい}剪定作業に入る。その際、雪深い産地であることから、雪害から樹体を守るため他産地よりも枝を高い位置に配置するよう工夫されている。この作業は、その年のりんごの出来栄えを決めるとされるほど重視される。この作業は4月中旬頃まで続く。

剪定を終えとりんご園は真っ白な花で覆われ、農家は^{てきか}摘花作業に追われる。余分な花を摘み、個々のりんごに十分な栄養が集まるようにする作業である。同様に受粉作業も行われる。ミツバチやマメコバチの巣箱が園地に設置され、園地では蜜を求めたハチが花から花へ飛び移り、その際に受粉が促進される。

◆夏 ～摘果と色付け～



摘果作業

夏になるとりんごの木は鈴なりに実をつける。実を多くつけすぎると果実が大きくなり、翌年には実をつけなくなったりするため、余分な実を摘む^{てきか}摘果作業を行う。この作業により数の調整と果実の成長を促す。なお、この地域では、すべての品種について糖度が高いりんごが出来る無袋栽培を行っている。



消毒作業

品種によっては8月下旬から収穫を迎えるものもあるが、収穫を間近に控えてりんごに満遍なく日光を当て、色付きを良くするための葉摘みや玉回し作業を行う。さらには銀色のシートを地面に敷き、日光の反射によって果実全体に色付けを促進する。この間、りんごを害虫や病気から守るため、数回にわたり消毒作業を行う。以前は一本一本手作業で農薬散布を行っていたが、昭和中期からSSの導入が進み、現在では各地で共同防除組合による共同防除が行われる。

◆秋 ～収穫と出荷～



収穫作業

りんごの木一本一本、果実一個一個に1年間丹念に愛情を込めて育ててきたりんごは収穫期を迎え、農家は日々収穫作業に追われる。品種ごとに完熟した時期に収穫し、長期貯蔵販売に向けた早取りは行っていないのがこの地域の特徴である。収穫された生りんごや、これを利用したりんごジュースなどの加工品は、増田の商店街や各商店で販売され、地域の人々の食卓に上がるほか、市場から全国の消費者へと流通し

ている。収穫が終わると、間断なく翌年の準備が始まる。こうしてりんご農家は毎年作業を繰り返している。

◆果樹園での販売とりんご祭り

りんご農家は常設店舗や臨時の産地直売所を設けて直接販売にも取り組んでいる。収穫シーズンになると、のぼり旗が多数はためくことでそのシーズンの到来が感じられる。近年は活発な取り組みがなされており、各果樹園で園地を開放し、りんご狩り体験が行われるほか、収穫したりんごを加工委託し、果樹園独自のりんごジュースなどを製造するなど、ブランド力の向上を図っている。

増田地域では、りんごの収穫を祝うとともに秋の行楽の一環として、亀田地区の真人公園を会場に、昭和41年（1966）に秋田県内では初の開催となる「りんごまつり」が開催された。同時に開始された「ミスりんごコンテスト」とともに毎年開催されており、主に10月第2土・日曜日に開催している。平鹿地域においても毎年、「ふじ」の収穫が始まる11月上旬に「平鹿りんご味覚まつり」を開催し、地域ぐるみで平鹿りんごのPRを行っている。



産地直売所の例



りんごまつり

ii) りんご栽培の礎を築いた藤原利三郎の顕彰

藤原利三郎は開墾で得た収益を貯蔵庫の建設に充て、これを開放し入庫した農家に交代で販売にあたらせ、売上金の一部を債務の返済に充当させた。また、各生産者間の融和と技術交流を図るため、「^{おうようえんこう}應鷹園講」と称する無尽講を開設した。利三郎の人となりを知る人によると、気は短いながらもこだわらない大らかさがあり、人を引き付ける魅力があったという。こうした利三郎の人徳や栽培指導への貢献が記念碑建立に結び付き、以降、この地域のりんご栽培の開拓者として顕彰されているものである。

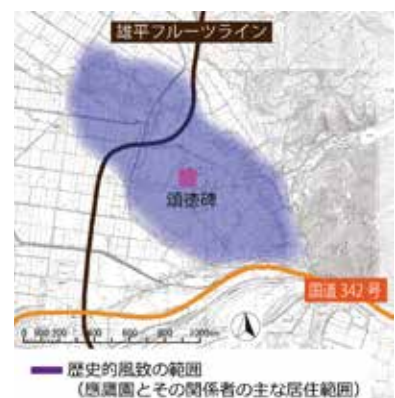
りんごの花が咲き誇る時期になる毎年5月9日には、昭和3年（1928）の建立時から続く、頌徳碑の祭典が開催される。この日は利三郎の命日にもあたり、真人山麓で現在もりんご栽培を行う應鷹園関係者が頌徳碑に集い、式典が催される。神官による祓いや祝詞の奏上が行われ、利三郎が端緒となったこの地のりんご栽培の功績と苦難を語り継ぎ、将来へりんご生産を継続する誓いが述べられている。現在ではりんごの生産者は、利三郎の代からすると3、4世代後の世代へと移行しているが、その遺徳や業績は連綿と引き継がれている。この時期は農家にとっては摘花作業が始まり、本格的な栽培が始まる時期でもある。



式典の様子



昭和50年代の式典



歴史的風致の範囲
(應鷹園とその関係者の主な居住範囲)
顕彰活動の歴史的風致の範囲

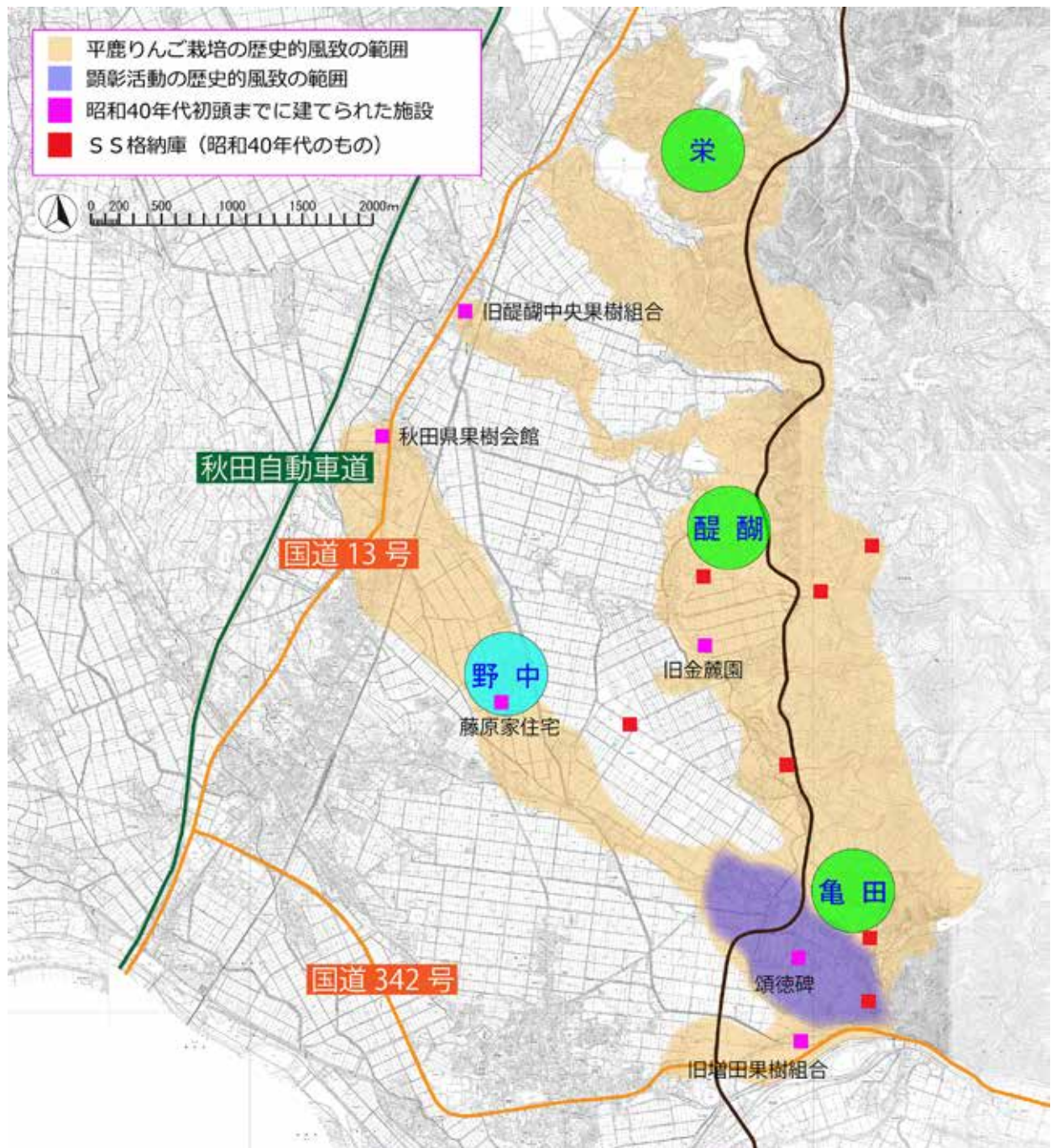
(3) おわりに



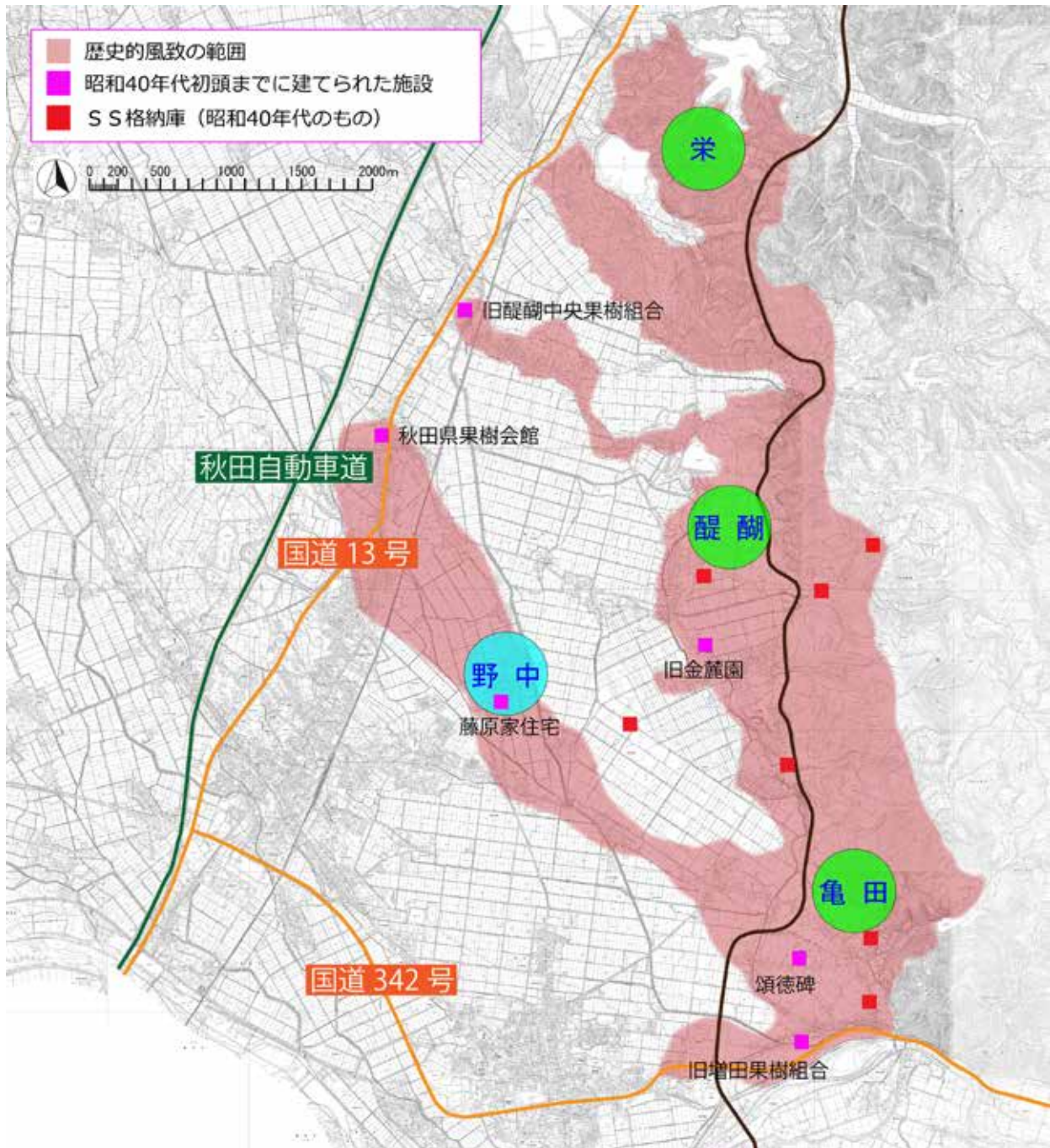
花咲く平鹿りんご

鳥海山を借景にした平鹿りんごの樹園地では、雪が解けると純白の花が咲き誇り、秋には紅蓮の果実を実らせる。祖先たちは、1世紀以上も前に初めて結実したりんごに魅了され、りんご産地としては世界に類をみない豪雪地帯という障壁を乗り越え、100年を超える生産活動により現在の樹園地景観が形成された。開拓時代からの試行錯誤は現在も絶え間なく

続き、その顕彰と共に良好な品種生産のための取組みが継続されている。こうした代々蓄積された樹園地にまつわる活動は後世に残していきたい歴史的風致となっている。



平鹿りんご栽培と顕彰活動の歴史的風致の範囲



斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致の範囲

コラム

●女優並木路子とりんご なみきみちこ 昭和20年(1945)夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された映画「そよかぜ」が同年10月10日に封切りされた。地元の女性たちもエキストラとして多数参加しており、主題歌の「リンゴの唄」は現在も歌われ続ける名曲である。真人公園内には平成元年(1989)に「りんごの唄の碑」が設置された。なお、「そよかぜ」に主演し、主題歌を歌った女優並木路子(1921-2001)は平成7年(1995)に増田町名誉町民の称号を送られている。



リンゴの唄の碑

3. 中西部地域の歴史的風致

3-1 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致

(1) はじめに



浅舞地区の街道と主な湧水地の分布

平鹿地域にある浅舞地区は横手市の平野部のほぼ中央に位置する。成瀬川や皆瀬川の旧流路が形成した肥沃な扇状地の末端にあり、地下水位が非常に高く、多くの湧水地が点在するのが特徴となっている。浅舞城は、天正年間（1573-1592）に小野寺友光（生年不明-1590）が築いたとされ、この豊富な湧水を城周りに流入させていたと伝わる。天正18年（1590）の太閤検地に反対する一揆により小野寺友光は自害し、その後は豊臣氏の直轄地となり代官が派遣されたが、元和元年（1615）の一国一城令により廃城となった。

旧浅舞村は平鹿郡の中心に位置するばかりでなく、豊富な湧水により周辺の新田集落も

発展していたことから、寛政7年（1795）には、平鹿郡の行政の中枢を担った御役屋（郡奉行所）が設置され、幕末頃には周辺の寄郷11カ村の親郷としても機能していた。地区の大動脈である沼館街道は、東は十文字及び横手で羽州街道から分岐した脇街道であり、浅舞を経て雄物川を越え、本荘街道と合流する。中世末期には小野寺氏の居館のあった横手城下とその有力家臣が居た支城を結ぶ幹線路としてすでに存在し、藩政期になって物資の輸送路として整備が促進されたと推測される。浅舞城が置かれた沼館街道沿いの浅舞村の中心部では、増田街道などの在郷町間を結ぶ小街道が交わり、本荘港で陸揚げされた物資や、雄物川舟運による物資の内陸部への中継点としての役割を担い、交通の要衝として発展した。こうした特性から近世には定期市も開設し、現在まで継続している。



山車巡行

この浅舞地区において、古くから浅舞の鎮守として地域住民の信仰を集めているのが「浅舞八幡神社」である。この浅舞八幡神社において、毎年敬老の日直前の日曜日¹に執行される例祭時における「神輿渡御」と、例祭に合わせて氏子地域内の町内会で組織する11団体がそれぞれ地域を巡行する「山車巡行」は、ともに明治期の始まりとされ、現在においても地区住民が一体となって継承している伝統行事である。

1 かつては旧暦8月15日の開催であったが明治43年（1910）に月遅れの9月15日の開催に改められ、更に平成16年（2004）に現在の例祭日に変更された。

(2) 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行

行事は浅舞地区の市街地を中心に巡行される。周辺の農地を潤すために開削された水路網が張り巡らされており、浅舞八幡神社のほか、日本酒の醸造所や自噴井戸などの歴史的建造物・工作物が多く残る。なお、ここでは、敷地の裏手などにある井戸状の枠で囲った湧水地を「自噴井戸」として扱っている。

1) 関連する建造物

i) 浅舞八幡神社

浅舞八幡神社²は市街地の南東にあり、誉田別尊ほんだわけのみことを祀る。寛政12年(1800)に現在地へ移転する以前は、浅舞城の裏鬼門に位置したと伝えられ、その跡地は現在「浅舞の古八幡跡」として市の記念物(史跡)に指定される。『浅舞八幡神社由緒書』(年代不明)によると、当時の八幡神社が田の中にあり、雨の度にぬかるみ参拝に支障をきたしたことや、天明年間(1781-1789)に近傍の人家の移転により取締上の不具合が生じたため、現在地へ遷座したとされる。この由緒書によると、文久2年(1862)に氏子によって拝殿と回廊の造営がなされ、明治13年(1880)に大規模な修繕が行われて現在の形式となり、同年に遷宮式が行われた。本殿は一間社流造。拝殿は桁行3間、梁間3間の入母屋造である。幣殿は桁行4間、梁間3間の両下造で、本殿と拝殿を接続する。屋根はいずれも金属板葺である。鳥居の手前に水が湧く池があり、身を清める御手洗みたらしとして利用された。



浅舞八幡神社



市街地の町並み

ii) 浅舞の町並み

浅舞地区の市街地は沼館街道を中心に形成され、12の町内会が組織されている。横手市役所旧平鹿庁舎の所在する南北の通りが沼館街道であり、この街道は北側の龍泉寺りゅうせん付近で東へと延びる。一方で旧平鹿庁舎から100mほど南で沼館街道は西に折れ、玄福寺を経て西と南に分かれる。同じ地点からは、「馬鞍街道」「増田街道」が東や南に延びている。

戦国時代以降、早い段階で現在の町割りが形成されたと推定されており、短冊形に割り振られた間口4~6間、奥行30~40間程度の敷地には、切妻造妻入二階建、金



浅舞市街地の歴史的建造物の分布

2 「浅舞八幡神社由緒書」(浅舞八幡神社蔵)によると、天平12年(740)の浅舞村開拓の際にこの地の鎮守として創建された。江戸時代には藩主の佐竹家より崇敬を受け、寛保3年(1743)には佐竹義峯によって社殿の改築が行われた。明治5年(1872)、郷社に列せられ、明治19年(1886)には、県社に昇格した。



洋風建築の例
(旧浅舞郵便局、昭和11年築)



自噴井戸

属板葺で正面に奥行1間ほどの下屋を設け、1階に店舗を有する商家兼住宅の主屋が通りに面して建てられ、その背後には土蔵や付属屋がつく。通りの裏手には、湧水が入り混じる水路が巡り、敷地の背割りとなっている。こうした建造物は、主として明治初頭から昭和30年(1955)代までに建てられ、地区内には市指定(建造物)が1棟、登録有形文化財(建造物)が3棟所在する。また、大正から昭和初期とみられる洋風建築も多く残る。

この地域では地下水位が非常に高く、現在でも上水道の整備が必要とされていない。以前は、自然湧水や自噴井戸を敷地の裏手などに構え、生活用水として共同で利用していた。こうした工作物には、^{ます}杵状の洗い場を設けたもの、周囲を石積みにより養生したものなどがある。市街地を貫く^{おおみやがわ}大宮川の流れを天和2年(1682)に迂回させたことによって形成された^{びわぬま}「琵琶沼」沿いに多く現存し、戦前までに現在の形式が整

えられた。これらの工作物は、水が豊富で且つ清らかであったという浅舞の特性を物語り、歴史的町並みの重要な構成要素となっている。

2) 浅舞八幡神社の神輿渡御行事

浅舞八幡神社の秋季例祭においては、本祭として神輿渡御が行われるほか、山車に関する神事も行われている。正式には一連の行事も含めて「浅舞八幡神社秋季例祭」と呼ぶ。

神輿渡御の始まりは定かでないが、現在使用される神輿は明治19年(1886)の県社昇格の頃、浅舞城主小野寺氏の末裔^{まつえい}が上方の職人より購入し奉納したものと伝わる。大正9年(1920)には、山車の奉納を行わない氏子集落が神輿渡御を担当することが規約として定められていることから、その頃には神輿渡御が行われていたことが分かる。なお、この神輿には小野寺氏の家紋の一つである^{ごようもっこう}五葉木瓜の装飾が付く。



御旅所祭



山車奉納祭

i) 宵宮と本祭(神輿渡御行事)の概要

敬老の日直前の日曜日に行われる浅舞八幡神社神輿渡御の本祭に先立ち、前日土曜日の午後4時30分からその年の「御旅所」(お宿)において「宵祭神事(御旅所祭)」が執り行われる。神社の責任役員などのほか、御旅所の運営を担う「^{どうまえちよう}統前町³」から年番長が参列し、本祭に神霊を迎えるために御旅所のお清めが行われた後、神輿渡御及び山車運行の安全などが祈願される。続く午後6時30分からは、浅舞八幡神社において「山車奉納祭」が執り行われ、宵祭神事参加者のほか、山車を奉納する全ての町内から年番長が参列し、

3 統前町は市街地の12町内会によって一年交代の持ち回りで担当される。

山車奉納の祈願が行われる。

例祭当日は、午前9時に浅舞八幡神社において祭神を神輿しんこうさいに遷す「神幸祭」が執り行われる。その後、午前10時に神輿渡御が開始され、行幸路⁴に沿って行列が進む。神輿渡御は、先導役、旗や鉾いぎものぼうじなどを持つ威儀物いぎものぼうじ持持者、祭員、統前町年番長、宮司、神輿役、神輿、責任役員、氏子総代、各町内年番長の順に構成され、神輿の前後に初穂係が付く。このうち、先導役は道案内を担い、神輿役は拍子木を叩いて各諸役に合図を行う。

神輿渡御は開始当初より、12町内会で構成される浅舞市街地において行われている。行幸路沿いには、山車の奉納を行う11団体によって祭壇を組んだ「祭典事務所」が設けられており、神輿渡御の行列が祭典事務所へ到着した際には花火が打ち上げられ、町内及び氏子の安全や生活向上を祈願する祝詞が奏上される。行列は午後1時頃に「御旅所」に到着し、神事が執り行われる。御旅所内に設置された斎場みたましろに御霊代が移された後、祝詞奏上とよさかましや豊栄舞の神楽奉納などが行われる。その後、御旅所を発つ際は宮司と統前町年番長は神輿の後ろに位置が変わる。午後4時頃に浅舞八幡神社に行列は戻り、次年度統前町年番長などの参列の下、祭神を神社に戻す「還幸祭」かんこうさいが行われて本祭が終了となる。

なお、神事を行うとともに休息地ともなる「御旅所」であるが、この設置及び運営は、かつては地域の有力地主によって行われたが、大正9年（1920）に「統前町順番規約」が出来たことにより各町内の持ち回りとなり、現在に至っている。当時の規約には11町内の持ち回りとするのと5つの班⁵に分けることが定められているが、現在では12町内会での持ち回りとなっている。

3) 山車奉納及び巡行

山車巡行は、浅舞八幡神社の秋季例祭に合わせて行われ、10台の飾り山車と1台の踊り山車が浅舞市街地及び周辺集落を巡行する。宵宮の「山車奉納祭」においては、計11台の山車が浅舞八幡神社に奉納される。

山車の起源については、初代平鹿町長である寺田傳一郎（1905-1965）が昭和35年（1960）



神輿巡行路



神輿渡御



祭典事務所の例

4 祭神が譽田別命（応神天皇）であるため、「行幸」と取り扱われている。

5 1班：田中・四ツ間、2班：仲町・六日町・新町、3班：覚町、4班：栄町・蔭沼・伊勢堂、5班：本町、宿館の5班体制であり、田中町内が統前町の際には四ツ間町内が協力をすることを定めたもので、現在は各町内単独で統前町の運営が行われている。なお、覚町内は現在「覚町上」と「覚町下」の2町内に分かれている。



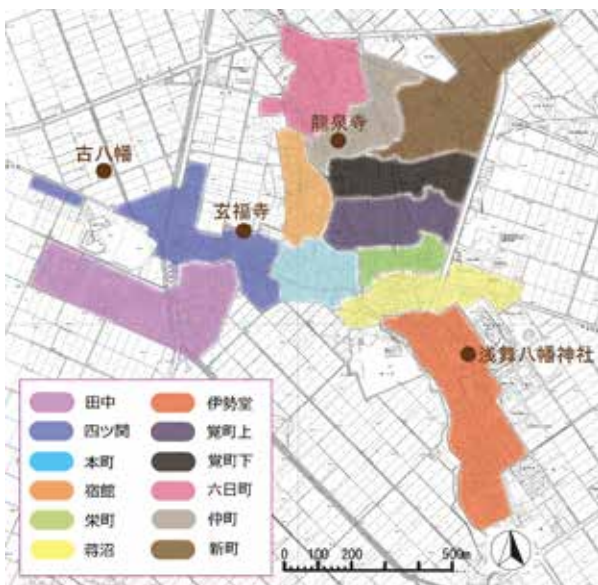
大正6年(1917)の山車

に発表した『^{ゆきぐにしょうき}雪国小記』によると、明治3年(1870)の浅舞八幡神社秋季例祭の際に、本町町内会の若者連が東海道五十三次を模して「置き人形」を町内各所に余興として飾ったことが伝聞として記載される。この「置き人形」を飾ったのは、明治期に浅舞の商人が商売相手である土崎(秋田市)の商人らから、用具を譲り受けたことがきっかけとの口伝も

ある。その後、「置き人形」は盆踊りの囃子の舞台として使われていた屋台に乗せた形態となり、商人や地主の出入り人によって担がれる「担ぎ山」を経て、現在の曳き手による「曳き山」の山車へと変化していったようである。やがて、各町内への巡行と浅舞八幡神社への奉納が行われるようになり、本町町内会の山車に使用された飾りの修繕記録などから、遅くとも明治35年(1902)頃までには現在の行事の骨格が整ったと推定されている。

山車の浅舞八幡神社への奉納は、明治19年(1886)の県社昇格や同25年(1892)の神社隣接地への明治天皇遥拝殿の建設、同じく隣接地である浅舞公園の整備拡充などに力を尽くした地元の伊勢多右衛門(1833-1914)が先に立って行ったとされている。

i) 山車巡行の流れ



山車の奉納を行う12町内会

山車の巡行は、明治期から昭和30年(1955)代までに建てられた家屋や、町の発展を支えた湧水が入り混じる水路が広がる町並みを中心に展開する。

山車奉納及び巡行は、市街地を構成する12町内会によって行われ、基本として1町内会で一つの奉納団体を構成するが、仲町町内会と六日町町内会では2町内会合同で一つの奉納団体を構成し、踊り山車の奉納を行うため、山車の数は11台となる。飾り山車には人形・お宮・山・松・滝・水しぶきなどの飾りを付け、「弁慶の立ち往生」といった合戦の場面などが表現される。市街地には、山車奉納を行う11団体によって、祭壇を組んだ祭典事務所や山車を保管する

「山車小屋」が設けられる。祭典事務所の設置や山車の制作・巡行は団体毎に組織された年番によって担当される例が多く、この年番は1班のみの団体を最小に、最大は4班体制となっている。中には、山車の制作を年



飾り山車の巡行



踊り山車の巡行

番が行い、巡行は若者が行うというように役割を分担する団体もある。

山車巡行は、例祭の当日、所属する団体の祭典事務所へ山車の運行責任者が出発の挨拶をした後、午前9時前後に各々の山車小屋から開始される。山車には神社から授与された御神札が取り付けられる。これにより山車が神霊の依代^{よりしろ}となり、山車を曳きまわすことで巡行先の町内を清める。「飾り山車」は団体名を記した「看板持ち」を先頭に、「曳き子」「山車」「囃子手^{はやして}」の順に続き、囃子は太鼓・笛・手平鉦^{てびらがね}などで構成され、太鼓は山車の後部に屋根をかけて設置される。「踊り山車」は、山車の上に「踊り手」と「囃子手」が乗る形となる。山車の巡行中は囃子が随時添えられ、要所で盛大に囃される。ただし、巡行の最中に神輿渡御とすれ違う際は一旦囃子をやめて敬礼をすることになっている。一日かけて山車の巡行が行われ、夕方4時前後に山車小屋へ戻り、その後、祭典事務所へ運行責任者が帰着の報告をして終了となる。なお、山車は例祭当日ばかりでなく、宵宮の昼前後から周辺のゆかりのある集落を、囃子を伴いながら巡行して住民に披露している⁶。団体によって巡行の範囲は異なるが、範囲については毎年踏襲されている。

山車に添えられる囃子については、同じ浅舞地区の鍋倉集落^{なべくら}に伝わる「鍋倉囃子」（市無形民俗文化財）の演目が入り入れられる。華やかな曲調の「けんばやし」や打ち手の技量が求められる「きつねばやし」は、神社への奉納を兼ねて出発前に演奏される。道中は軽快な曲調の「にほんたけ」やしっとりとした曲調の「道中ばやし」、人を集める際には活気の溢れる曲調の「寄せ太鼓」、集まった聴衆に楽しんでもらう際には打ち手の動作が一番賑やかな「サイサイ囃子」が基本として演奏される。

神輿渡御と山車の巡行が行われる浅舞地区の市街地では、宵宮の日までに住人によって祭典灯籠台が立てられ、提灯が掲げられる。また、同日までに奉納団体によって神域を示す注連縄^{しめなわ}が市街地一帯に張り巡らされる。祭典当日、住人は玄関などの通りに面した屋内に台を設け、その上に湧水がこの地にもたらした恵みである米や酒、野菜などを供え、神が宿る神輿と山車を迎える。神輿には初穂として米を供え、山車には花代として御祝儀を提供する。巡行路沿いの酒造会社では、店先に置いた大きな樽に酒造りに使う湧水を汲み入れ、観光客や山車を曳く人々に振舞っており、大正の創業当時から継続している。



囃子手



通りに面して置く供物



初穂を供える住民



振舞われる湧水

6 午後7時からは11団体が市役所旧平鹿庁舎前を中心とする沼館街道上の覚町通りと本町通りでライトアップされた山車を展示し、町内ごとに囃子の演奏や踊りを披露する。昭和60年（1985）代前半以前はそれぞれの山車小屋付近に設けられた舞台で夜を徹して演芸が行われていた。

ii) 伊勢堂町内会に見る山車巡行の例

伊勢堂町内会の年番は4班体制となっており、一班は13軒ほどで構成される。年番長は町内や祭典の事情に明るい、主として年長者が交代で務めている。山車の小屋掛けは概ね8月の最終日曜日に行われ、小屋掛けは青年層の集まりである「伊勢栄会」が担当する。ほぼ同時期に、年番による山車制作や小学生らによる囃子の練習も開始される。

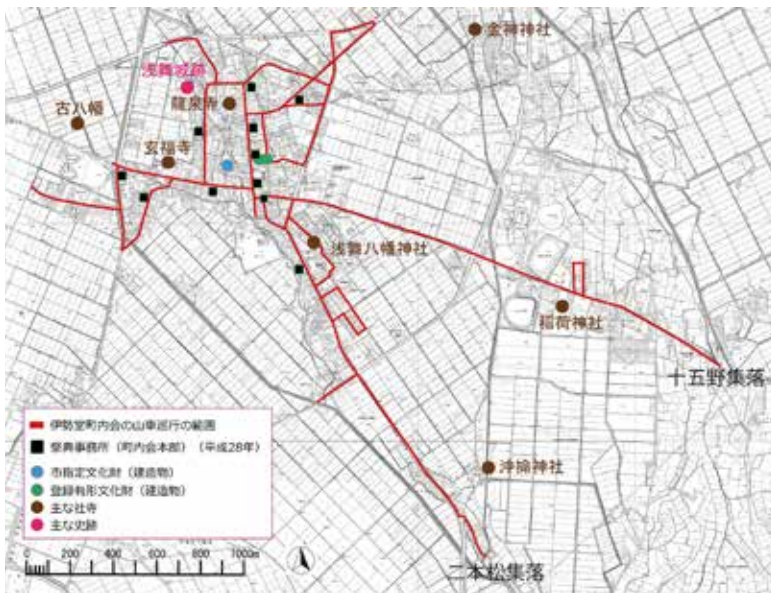


祭典用具の制作

山車的小屋掛け

山車の完成

山車の巡行



伊勢堂町内会の山車巡行路

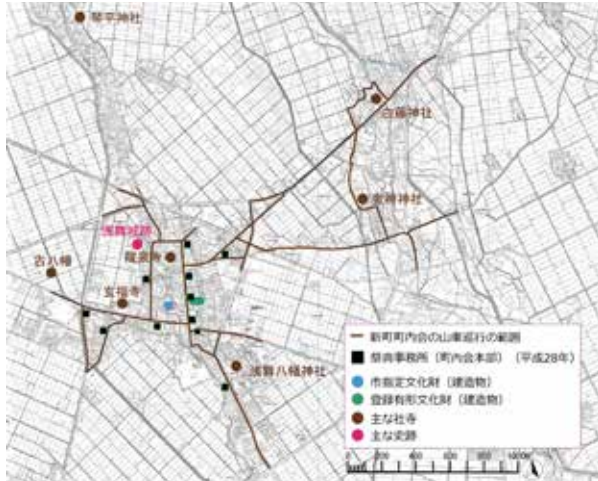


本町町内会の巡行路

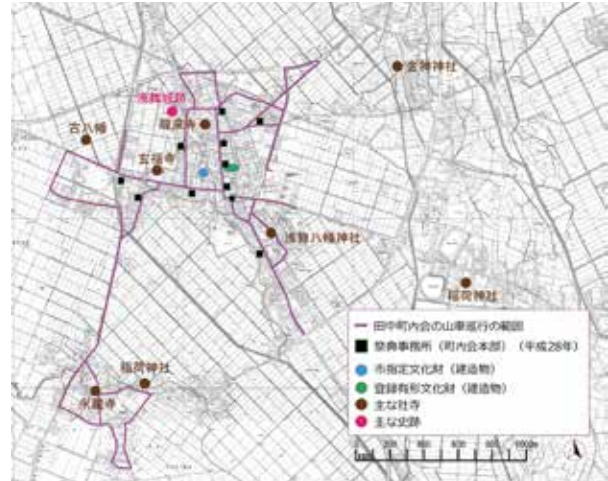
山車巡行にあたっては、年番より2名程度が伊勢栄会とともに山車の運行を行い、ほかの年番員は祭典事務所の運営などに従事する。山車は、宵宮の日中には、市街地東方の十五野集落まで巡行を行う。例祭当日は早朝に市街地南東の二本松集落まで山車巡行を行った後に山車小屋へ戻り、午前9時30分頃から市街地を巡行し、午後4時過ぎに山車小屋へ戻る。市街地周辺の集落まで巡行範囲を拡大し、山車を披露するようになったのは、集落住民の要望がきっかけであり、既に50年を超える歴史がある。例祭翌日に山車及び山車小屋を解体し、一連の行事は終了する。

例として、本町・新町・田中の各町内会の巡行エリアに見られるように、11の山車それぞれが独自の巡行エリアを持ち、浅舞市街地のみならず長年広範囲の近隣集落を巡行していることから、平鹿地域西部のほぼ全域で活動が展開されている。

例として、本町・新町・田中の各町内会の巡行エリアに見られるように、11の山車それぞれが独自の巡行エリアを持ち、浅舞市街地のみならず長年広範囲の近隣集落を巡行していることから、平鹿地域西部のほぼ全域で活動が展開されている。



新町町内会の巡行路



田中町内会の巡行路

iii) 行事の変遷

山車巡行は、行事開始時の形式を概ね踏襲しているものの、時代の変遷とともに、奉納形式や巡行形式は軽微な変容を遂げている。浅舞八幡神社への山車奉納については、かつては宵宮の「山車奉納祭」として、山車そのものが参加していたが、昭和60年（1985）代から団体の年番長が参加して執り行われるようになったという。また、山車奉納と巡行がいつから現在の11団体により行われているのかについては明確ではないが、昭和32年（1957）9月17日の秋田魁新報によると、当時において既に現在と同様の10台の飾り山車と1台の踊り山車が奉納・巡行されていることが確認出来る。



昭和38年（1963）の山車

(3) おわりに

神輿渡御と山車巡行は、旧浅舞村を基盤として、時代の変遷に従って徐々に変容しながら現在も継承される。市街地には、江戸期から続く朝市や歴史的建造物が軒を連ねる町並みが残り、市街地の周りには広大な田園風景の中に農村集落が点在する。このような景観は町の発展の歴史を語る一方で、自噴井戸や湧水が入り混じる水路など、町の発展を側面から支えた水資源に係る工作物も、歴史的景観に重層性を付与している。こうした市街地及び周辺の農村集落で展開される神輿渡御と山車巡行は、市街地ばかりでなく周辺の農村集落をもその活動圏に含むことで、地域間の結束をより高めるとともに、新たなコミュニティを創出している。

毎年8月のお盆を過ぎてからのおよそ一月は、それぞれの山車小屋に集まり山車を制作する光景が展開され、夜には囃子稽古の音色が響き渡る。祭典の準備期間は地域の結束を高める機会でもあり、山車の制作方法や囃子の妙技が次の世代へ連綿と受け継がれる伝承の期間でもある。囃子稽古の音色に

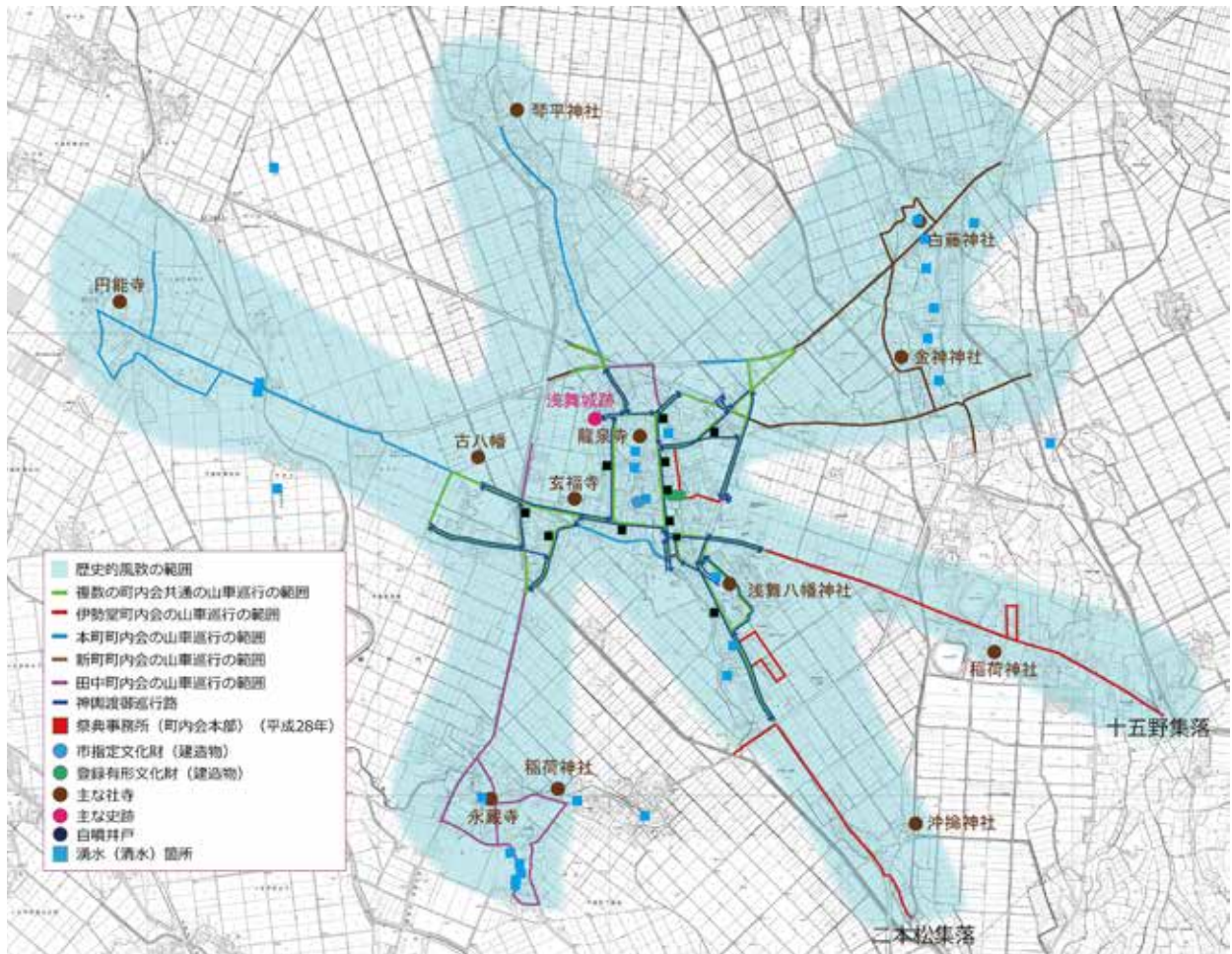


宵宮に沼館街道へ集まった山車



周辺集落へ向かう山車

心沸き立ち、日一日と組みあがる山車を見る度に、一年の間心待ちにしていた日がまたやってくることを実感する。そして宵宮、本祭日。このハレの日を指折り数えて日を重ねた町衆は、町内ごとにそろえた衣装を纏い、家を駆けだしていく。遠くから聞こえる囃子の音色はまさに「寄せ囃子」。音色を聞くや、「また浅舞の山車が我が集落にやってきた」と戸口に立ち、徐々に眼前に迫る山車の姿を見つめる町の人。こうした光景が、市街地から離れた集落でも何十年も繰り返されており、残していきたい歴史的風致となっている。



浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致の範囲

コラム

●水神信仰 浅舞には、個人の敷地内で湧く清水や道端に設けられた共同井戸の周り、水路の周辺などに水神様を祀る光景が多く見られる。琵琶沼沿いの清水では毎年5月1日に清水祭が行われるほか、龍泉寺沼のほとりに祀られる龍神の祠では、^{がくまちしも}覚町下町内会の住民を中心とした「^{こう}講」組織によって祭祀が継続されるなど、水に恵まれ、豊かな実りや生活をもたらしてくれる神として、個人や講組織などによる信仰が続く。



昭和50年代の清水祭

●トミヨ 市街地を流れる大宮川や琵琶沼から流れ落ちる水路などは、流路沿いや底から湧く清水を加えて清澄な流れとなって町並みを巡る。この清澄な水のシンボルとして琵琶沼には『環境省レッドリスト2015』で絶滅危惧ⅠA類の「トミヨ属雄物型」及び絶滅の恐れのある地域個体群の「トミヨ属淡水型」が生息し、「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」として、その生息地が県の天然記念物に指定される。

3-2 沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致

(1) はじめに

雄物川^{おものがわ}地域にある沼館^{ぬまだて}地区は、秋田県最大流域面積を持つ雄物川の上中流域東側にある平鹿郡^{ひら}（現 横手市^{よこて}）西部の中心的な町として栄えた。横手盆地から日本海側を結ぶ東西道と自然堤防上の秋田への南北道が交差し、雄物川の渡船場に近い交通上の要地であることから、古くから物資の集散地として都市が形成され、城館が築かれた。

地区名の由来となった「沼館」は、平安時代後期に起った源氏と清原氏による後三年合戦の「沼柵^{ぬまのさく}」に由来する。室町時代には、雄勝郡を所領としていた小野寺^{たねみち}種道（1487頃-1552頃）が平鹿郡進出の拠点として沼柵を改修して造ったとされる沼館城に入った。沼館城が造られたと同時に八幡神社が城内北側に遷座され、これを中心として南側に「館小路^{たてこうじ}」・「下小路^{したこうじ}」・「荒町^{あらかち}」などの町並みが短冊状に整えられていった。このような理由から江戸時代には「沼館城廻村^{ぬまだてしるまわり}」とも呼ばれている。南側の「今宿村^{いましゆく}」では寛文4年（1664）には定期市が開設され、さらに南の「深井村^{ふかい}」では、領内及び隣藩の矢島藩からの物資で川港が栄えたが、沼館村はこれらの村々を取りまとめる親郷として機能し続けた。

この沼館地区において、町割りの起点とされ、古くから鎮守として地域住民の信仰を集めているのが「沼館八幡神社」である。この沼館八幡神社において、9月第2日曜日の祭典時に執行される「神輿渡御行事^{みこしとぎよ}」は、行列の先頭を構成する道中獅子が「沼館八幡の獅子舞^{ぬまだてはちまん ししまい}」として、市の無形民俗文化財に指定されている。沼館八幡神社の神霊を分霊した神輿が、旧沼館村の範囲にあたる氏子の主要な居住圏^{じゆんこう}を巡行するこの活動は、江戸後期に起源をもち、地区住民も一体となって継承している伝統行事である。



沼館城土塁



沼館地区の主な地名



沼館八幡の獅子舞

(2) 沼館八幡神社の神輿渡御行事

行事は沼館地区の市街地を中心に巡行される。神輿渡御の巡行路沿いには、沼館八幡神社や蔵光院などの社寺のほか、住宅などの歴史的建造物が多く残る。

1) 関連する建造物

i) 沼館八幡神社

沼館八幡神社は、正式には八幡神社という。永延2年（988）に石清水八幡宮を勧請して、沼館の北、「矢神^{やがみ}」の地に社殿を建立したのが始まりとされ、菅江真澄が文政年間（1818-1830）に著した『雪の出羽路』では、前九年合戦の折に源頼義^{みなもとよりよし}・義家親子が戦勝祈願を行ったこ



沼館八幡神社

となどが記載される。祭神は応神天皇、天照皇大神、^{いなくらたまの}稲倉魂命、^{かぐつち}軻遇突智命・^{たまよりひめ}玉依毘売命・^{しらやまひめ}白山毘売命。大永年間（1521-1528）に小野寺植道が沼館城主となり、矢神の社殿を城内に^{うつ}遷し、社殿を造営したとされる。天正18年（1590）に戦火に見舞われたほか、慶長6年（1601）に沼館城が廃城になり、神宝を入れた蔵が破壊され、その多くは紛失したという。

現在の社殿は、明治9年（1876）に近火で類焼したため、久保田城内の佐竹家氏神の一社である稲荷神社社殿を購入し、同12年（1879）に造営したものである。拝殿は^{よせむね}寄棟造、平入、金属板葺で、幣殿に接続する。いずれも本殿と同時代に移築されたとみられる。本殿は市の指定文化財（建造物）に指定され、桁行3間、梁間2間に向拝3間を付け、入母屋造平入、鉄板葺である。本殿の大半はケヤキ材で、彩色のない^{しら}素木造であるが、いたるところを豊富な彫刻で飾り、江戸時代末期の神社建築の特色を示している。神社所蔵の^{むなふだ}棟札には、「奉再築八幡神社々殿一棟 明治十二年十一月十三日」とある。

ii) 蔵光院



蔵光院山門

沼館城は後三年合戦の際の沼柵の地を改修して造営されたと伝わり、蔵光院はその地に位置する。蔵光院は真言宗の寺院である。長治元年（1104）に^{さんりんさんきつしょういん}三輪山吉祥院第26世の^{かい か}快嘉^{ほういん}法印が^{ゆうしゆんほういん}宥舜法印に命じて^{うのす}雄勝郡鵜ノ巣に一山を開創した。その後、大永年間（1521-1528）に小野寺植道が鵜ノ巣から沼館城内へ遷した。沼館城は、蔵光院の現在の境内地に隣接する旧雄物川北小学校敷地も含む^{くるわ}広い郭を持っていたと伝わり、

この城の造営にあたり、既存の沼柵の面影は失われたとされ、現在見られるのは小野寺植道以降の城郭への出入口である^{ますがた}枅形や土塁である。大永年間（1521-1528）頃の造営とみられる土塁は現在も良好に保存されており、本丸及び二ノ丸推定地を囲むほか、三ノ丸南西角及び同北東辺に一部が残存する。もっとも保存の良い本丸推定地南側では、最大幅14m、^{すそ}裾部分の比高が最大8.4mで、断面は台形である。山門の入口には「沼の^{あと}柵址」の石碑が建つ。

iii) 沼館の町並み



沼館の町並み

明治時代に作られた切絵図を見ると、沼館集落は水堀で囲まれた区画となっており、地割は道に面した短冊型である。沼館八幡神社から沼柵推定地である蔵光院境内地（沼館城本丸）に向かう道を「館小路」、東側の角間川街道と呼ばれた道を「下小路」という。近世前半は沼館城廻村と呼ばれ、沼館城築城以降に現在の原型が造られたことがうかがわれる。角間川街道沿いには切妻造妻入りを主とした商家建築

が立ち並ぶ。大正7年（1918）に「横荘線」が開通し、「沼館駅」が設置された。沼館駅は、沼館と今宿の中間地点に置かれ、駅と角間川街道を結ぶ道が造られた。駅前には米の集積のために倉庫が相次いで建設され、現在も利用されている。

沼館八幡神社の東側に隣接する「^{しおた}塩田家住宅」は、地域の主要な交通路である角間川街道

の突き当りに広大な屋敷を構えている。主屋（木造一部二階建、建築面積 616.53m²）及び鞆付土蔵（土蔵造二階建、建築面積 74.98 m）、味噌蔵、前蔵を構える。主屋の背後には、外蔵として新蔵や細工小屋、材木小屋が点在する。塩田家は、藩政末期の嘉永年中（1848-1854）より沼館村外十か村の親郷肝煎^{きもいり}を務めた。塩田家初代から七代目までの事績を記録した家伝書によれば、嘉永 5 年（1852）に居宅を新築し、慶応 4 年（1867）には戊辰戦争に巻き込まれて居宅の一部が取壊された。その後、横荘鉄道事業や銀行事業に参画し、国会議員などを務めるなどしたことから接待用の部屋を造るなどの増改築を経て現在に至っている。



塩田家住宅

2) 沼館八幡神社の神輿渡御行事

神輿渡御行事は、沼館八幡神社祭典の主要な行事の一つにあたる。行事の起源については、文政年間（1818-1830）の『雪の出羽路』に「若宮八幡宮^{ならびにえだがみ}並末社 年中行事祭礼社式次第」があり、この中で「八月朔旦（中略）終テ獅子舞始ル、毎年如二恒例一。先神官ノ庭ヨリ舞始メ二番二本社八幡宮ニ舞フ、三番二館ノ内中ノ松ヲ舞フ〔小野寺ノ古館ノ跡ハ蔵光院建リ、此蔵光院の庭前に中洲の枯木あり、中松とはそれをいふ也〕此曲終リテ郷の門々ヲ舞ふ。或は処々に神酒等^{たてまつる} 奉^{ちやうしん} 二調進一家アリ、則二拜頂一之也。」とあることから、文政年間（1818-1830）には、毎年恒例の行事として「獅子舞」があり、神官宅や沼館八幡神社のほか、市中でも行われていたことが分かる。なお、同じ『雪の出羽路』では、獅子頭の由緒について「古代の獅子頭も義家卿の寄附にて、眼は印子金にて作りたれば、盗人の入る獅子の眼をくりぬすみ去て、獅子は世々経にふりてこぼれかゝりて、残りたる其臆^{あざと}に天喜（1053-1058）ノ文字仄見えたりしが、是も廻禄にやかれてうせぬ。」とある。



神輿渡御行事



昭和 30 年頃の神輿渡御行事

明治 9 年（1876）の社殿の火災により古記録は失われてしまったが、大正の終わり頃から昭和初期の頃の絵はがきを見ると行列の順番に多少の前後があるが構成は変わっていないことが確認できる。宮司や地元の古老の話では、神輿渡御にかかわる次第や行列の人数は決まっており、少なくとも昭和の中頃から現在に至るまで、馬の数が 2 頭から 1 頭になったこと以外は変わっていないと語る。



先払



獅子舞・槍



鉄砲・弓



先払・神主・神輿・五旗

神輿渡御の古写真

i) 宵宮と本祭の概要

本祭に先立ち、前日9月第2土曜日の夕方から、宵宮の行事が執り行われる。これには沼館地区の代表及び神社総代役員が参加し、町内の繁栄と安穩が祈願される。



宵宮で売られる八幡納豆

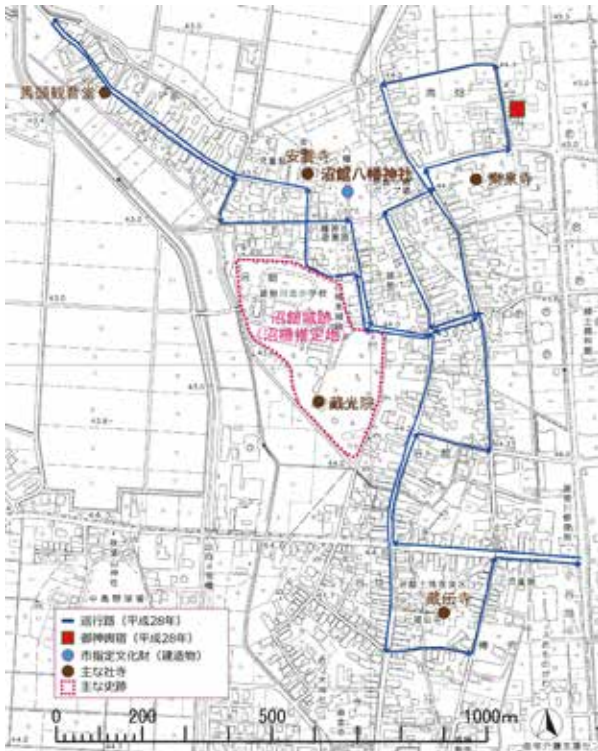
参道では、この日限定の「八幡納豆」が販売され、これを求めるために遠方より訪れる人も多い。納豆は後三年合戦のさなかに誕生したとの説があり、近隣各所に納豆の発祥伝説がある。沼館八幡神社は別名「納豆八幡」とも称され、『雪の出羽路』においても、「沼館の若宮八幡宮の神事は八月十五日にて、十四日の忌夜よりこゝらの商人、山なすばかり糸曳納豆てふ物を売る也。

これを詣人、手毎に買もて家々のつとにぞしける。さりければ是を納豆祭りと云ひ、また納豆八幡などともいひあへるは恐もまをし奉るものかな。」と記載され、江戸時代から継承されている。

日曜の神輿渡御行事では、午前8時に祭典が始まり、その後「出御の儀」が執り行われ、主祭神を神輿に移す。出御の儀が終了したのち、神輿を中心として行列が組まれ、午前9時の花火を合図に一行が神社を出発し、神輿渡御が開始される。一行は獅子舞を先頭に氏子居住域を巡行し、正午頃に沼館八幡神社に還る。神社に還った時には、刀や杖といった手に持つ道具を頭の上に掲げ、拝礼しながら鳥居をくぐり、境内地に入る。ほどなく「還御の儀」が執り行われ、神輿に分霊した神霊を奥殿に戻して一連の行事は終了する。

ii) 神輿渡御行事の概要

神輿渡御行事における巡行路は年々踏襲されており、後三年合戦の伝説が多く残る歴史的な地域で巡行が展開される。行列は大きく、先導役となる「一番御先払」を先頭に獅子舞が進み、その後ろをさまざまな道具を持ち、羽織袴や半纏などの装束を纏った諸役が従う。行列の中央あたりを天狗面や神馬が進み、神輿の後ろには神社氏子総代役員が従う。



神輿渡御行事の巡行路 (平成 28 年 9 月 11 日)

●行列の順序

1. 一番御先払 (2) - 2. 御獅子舞 (10) -
3. 練子 (90) - 4. 御鉄砲組 (20) -
5. 御弓組 (18) - 6. 二番御先払 (2) -
7. 御挟箱 (2) - 8. 三番御先払 (2) -
9. 新鳥毛 (2) - 10. 御鉾 (2) - 11. 四番御先払 (2) -
12. 御神馬 (2) - 13. 御立傘 (1) - 14. 御台傘 (1) -
15. 長柄立傘 (1) - 16. 天狗面 (1) -
17. 立物行列係 (2) - 18. 御松傘 (2) -
19. 白鳥毛 (2) - 20. 黒鳥毛 (2) - 21. 海草 (2) -
22. 銀瓢 (2) - 23. 金瓢 (2) - 24. 唐頭 (2) -
25. 五番御先払 (2) - 26. 御纏 (2) -
27. 御幣束 (5) - 28. 六番御先払 (2) -
29. 五旗 (5) - 30. 御神輿 (10) - 31. 御台 (1) -
32. 神官 (1) - 33. 御初箱 (1)

※ () 内の数字は割当人数



神輿渡御行列の並びと主な役

行列のうち、「神馬」は藁に入った豆と御幣を背中に載せ神輿の前を歩く。「馬の背で藁に入った豆が発酵して納豆ができた」との伝承もある。34の役割が各氏子単位で決まっており、総勢220人で行うのが正式と伝わっている。近年では各役割の大半を地区内の小中学生が担っており、地区内の様々な関係者によって支えられている。保護者も子どもたちの様子を見守りながら行列に帯同することから、大規模な行列となっている。

巡行する町内は9班で組織され、当番班の中に「御神輿宿」を設け、祭事や直会を切り盛りする。神輿渡御の行列は、神社を出発したのち、南側から順に氏子の住む集落を回り、御神輿宿を目指す。御神輿宿には、竹や丸太などで柵状に囲んだ「矢来」を組み、提灯を掲げ、縄を張って「御神輿宿」と記載された札を掲げる。御神輿宿に到着すると神輿は安置され、宮司より祝詞が奏上される。当番班の世話役は神官や氏子らに酒肴を振る舞いもてなす。巡行路沿いの家々では、入り口や窓を大きく開け放ち、祭壇を設け神輿を迎える。祭壇には、季節の花々やススキが活けられ、御神酒や赤飯、果物などが供えられる。また、御初穂として米を和紙で包み献上する。

iii) 道中獅子

市内における神輿渡御行事の中でも、沼館八幡神社の神輿渡御行事に特徴的なものが行列の中の「御獅子舞」である。「御獅子舞」は、獅子頭、太鼓、笛、鉦及び舞人の、およそ10名で構成される。いわゆる道中獅子であり、巡行路沿いの交差路において、町内安全、五穀豊穡、悪魔退散の獅子振りの所作を行う。所作を行うのは巡行路のうち、集落の境にあたる部分や主たる交差路などである。所作を行わない交差路では、獅子は町の外側に向かって噛む所作を行い、厄除けを祈願する。



ワラを背負う神馬



御神輿宿（平成28年）



巡行路沿いの民家の祭壇



町の外側に向かって厄除け祈願



「御獅子舞」の口割の所作



獅子舞が所作を行う位置（平成28年9月11日）

交差路などの演舞を行う場所に到着すると行列は歩みを止め、お囃子が囃される中で演舞が行われる。演舞には「口割」という1番のみが傳承される。口割は、刀を持った舞手まいてが獅子

とからみ、最後に刀で獅子の口を割るというもので、獅子との戦いを表しているとされる。演舞が終了すると行列は進行を再開する。各交差路には見物人が集い、ひととき賑わいを見せている。巡行の合間にも獅子は子どもを見つけては駆け寄り、頭を噛む所作を行い、厄除けを祈願する。特に赤子を抱えた母親が頭を噛んでもらうために沿道で獅子を出迎える例も多く見られる。また、獅子舞は、巡行路沿いの交差点のほか、個別に依頼のあった氏子の家で実施する場合もある。道路に面していない家でお初穂を用意している家では、巡行路沿いから自宅に向かって直角に水或いは砂、塩などを撒く。こうした家には、獅子が訪問し口割の所作を行う。神輿が通った後の砂にはご利益があり、福を呼び込むと言われる。



獅子舞を待つ人々



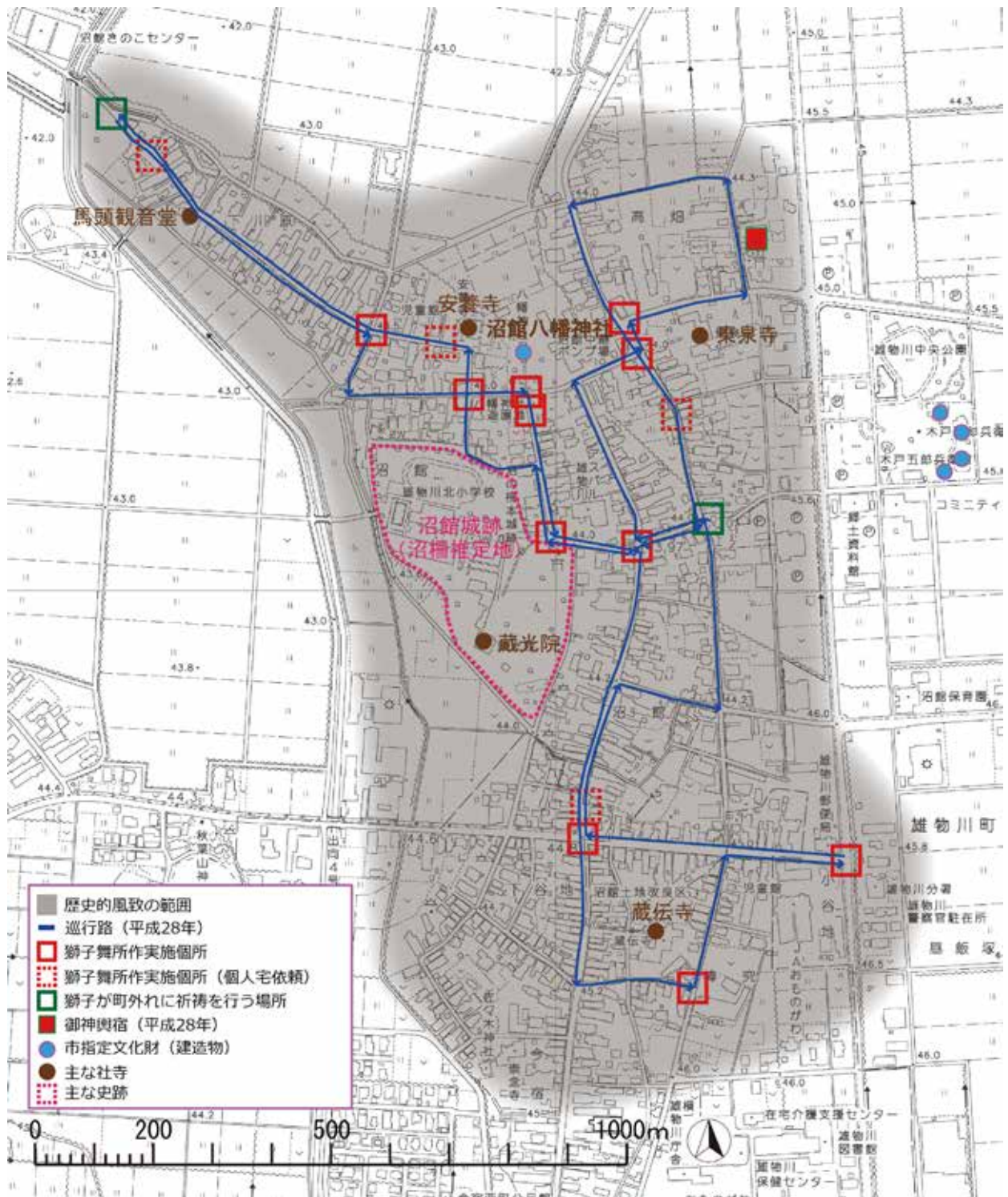
子どもの頭を噛んで厄除け



獅子舞奉納を求める標示
(道路から家の方向に直角に水を撒く)

(3) おわりに

本行事は、行事の参加者ばかりでなく、巡行路沿いで神輿を迎え入れる住民など、多数の地区住民の関わりがあり、地区住民全体を担い手として維持されている。沼館地区は、後三年合戦の伝説が随所に残る地域であり、沼館八幡神社そのものにも合戦にまつわるエピソードが多数残されている。こうした町並みで展開する神輿渡御では、特に市内の同様の行事の中でも珍しい道中獅子が行われ、行列の中でもひととき異彩を放っている。住民はこの行列を待ち望み、獅子舞を出迎え、その舞に驚嘆する。沼館地区において、地域住民が一体となって継承してきたこうした伝統行事は、本市の残していきたい歴史的風致となっている。



沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致の範囲

3-3 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致

(1) はじめに



波宇志別神社位置図

保呂羽山と波宇志別神社は、横手市西端の大森地域八沢木地区にある。日本海側の由利本荘市に向かって東西に延びる道を西進すると家並みが断続的になり、波宇志別神社の仁王門が現れるとともに山林が迫り、出羽山地の小高い山並みに包まれていく。この山並みの中で頭一つ抜け出ているのが標高438mの台形の山体をした保呂羽山であり、盆地内の広い範囲から望むことができる。

保呂羽山は、平鹿・仙北・由利の三郡にまたがり、霊山として古くから山自体が崇敬されてきた。この保呂羽山の山頂に鎮座する波宇志別神社は、平安時代、朝廷によって編さんされた「延喜式神名帳」(927年)に掲載されている神社(式内社)であり、北東北で唯一途絶えることなく約1,200年の歴史を刻んできた秋田県屈指の古社である。その創建は天平宝字元年(757)と伝えられる。この地方の歴代の権力者から信仰を集めており、江戸期に領主となった佐竹氏の厚い庇護を受けたほか、波宇志別神社の神官(別当)を務めていた大友氏と守屋氏は、久保田藩内の「社家」を統括する「社家大頭役」を世襲している神職家で、大きな権威を持っていた。

保呂羽山への参拝道はいくつかあるが、保呂羽山が三郡の境で藩境にあったことから、本道と呼ばれる主要な参拝ルートは交易ルートとなり、番所が設けられるほどであった。この道沿いには波宇志別神社の氏子が暮らしており、現在も地域の中心を走る生活道路として使われている。

波宇志別神社の神域に暮らす人々は、古くから晩秋の霜月神楽や正月の本殿参り、春祭りなどといった波宇志別神社の年中行事に携わるとともに、霜月神楽とも縁の深い八沢木獅子舞などを継承するなど、波宇志別神社と共に長い歳月を重ねてきた。



参道に沿って形成された町並みと保呂羽山波宇志別神社仁王門

(2) 保呂羽山信仰と波宇志別神社

保呂羽山は山自体が古くから信仰の対象であり、波宇志別神社はこの保呂羽山に鎮座^{おりい}している。波宇志別神社には、山頂に建てられている「本殿」のほか、参拝道に立地する「下居^{どう}堂」や「里宮^{さとみや}」といった神事に深く関わる建物などが残されている。

1) 保呂羽山信仰の広がり

波宇志別神社は、御岳山塩湯彦神社^{みたけさんしおゆひこ}・高岳山副川神社^{たかおかさんそえかわ}とともに北羽式内社三社^{ほくう}の一つに数えられ、塩湯彦神社と副川神社は、中世末までに祭祀が途絶えたが、波宇志別神社は唯一途絶えることなく継承されてきた。こうしたことから、保呂羽山信仰は中世から近世にかけて秋田の久保田藩領全域のほか、山形の最上領内も含む出羽一円を信仰圏としていた。

2) 波宇志別神社の神域と建造物

現在、波宇志別神社は安閑天皇^{あんかん}（在位 531-536）を祀るが、神仏習合により吉野（奈良県）金峯山の蔵王権現^{ざんぶせん さおうこんげん}など多くの神を祀っており、山伏修験の信仰も広く浸透していたようで、修験道の霊地としても地域内外から多くの参拝者を集めて来た。山門である「仁王門」が、本殿からの直線距離で7kmほど離れていることから明らかなように、かつての神域（境内地）は広大であり、その様子は元禄年間（1688-1704）の「八沢木絵図」から知ることができる。仁王門から3.4kmほど旧参道をたどると霜月神楽が行われる「里宮」に至る。「神楽殿」はここから直線距離で1.5kmほど北にある。「本殿」は、里宮から直線距離で西方におよそ5km、参道を歩けば、「一の鳥居^{こりか}」や「垢離掛け場^ぼ」などを経ておよそ5.7kmの距離にある。



八沢木絵図
(絵図につき、建物間の距離などは正確ではない)

i) 保呂羽山と参拝道沿いの建造物

保呂羽山は、山頂の波宇志別神社本殿に至る参拝道として「秋田口」のほか、北側の亀田藩^{かめだ}から向かう「亀田口」、南側の矢島藩^{やしま}からの「矢島口」の3か所がある。参拝道として古くから整備されており、神の住む山として崇拝されてきた。特に東から登る秋田口は、波宇志別神社の神官らも利用する表参道としても管理されてきた。

◆保呂羽山表参道 里宮から「垢離掛け場」へ

保呂羽山参拝の表参道である秋田口は、仁王門から霜月神楽が舞われる神殿である「里宮」を経て、「鳥居坂」と呼ばれる古道の一の鳥居に到る。鳥居坂には、鳥居の建替えが過去に何度も行われたため、礎石が数か所に点在している。二の鳥居は、本道の道路拡張に伴い消失した。ここから2kmほど西進すると登り道への入口に至る。近くには「垢離掛け場」と呼ばれる禊^{みそぎ}ぎをするための滝と祓^{はらいどころ}所がある。



一の鳥居



八沢木地区における保呂羽山参拝道（秋田口）と波宇志別神社関連の建造物等位置図

◆下居堂（下居宮）



下居堂

おりいどう
下居堂は本殿へ登る急坂の下にあり、普賢菩薩ふげんぼさつを祀る。中世に保呂羽山神官を務めた遠藤氏の系図によれば、女人禁制の本殿に代わる女性のための遥拝所として天平宝字3年（759）に建てられたとされる。雪の多い地域のため何度も建て替えられ、現在の建物は近年のものである。本殿に次ぐ重要な役割を担っていたとされ、本殿改修の際はここに御神体を安置したと伝わる。近くには、誤って禁を犯して保呂羽山に登った子守り女が岩になった「子守り岩」があり、禁制の厳しさを伝えている。

◆波宇志別神社本殿



波宇志別神社 本殿
ますだ

保呂羽山山頂に位置する本殿は、江戸時代以降2回焼失しており、現在の社殿は3間四方向拝1間の入母屋造で明治24年（1891）の竣工である。社殿の用材の伐採・運搬作業は全て周辺住民や氏子の奉仕作業により行われた。正月4日の山開き（本殿参り）には、深雪をかき分けながら神官のほか、氏子らが参拝する。かつては、3日の晩から「ここは横手衆」

ii) 八沢木地区の町並み



八沢木番所跡

八沢木地区（八沢木村）は、広さ約50km²の山間部の沢沿いに広がる集落で構成されている。ここを通る参道は、西側に隣接する本荘藩や亀田藩と久保田藩を結ぶ街道でもあり、地区はその要所としての顔も持つ。地区住民は、波宇志別神社の神楽や地区に伝わる八沢木獅子舞を古くから担い、今も氏子として神事を支えている。また、地区内には、元禄16

年（1703）に設置された番所跡（市史跡）があり、近世までは、ここで人の往来の取り締まりや物品の税の付加、神域での殺生の監視を行っていた。

仁王門

波宇志別神社の東側の入口にあたり、ここから神社の神域となり、本殿からは約7kmのところにある。元和5年（1619）に建立され、宝永3年（1706）には、屋根などの修理が行われた。桁行3間、梁間2間の入母屋造平入、金属板葺で、昭和51年（1976）に市指定（建造物）となっている。この周辺は「^{なかぼう}中房」と呼ばれる集落で、江戸時代には八沢木村直轄の枝郷とされ、^{きもいり}肝煎が住んでおり、神職の住居である「坊」があったことがうかがえる。



仁王門

里宮（本宮）

木ノ根坂の地にある里宮は、波宇志別神社神官の大友氏の神殿であり、霜月神楽が行われる。かつては居住部分が一体となった、座敷だけで17部屋ほどある大規模な神殿であったが、昭和33年（1958）の火災により全焼し、昭和34年（1959）に再建された。桁行10.9m、梁間9.1mの入母屋造妻入、金属板葺で、正面に玄関を付属する。内部は正面奥に祭壇があり、その前に神楽座、それを取り囲むように参拝者のための畳敷の拝観座を設ける。



里宮

iii) 波宇志別神社神楽殿

神楽殿は、本殿のある保呂羽山の東方4kmの山裾の八沢木字宮脇に所在し、以前は「^{みるくどう}弥勒堂」「^{もとみや}本宮」とも呼ばれた。女人禁制の本殿に代わって神子による湯立神楽、歌舞の祭事が行われることから、本殿とならび重要な建物である。江戸時代の記録には、神事の度ごとに神楽が舞われたという記載がある。現在、霜月神楽は里宮で舞われるが、5月8日（旧暦4月8日）の例祭では、神楽殿において神楽が舞われる。



神楽殿

桁行3間、梁間4間の切妻造、梁間2間の身舎の前後に庇を付けた関東以北では珍しい^{りょうながれ}両流造の形式をとる。解体修理の折の年輪年代測定により神楽殿の竣工は16世紀後半で、一部に鎌倉時代初期の部材が使われ、さらに約半世紀後に妻飾りと軒から上をすべて取り換える大修理を行ったことが判明した。室町時代の面影を残す貴重な例として昭和55年（1980）に国指定（建造物）となっている。また、改修の際に屋根裏から発見された神輿は、安土桃山時代初期の特徴を備えることから、神楽殿の建立及び整備に伴って制作されたものと考えられ、県指定（工芸品）となっている。



妻飾りの拝み懸魚と下がり懸魚

◆百人塚



百人塚

嘉永6年(1853)正月3日、保呂羽山の山開きにあたり、波宇志別神社本殿に参拝しようとする神官の守屋家に数百人が泊まっていたところ、深夜にろうそくの火が燃え移り火災となって、百人以上が焼死した。死者の七回忌にあたり、供養のため守屋氏によって建立されたもので、表面に安政6年(1859)の建立年が彫り込まれる。市指定(史跡)となっている。

3) 波宇志別神社の霜月神楽と関連行事

波宇志別神社の代表的な神事が、「保呂羽山の霜月神楽」であり、他に類を見ない古い形の神楽である。波宇志別神社周辺では、様々な神事が宮司や氏子、住民によって行われている。

i) 保呂羽山の霜月神楽



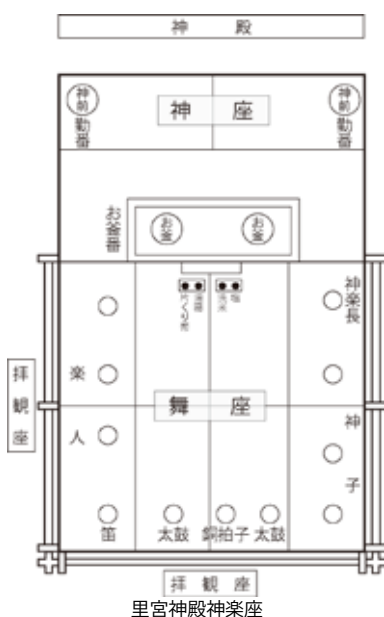
保呂羽山の霜月神楽

霜月神楽は11月7日の夜から8日朝にかけて、「里宮」において執り行われ、近郷近在の氏子などで組織された保存会が神楽の運営を行い、三十三番にわたる神事が夜を徹して演じられる、国指定の重要無形民俗文化財である。

神楽の体系では伊勢系神楽に属し、その形態は、近郷の神官が祭主の神殿に集まり神楽を執り行う寄合神楽となっている。その運営形態が、明治初期に廃絶した伊勢の霜月の寄合神楽に酷似するとされ、神宮が執り行う寄合神楽の形態を伝える貴重な行事である。

◆霜月神楽の概要

霜月神楽に関する現存最古の記録は天正18年(1590)の「保呂羽山御開山以来之次第」である。これには、11月7日に御祈祷の神楽を奏し、御湯を献ずることが書かれている。「天道舞」をはじめ、何度も繰り返される神歌の「踊りては 神はよろこぶ、踊らでは ただ白砂の御幣なるもの」という歌詞から、伊勢系の天の岩戸開きに由来する、歌い踊って神人共に楽しむ明朗な神楽であることがわかる。湯立てによる禊ぎと祓いを本流としながら、修験道や芸能の要素が加わって現在の姿になったとされる。



ほろわさんでかいざんいらいのしだい
「天道舞」をはじめ、何度も繰り返される神歌の「踊りては 神はよろこぶ、踊らでは ただ白砂の御幣なるもの」という歌詞から、伊勢系の天の岩戸開きに由来する、歌い踊って神人共に楽しむ明朗な神楽であることがわかる。湯立てによる禊ぎと祓いを本流としながら、修験道や芸能の要素が加わって現在の姿になったとされる。

神楽座の配置と供物

霜月神楽では、山や川、海、野で採れた様々なものを供える。「神楽座」には「保呂羽」「御嶽」「高岳」の三つの山の神を祀り、一つずつ同じ三方が供えられる。舞座には周囲に10本の「お釜杭」が立てられた炉があり、鉄製の釜がかけられる。



お釜杭が立てられた炉

「お釜杭」が立てられた炉があり、鉄製の釜がかけられる。

神事が終わると、参拝者はこのお釜杭を争って貰い受ける。これは火伏せ、魔除けになるほか、「川欠」(かわかけ)

水で農地が使用できなくなることも防ぐと言われる。炉の手前には机を置き、塩、洗い米、湯箒ゆぼうきなどを載せる。舞をする場所は中央の3.6 m四方であり、舞座（神楽座）の周辺には竹で欄干をつくり、その真上には注連縄をめぐらす。また、舞座の外側には、周りに注連縄をめぐらした拝観座が設けられる。

奉納される神楽

まず舞座を清め、楽人がくにん及び参拝人が清められた後に三山の神を招いて舞が始まる。「神子舞かみこまい」は清楚でかつ優雅に、託宣たくせん（神子による神のお告げ）と神歌を唱えながら舞われ、神職の男舞は、勇壮かつ厳肅に、時に床を踏み鳴らして舞われる。舞としては「天道舞」が湯立ての本舞とされ、重要な神子舞の一つとされる「保呂羽山舞」では託宣が唱えられる。中入後には舞の中で最も重要とされる「山之神舞」が丑の刻に舞われる。



舞座を拝観者が囲む

式 順 序	修 禊 式	神 降 祝 詞	天 津 祝 詞	塩 湯 行 事	送 神 祝 詞	1 花 入 ノ 式	2 打 入 ノ 式	3 大 鼓 （一 間）	4 け ん ご ん 湯 清 淨	5 五 調 子	6 湯 加 持	7 天 道 舞	8 湯 加 持	9 伊 勢 舞	10 湯 加 持	11 保 呂 羽 山 舞	12 湯 加 持	13 湯 加 持	14 湯 加 持	15 高 岳 山 舞	中 入	16 山 之 神 舞	17 神 入 舞	18 湯 加 持	19 湯 加 持	20 湯 加 持	21 湯 加 持	22 湯 加 持	23 武 之 堂 湯 立 式	24 湯 加 持	25 湯 加 持	26 湯 加 持	27 祝 詞	28 奉 納 式	29 奉 納 式	30 御 供 儀	31 神 送 り	32 恵 比 壽	33 打 太 鼓
-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------	--------------------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	-----------------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------------	--------	------------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	----------------------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

霜月神楽 式次第

◆行事を支える人々

江戸時代の大森地域では、波宇志別神社のある八沢木村が親郷として機能し、大森地域周辺部の寄郷である村々を取りまとめていた。八沢木地区の人々は、霜月神楽をはじめとする関連の神事などに関わり、伝承しながら暮らしている。

霜月神楽保存会と八沢木地区の人々

霜月神楽は、中世から続く「御神事諸向役割ごしんじもろむきやくわり」に基づき、八沢木村を始めとする周辺の村の人々の世襲によって営まれてきた。こうしたそれぞれの役割を担う旧社家や周辺住民によって昭和46年（1971）に「霜月神楽保存会」が結成され、以降保存会が中心となり行事を支えている。



神前の炉の準備

保存会員は、楽人たちの内座での給仕や不浄の者が入らないように監視する廻番まわしばんなどといった役割を担うほか、明け方の神事である「恵比寿」では、主役の恵比寿を演じる。さらに、中入時に行われる「米とぎ」では、八沢木村の人々による八沢木節が披露される。霜月神楽が近づくと会場を知らせる看板の設置作業も保存会の会員が行っている。



八沢木節披露

◆行事の変遷

天正18年（1590）、享保9年（1724）、文化11年（1828）の「年中行事祭式之次第」が現存する。現在と次第は変わらないが、藩命で正徳4年（1714）に塩湯彦神社、副川神社を加えた三山三神を勧進し、三社の湯立てとともに夜を通して神楽を奏するようになったとある。

ii) 波宇志別神社及び八沢木地区での関連行事

日付	主な年中行事
1月1日	1/1～2、正月祈禱（里宮）
1月3日	湯立神楽（神楽殿）
1月4日	本殿参り 保呂羽山御戸開の神事
3月3日	矢初神事（神楽殿）
4月7日	湯立神楽（神楽殿）
4月8日	神輿廻り神事、獅子舞（神楽殿）
8月15日	神前新嘗祭（里宮）
8月27日	8/27～9/1、獅子舞（八沢木地区）
10月4日	御戸開の神事（本殿）
11月7日	霜月神楽（里宮）

主な年中行事
（「年中行事祭式之次第」より）



春祭りでの神子舞

波宇志別神社では一年を通じて様々な神事が行われるが、地区住民の参加や協力が見られるのは、正月4日の「本殿参り」と呼ばれる山開き、5月の「春祭り」、11月の「霜月神楽」などである。このほか八沢木地区では、祝い事の際などに舞われる「八沢木獅子舞」が継承されている。

◆波宇志別神社春祭り

波宇志別神社の「年中行事祭式之次第」によれば4月に「湯立神楽」が行われていたが、現在は5月8日の神楽殿例祭において行われる。例祭では神子舞が奉納されるほか、神輿が神楽殿の周りを3回廻る「神輿廻り神事」が執り行われる。

神楽は、神楽殿内部中央に設置された祭壇の前面部分で舞われるが、広さは約3m四方で、里宮の舞座よりも狭い。この後に執り行われる神輿廻り神事は、藩主佐竹氏より拝領した神輿が使用され、神楽殿に隣接する宮脇集落の住民が境内において行う。江戸時代の『六郡祭事記』に神楽殿での神輿廻り神事についての記述があり、「神楽役佐々木出雲、五拍子を舞う 神輿回り行列 御獅子頭 大友支配童子社人 菊池主水 御獅子後 大友家人 市左工門…（後略）」とある。

◆本殿参り

本殿参りは、現在では1月4日に山開きとして行われるもので、10月の御山開の後に京都に赴いていた神を迎える重要な神事であり、波宇志別神社の「年中行事祭式之次第」における「保呂羽山御戸開の神事」がこれに当たる。

行事の概要

神官と参拝者は「里宮」でお祓いを受けた後、深雪を踏み分けて本殿に向かう。山頂の本殿では、まず神社内を掃き清め、注連縄などを新しくしたうえで装束を整えた神官が祝詞をあげる。その後、霜月神楽保存会会長らが玉串を捧げる。続いて、その他の参拝者が参拝するとともに神官よりお祓いと御神酒を受けて山開きの神事を終える。かつては、この神事にあたり梵天が奉納されていたが、現在は休止している。



本殿参り



本殿参りの順路図

◆八沢木獅子舞

八沢木獅子舞は、元は波宇志別神社の神事の一つとして、神楽殿や郡内の村々のほか、仙北郡・由利郡の村々でも舞われていた。八沢木村の本木集落に伝わることから「本木神楽」とも呼ばれている。この集落の開祖菊池家は伊勢平氏の出身とされるほか、獅子舞が「天の岩戸を押し開く…（中略）…いざや神楽の伊勢神楽…（後略）」と唱えるなどして行われることから、霜月神楽と同じ伊勢系神楽と考えられている。



八沢木獅子舞

獅子舞は、獅子を舞う獅子振りのほか、笛吹・銅拍子・太鼓の拍子方からなり、県指定の無形民俗文化財である。現在は、八沢木地区の本木や大平、中ノ又、前田などの集落に住む20名ほどからなる八沢木獅子舞保存会が中心になって傳承されている。波宇志別神社の「年中行事祭式之次第」における8月27日からの「獅子舞」がこれに当たるが、近代以降は実施日も変遷し、神事としてではなく繼承されている。

行事の概要

明治の中頃までは、旧暦7月13日の晩から21日まで地区内を巡って舞が行われたが、現在は新暦8月11日などに家内安全、悪疫退散、五穀豊穰を祈願して八沢木地区内の各集落拠点などで舞が披露される。

舞は、「御幣舞」「剣の舞」「狂い獅子」の三部から構成され、御幣舞は獅子が罪穢れを祓う御幣をかざして行う舞で、「天の岩戸を押し開く」と拍子方の唱え歌に合わせて御幣を打ち振り、三方の舞を始める。剣の舞は、獅子が剣と錫杖を持って舞う勇壮な舞である。最後の狂い獅子は、勇壮活発な獅子の猛り狂う舞である。この3つの舞は各々独立したもので、御幣舞と剣の舞は獅子が悪疫退散のお祓い役を務める一方で、最後の舞は獅子が打ち据えられる外海渡来の獣として扱われ、特徴的である。



八沢木獅子舞の主な活動範囲

活動は、お盆の奉納ばかりではなく、八沢木獅子舞保存会員の居住する八沢木地区内の波宇志別神社神楽殿境内や、八沢木地区内の中ノ又、上八沢木、大平などの各集落行事や各家の婚姻などの祝い事があった際には、招かれて獅子舞を披露する。地域の人々の活動・交流拠点である「ほろわ地区交流センター」では、館の行事や子供たちへの傳承事業の際に舞われるほか、定期的に獅子舞の練習が行われ、周辺にはその囃子の音色が響き渡る。

近年は後継者を育成し後世に伝えていくため、大森地域の生徒などが通学する横手明峰中学校の生徒が週に1回、ほろわ地区交流センターを訪れて保存会などから指導を受けている。

4) 活動（祭礼）を支える人々

霜月神楽や本殿参り、春祭りなどの神事は、波宇志別神社氏子らによって支えられてきた

が、時代の変化などにより周辺住民の力も取り入れた保存会が結成され受け継がれてきた。平成24年(2012)にはこれに加え、八沢木地区などの一般住民らによって、波宇志別神社を中心とした地区の歴史文化を伝承するための組織として、保呂羽山周辺の八沢木地区内17集落による地縁団体「保呂羽地区自治会」が組織された。保呂羽地区自治会は、氏子達や保存会とともに諸行事を維持することに加えて、梵天奉納などを再興しようとしている。

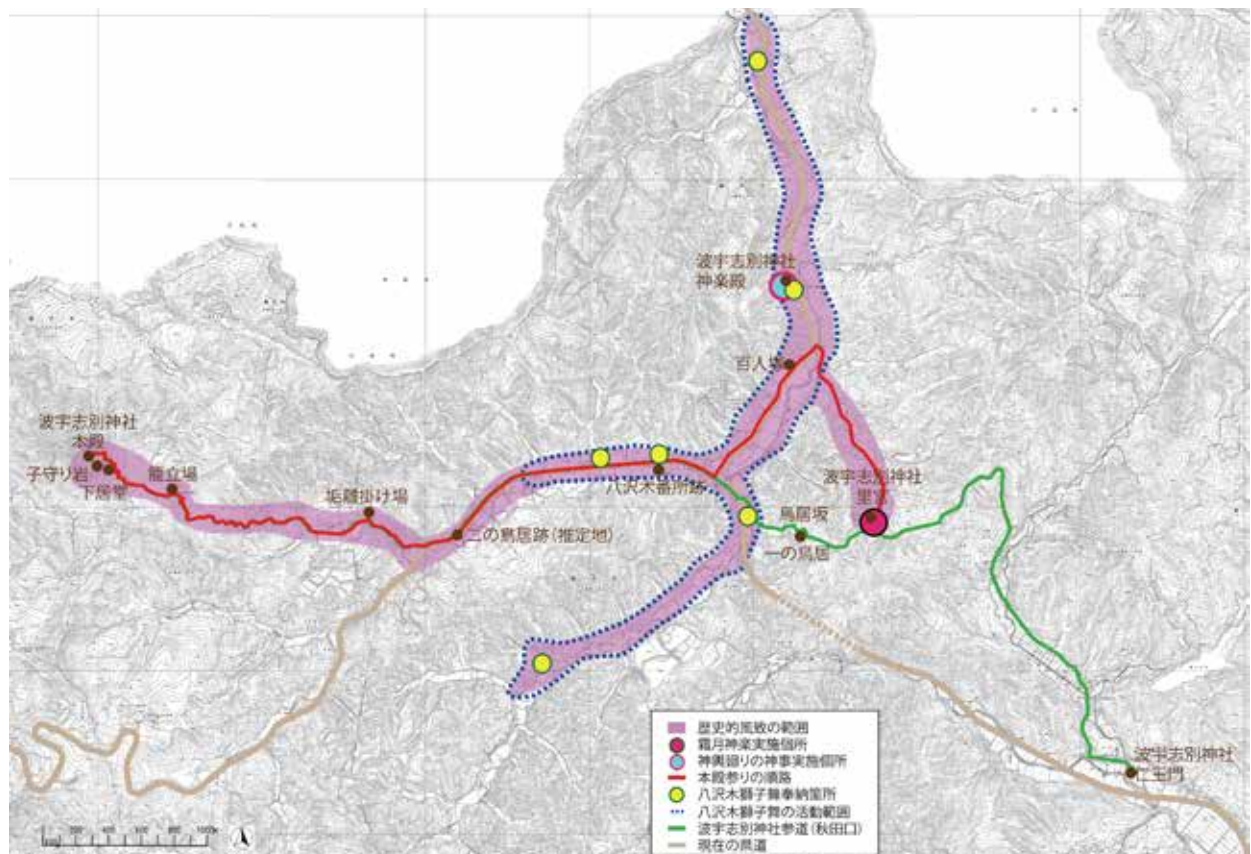


住民による参道の草刈り

また、昭和48年(1973)に結成された大森町郷土研究会は、その前身を含めると50年近くの間、地域の歴史文化の啓発に努めており、一般向けの講演会などを開催し、波宇志別神社の重要性などを伝えることで活動の継続を側面から支えている。このほか、保呂羽山登山道の草刈りなどの維持管理活動が、波宇志別神社を地区の誇りとし、大切に多くの住民によって行われている。

(3) おわりに

保呂羽山波宇志別神社は、現在も県南部を中心に広く信仰され、この地域の人々にとって心の拠り所であり、日々の営みに密接に絡みながら、その暮らしを支えてきた。霜月神楽などの神事は、地域の人々によって支えられながら、中世近世、近代を経て現代まで連綿と続いている。こうした数百年の活動によって形成された本殿や神楽殿、里宮などの建造物と霜月神楽や八沢木獅子舞などの神事、これを支えてきた保呂羽山周辺の人々の営みが一体となってこの地域独自の文化を形成しており、残していきたい歴史的風致となっている。



波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致の範囲

3-4 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致

(1) はじめに

雄物川は、横手市西部の出羽山地に沿って南から北へ流れる一級河川である。この雄物川と東の奥羽山脈、奥羽山脈を水源として北方を北西の方角に流れて雄物川に合流する横手川、同じく奥羽山脈を水源として南方を西へ流れる成瀬川及び皆瀬川に囲まれた区域は、県内有数の米どころとなっている。

雄物川は、秋田県の北部を流れる米代川と並ぶ秋田の二大河川であり、両河川では江戸から明治期にかけて盛んに舟運が行われた。その河口で営まれた土崎港(秋田市)と能代港(能代市)で日本海につながって全国の市場と結ばれ、様々な商品が取引された。北の米代川からは主に銅と木材が運ばれ、南の雄物川¹からは主に米が運ばれた。逆に、日本海側から内陸部に運ばれた物資の一部は途中から陸上輸送に切り替えて南部藩などにも移入された。こうして雄物川は、単に久保田藩のみならず、隣接する諸藩も加えた交易ルートとして、物資流通の大動脈の役割を果たした。これにより本市の「大森」「阿気」「田村」「深井」などの川港は物資の集散地として賑い、川港と街道を行き来する人々によって様々な文化が当地へ伝えられ、生活圏を共にする近隣の集落へと広まった。こうした集落が広がる本市西部は雄物川を核として発展した地域であり、水田は雄物川とその支流に用水を求めて切り開かれたほか、様々な生活物資が舟運によって運び込まれ、流通経済の発展と生活水準の向上をもたらしたほか、文化の交流が行われた。この流域に暮らす人々の暮らしは雄物川とともにあったと言える。

現在、本市の西部を貫流する雄物川とその支流沿いに広がる集落に特徴的に見られる鹿島信仰²は、それぞれの集落の成り立ちと地理的条件のほか、こうした文化・信仰の交流に由来するものと考えられており、集落の守り神として様々な形態で信仰されている。その形態は、「鹿島神社」としての信仰のほか、「鹿島人形」と呼ばれ集落の災厄を背負い送り出される小型のワラ人形など様々である。米どころ秋田を支える本市西部の農村集落で行われているこれらの鹿島信仰は、当地域の風土が反映された信仰であり、集落の安全と五穀豊穡などの願いが込められて多くの集落で継承されている。



雄物川



小型のワラ人形

1 雄物川は、正保4年(1647)の『出羽一國御絵図』では「御物川」と記されており、藩では「御物」、すなわち「年貢米」を輸送する川として認識していたことがわかる。

2 当地域の「鹿島」には、「鹿島」「鹿嶋」の表記があるが、ここでは文献からの引用を除き鹿島と表記した。

(2) 雄物川流域の鹿島行事

鹿島人形と地藏堂



集落入口の鹿島人形と地藏堂

古くから地域の中心であったいわゆる「本田村」を除き、それぞれの集落は水田によって隔たれた散村集落となっており、家の切れ目や開削された堰によって集落の区切りが明確になっている。人々は集落に疫病などの災いが入るのを防ぐため、或いは集落から災厄が無くなるように祈りを込め、集落入口や中央に神社や道祖神・庚申塔などを祀った。現在においてもこれらの建造物や石造物は集落の守護として住民の

厚い信仰を受けており、鹿島行事はこうした集落内の建造物と工作物、または水路を活動の核として集落単位で実施されている。

1) 市内における鹿島信仰

「武甕槌大神」を祀る「鹿島神宮」は、茨城県鹿嶋市にあり、鹿島信仰はその鹿島神宮の信仰が広まったものである。武甕槌大神は古くから武神・軍神として祀られ、一方で、航海の守護神としても知られるほか、境界神としての性格も持つとされる。また、鹿島神宮にはその年の作物の豊凶や運勢について、神のお告げを受ける儀礼があり、巫女はそのお告げを聞いて神人（神職）に伝え、神人たちはそれを村々へ触れ歩いた。これは、「鹿島の事触れ」と称され、護符を配るなどして鹿島の神の神威を諸国に伝え歩いたため、江戸時代以降は災厄払いの神威も加えて東北地方で信仰されていったとされる。近世中期から後期になると春の田植え前後の稲の生育期と重なる頃に頻発した地震と結び付き、地震の防止と被害を回復する神としても信仰されるようになった。

当地域での鹿島信仰の起源には上記のほか諸説あるが、当地では、様々な神威を帯びて鹿島の神が信仰されている。市内での鹿島信仰は、信仰の主体をどこに求めるかによって大きく二分され、①神社としての信仰と②行事としての信仰に分かれる。

i) 神社としての信仰（鹿島神社）



鹿島神社（平鹿地域高野集落）

鹿島神宮を頂点とする鹿島神社信仰であり、氏子集団によって祀られている。現在、市内では集落の鎮守として比較的小規模な鹿島神社が4社所在する。その内訳は平鹿地域2、十文字地域1、大雄地域1となっており、いずれも雄物川に近い市の西部で祀られる。本市の鹿島神社に関する古記録としては、長暦2年（1038）、西部大森地域の剣花山に鹿島神宮を勧請したとの記録がある。大森地域では早くから鹿島信仰が芽生え、講中も結成され、集落ごとに「鹿島講」があったとされる。なお、この鹿島神宮は、明治40年（1907）に大森城跡の太平山神社へ他の神社と共に合併され、新たに「大森神社」と名称を変えて信仰されている。

ii) 行事としての信仰（鹿島行事）

市内における鹿島行事は、「鹿島（^{やくじん}厄神）立て行事」と「鹿島流し（送り）行事」に大きく二分される。このほか、鹿島塔などがある。

◆鹿島立て（厄神立て）行事

ワラ人形を立てる行事を「鹿島立て」あるいは「厄神立て」と呼び、大型のものと小型のものが存在する。基本的に集落の境に置かれ、道祖神と同じような意味を持つ。古くは「厄神」^{やくがみ}「疫神」「ショウキ様」などと呼ばれていたが、長い年月の間に災厄を防ぐという共通点から鹿島信仰と混同されたものと考えられており、鹿島の神の境界神としての神威を借り、よそ者や悪霊、^{けが}穢れ、疫病などの侵入防止の願いが込められている。なお、この項では、個別行事の説明を除いては総称して「鹿島立て行事」と呼称する。



大型のワラ人形（大雄地域平柳集落）

◆鹿島流し（鹿島送り）行事

鹿島立てが集落に災いが侵入するのを防ぐ行事であるのに対し、「鹿島送り」や「鹿島流し」³は武者の姿をした鹿島人形を身代わりとして、災厄や疫病を集落から送り出したいと願った^{むりようしんこう}御霊信仰によるものであり、「鹿島祭り」と呼称される場合もある。農作物の害虫を追い払う虫送り行事とも結び付き、災厄払いや五穀豊穡などが願われる。送り出す方法としては、集落の外れまで人形を運び、川に流す例や燃やす例、集落の外れまで送り出した後に立てる例があるが、集落から災厄を送り出すという点では同一のものである。なお、この項では、個別行事の説明を除いては総称して「鹿島流し行事」と呼称する。



鹿島祭り（平鹿地域樽見内集落）

iii) その他の信仰（鹿島塔）

市内で祀られる鹿島塔に刻字される文字は「鹿島大神」「武甕槌大神」などで、その造立年代は確認できるもののほとんどが明治以降のものである。これは、鹿島神社の代わりとして立てたものや、鹿島行事を取り止めた代わりに造立したもののほか、庚申塔の代わりとして造立したものとされる。平鹿地域に4基、大森地域に4基、十文字地域に5基、東部の^{ますだ}増田地域に29基などが確認されているが、現在、増田地域では鹿島行事が行われていない。雄物川から遠く離れた増田地域の鹿島信仰は鹿島立てであったが、鹿島塔の大半が明治年間の造立であることから、その頃までに鹿島立てとしての活動は無くなったものと考えられる。



鹿島塔（十文字地域新処集落）

3 「鹿島送り」や「鹿島流し」について、開催される集落によって呼称が異なるが、「送り」と「流し」に関する明確な差異は当地域内で見られない。

2) 雄物川流域の鹿島行事



菊霊（『雪の出羽路』より）



昭和46年の鹿島立て行事
(十文字地域木下集落)

本市における鹿島信仰の様子についての古い記録は、菅江真澄^{すがえますみ}が文政年間（1818-1830）に著した『雪の出羽路』に求めることが出来る。この中で真澄は、鹿島立てに用いられるワラ人形を「菊^{くさ}霊^{ひがた}」とし、「村々入口に藁人形^{わら}を立る。こは七月廿日あたりに此祭りあり、鹿嶋人形といふ処あり、草二王といふ処あり、牛頭天王といふ処あり。（中略）…疫神を避ふの祭り也。」と記している。また、同書では鹿島流し行事についての記述も見られ、「若宮八幡宮^{なむらひにえだがみ}並末社年中行事祭礼社式之次第」として、「（六月）十六日、鹿嶋舟送り。鹿島人形郷中の人家に作り、鹿島餅とて家毎搗き、此草人形に餅と酒とを備へ、みな人形をとりのせ舟粧ひして〔人形に錢と餅とをもたせたり〕日暮るを待て、舟のあたりに燈明を照らし、また竿の先に燈籠を付ていくばくの人といふ事をしらずさしかざし、笛、太鼓、銅拍子、梭尾螺^{ほらがい}を吹し囃^{やけいしがわ}もて、焼石川という小川に此鹿島を送り流す也。それより此鹿島祭舟、御膳川^{おものがわ}に入るといへり。」と記している。

以上のことから、江戸時代後期の時点で、ワラ人形が「鹿島人形」とも呼ばれ、また、鹿島流し・鹿島送りについては「鹿島舟送り」として実施されており、現在継続している鹿島行事が江戸時代以前に起源をもつことが分かる。

i) 鹿島行事の分布と種類

鹿島信仰は、その信仰が広まった経緯から本市以外にも見られる信仰であるが、本市には農村集落の信仰として根付き、特に雄物川流域において行事が集中し、継承されている。山内^{さんない}地域の田代沢^{たしろざわ}集落で継承される「鹿島立て行事」が、唯一市内東部で継承されているが、この集落東側の岩手県西和賀町には類似した「鹿島立て行事」が継承されていることから、岩手県側の文化の影響を受けているものと推定される。この流域で行われている鹿島行事は、概ね「鹿島立て行事」として3種、「鹿島流し行事」として2種、計5つの類型に分類される。



類型③のワラ人形

【鹿島立て行事】

類型①：集落境に大型のワラ人形を立てるもの

類型②：ワラ人形の代わりに大草鞋^{おおわらじ}などを集落境の木にかけるもの

類型③：小型のワラ人形を各家で作し、集落境などに立てるもの

近隣集落の鹿島流しと同日に行われる

【鹿島流し行事】

類型④：ワラ人形を作り、鹿島舟に乗せるなどして集落外れの水路へ流す、あるいは集落の外れで燃やすもの

類型⑤：④で使われた大きなワラ人形が集落の外れに据え置かれるもの

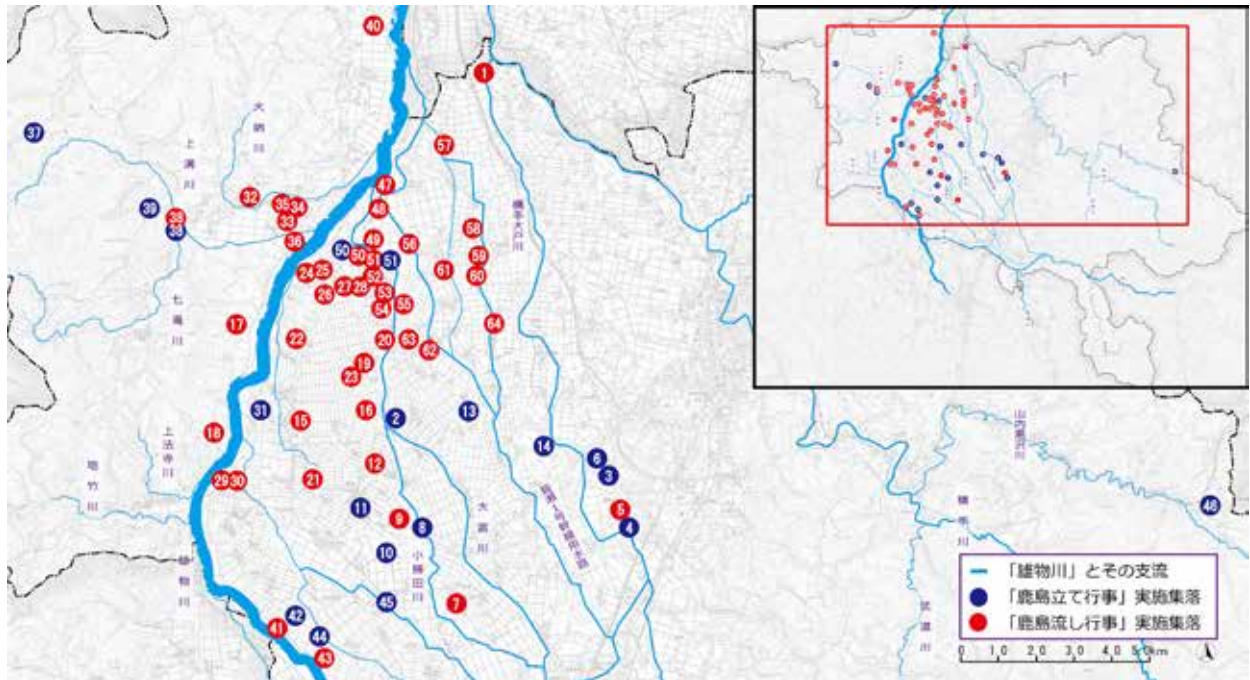
類型①が境界神としての鹿島信仰であるのに対し、③は近隣の鹿島祭りと同日に実施される場合が多く、行事後は境界に立てられる。また、類型⑤は災厄や疫病を集落から送り出す「鹿島流し行事」に境界神としての「鹿島立て行事」が加わったものであり、それぞれの影響を受けながら行事が変遷したことがうかがえる。

市内において現在継承されている鹿島行事は次の通りである。

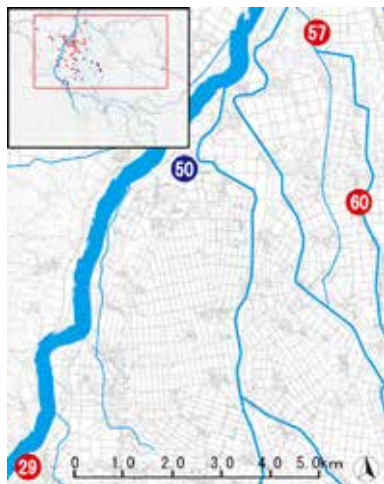
鹿島行事実施集落一覧

No.	地域	集落名	種類	類型	人形大小	開催日	備考
1	横手	百万刈落合	鹿島流し	④	小	7月15日前後土曜日	市指定無形民俗文化財
2	平鹿	上中野	鹿島立て	③	小	7月15日	
3	平鹿	荒処	鹿島立て	②	その他	8月20日	村外れの木に大草鞋と大刀をかける
4	平鹿	樋ノ口上	鹿島立て	②、③	その他、小	8月17日	神社の木へ刀などをかけ、人形を置く
5	平鹿	樋ノ口下	鹿島流し	④	その他	8月17日	鹿島舟のみで人形無し
6	平鹿	深間内	鹿島立て	②	その他	8月23日	村外れの木にワラの輪をかける
7	平鹿	鍋倉	鹿島流し	④	両方	7月第3日曜日	
8	平鹿	平館	鹿島立て	①	大	7月16日	
9	平鹿	樽見内	鹿島流し	⑤	両方	7月16日	
10	平鹿	高畑	鹿島立て	③	小	7月16日	
11	平鹿	柄内	鹿島立て	③	小	7月16日	
12	平鹿	中在家	鹿島流し	④	小	7月16日	
13	平鹿	高口	鹿島立て	①	大	7月15日前後土曜日	
14	平鹿	田ノ植	鹿島立て	③	両方	7月20日前後土曜日	
15	雄物川	旭町	鹿島流し	④	小	7月16日	
16	雄物川	石塚	鹿島流し	④	小	7月16日	
17	雄物川	矢神	鹿島流し	④	小	7月15日	
18	雄物川	郷	鹿島流し	④	小	7月15日	
19	雄物川	大塚	鹿島流し	④	小	7月15日	
20	雄物川	又兵衛	鹿島流し	④	小	7月15日前後土曜日	
21	雄物川	回館	鹿島流し	④	小	7月11日	
22	雄物川	船沼	鹿島流し	④	小	7月15日	
23	雄物川	大見内	鹿島流し	④	小	7月15日	
24	雄物川	下開	鹿島流し／鹿島流し	④／④	大／小	田植後／7月15日	田植後のものは厄神送りと呼ぶ
25	雄物川	船場	鹿島流し	④	小	7月15日	
26	雄物川	薄井手取	鹿島流し	④	小	7月第1土曜日	
27	雄物川	新城小出	鹿島流し	④	小	7月15日	
28	雄物川	下宮田	鹿島流し	④	小	7月20日	
29	雄物川	深井	鹿島流し	④	両方	7月第2日曜日	
30	雄物川	南形	鹿島流し	④	小	7月第2日曜日	
31	雄物川	中島	鹿島立て	③	小	7月16日	
32	大森	菅生田	鹿島流し	④	小	7月20日	
33	大森	峠町	鹿島流し	④	小	7月20日	
34	大森	五日町	鹿島流し	④	小	7月20日	
35	大森	八日町	鹿島流し	④	小	7月20日	
36	大森	本郷	鹿島流し	④	小	7月20日	
37	大森	中ノ又	鹿島立て	①	大	6月第2日曜日	
38	大森	末野	鹿島立て／鹿島流し	①／④	大／小	7月第2日曜日同日実施	
39	大森	船沢	鹿島立て	③	小	7月第2日曜日	
40	大森	松田	鹿島流し	④	両方	7月8日	
41	十文字	下堰・真木	鹿島流し	④	大	旧暦6月10日	
42	十文字	下今泉	鹿島立て	①	大	7月6日	
43	十文字	別明	鹿島流し	④	大	7月15日前後土曜日	
44	十文字	真角	鹿島立て	①	大	8月2日	
45	十文字	木下	鹿島立て	①	大	7月第3日曜日	
46	山内	田代沢	鹿島立て	①	大	4月29日	
47	大雄	中島	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
48	大雄	阿気本村	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
49	大雄	六町下堰	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
50	大雄	藤巻	鹿島立て／鹿島流し	①／④	大／小	田植後／7月第3日曜	市指定無形民俗文化財
51	大雄	平柳	鹿島立て／鹿島流し	①／④	大／小	6月第2日曜／7月第3日曜	
52	大雄	田町	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
53	大雄	新処	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
54	大雄	剃水	鹿島流し	④	小	7月20日	
55	大雄	四津屋	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
56	大雄	東・西桜森	鹿島流し	④	小	7月第3日曜日	
57	大雄	新町	鹿島流し	④	小	8月22日	
58	大雄	四ツ屋	鹿島流し	④	小	8月22日	
59	大雄	精兵村	鹿島流し	④	小	8月22日	
60	大雄	上田村	鹿島流し	④	小	8月22日	
61	大雄	下狐塚	鹿島流し	④	小	7月20日	
62	大雄	鍛冶村	鹿島流し	④	小	7月20日	
63	大雄	柏木	鹿島流し	④	小	7月20日	
64	大雄	八柏	鹿島流し	⑤	両方	7月24日	

市内で行われる鹿島行事の概要



市内の鹿島行事の分布



主な鹿島行事

ii) 主な鹿島行事と建造物

ここで、鹿島行事の詳細について、次の4集落の実施例により紹介する。

- ① 「ふかい深井集落の鹿島送り行事」(図表No. 29)
- ② 「ふじまき藤巻集落の厄神立て行事」(図表No. 50)
- ③ 「しんまち新町集落の鹿島送り行事」(図表No. 57)
- ④ 「かみたむら上田村集落の鹿島流し行事」(図表No. 60)

※鹿島流し・鹿島送りについては、地域での呼称を使用している。

◆深井集落の鹿島送り行事

雄物川の東岸すぐに位置する深井集落の始まりは寛永年間(1624-1644)の頃とされる。明治の中頃までは物資輸送の大動脈であった雄物川の船着場として賑わい、本荘街道入口の要衝でもあったため、おがち雄勝・平鹿両郡の物資の集散地として機能した。幾度となく水害に見舞われ、昭和22年(1947)の大洪水のあとには雄物川の改修工事によって集落120戸の半数を超える63戸が隣接地へ集団移転している。

この集落では、大小のワラ人形が組み合わさった「鹿島送り行事」が毎年7月16日付近の日曜日に行われる。かつて流行病やケダニ(ツツガムシ)⁴などの疫病が多く発生したため、病魔の厄払いとしてケダニ被害が多発する夏に行われるようになったとされ、昭和36年(1961)1月1日号の雄物川町広報には「7月14日の鹿島送りは名物」と掲載される。

4 やや大型のダニの総称。当地ではダニの一種であるツツガムシを指し、リケッチアという病原体を持ったツツガムシに刺されると発症する。

八幡神社

大型のワラ人形の製作場所となっている八幡神社の創建は、社記によれば深井村の開拓の際に水を引くために堰を築いたが何度も土手が大破したため、成就の上は正八幡を勧請すべく願をかけたことが始まりであり、正保2年（1645）の建立とされる。以降、深井村の鎮守として崇敬され、明治6年（1873）に村社に列せられた。祭神は保牟田別命^{ほんだわけのみこと}など5柱を合祀し、現在の社殿は明治19年（1886）の改築である。



八幡神社

本殿は一間社流造で板葺、拝殿は桁行3間、梁間2間の入母屋造、金属板葺で千鳥破風を設け、正面に唐破風造の向拝を設ける。幣殿は桁行3間、梁間3間の両下造、金属板葺で、本殿と拝殿をつなぐ。なお、同神社が所蔵する「船絵馬」^{ふなえま}は、雄物川舟運の様子を知る上で貴重な資料として、市指定有形文化財（歴史資料）となっている。

行事の概要

鹿島送りは、集落の全戸で構成される八幡神社の講組織によって行われる。行事の準備はおよそ一ヶ月前、人形などの製作に用いる木やワラの準備から始まり、2週間前には手踊りとお囃子の練習が始まる。踊り手は昔から小学生の女子に限定されている。

行事の当日は、年番によって朝から1日かかりで高さ2.5m、幅2mほどの大型の「ワラ人形」と、長さ1.7m、幅1.2mほどの三角形の「流し舟」などの製作が行われ、各家では小型のワラ人形の準備が進められる。小型のワラ人形には「鹿島大明神」の幟^{のぼり}、刀、手槍が添えられ、背には稲ワラで包んだ餅を背負わせる。幟にはその家の男の子の名前が書かれ、出来上がったワラ人形は神棚の下において家内一同で拜む。



大型のワラ人形

午後5時30分になると開始を告げる花火が打ち上げられ、八幡神社横の出発地点において神事が執り行われる。これには年番などの関係者が参列し、お祓いを受ける。神事は同45分頃に終了し、続いて御神酒の振る舞いやお囃子の演奏、屋形船での手踊りが行われる。リヤカーに乗せた大型のワラ人形や屋形船などの



小型のワラ人形に乗せた流し舟

巡行^{じゆんこう}は、午後6時から同10時頃にかけて行われ、各家では家の前に行列が来ると酒をふるまい、五穀豊穡や家内安全、無病息災などの願いを込めた小型のワラ人形を流し舟に乗せていく。かつて、小型のワラ人形に乗せた流し舟は雄物川に流し、大型のワラ人形は雄物川に架かる橋の袂^{たもと}に据え置かれたが、環境への配慮や橋の付け替えなどにより、今では翌日に焼却している。



深井集落の巡行路（平成29年7月16日）



出発前の神事



屋形船での手踊り



巡行の様子

◆藤巻集落の厄神立て行事

雄物川東岸からおよそ 800 mに位置する藤巻集落は、享保 15 年（1730）の『六郡郡邑記』^{ろくぐんぐんゆうき}によれば延宝 6 年（1678）の始まりとされる。この藤巻集落では、「鹿島立て行事」と「鹿島流し行事」が行われている。藤巻集落の鹿島行事の特徴は、大型のワラ人形を立てる鹿島立て行事にある。ここでは大型のワラ人形を「厄神様」と呼び、集落境に立てることを「厄神立て」と呼ぶ。ワラ人形を人が背負って集落境の「立て場」まで移動する形式は市内唯一であり、「藤巻の厄神立て」として市の無形民俗文化財に指定される。この行事は「ヤクジョウマツリ」「ヤクヨケサン」とも呼ばれ、「厄除」「厄除け」が元となっている。厄を除ける神であることから、ケダニ（ツツガムシ）除けとしても信仰される。

大正 4 年（1915）にまとめられた『阿気村郷土誌』^{あけむらきょうどし}には、6 月 20 日は鹿島祭のため村の休日であることが記されており、藤巻集落を含む村内全集落で鹿島行事が行われていたことが推測される。

八意思兼神社



八意思兼神社と厄神様

「厄神様」の製作の場となる八意思兼神社^{やごころおいかねじんじや}は集落の鎮守社であり、八意思兼命を祀り、正徳 4 年（1714）の創建とされる。現在の社殿は明治 3 年（1870）に改築され、桁行 3 間、梁間 2 間の入母屋造、金属板葺で、正面に向拝を設ける。

以前は正観世音堂と呼ばれていたこともあり、御神体は観音像である。

行事の概要

厄神立ては田植え後の適当な日を選んで行われ、近年では毎年 6 月の第一日曜日に行われている。当日は、各戸より 1 名が出役し厄神様の製作にあたる。午前 8 時頃に製作が開始され、ワラ 30 束、角材 10 本、玉縄 1 巻、米俵 12 俵などを使用し、午前 11 時頃までに幅・高さ共に 2.5 m の厄神様が作られる。出来上がった厄神様は、夜に「立て場」へ運ばれるまでの間、神社に立て置かれる。この間に集落の 4 か所の入口には幣束が立てられ、各家では出発までの間、厄神様の巡行を心待ちにしながらボタ餅などのお供え物の準備を行う。夜 7 時、いよいよ厄神様の巡行が開始さ



藤巻集落の巡行路（平成 29 年 6 月 4 日）

れ、若者一人が厄神様を背負い、7～8人で交代しながら集落境の立て場まで運んでいく。人々は厄神様の到着を戸口で出迎え、ポタ餅などを供えて無病息災や五穀豊穡などを祈願する。重さ約100kgの厄神様を背負うことは男の見せ場であり、見守る人々からは応援の声かけられる。集落境の「立て場」へ到着後、厄神様に付けられたろうそくに火を灯し、御神酒などを供え、一同で集落の安全などを祈願する。



ポタ餅を供える住民



厄神様を背負い立て場へ向かう



立て場の厄神様

◆新町集落の鹿島送り行事

雄物川東岸のおよそ1 kmに位置する新町集落は、本市の平鹿地域^{あさまい}浅舞地区^{かくまがわ}から角間川地区^{だいせん}（現 大仙市角間川町）^{たむら}までの南北に延びる「田村街道」または「角間川街道」と呼ばれた街道沿いに広がる集落である。元和2年（1616）に宿駅となり、また、天和～宝永（1681-1711）の頃までは毎月4、9の六斎市^{ろくさいいち}で賑わい、馬市もあったと伝えられる。

この集落で毎年8月22日に行われている鹿島行事は小型のワラ人形を舟に乗せて送り出すもので、「鹿島送り」と呼ばれる。かつては川に流したが、現在では下流域の環境に配慮し川端で焼却している。平成7年（1995）発行の『耳取集落誌』^{みみどりしゅうらくし}には、明治30年（1897）に同集落で生まれ、18歳で県外に出た男性が昭和56年（1981）に書いた手記が掲載されており、新町集落の鹿島送りの夜に行われていた催し物の様子が記されている。このことから、少なくとも100年以上前から新町集落で鹿島送りが実施されていたことがわかる。

田村神社

ワラ人形を乗せるための「鹿島舟」と、それより一回り小さくろうそくを供えるための「送り舟」の製作が行われる田村神社の祭神は、経津主命^{ふつぬしのみこと}、倉稻魂命^{うかのみこと}、坂上田村麻呂命^{さかうえのむらまろのみこと}であり、「毘沙門様」と通称されている。田村麻呂の東征の際にこの地に逗留し、夷敵退散・良民守護を祈願して大同2年（807）に毘沙門堂を建立したのが始まりとされる。慶長年間（1596-1614）に田村の開祖とされる柴田監物茂高^{しばたけんもつしげたか}（生年不明-1642）が堂宇を再建、「田村将軍」を合祀し、将軍山と尊号した。明治6年（1873）には村社に列格し、経津主神社と称し、明治22年（1889）に田村神社と改称している。現在の社殿は天保3年（1832）の改築とされ、本殿は1間四方の土蔵造である。拝殿は3間四方の宝形造で、正面に唐破風造の向拝を設ける。幣殿は桁行2間、梁間1間の両下造で本殿と拝殿をつなぐ。屋根はいずれも金属板葺である。



田村神社

行事の概要



新町集落の巡行路（平成 29 年 8 月 22 日）

ぶねもち かわばたいきかんたく
舟持、川端行監督のそれぞれの係に従事し巡行を構成する。一行は、集落を南北に貫く田村街道（県道 117 号野崎十文字線）を一旦南に下り、集落の外れまで巡行する。その後は同街道を北上して集落の外れまで巡行し、更に折り返して県道 13 号湯沢雄物川大曲線に入り油川まで移動する。道中、田村ばやしの音が近づくと住民は送り火を焚くなどして家の前で出迎え、赤飯や餅のほか「旅銭」と呼ぶお金を背負わせたワラ人形を鹿島舟に乗せて無病息災などを祈願する。50 年程前までは川へ人形を流していたが、現在は下流域の環境に配慮し川の近くで燃やす形式に変更されている。

集落は 10 班に分かれており、奇数班と偶数班の 2 組が隔年で舟の製作と行事の運営に従事する。毎年盆過ぎに舟の製作が始まり、班ごとに選出された年番がワラなどの材料の準備を担う。同時期、各家では小型のワラ人形の製作が始まるほか、巡行に添えられる「田村ばやし」の練習が集落会館などで行われる。ワラ人形は、家紋が描かれたものや、ワラで作った馬に乗せたものなどがあり、家々によって代々作り方が受け継がれている。また、田村ばやしの始まりは昭和 32 年（1957）とされ、当初より鹿島送りに添えられる。

当日は、柴田監物邸の跡地に建てられた旧田村小学校（現 たいゆう保育園）に舟を移し、田村神社の神官による祈祷が行われた後、午後 7 時 30 分に巡行が開始される。年番は、拍子木打、高張持（大提灯）、おおぶねろうそく、こぶねろうそく、きばもち、おおぶねもち、こ



鹿島舟と送り舟



出発前の祈祷



巡行の様子

◆上田村集落の鹿島流し行事



昭和 40 代のワラ人形

雄物川東岸のおよそ 5 km に位置する上田村集落は、享保 15 年（1830）の『六郡郡邑記』に家数を 37 軒と記される古い集落である。かつてこの集落では「鹿島流し行事」のほか、毎年 7 月 20 日に集落の南の境の三叉路に案山子ほどの大きさのワラ人形を立てる「鹿島立て行事」が行われていたが 30 年程前に中止され、現在は鹿島流しのみが行われている。行事の起源については不明で

あるが、昭和42年（1967）に撮影された写真により、この頃には既に鹿島流し行事が行われていたことが確認できる。

鹿島神社



鹿島神社

集落の鎮守社として祀られる鹿島神社の創立年代は不明であるが、明治2年（1869）の再建にあたり親郷田村の肝煎を務めた上田村の鈴木興治右衛門（1838-1910）が鹿島神宮より分霊を迎え、祭神「武雷之大神」、神体鉄鉾を祀っている。社殿は三間四方の入母屋造で金属板葺である。この鹿島神社の祭日は、以前は旧暦6月の春祭りだったが、村の行事が盆に統合される際に8月20日、21日へと移行し、それに伴い鹿島流しが盆前から同22日へ移行している。

行事の概要



上田村集落の巡行路（平成29年8月22日）

毎年8月22日に行われる鹿島流しは鹿島神社を出発地点として行われる。当日午前中、年番のほか各家から代表者1名が鹿島神社に集まり、各家で作られた小型のワラ人形を乗せるための鹿島舟の製作を行う。集落は6班に分けられており、各班から1名ずつの代表者を選出して年番が構成されている。鹿島舟は台車に横幕を張り、荷台部分にワラの棒を組み合わせ舟の形が再現される。夜7時30分の出発までの間、各家ではワラ人形の準備が行われ、ワラや紙で作った人形へ刀に見立てた木の棒を差し、餅とお金、鹿島大明神の旗を背負わせ、神棚の前にお膳と共に供えて五穀豊穡や家内安全などを願う。その後、それぞれ神社へ人形を持ち寄り鹿島舟に乗

せる。人形が乗せられた鹿島舟には子どもが2～3人乗り、ろうそくの火の管理を担当する。

巡行には笛・太鼓・手平鉦のお囃子が添えられ、お囃子の音色が近づくと人々は戸口に立って鹿島舟を出迎える。巡行は集落の北の外れで終了し、その後は集落の西の外れを流れる毘沙門堰（田村堰）へ向かう。20年程前まではこの堰へ人形を流していたが、現在では下流域の環境に配慮し堰の近くで燃やす形式に変更されている。



出発前



巡行の様子



毘沙門堰と鹿島舟

(3) おわりに



集落入口に立つ石碑
(雄物川地域又兵衛集落)

当地域は雄物川水系の恵みを受けて発展した農村地域である。河川の洪水や地震、疫病の発生や病害虫の発生は集落の死活問題であり、人々は集落の鎮守社や道祖神、地蔵像などに集落の安全と発展を祈った。中でも鹿島信仰は、雄物川水系に広がる農村地域の特徴を顕著に示す信仰となっており、災厄祓いの神としてだけでなく、「虫送り行事」とも結びついて、稲作に関係する神としての信仰に発展し、多くの集落で鹿島行事が継承されている。

鹿島行事に用いられる材料は、集落周辺の水田から収穫した稲ワラや水路脇のガツギ⁵などを利用する。「鹿島立て行事」は、田植えが一段落する頃に行われ、「鹿島流し行事」は、水田の草取りと病害虫の虫送りが必要な時期に行われており、いずれも農村地域の季節の移ろいを感じる行事となっている。これらの行事は集落の結束の場ともなって、連綿と受け継がれてきたものであり、当地の生活文化を知る上で欠かせない行事となっている。行事は、集落の町並みやその鎮守社、信仰塔や地蔵像、水田、水路などの農村風景に溶け込んでおり、一体として残すべき歴史的風致となっている。



水路脇に生えるガツギ



鹿島流しに付く虫送りの松明
(雄物川地域大塚集落)



受け継がれる製作技術



境内での製作 (大雄地域平柳集落)

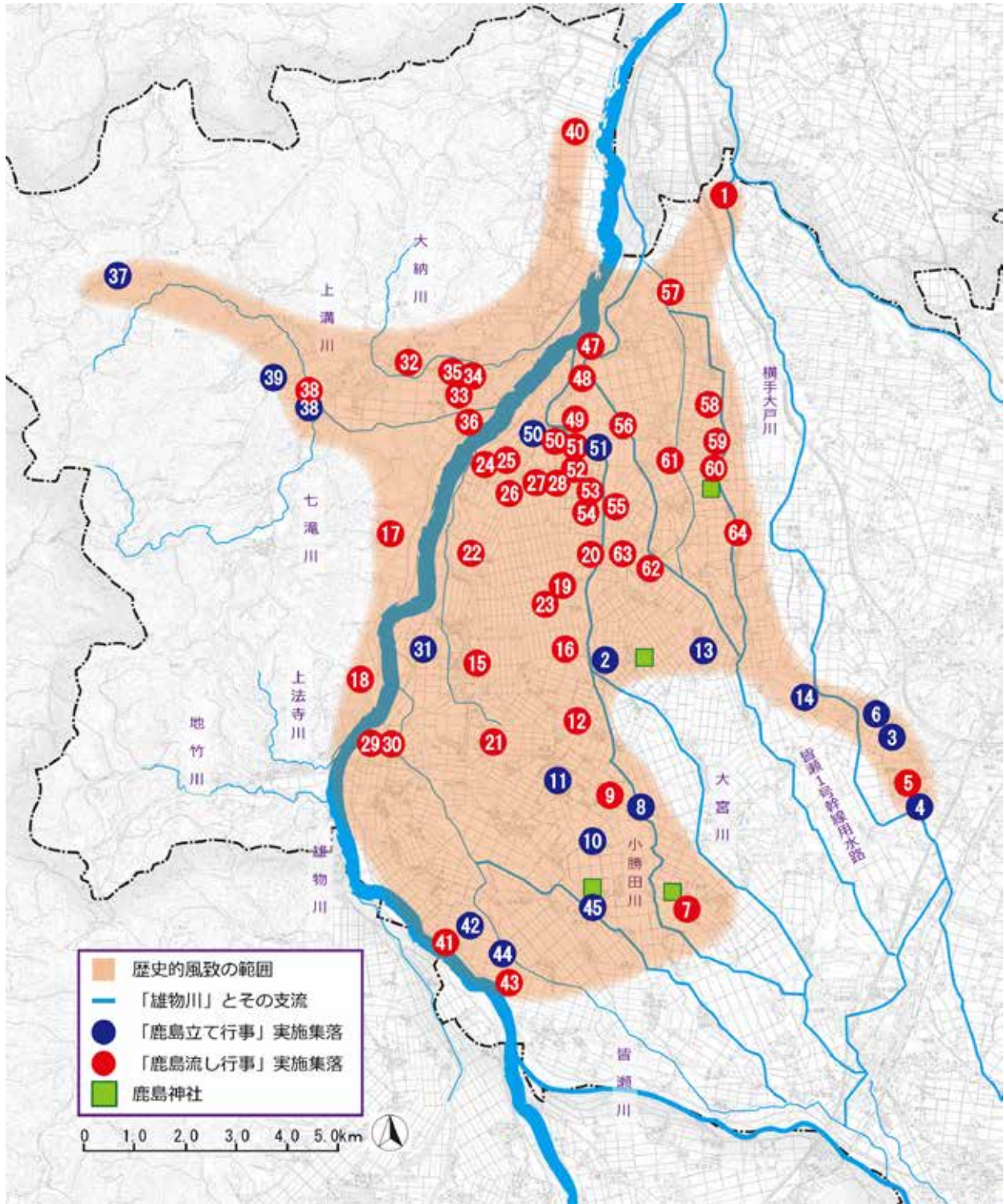


祈る住民



集落を見守るワラ人形

5 イネ科マコモ属の多年草である「マコモ」の当地での通称。沼地などに生える。



雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致の範囲（図中の番号は147Pの表の番号に対応）

コ ラ ム

●ケダニ地蔵 雄物川流域には、元来「ツツガムシ病」と呼ばれる風土病があり、流域住民を悩ませて来た。当地では「ケダニ」と呼ばれるツツガムシは河川敷の草むらなどに生息し、吸着されることによって発症するもので、かつての致死率は非常に高かった。死亡者の多かった集落では犠牲者の供養と罹患防止の願いを込めて地蔵像を建立した。市内雄物川流域には9体のケダニ地蔵が祀られる。ケダニ地蔵の多くは雄物川の堤防に隣接したお堂に安置されており、地域の人々によって花や供物が供えられている。



ケダニ地蔵

ケダニ地蔵は、かつてこの地域で大勢がツツガムシ病によって命を落としたことを現在に伝えており、地域住民が日常的に花や供物を供えている姿は、死者への供養と集落の無病息災への変わらない祈りを象徴している。

●材料の確保と製作技術の継承 鹿島行事の主役である人形や舟の製作には多くの稲ワラが必要となる。農作業が機械化され、コンバインで収穫を行う現代ではワラが細断されてしまうため、稲ワラの確保も難しくなっている。このため、手作業での稲刈りを行い、長い稲ワラ確保を行う集落もある。

また、大型のワラ人形や舟の製作に必要な技術は、近代化された生活によって稲ワラで何かを作ることがなくなった現代の人々にとっては、その技術を習得する機会も少なくなっている。集落の多くの住民が参加して行うワラ人形や舟の製作は、伝統行事の継承に必要な製作技術を受け継ぐための重要な機会にもなっている。また、一部の公民館や地区会議などでは鹿島人形の製作体験会を開催し、製作技術の継承を支援している。



鹿島様づくり体験会の様子
(H29 浅舞北部地区会議主催)

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

横手市の文化財や歴史的風致の特性及び現状、問題点を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に取り組むための基本的な課題について、以下にまとめた。

1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する課題

①歴史的建造物等の破損や劣化の進行

市内各所に存在する歴史的建造物の多くは、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題を抱えており、修理や補修が必要である。これらの建造物を伝統工法で修理することは、多額の費用がかかることから民間所有の歴史的建造物の修理は所有者の負担のみでは困難な状況である。



老朽化が著しい建物

②伝統的建造物群保存地区や指定等の文化財建造物の防災対策の遅れ

木造家屋が密集している横手市増田伝統的建造物群保存地区（以下、保存地区）及び周辺部に加え、文化財建造物の防災対策がまだ十分に進んでいない。また、指定等の文化財建造物について、防災対策が十分でないものもある。

③文化財の把握や調査が十分でなく、保存活用に関する方針が未策定

歴史的風致を構成する未指定の文化財の調査が不足しているほか、所在や所有の状況について把握しきれておらず、文化財としての価値や保存・活用方策の検討が進んでいない。

2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する課題

①歴史的風致を損なう建造物等や空き家、空き地化による景観阻害や連続性の喪失

歴史的風致を損なうような建造物や工作物への対策が進んでおらず、また人口減少等に伴う空き家件数が増加している。本市全体の空き家件数は、調査を始めた平成25年(2013)3月の1,150棟に対し、平成29年(2017)3月には1,551棟と4年間で約400棟も増加しており、それに伴う景観や安全等の問題が歴史的風致の維持向上に支障をきたしている。



近年目立ってきた空き地

②都市公園の景観阻害と保全活用整備の遅れ

日本の歴史公園100選に選定されている横手公園や国の指定史跡大鳥井山遺跡のある大鳥公園などの都市公園では、老朽化した工作物等により景観が阻害されており、史跡の保全活用に向けた整備が遅れている。

3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する課題

①活動の後継者・担い手の減少と、保存や継承等の危機

国勢調査によると本市の人口は、市町村合併時の平成17年(2005)の103,652人に対し、平成27年(2015)には92,197人と10年間で1万人以上が減少(第1章2 社会的環境 3. 人口参照)しており、少子高齢化や働き方の変化などにより伝統行事等の活動の担い手やそれを引き継ぐ後継者が減少していることから、保存・継承・伝承が困難となってきている。

また、文化財建造物の修理、復原を行う場合には、現代工法とは異なる専門的な知識を持った技術者の確保が必要となる。修理技術者に関しては、これまでも講習会を開催し育成に努めてきているが、長期的視点で継続して育成していく必要がある。

農業従事者の後継者不足に関しても深刻であり、農林業センサスの統計によると、農業従事者数は市全体で、平成12年(2000)の15,267人に対し、平成22年(2010)には10,747人と10年間で約4,500人が減少している。

②伝統行事の材料不足と製作技術継承の危機、及び用具・装束の更新が困難

祭礼等の伝統行事等で使用する材料が不足しているほか、送り盆行事で使用する舟等を製作するための技術の継承が危ぶまれている。また、伝統行事等で使用する用具や装束等は老朽化が進んでいるが資金不足等により修繕や更新が困難な状況を迎えている。

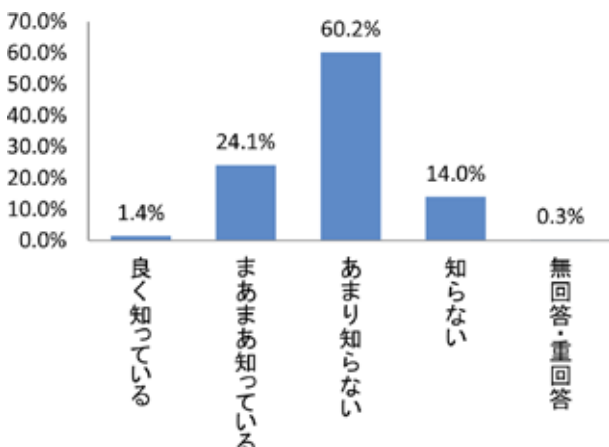
4. 「歴史的風致の認識向上」に関する課題

①歴史まちづくりに対する市民の認識がまだ十分に浸透していない

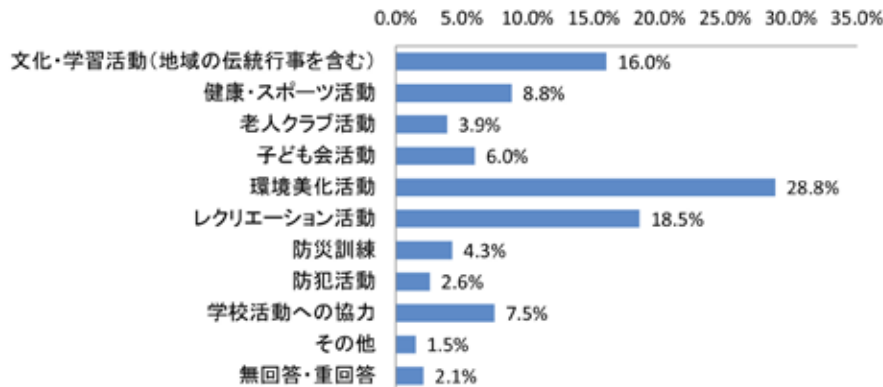
価値の高い文化財が数多く存在するが、その価値や魅力が広く認識されていないものが多い。また、少子高齢化により伝統行事の規模が縮小し、継承機会が減少してきており、市民が伝統行事等に触れ、認識を深める機会が減少してきている。

こうした市民が伝統行事等に触れ、認識を深める機会の減少も反映してか、平成28年(2016)度に市が実施した「まちづくりアンケート」で、「郷土の歴史や文化財・伝統文化を

どのくらい知っているか」の問いに対し、「よく知っている」「まあまあ知っている」と答えた市民が約25.5%であり、また、「町内会等の地域活動(行事)に参加しましたか」の問いに対して、「地域の伝統行事を含む文化・学習活動に参加した」と答えた市民が、約16.0%という結果となっており、市民の歴史まちづくりに対する認識は、まだ十分に浸透していない。



郷土の歴史・文化財・伝統文化をどのくらい知っていますか
(資料：H28まちづくりアンケート 回答者数1,507人)



過去1年間に市民が参加した地域活動(行事)
 (資料: H28 まちづくりアンケート 回答者数 1,507 人)

5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する課題

① 来街者への情報発信とまちなか回遊性の不足

歴史的風致や市内に点在する様々な文化財等を紹介し誘導するための情報発信が不足している。また、来街者が歴史的風致を感じられるようなスポットへ誘導するための対策も確立されていない。方向案内板や観光案内板については、デザインが統一されておらず、外国人観光客への配慮も不足しており、既存の案内板等の老朽化対策も遅れている。

さらに、来街者が安心して快適に回遊するための歩行者空間や交通アクセスの整備も不十分である。



外国語が未表記の案内板

② 観光ガイドの高齢化とインバウンド対応の不足

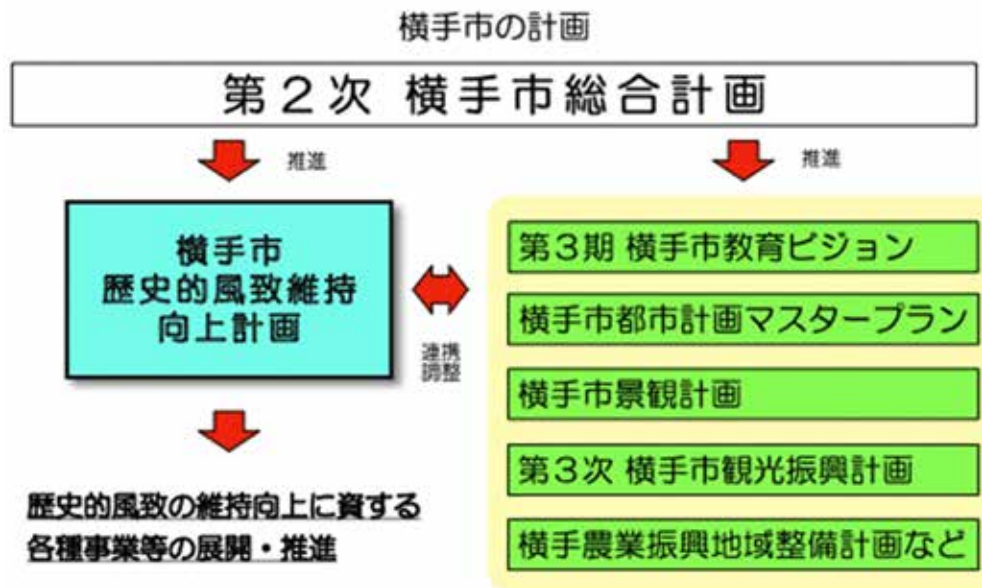
観光ガイドの高齢化により担い手の不足が懸念されている。また、観光庁「宿泊旅行統計調査」によると、平成21年(2009)の外国人延べ宿泊者数が453人に対し、平成28年(2016)は1,124人に増加している一方で、多言語に対応したガイドが不足している。

③ 来街意欲をそそる効果的な地域ブランディングの不足

まちなみ景観を阻害する建築物等や、空き家・空き地化により、歴史的なまちなみを魅力的な観光資源として捉える認識が共有されづらくなっており、インバウンドの促進も視野に入れた、歴史的風致の活用による地域ブランディングの推進がますます必要となっている。

2 既存計画との関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランが時代に即して改訂され、さらに横手市景観計画や横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画等、本市の歴史的風致の維持及び向上に関わりの深い計画も既に策定されている。このため、これらの計画との整合や調和、連携を図り、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。



計画の連携イメージ図

1. 第2次横手市総合計画

第2次横手市総合計画は、平成28年(2016)度から令和7年(2025)度までの10年間に於ける本市の将来像と、これを実現するための基本目標を定めたまちづくりの指針となる「第2次横手市総合計画基本構想」と、その基本構想期間の令和2年(2020)度までの前期5年間を計画期間とした「前期基本計画」、向こう3年間を計画期間とした「実施計画」から成る。

基本構想では、本市が目指す将来像を『みんなの力で 未来を拓く 人と地域が^{かがや}くまちよこて』と設定し、重点的に取組みを行っていく重点目標として「働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち」「安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち」の実現を目指すことを定めている。

将来像の実現に向けて、市が目指す7つの基本目標を掲げ、この目標実現のために34の施策に取り組むこととしている。このうち、施策2-5「よこての伝統文化の継承と再発見」では、文化的資産を活かした地域づくりと観光振興を進めるため、市民とともにその把握と周知、保存活用を推進するとともに、地域の歴史と文化資産の周知を通じて、市民に郷土への愛着と誇りを育む取組みを行うこととしている。また、施策4-4「観光・物産資源の発掘と発信」では、魅力ある地域資源の発掘と、それらを活かした国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信や誘客を推進することとしている。

第2次横手市総合計画

【将来像】 「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が 燦くまち よこて

【重点目標】 ・働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち
・安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち

【基本目標】

基本目標1 みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

基本目標2 楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

政策2 学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます

施策 5 よこての伝統文化の継承と再発見

- 文化的資産を活かした地域づくりと観光振興を進めるため、市民とともにその把握と周知、保存活用を推進します
- 地域の歴史と文化的資産の周知を通じて市民に郷土への愛着と誇りを育みます

基本目標3 美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

基本目標4 地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

政策4 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

施策4 観光・物産資源の発掘と発信

- 魅力ある地域資源の発掘とそれらを活かした国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信や誘客を推進します

基本目標5 安全で快適な住みよいまちづくり

基本目標6 みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

基本目標7 計画実現のために

2. 第3期横手市教育ビジョン

本市では令和3年(2021)3月に、令和7年(2025)度までの5年間を計画期間とする「第3期横手市教育ビジョン」(横手市教育振興基本計画 横手市教育大綱)を策定した。教育目標として、郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手、を掲げている。また、5つの施策のうち「よこての伝統文化の継承と再発見」では、取り組み方針として、地域の歴史的資源を活かした地域づくりを進めることとし、地域の歴史的資源の周知を通じて市民の郷土への愛着と誇りを育む、としている。

第3期横手市教育ビジョン

【まちづくりの基本目標】 楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

【教育目標】 郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手

【政策】 学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

施策1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

目指す将来の姿 ふるさと横手を愛し、学ぶ意欲にあふれ、確かな学力を身に付けた児童生徒が健やかに成長しています。

施策2 安全で安心して学べる教育環境の整備

目指す将来の姿 児童生徒が、未来の横手を担って新しい時代を生き抜く力を身に付けるため、個性を生かして多様な人々と協働しながら学習することができる、安全・安心な教育環境が整備されています。

施策3 元気なまちを築く生涯スポーツの促進

目指す将来の姿 市民一人ひとりがスポーツを通して、心と身体を豊かにし、健康で活力ある生活を送っています。

施策4 心を豊かにする生涯学習の推進

目指す将来の姿 多様な生涯学習の機会が提供され、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるとともに、優れた芸術文化に親しむことができます。また、よりよい読書環境が整えられ、市民が自らの考えで行動し、人生を楽しんでいます。

施策5 よこての伝統文化の継承と再発見

目指す将来の姿 市民が地域の歴史や文化をよく理解し、横手に誇りを持って暮らしています。

3. 横手市都市計画マスタープラン

本市では平成21年(2009)3月に、横手市総合計画「ふるさとよこてスクラムプラン」で位置づけられている『横手市の将来像』の実現に向けて、都市づくり、まちづくりを進めるための横手市都市計画マスタープランを策定した。都市機能が市街地に集積し、市街地と田園集落が交流・連携により共に暮らす「コンパクトシティ」形成を目指して、「特定用途制限地域の指定」を定め、平成23年(2011)12月に「特定用途制限地域」を都市計画決定した。

策定から10年が経過し、人口減少、少子高齢化の進展は一層深刻な状況となり、中山間や田園地域の高齢化、過疎化だけではなく、中心部においても空き地・空き家、空き店舗が増加し、空洞化が深刻化している。このままでは医療、福祉、商業、子育て支援、公共交通等の生活サービス機能の維持が困難になるほか、財政制約の高まりにより、公共建築物や道路、橋梁などの都市基盤施設の維持管理や除排雪の維持が困難になることが懸念される。

こうした課題に対応し、横手市をより快適で、暮らしやすい、持続可能なまちにしていくために、平成31年(2019)3月、横手市都市計画マスタープランの改定を行った。また、持続可能なまちづくりへの取り組み方針として横手市立地適正化計画を策定した。

国では近年の自然災害の頻発・激甚化へ対応すべく、都市再生特別措置法の一部改正を行い、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが追加された。市ではこれを受け、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、令和4年5月、防災指針を追加したことによる立地適正化計画の見直しを行った。

横手市都市計画マスタープラン

■ まちづくりの理念とまちづくりの方針

(1) 元気に暮らし続けられるまちづくり

- ① 中心拠点、副拠点の魅力の向上を図り、まちの活気を取り戻す
- ② 地域拠点の形成とネットワークづくりによる暮らしやすいまちづくりを進める
- ③ 市街地の無秩序な拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを進める
- ④ 地域資源を活かした産業振興による雇用の場を確保する

(2) 安全で安心して暮らし続けられるまちづくり

- ① 雪に強いまちづくりを推進する
- ② 誰もが安心・安全で暮らしやすいまちづくりを推進する
- ③ 水害に強い市街地形成を推進する
- ④ 地震、火災などの災害に強いまちづくりを進める

(3) 風土や歴史を活かしたまちづくり

- ① 横手盆地に広がる田園景観等、風土を活かした景観を形成する
- ② 歴史的なまちなみ景観の向上を図り、観光交流の一層の推進を行う

■ 将来都市構造

横手市の各地域が守り育ててきた自然や文化、地域コミュニティを大切にした
「多核型のコンパクトシティ + ネットワーク」

4. 横手市景観計画

平成16年(2004)の景観法の施行を受け、本市では平成21年(2009)10月に景観行政団体となり、平成24年(2012)9月に目指すべき景観形成の将来像を「山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、守り、育て、つなげる田園都市」と設定し、景観計画区域を本市全域とした『横手市景観計画』を策定した。

将来像にふさわしい景観形成の方向性を「自然景観形成の方向性」「歴史・文化景観形成の方向性」「都市景観形成の方向性」とし、土地利用や景観資源の分布等を踏まえて設定している。

基本方針では、本市を代表する市街地や田園を望む視点場(眺望点)について、樹木の維持管理等を行いながら、眺望の確保を図ることとしている。

また、本市には多くの歴史的・文化的資源が残っており、その歴史を感じ取ることができる街並みについては、住民の意向を踏まえながら、街並み景観の保全を図ることとしている。



景観形成の方向性に基づく将来像図

5. 第3次横手市観光振興計画

「横手市観光振興計画」は、平成24年(2012)度から始まり、1次が平成27年(2015)度まで、2次が令和2年(2020)度まで、それぞれの策定時期の5年後を展望して策定されてきた。

令和3年(2021)度から令和7年(2025)度までの5年間を実施期間とする第3次計画では、「横手ブランドの創造」を基本理念とし、「横手らしさ」の磨き上げ、オール横手で稼ぐ力を生み出す「観光地域づくり」と高い「観光力」の構築を目指している。

新たな観光資源の活用として、横手地域を中心とした歴史的資源を核とする回遊エリアの造成と「横手市歴史的風致維持向上計画」等に基づく整備が盛り込まれている。

第3次 横手市観光振興計画

【計画の目標値】

成果指標	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
観光地点等入込客数(年間)	3,720,244人	4,000,000人
市内宿泊施設宿泊者数(年間)	248,488人	265,000人
外国人観光客宿泊者数(年間)	2,011人	2,300人
増田エリア入込客数(年間)	359,697人	370,000人
観光消費額(宿泊を伴う)	30,539円	36,000円
来訪者満足度	56%(※H30)	90%
リピーター率	60%	70%

1. 基本理念

横手ブランドの創造

2. 基本方針

- ① 観光活動の推進とウィズコロナ期・アフターコロナ期を通じた反転攻勢戦略
- ② 新たな観光資源の活用
- ③ 観光誘客の取り組みの強化
- ④ 効果的な情報発信の推進
- ⑤ 地域資源を活用した産業振興
- ⑥ 観光文化施設等の適正な管理

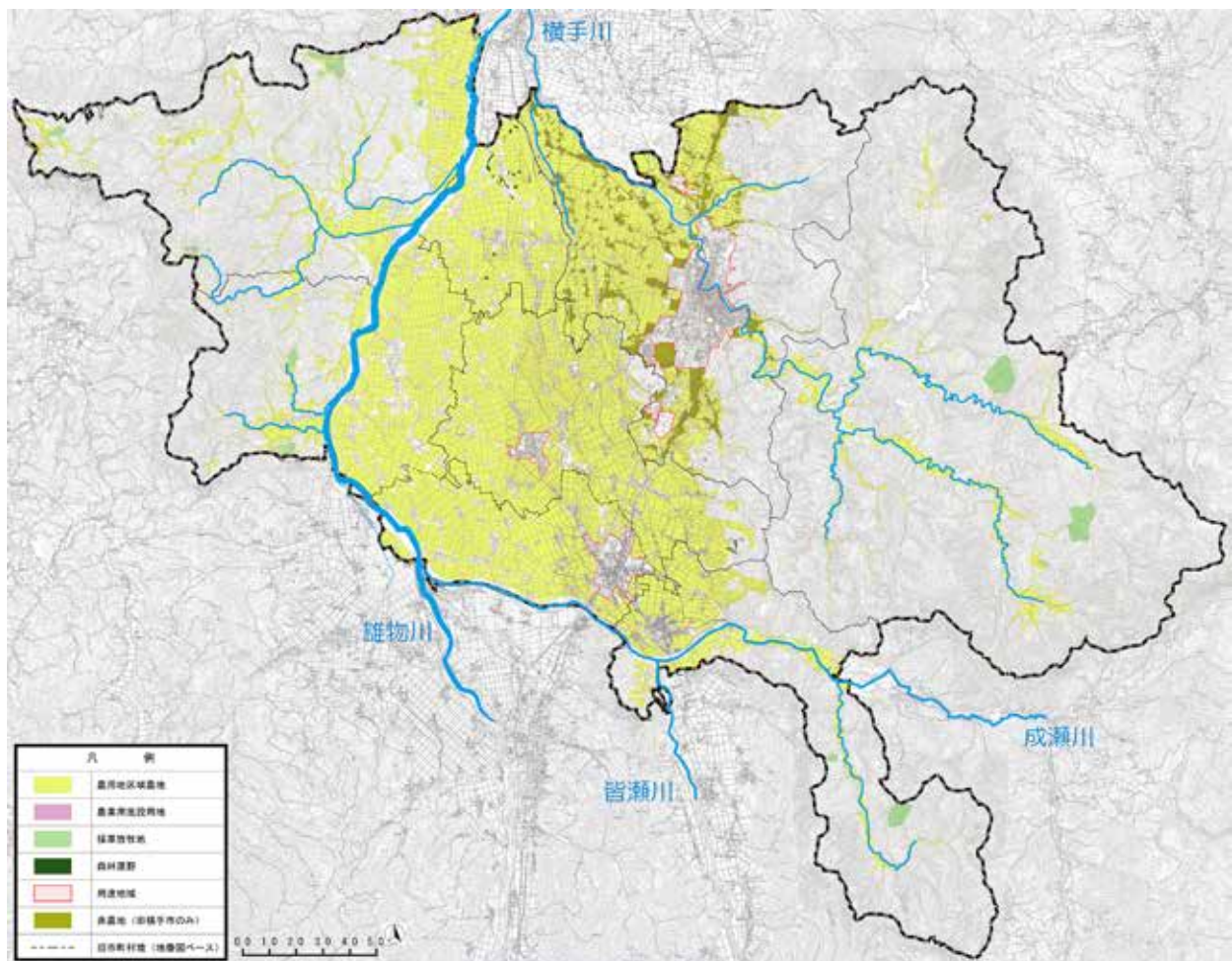
3. 重要戦略

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光動向及び形態の変化に伴う、当市の観光業の進化と反転攻勢
- ② 市と「一般社団法人横手市観光推進機構」の連携による効率的に稼ぐ観光地域づくり
- ③ 横手市増田まんが美術館を中核とした全市回遊滞在型観光の推進

6. 横手農業振興地域整備計画

本市では、平成17年（2005）度に農業振興地域の指定を受け、平成21年（2009）度に横手農業振興地域整備計画を策定し、平成28年（2016）度に見直しを行った。

この中で、農用地等利用の方針では、観光農業の維持発展に努めるため、果樹の生産体験や交流の場となる観光農園の整備等による六次産業化とあわせて、優良農地の保全に努めていく。なお、りんご及びぶどう等は、安定した収穫量が見込まれるため、観光農園等の販売面の工夫を進めることとしている。農用地等の保全計画では、農業生産基盤として利用を図る農地は、農業委員会等との連携を図り、経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施し、日本型直接支払交付金により農用地の保全に努めるとしている。農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画では、農業生産の基盤である農地の減少とともに、担い手不足による農業従事者の高齢化が深刻化しているが、農業を志す若者の増加等もあり、有効性のある助成措置のほか、農業者への農業関係の各種情報の提供と、新規就農支援制度を活用し、新たな就農者を確保するように努めることとしている。



横手農業振興地域整備計画土地利用計画図

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、以下のとおり方針を定める。

1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する方針

①歴史的建造物等の保存・活用の推進

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産であるとともに、地域の「顔」として、良好な景観の形成要素のひとつとなっており、後世に着実に継承していくため、地域で支え、守り、活かしていく仕組みや環境づくりを進めていく。

歴史的建造物のうち、国や県、市の指定文化財や国の登録有形文化財等は、文化財保護法や秋田県文化財保護条例及び横手市文化財保護条例、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、歴史的建造物の保存修理や耐震補強等を推進し、適切な保存・活用を図る。併せて修理を行う技術者の養成を支援していく。

公共所有の歴史的建造物については、積極的な保存及び活用の措置を図る。また、民間所有で修理の実施が困難な場合は支援を検討するとともに、建造物の権利移転等も視野に、適切な保全に努め、歴史的風致の継承に効果的な活用を進めていく。

②伝統的建造物群保存地区や、指定等の文化財建造物の防災対策の促進

伝統的建造物群保存地区については、横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、災害に対する予防体制の確立及び災害リスクの軽減の促進を図る。

指定等の文化財建造物については、必要に応じた防災対策を進めるほか、防災意識の高揚を図る。また、個人所有で管理の行き届いていない空き家等に関しては、横手市地域防災計画等に基づき、老朽化した危険家屋等の把握に努め、所有者に対し適正な管理指導を行っていく。

③文化財調査及び指定等の推進と、未指定を含む文化財の保存活用等に関する構想等の策定

未指定の歴史的建造物や、民俗芸能・風俗慣習等の無形民俗文化財、埋蔵文化財等の調査を進め、歴史的風致を構成する文化財のほか、市内の文化財について総合的な把握を行い、文化財全般の保存活用に関する構想等の策定を行う。

歴史的風致を構成する未指定の歴史的建造物や伝統行事を中心に調査を進め、歴史的風致形成建造物への指定、文化財保護法や市の条例等に基づく価値づけも検討しながら、保護措置を図る。調査を継続している後三年合戦関連史跡については、引き続き優先的に埋蔵文化財の調査を進める。

既に指定されている文化財については、必要性を見極めながら整備基本計画を作成する等して保存・活用を進めていく。

2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する方針

①景観計画と連動した町並み景観の保全

景観重点地区での建築物等の景観誘導や修景に対する支援制度等の周知を図り、建造物の

景観誘導と併せて、支障のある工作物の適切な整備、公共施設等の修景整備を図る。

空き家・空き地利用の問題に対しては、景観まちづくり委員会や地元住民及び民間事業者等が中心となった協議の場を設けることを検討し、ソフト・ハード両面から具体的な展開の推進を図っていく。

②都市公園の環境整備と保全活用

かまくら行事の会場のひとつでもある横手城跡の横手公園については、老朽化した工作物の撤去により歴史公園としての景観の保全と活用を図り、併せて広域避難地としての機能にも配慮した整備を行う。

都市公園内にある国指定史跡等については、今後策定予定（方針1-③）の保存管理計画や整備基本計画等に基づき、周辺環境も含めた適切な環境整備の検討を行う。

3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する方針

①活動の後継者育成と活動継承への支援

地域住民組織や保存団体と連携しながら、保存・継承・伝承のために必要となる支援を推進し担い手となる後継者の育成につなげていく。そのため、学校教育の場や継承に取り組む組織と連携協力しながら後継者の育成を図るほか、探訪事業等を通じて市内の歴史的風致を知る機会の提供に努めていく。

また、増田地域の伝統的建造物群保存地区を始めとした市内各地に所在する文化財建造物の修理・復原を行う際に、必要となる専門的で高度な知識を持った修理技術者等については、ヘリテージマネージャー等と連携しながら、これまで行ってきた講習会の開催を今後も継続して実施し、養成に努めていく。

また、農業に関しては、助成や各種支援制度の情報提供等を行い、意欲ある農家への農地の集積等を進めながら、JAや秋田県等が行っている栽培技術等に関する研修会に関する積極的な情報提供に努め、新たな農業者や後継者の育成を図っていく。

②伝統行事等の継承に向けた相談体制の構築

伝統行事等で必要な稲ワラ等材料の確保への支援対策や、^{むしろ}筵や縄等の製作技術を継承するための記録映像の作成と人材育成のための対策、用具や装束等の修繕・更新に対する支援を検討する。また、保存団体等と課題を共有しながら、後世への継承を図っていくための対策を検討する。

助成金等を活用した伝統行事の用具や装束等の修繕・更新等を進めるため、保存団体及び保持団体に対する相談体制を構築し随時情報を共有しながら、各種支援制度について積極的な情報提供を図っていく。



縄ないの体験活動の例

4. 「歴史的風致の認識向上」に関する方針

①歴史まちづくりの普及啓発と情報発信の推進

小中学校や各地域の公民館単位での地域文化講座等の開催を検討するほか、市内の歴史文化について各種団体と協働しながらシンポジウムや歴史的風致めぐり等のイベントを開催し、市内外を問わず広く歴史的風致の情報の発信を推進する。また、歴史まちづくりを市民にわかりやすく伝えるため、市報やホームページ等を活用しながら、情報発信の検討を行っていく。

5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する方針

①来街者への情報発信とまちなか回遊性向上の推進

来街者に分かりやすいサインガイドラインを策定し、外国人観光客にも対応した方向案内板や広域観光案内板、地域観光案内板や周辺施設案内板の設置を進めるとともに、市内各所の歴史的風致を来街者がスムーズにまち歩き出来るようなガイドマップを作成する。さらに、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を進めることで、来街者への情報発信を図る。

また、来街者が安心して快適に回遊できるよう、交通アクセスの改善や歩行者空間の整備を進めるとともに、果樹栽培等の生産環境を一望できる丘陵地に展望スペースを整備する等、来街者の受け入れ体制を整え、情報発信と合わせて歴史的風致内及び歴史的風致間のまちなか回遊性の向上を図る。

②多言語対応を含めた幅広い年齢層のガイドの育成

地域や学校等と連携した幅広い年齢層のガイドに加え、今後増加することが予想される外国人に対応できるガイドの育成も行っていく。



観光客を案内するガイド

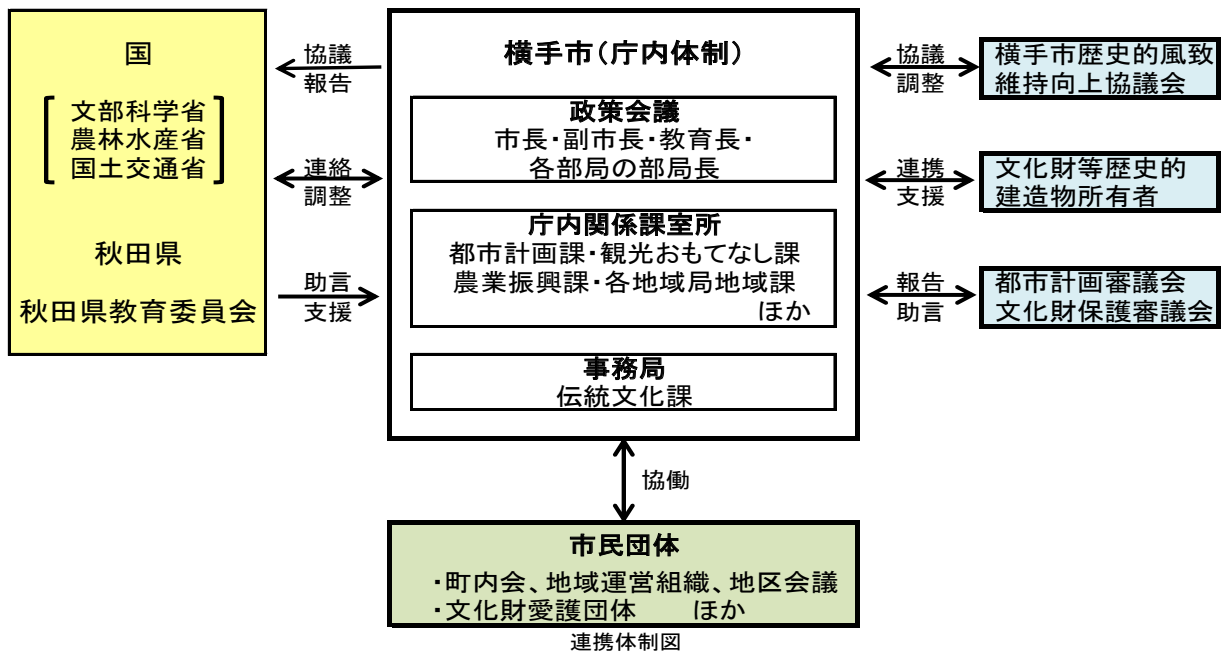
③地域ブランディングの推進による訪日外国人観光客の誘客促進

歴史的なまちなみを阻害する建築物等の除却や空き地等の活用及び美装化を実施することで、歴史文化を活かした地域ブランディングを推進し、インバウンドの促進も図る。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。このようなことから、本計画を推進するにあたり、教育委員会教育総務部伝統文化課を事務局に、都市計画課、観光おもてなし課、農業振興課、各地域局地域課等と連携した庁内体制を構築していく。

また、実施にあたっては、町内会や地域運営組織、地区会議、文化財愛護団体等と協働で進めるほか、国や秋田県・秋田県教育委員会と協議を行い、助言や支援を得るとともに、歴史まちづくり法第11条に基づき設置した「横手市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の推進や変更、事業の円滑な実施について協議を行う。必要に応じて都市計画審議会等の各審議会に報告し助言を得るほか、文化財等所有者や関係団体との連携を行うものとする。



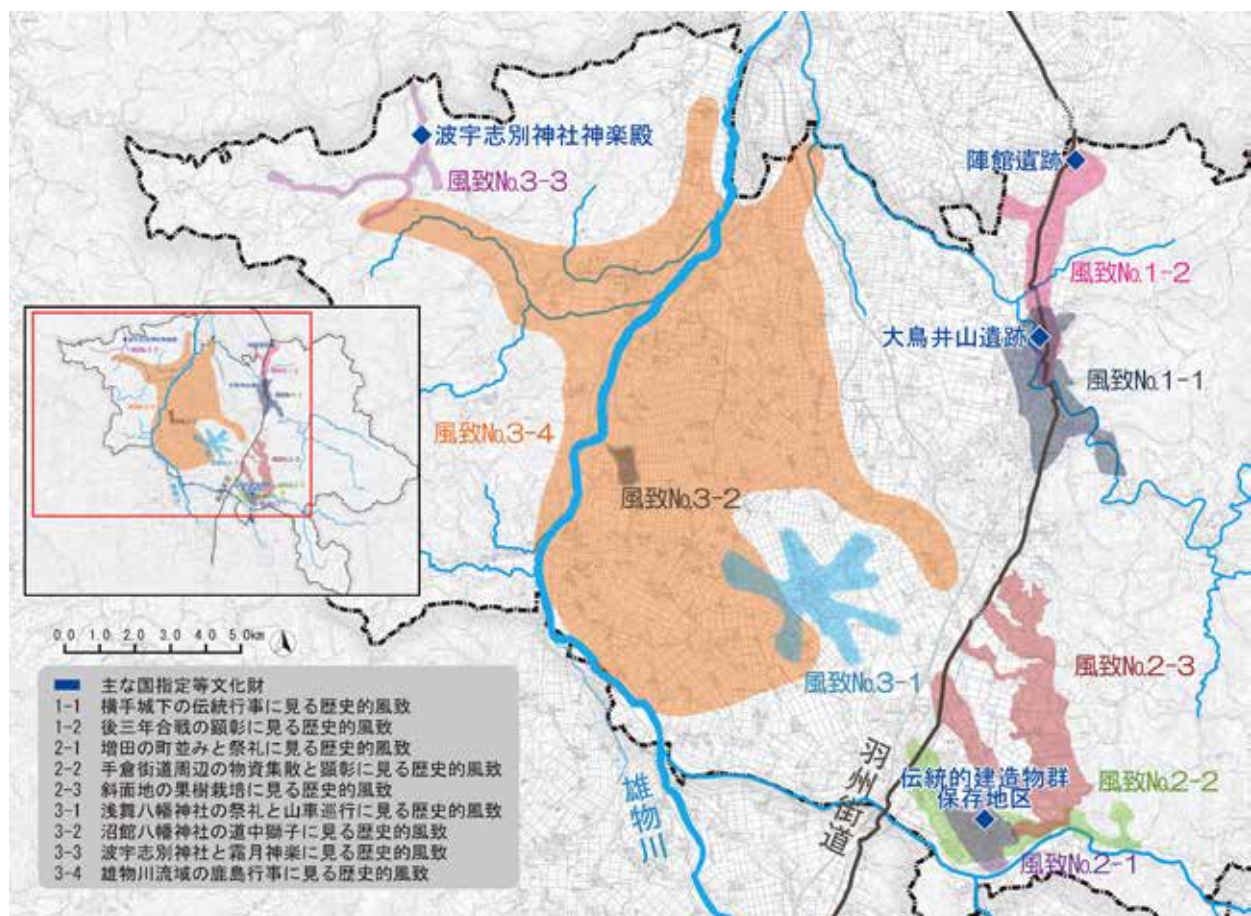
第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域と重点区域設定の考え方

1. 歴史的風致の分布

横手市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、各地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

本計画の第2章の中で、横手市における歴史的風致について3つの地域別に9つの歴史的風致を取り上げた。ここでいう3つの地域は「1. 北部地域」、「2. 南部地域」、「3. 中西部地域」である。第1章で取り上げたように、北部地域と南部地域は羽州街道で結ばれ、ここから江戸時代までに整備された各街道が通っており、また、南部を流れる成瀬川は中西部地域を縦断する雄物川に合流し、遠く日本海に注ぐ。本市の歴史的風致も、多くが各街道や雄物川に沿って、或いは近接して形成されていることに注目すると、これらが市域に及ぼした影響の大きさが分かる。



横手市の歴史的風致

9つの歴史的風致を街道ごとに区分すると、羽州街道にあっては、「1-1 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致」「1-2 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致」の2つ、羽州街道から分岐する手倉街道にあっては、「2-1 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致」「2-2 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致」「2-3 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致」の3つ、同じく羽州街道から分岐する沼館街道にあっては、「3-1 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致」「3-2 沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致」「3-4 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致」の3つが該当する。雄物川については「雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致」が該当するほか、沼館、浅舞、増田等の風致の核となっている在郷町の形成については、雄物川の舟運による部分も大きい。なお、「3-3 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致」については、古来より広く崇められていた当地域屈指の古社であり、異なる特徴を持つが、その信仰は雄物川や各街道を通じて広がっていったものである。

2. 重点区域設定の考え方

重点区域は、国指定等文化財をはじめとする文化財が数多く集まり、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲とし、さらに重点的に施策を実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

重点区域を設定するにあたっては、前項で述べたように人、物、文化の交流の舞台となった各街道や雄物川を意識し、地域別に3か所の重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上を目指すことで、そこからもたらされ、生み出された歴史や文化を実感できるような施策に取り組んでいくこととする。

このうち北部地域では、国の史跡である大鳥井山遺跡等、羽州街道沿いに古代から近世までの各時代の拠点となった史跡があり、顕彰活動が行われるほか、近世に由来する伝統行事が城下町の名残を残す町並みで継続している。

南部地域では、横手市増田伝統的建造物群保存地区（以下、保存地区）や十文字駅周辺等の発展に伴って形成された建造物と市街地の広がり手倉街道沿いにあり、朝市等の商業活動のほか、近世に由来する祭礼や地域の発展に資した史跡の顕彰活動が継続している。また、真人山麓から北に広がる樹園地では、りんご栽培が継続され、生産されたりんごが商店街に供給される。

中西部地域では、市の西端部に位置する保呂羽山に鎮座する波宇志別神社が、古来より広く信仰を集めており、国指定の波宇志別神社神楽殿等の建造物が残るほか、中世から「霜月神楽」が継続しており、周辺住民がこの行事を支える。

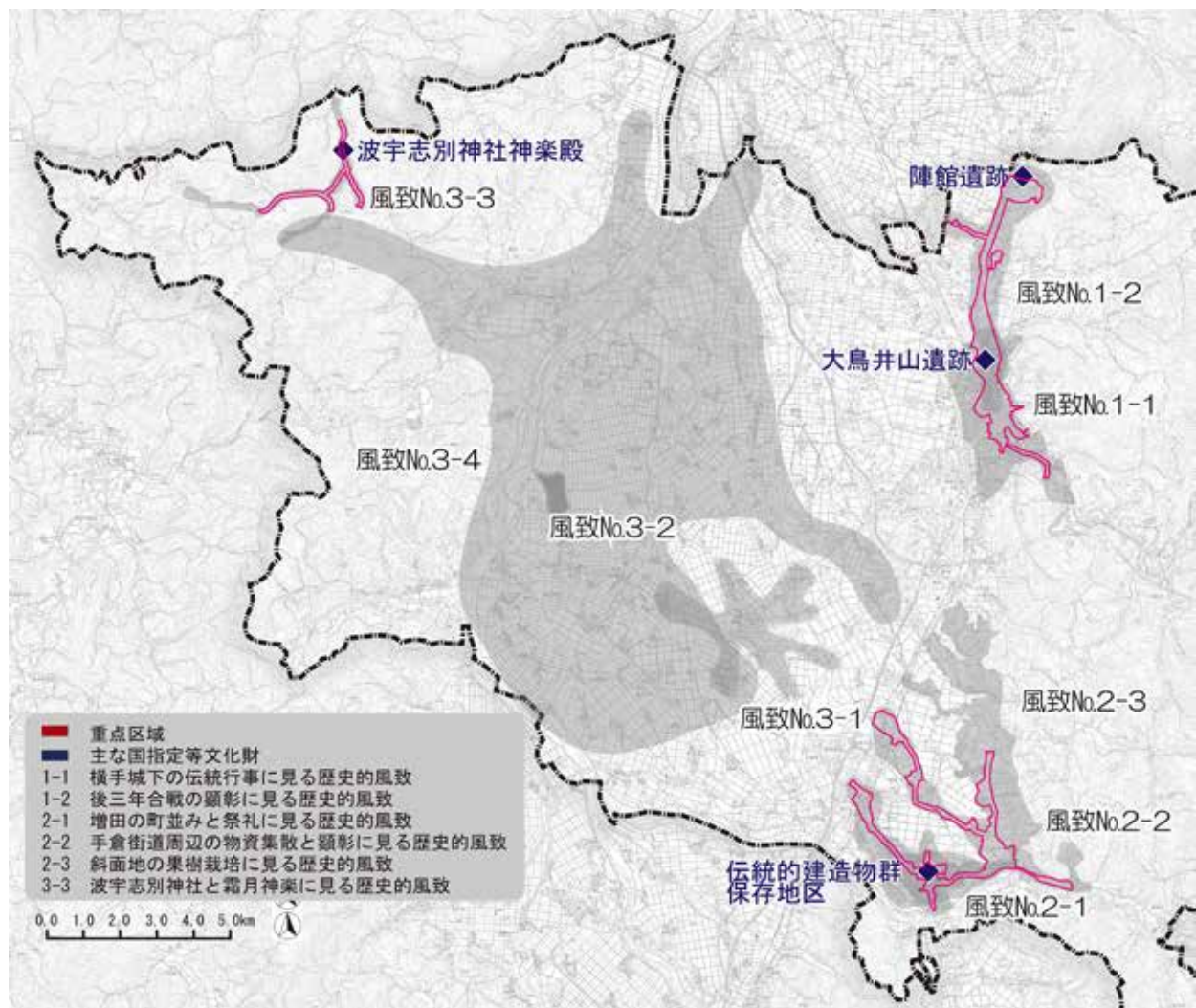
これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置のほか、都市計画法や景観法または屋外広告物法等に基づく制限等の様々な施策や、行政施策に頼らない個々の努力や住民活動によって、これまでもその維持向上が図られてきているところではあるが、歴史的建造物の老朽化や解体、少子高齢化や人口減少による地域コミュニティの衰退と祭礼行事の縮小化、耕作地の遊休化等により、今後の歴史的風致の維持に支障を来すことが予想される。

周知や広報については、個々の文化財についての情報は得られるものの、歴史的風致とい

う観点での情報発信は不足しており、歴史的風致の意義や価値についての認識が市及び市民、また市外から訪れる人々との間で共有されていない。

このため本計画では、これらの課題を解決するとともに歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、歴史的特徴が際立って残っている「北部地区」、「南部地区」及び中西部地域の中で雄物川以西の「西部地区」を重点区域として設定し、各重点区域の課題に対応した施策を展開することで一体的な歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に変更や追加が生じた場合等に、随時見直しを行うものとする。



3か所の重点区域

3. 重点区域の位置及び区域

各重点区域の区域は以下のとおりとし、この区域で重点的に歴史的風致の維持向上を図る。

(1) 北部地域

北部地域のうち、金沢地区には後三年合戦の決戦地・金沢柵のあった場所として古くから伝えられ、その伝承が残る「金澤八幡宮」や「景正功名塚」、「陣館遺跡」等がある。また「大鳥井山遺跡」のある朝倉地区にも多くの史跡や伝承地が残っており、羽州街道沿いの地域において、地域団体の手による保護や顕彰活動が引き継がれている。

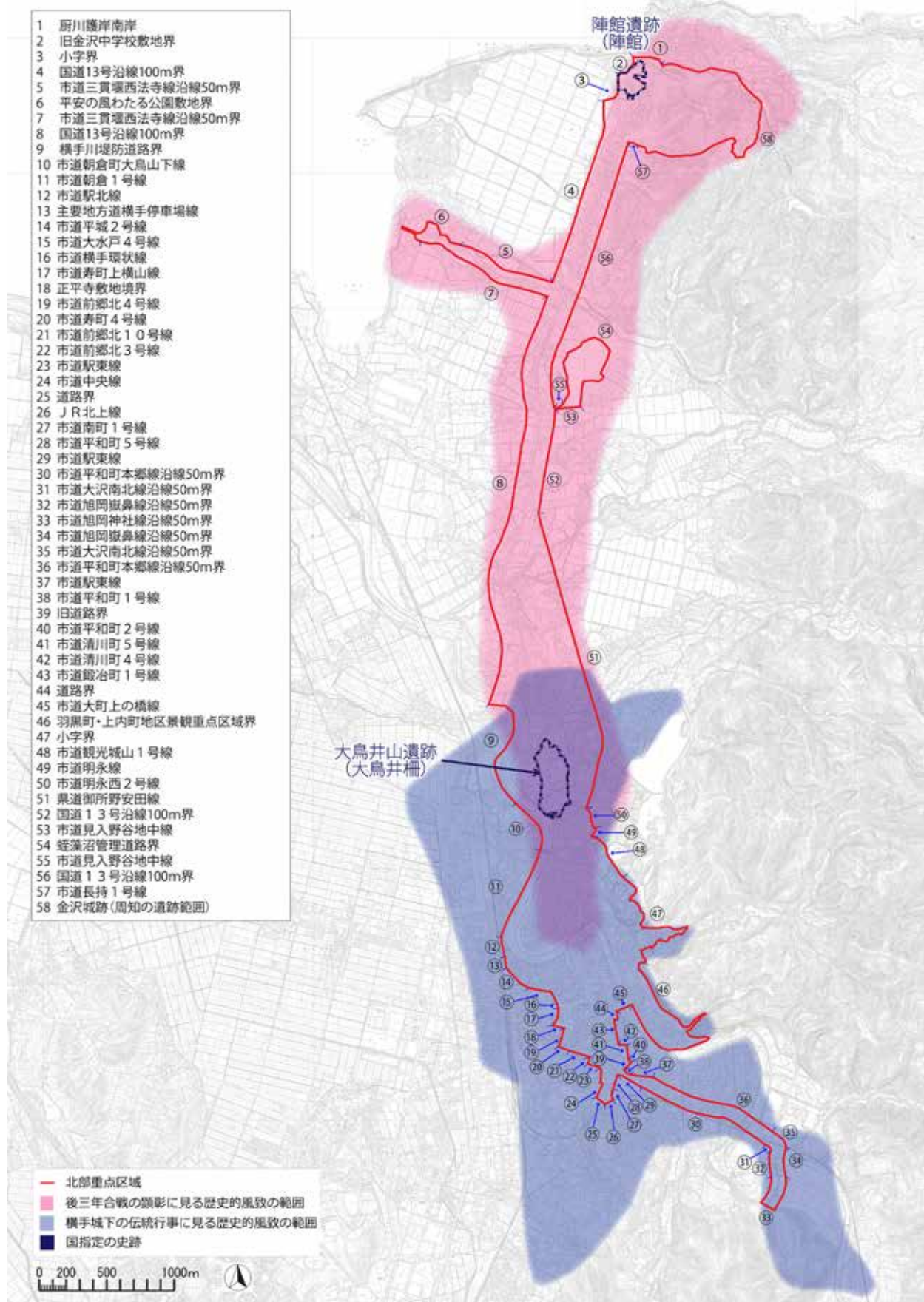
また、羽州街道を南下してくると、横手川と接する。当時の支配者層は、横手川や丘陵等の地形を利用した居館や城等の本拠を、時代の変遷とともに平場の「平城」地区に城を築き、その後、防御機能を高めるために現在の横手公園のある朝倉山に横手城を築いた。羽州街道は脇街道との結節点であったこともあり、政治や文化、経済の中心地となり、武家地の「内町」や町人地の「外町」の町割りが形成されていった。この地域においては「送り盆行事」や「かまくら行事」、「旭岡山神社の梵天行事」、「神明社の神輿渡御行事」等の伝統行事や祭礼が、江戸時代から行われている。

これらにより、大鳥井山遺跡、陣館遺跡から横手城に至る、古代から近世までの各時代において、横手市周辺域を治めた拠点としての史跡が羽州街道沿い又は周辺にあり、歴史的な結びつきの強い地域を北部重点区域として設定する。

区域の設定にあたっては、後三年合戦関連史跡の保護や顕彰活動が引き継がれている地域においては、羽州街道沿いの史跡の敷地界や良好な町並みの残る道路の中心から両側 100 m の範囲とした。また、横手城下の伝統行事や祭礼の活動が行われている地域においては、景観重点地区や歴史的建造物と良好な町並みが残る地域の景観に配慮し、横手市の用途地域決定の基準を基に道路の中心から両側 50 m の範囲等を設定した。

重点区域の名称：北部重点区域

重点区域の面積：約 436ha



北部重点区域

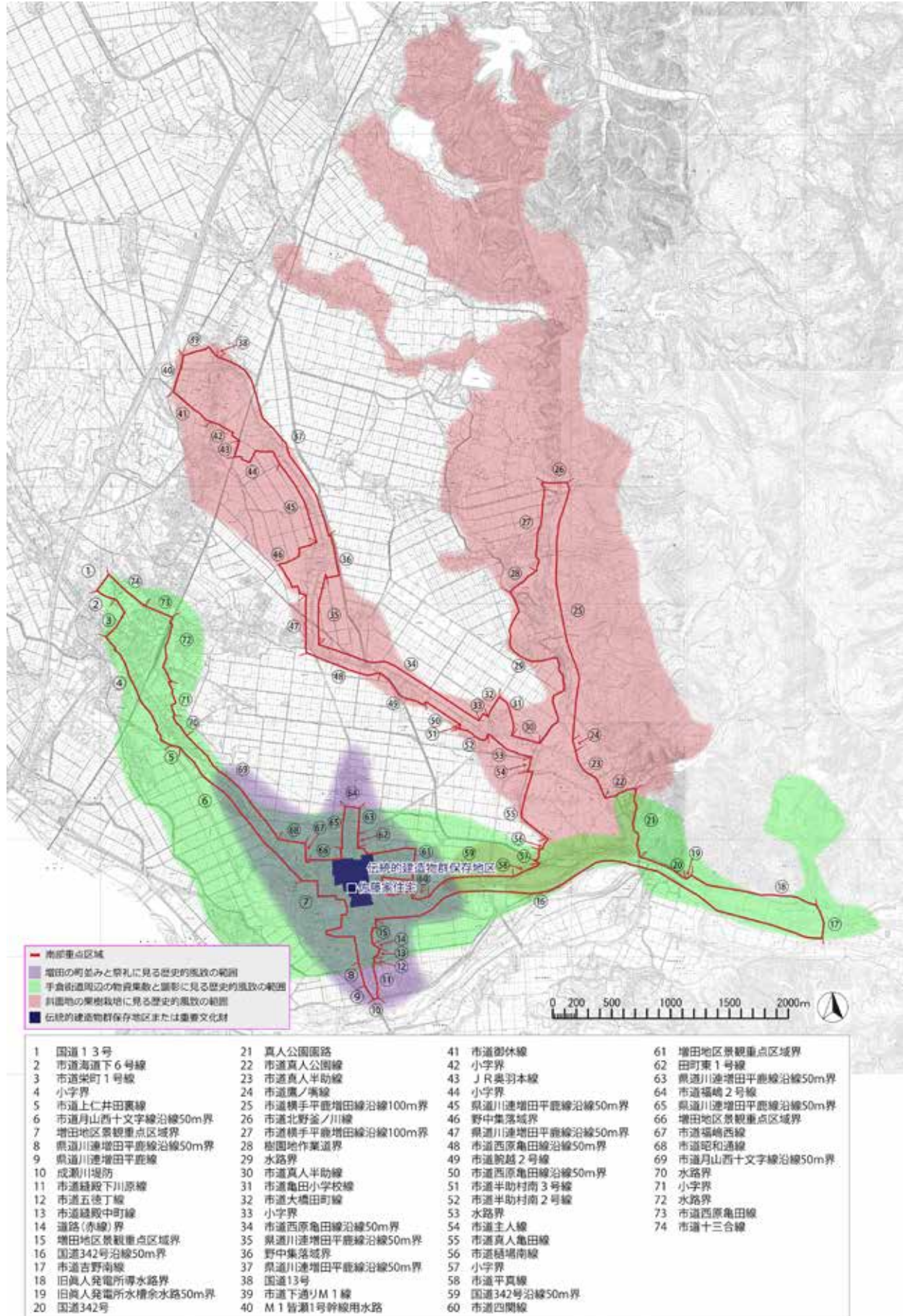
(2) 南部地域

南部地域は、保存地区を含む「^{がっさん}月山神社の神輿渡御」が行われる区域及び、^{おうう}奥羽本線の開通とともに商工業が発展し、商店街と共に朝市などの経済活動や顕彰活動が継続し、近代化に資した施設が残る増田から十文字にかけての手倉街道周辺の区域、加えて奥羽山脈の麓から横手盆地にかけて明治期以降、りんご栽培や顕彰活動が継続する区域を南部重点区域と設定した。この区域は、朝市を持つ商店街である増田が商品の集散拠点として発展し、奥羽本線の開通後は十文字駅を対外的な拠点として物資が集散し、一体的に発展した区域である。

設定にあたっては、保存地区を含む祭礼の活動が行われている区域の道路界や保存地区の繁栄を偲ばせる歴史的建造物が残っている手倉街道沿い、丘陵地に広がる斜面地のりんご園が道路沿いに続き、りんご栽培に関連した施設が残り、さらにりんご栽培の歴史が伝承されている地域や顕彰活動が行われている地域の道路や水路界、字界等を考慮した。このうち、道路の沿線における範囲は、朝市や直売所に出荷される農作物が生産されている環境の保全を図るため、道路の中心から両側 50 m とし、雄平フルーツライン沿いについては、横手市景観計画において丘陵地の景観形成軸に位置づけられていることから、果樹園の生産環境の保全とともに、景観計画で位置付けられている沿道からの眺望を確保するため、道路の中心から両側 100 m とした。

重点区域の名称：南部重点区域

重点区域の面積：約 412ha



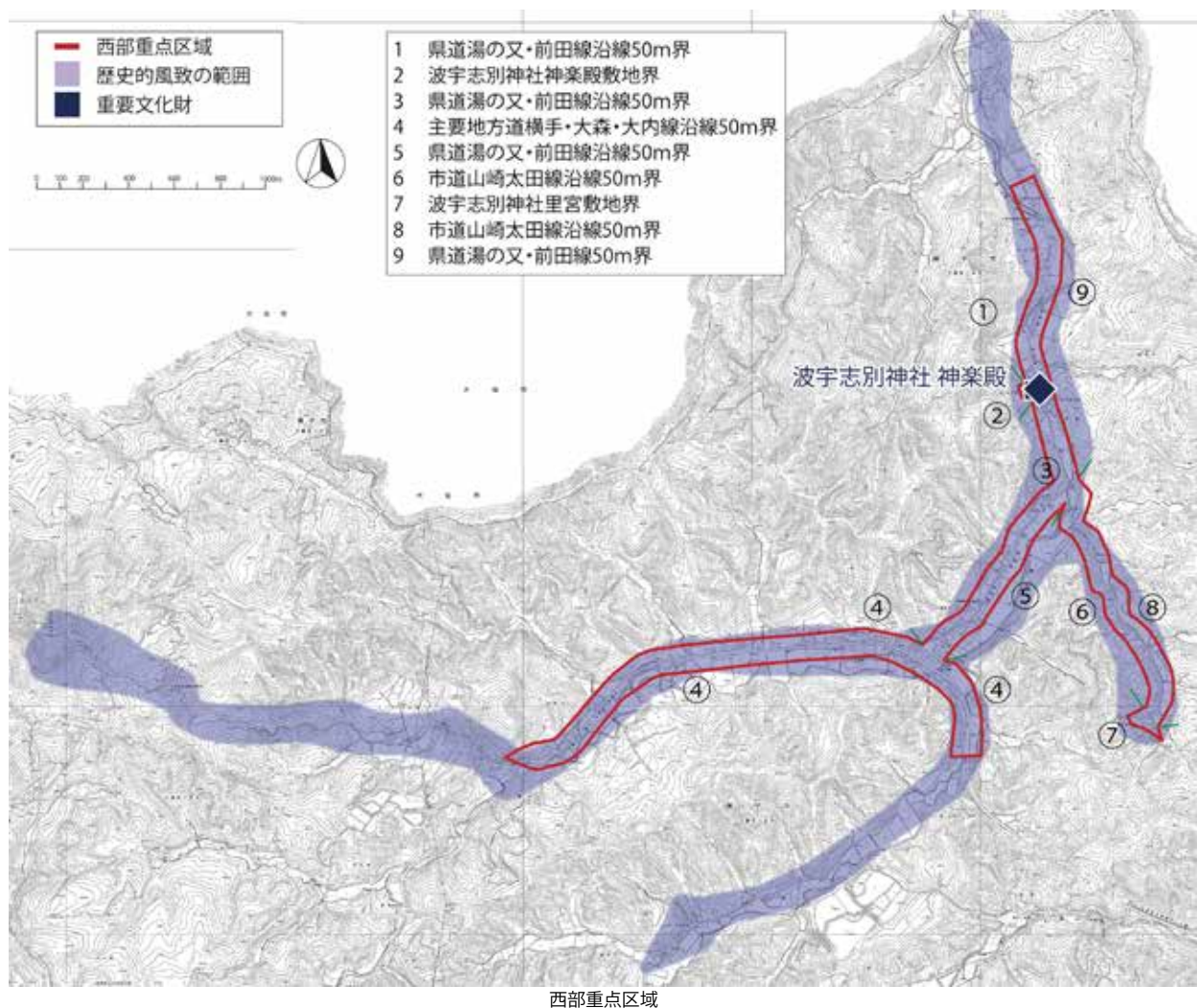
(3) 中西部地域

中西部地域のうち、重要文化財「波宇志別神社神楽殿」を中心に、国の指定の霜月神楽のほか本殿参り、春祭り等の波宇志別神社に係る年中行事のほか、これに関連する八沢木獅子舞等の行事が継承され、保呂羽山周辺の人々の営みが一体となって地域独自の文化が継承されている区域を西部重点区域と設定した。

設定にあたっては、波宇志別神社に関する歴史的風致を構成する、霜月神楽や本殿参り、春祭りなど波宇志別神社の関連行事や八沢木獅子舞行事を支える人々の主な居住地域のうち、集落行事や祝事等があった際に獅子舞が披露される範囲や、保呂羽山参道にあたる県道や主要地方道沿いを考慮した。道路の沿線における範囲は、景観計画の自然景観ゾーンに位置付ける山村集落の良好な自然景観を保全するために、道路の中心から両側 50 m を設定した。

重点区域の名称：西部重点区域

重点区域の面積：約 59ha



2 重点区域の設定の効果

本計画の策定により、これまで建造物あるいは伝統行事等が単体で認識されていたものが、活動が行われる市街地環境も含めて一体的に歴史的風致として定義づけられることにより、点から面として行政及び住民が地域への認識をより深める契機となるとともに、今後の地域づくりについて検討する始点ともなる。

重点区域における歴史的風致の維持・向上は、直接的には歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境保全・整備、伝統行事の継承・活性化を図ることができる。さらにこうした取組みによって、文化財や歴史的風致の特色と価値の顕在化が図られ、地域の歴史を大切に必要性が住民の間で高まっていくことも大きな効果のひとつと考えられる。とりわけ、歴史的建造物や伝統行事等を長年にわたって守り支えてきた人々にとっては、これまでの活動が再認識されることになり、地域の歴史に裏付けられた誇りと自信を創出すると考えられる。これらは、子どもたちが暮らしの中で楽しく伝統文化を継承することにつながり、そこで育まれた地域への愛着が、より良い地域社会を実現するための原動力として次世代に継承されることが期待される。特色ある歴史的風致の維持向上は、地域の魅力づくりにもつながり、横手で暮らすことの価値や魅力を向上させる効果のほか、他の地域からの観光・交流を通じた地域の活性化、コミュニティの広がりや地域の魅力を発信する機会を増大し、より多くの人を呼び込む効果も期待される。

また、3つの重点区域を設定し、個々の特徴を生かすことで、結果として市全域に様々な波及効果を及ぼすことが可能になる。北部は、中世から近世までの要素が歴史的風致を構成する。南部は近代、西部は中世である。このため、各重点区域間に一定のストーリー性を持たせることで、新たに市全域の回遊性の向上に資することができる。

一例として、通年的に市外からの来街者を受け入れる保存地区（近代）を出発点に、南部の区域内を回遊し、羽州街道沿いに北上しながら北部の横手城（近代）周辺や、大鳥井山遺跡、陣館遺跡（中世、古代）等を巡り、その周囲に広がる歴史的風致を体感する。さらに、現代から中世にまでさかのぼる各時代の人々から信仰を集めてきた西部の波宇志別神社（中世）周辺の歴史的風致を巡ることで、この地方の人々の紡いできた生活文化を体感することができる。南部から北部或いは西部へと時代をタイムスリップしながら回遊することになり、来街者にとって新たな旅のテーマを提示することができる。

このように、重点区域の設定によって、市内のそれぞれの地域のストーリーである歴史的風致を、さらに大きなテーマで結びつけることが可能になる。このため、各重点区域間の回遊性の検討にあたっては、重点区域間にストーリー性を持たせることで、結果としてこの地方の人々の営みの蓄積を体感することになり、市の文化に関する全容を把握することにもつながる効果を持つ。

重点区域における取組みは、市内の他の地域においても歴史的風致を活かしたまちづくりへの関心を高め、市全体へ効果が広がることを期待される。

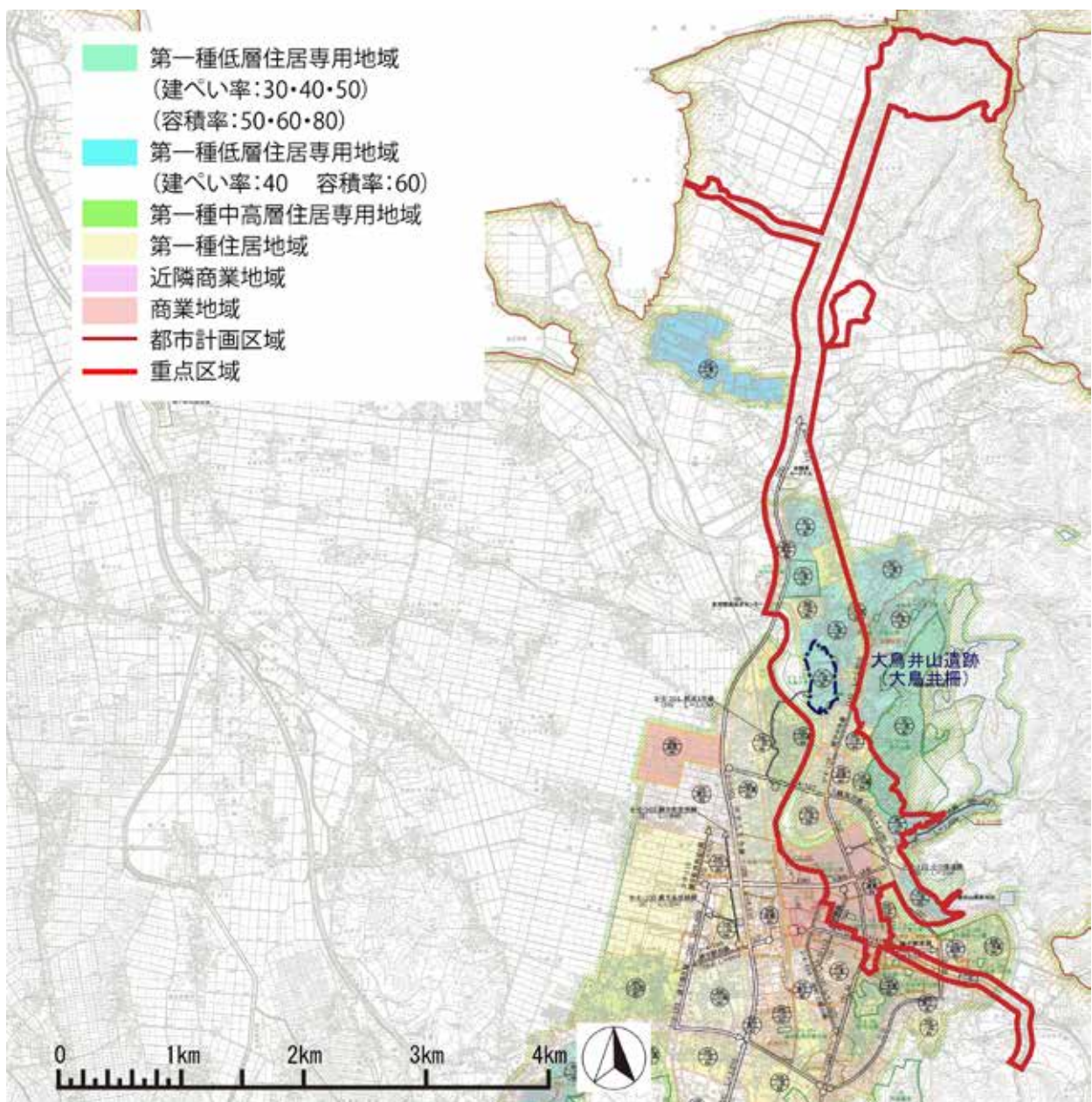
3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

1. 都市計画との連携

3か所の重点区域のうち、北部及び南部の2か所の重点区域については、都市計画区域となっている。このため、北部及び南部の両重点区域においては、都市計画を前提とした施策を実施する。

なお、平成31年(2019)3月に都市計画マスタープランの改正を行ったが、改正にあたっては、本計画の要旨等も反映させながら策定した。

(1) 北部重点区域



北部重点区域の都市計画

北部重点区域の都市計画は、横手都市計画区域として決定されており、用途地域や特定用途制限地域がある。

区域内北部の用途地域は、美郷町との市町村境から南に向けた国道13号の沿線の大半は特定用途制限地域の田園居住型のエリアであり、大鳥井山遺跡周辺は、第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域となっている。一方、区域内南部の用途地域については、城下町としての町割りから内町と呼ばれる旧武家地であった横手城周辺のほとんどが第一種住居地域となっている。また、外町と呼ばれる商人町の中心市街地エリアは、商業地域及び第二種住居地域となっている。第一種、第二種などの住居地域の道路の沿道については、住環境の保護を図る目的から、道路端より50mの範囲を標準として用途地域を設定している。

現在の街並みは、JR横手駅東口での再開発事業や土地区画整理事業により整備されており、併せて、都市計画道路や公園、下水道が都市計画決定され、都市機能と住環境のバランスの取れた市街地でもある。

今後も、市民との協働を前提に都市計画への理解を図りながら、計画的な土地利用やにぎわいの創出に向けて都市計画事業に取り組んでいく。

(2) 南部重点区域



南部重点区域の都市計画は、東部傾斜地の一部を除いて横手都市計画区域として決定されており、用途地域や都市区画区域内の用途地域指定のない土地に居住環境や営農環境に支障

のある建物の立地を制限する特定用途制限地域がある。

保存地区及び周辺のエリアは、平成 17 年 (2005) の市町村合併以前より都市計画区域内であったものの、用途地域は定められておらず、現在の土地利用は、3,000㎡の床面積を超える店舗・事務所、パチンコ店等の遊戯場・風俗施設、危険性や環境汚染の恐れが高い工場の立地を規制した特定用途制限地域の地域拠点型である。また、平成 25 年 (2013)12 月には増田の商店街を中心とした地区が文化的価値の高いエリアと評価され、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

次に、手倉街道周辺のエリアは、街道沿いが対象となっており、東西に広がりを見せている。東側は、1,000㎡の床面積を超える店舗、1,500㎡の床面積を超える事務所、3,000㎡の床面積を超えるホテル・旅館、遊戯場・風俗施設、危険性や環境汚染の恐れが高い工場の立地を規制した特定用途制限地域の田園居住型であり、保存地区を過ぎて西側は、用途地域が設定された十文字地域で、商業・準工業・近隣商業のエリアである。

この他、りんご生産の盛んな地区では、東側の斜面地に位置しているため、一部都市計画区域外のエリアもある。一方、果樹栽培に関連する倉庫等の位置は、国道 13 号の特定用途制限地域の沿道拠点型（地域拠点型と同様の立地規制）にある。なお、特定用途制限地域は、都市計画区域のうち、用途制限地域を除いた全域となっている。

南部重点区域は、交通の要衝であるとともに歴史的町並みや風光明媚なりんご畑が広がる横手を代表する景観を誇る。そのため、計画的な土地利用とにぎわいの創出に向けて、関係各位と十分な協議を重ねながら都市計画事業に取り組んでいく。



十文字地域の商店街



伝統的建造物群保存地区

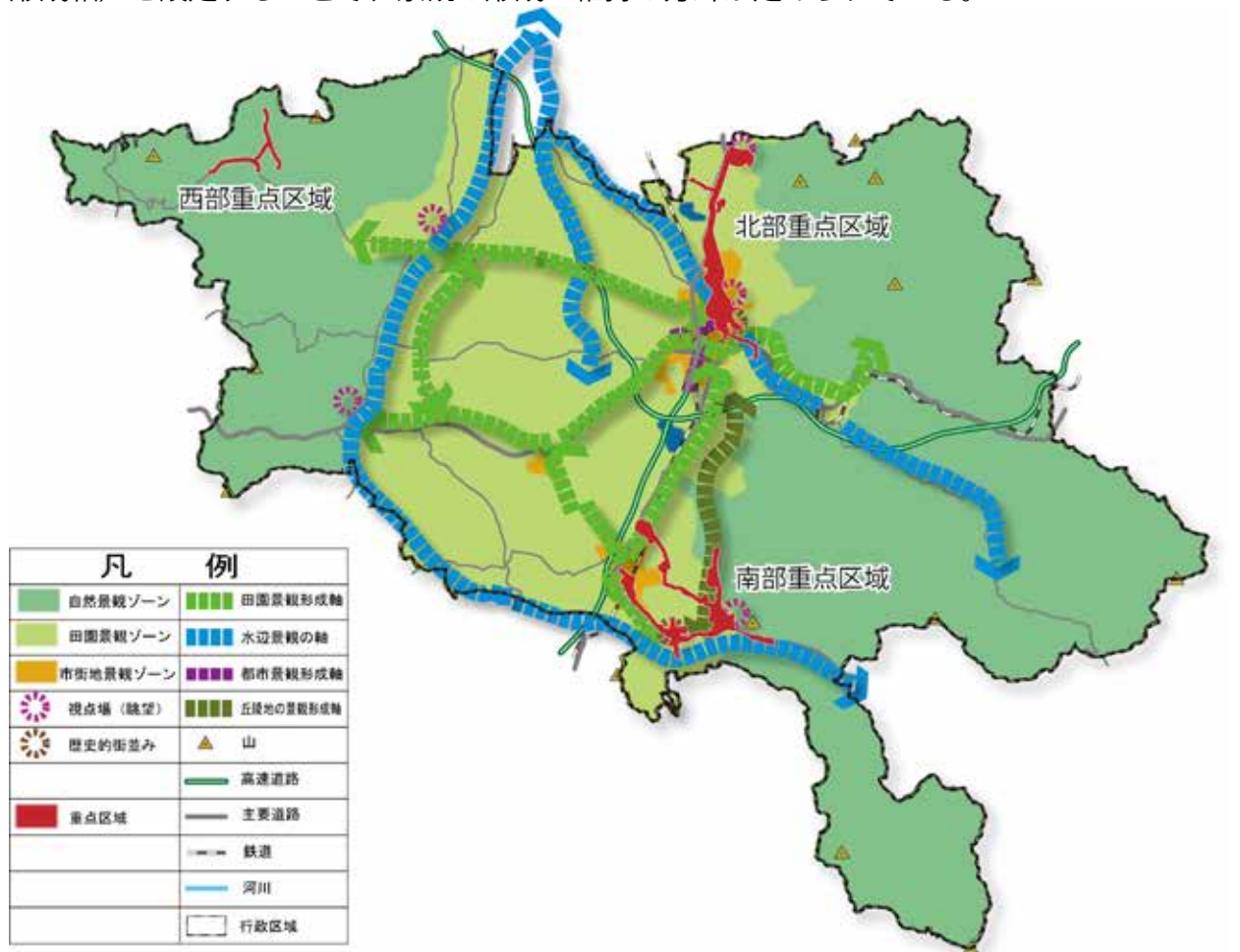


拡幅された国道 13 号

2. 景観計画との連携

横手市の景観施策は、平成16年(2004)に施行された景観法に基づき、積極的に横手の景観保全と創造に取り組んでいる。平成21年(2009)に横手市は景観行政団体になっており、その施策は、景観条例、景観計画、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例の4つの柱から成り立っている。景観計画と景観地区に関する都市計画は、「山と川、豊かな歴史あふれる景観を、守り、育て、つなげる田園都市」を目指している。

横手市景観計画では、自然景観、田園景観及び市街地景観の3つの景観に区分し、それらを横断する景観形成軸(田園景観形成軸、水辺景観形成軸、都市景観形成軸、丘陵地の景観形成軸)を設定することで、景観の形成・維持の方針が定められている。



- | | | |
|-----------------------|-----------|------------------------------------|
| ゾ
ン | 自然景観ゾーン | : 奥羽山脈と出羽丘陵の山並みなどが良好な自然景観を創出するゾーン |
| | 田園景観ゾーン | : 横手盆地に広がる農地が良好な田園景観を創出するゾーン |
| | 市街地景観ゾーン | : 地域の魅力を向上させる良好な市街地景観を創出するゾーン |
| 景
観
形
成
軸 | 田園景観形成軸 | : 周囲の良好な田園景観と調和した良好な沿道景観を創出する軸 |
| | 水辺景観形成軸 | : 市内を流れる主要な河川が良好な水辺景観を創出する軸 |
| | 都市景観形成軸 | : 横手市中心部のイメージとなる良好な沿道景観を創出する軸 |
| | 丘陵地の景観形成軸 | : 良好な沿道景観を持ち、市街地や鳥海山などの良好な眺望を保全する軸 |
| 拠
点 | 視点場(眺望点) | : 横手盆地の良好な眺望を見ることができる場 |
| | 歴史的街並み | : 後世に継承すべき良好な景観を擁する歴史的街並み |
- 景観形成の方向性に基づくゾーニングにおける重点区域の位置

1) 景観計画区域

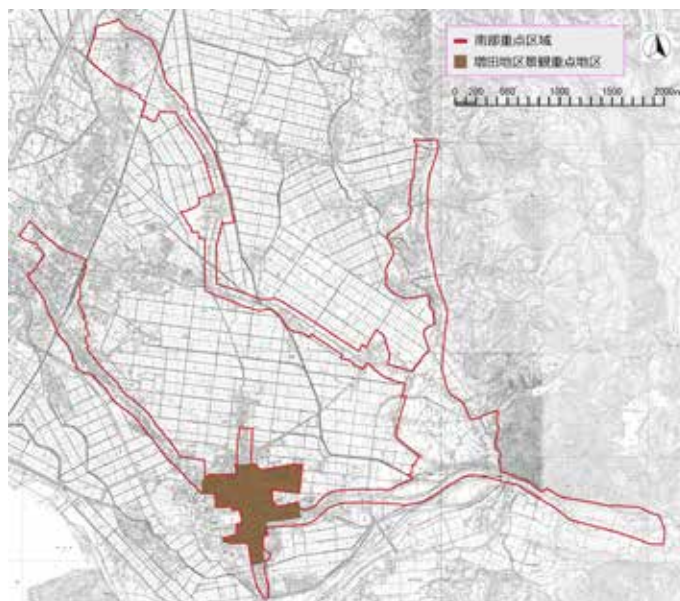
景観計画の区域は、平成 24 年（2012）9 月から横手市全域を対象としている。

2) 景観重点地区

横手市では、住民の意見や地区特性も踏まえながら、景観計画区域の中で特に重点的に景観形成を図る必要がある地区を景観重点地区として指定し、より積極的な景観づくりを図っている。景観重点地区では、地区住民等の合意形成に基づき、地区独自の基準を定め、景観形成を図ることとしているが、横手市では、現在、「羽黒町・上内町地区」と「増田地区」の2地区が景観重点地区に指定されている。



北部重点区域内の景観重点地区



南部重点区域内の景観重点地区

「羽黒町・上内町地区景観重点地区」は、東西を愛宕山と横手川に囲まれた緑豊かな歴史的な雰囲気を感じられる住宅地であり、北部重点区域内に位置している。昭和 62 年（1987）以降、景観に関するまちづくり条例や行政と住民との申し合わせ事項に基づいて、自主的に建築物や塀、生垣等の独自の景観を維持すべく取り組んできており、現在も武家町の面影や武家風の屋敷が残り、愛宕山の自然と板塀が連なる通りが情緒ある景観を保っている。引き続き、旧武家町の町並みの骨格である板塀や生垣に見られる景観の保全形成を図り、歴史的建造物を核とした修景事業を強化していく方針である。

「増田地区景観重点地区」は市南東部に位置し、南部重点区域内の重要伝統的建造物群保存地区を囲むエリアである。本地区は、秋田県と岩手県・宮城県を結ぶ交通の要衝として、また雄物川水系成瀬川と皆瀬川の合流地点に位置することから政治・経済の上でも重要な役

割を果たした歴史豊かな地区である。増田地区景観重点地区は、重要伝統的建造物群保存地区約 10.6ha を囲む周囲 46.6ha の範囲であり、明治から昭和 30 年（1955）代までに建てられた主屋が軒を連ねる町並みや歴史的雰囲気を感じる水路が残存し、景観上も保全を継続していく必要がある。引き続き、歴史的建造物への修景事業を継続するとともに、賑わいの創出や地域活力の増進に繋がる環境整備も展開していく方針である。

3) 景観重点地区内での行為の制限の内容

i) 羽黒町・上内町地区（景観重点地区）の景観形成方針と行為の制限

羽黒町・上内町地区は、自然環境に恵まれた、伝統的な落ち着いたたたずまいを持った景観を有している。これまで、住民と市の協力によって良好な景観を保全・維持してきているが、現存する大きな樹木は、地区にとっても貴重な財産であり、安全に配慮しながら、適切な維持管理をしつつ保存に努めていく方針である。さらに、敷地内の庭木や生垣は、これまで同様にその適切な維持に努め、新たな植樹や生垣化を積極的に推進していく。さらに、建物や塀等も、羽黒町・上内町地区の落ち着いた雰囲気や町並みと調和させ、周辺の景観に配慮したものとしていく。

行為	規模等
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ2分の1を超えるもの)
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 (屋根や外壁の変更部分の面積が、それぞれ2分の1を超えるもの)
開発行為	次のいずれかに該当するもの ・下記の面積以上の開発行為 都市計画区域内：面積 1,000㎡以上 都市計画区域外：面積 10,000㎡以上 ・高さが3mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの（一般地域と同じ）
樹木の伐採	・高さが10mを超えるもの
物件の堆積	1) 自動車、建設資材、ドラム缶等、ガラス瓶等の用途を廃止した物件 ①新たに堆積する場合：高さが1.5m又は水平投影面積が500㎡を超えるもの ②既存の物件：追加後の高さが1.5m又は水平投影面積が500㎡を超えるもの ③既存の物件で水平投影面積が500㎡を超える規模のものに追加して堆積する場合：追加する部分の規模の高さが0.5m又は水平投影面積が50㎡を超えるもの 2) 1) に掲げるもの以外の物件 ①新たに堆積する場合：高さが3m又は水平投影面積が1,000㎡を超えるもの ②既存の物件で①以下の規模に追加する場合：堆積高が3m又は水平投影面積が1,000㎡を超えるもの ③既存の物件で①を超える規模に追加する場合：追加する部分の高さが1m又は水平投影面積が100㎡を超えるもの

行為	規模等
土石等の採取、鉱物の掘採	・面積が 3,000㎡又は法面や擁壁の高さが 3 mを超えるもの
土地の区画形質の変更（開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く）	・面積が 3,000㎡又は法面や擁壁の高さが 3 mを超えるもの

行為の制限に関する届出対象行為の一例

ii) 増田地区（景観重点地区）の景観形成方針と行為の制限

増田地区は、城下町の町割りを継承して形成された歴史的町並みを有している。これまでも、住民と市の協力によって保全・維持してきているが、その中でも特に、建築物や工作物の建築や修繕にあたっては、歴史的な町並み、周辺景観との調和に配慮していく方針である。さらに、敷地内の庭木や生垣も、歴史的な町並みに合わせてその適切な維持に努めていく。なお、横手都市計画で決定された保存地区は、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画で規定する保存整備計画等に従うことになっている。

項目	基準	基準詳細
建築物等	主屋の配置 (歴史的街並みの連続性に配慮する。)	表通りから後退しすぎない。 ・表通りからなるべく後退しない。 ・表通りの少し離れた位置からでも建物正面が見渡せる配置に努める。
	形態意匠	地区の歴史的街並みに配慮した形態・意匠とする。 ・表通りでは、軒や庇を出し、建物に陰影を与える。また、敷地の条件や積雪を考慮し、できるだけ勾配屋根とする。
	高さ	歴史的街並みに配慮した高さとする。 ・表通りでは、原則、1～2階建てとする。3階建て以上とする場合は、3階部分を後退させる等の工夫をする。
	色彩	歴史的街並みに配慮した色彩とする。 (表通り以外も色彩は同様。) ・無彩色（白・グレー・黒）、茶系統などの落ち着いた色彩を基調とする。又は自然の素材色を基調とする。
	工作物等	形態意匠、色彩は上記と同様とする。(表通り以外も色彩は同様。)
樹木・植栽	既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努める。(表通り以外も同様。)	
空き地空き家	空き地、空き家は適正に管理し、周辺の景観との調和に配慮すること。(表通り以外も同様。)	

景観づくり基準の一例

3. 屋外広告物の制限

屋外広告物は、横手市屋外広告物条例の中で広告物の面積や高さ、形状、掲出方法に係る制限について詳細な基準を定めている。さらに、景観にも大きな影響を与えることから、周辺環境との調和を図る目的で、横手市景観計画に屋外広告物規制誘導に関する基本的な考え方を記載している。

横手市屋外広告物条例により、横手市内に屋外広告物を表示する場合は、原則として市長の許可が必要となり、許可の基準は、「全ての広告物に共通する基準（共通許可基準）」と「広告物の種類別の基準（個別許可基準）」の2種類が存在し、広告物の許可は、これらの基準を満たすことが要件となる。

i) 全ての広告物に共通する基準（共通許可基準）

a) 良好な景観の形成又は風致の維持に関するもの

- ・特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること。
 - ・裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成又は風致の維持のために配慮されたものであること。
 - ・ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講ずること。
 - ・蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
 - ・住宅地等落ち着きが求められる場所等では、極端に鮮やかな色や、けばけばしく点滅する広告物は設置しないこと。
- b) 公衆に対する危害防止に関するもの
- ・広告物等の材料は、腐食、腐朽若しくは損傷しにくいもの又は有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしたものであること。
 - ・自重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること。
 - ・交通標識及び交通信号の類と混同せず、かつ、これらを隠さないものであること。

ii) 広告物の種類別の基準（個別許可基準）

屋外広告物の種類別に、許可の基準が定められている。

a) 野立広告塔

表示面積を一面につき 30m^2 以内とし、高さを 15m 以下とすること。

b) 野立広告板

表示面積（両面に表示するものにあつてはその片面の面積、数枚で1個の広告となるものにあつてはその合計面積）を 30m^2 以内とし、高さを 10m 以下とすること。ただし、市街地に設置するものにあつては、表示面積を 40m^2 以内とし、高さを 15m 以下とすることができる。

c) 屋上広告塔

耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあつては、高さを当該建築物の高さの $2/3$ 以下とすること。ただし、発光装置や照明装置を有する広告塔の場合、当該木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を1面につき 20m^2 以内とし、その高さを地上から 10m 以下とすること。建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合が $7/10$ 以下の場合にあつては、当該建築物の高さを超えない高さとすることができる。

d) 屋上広告板

耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあつては、高さを当該建築物の高さの $2/3$ 以下とすること。木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を1面につき 20m^2 以内としその高さを地上から 10m 以下とすること。

e) 突出広告板

突出幅を、道路上に突出するものにあつては 1m 以内とすること。

f) 壁面広告板

表示面積を同一壁面の面積の $1/2$ 以内（当該面積が 30m^2 を超えるときにあつては 30m^2 ）とすること。大規模小売店舗の壁面に取の $1/2$ 以内（当該得た面積が特例面積を超えるとときは、特例面積）とすること。

※ 野立広告塔（板）は、道路、鉄道等、他の野立広告塔（板）から 100 m以内には設置できない。（ただし、市街地に設置する場合並びに自家広告物等又は公共広告物等を設置する場合を除く。）

※ 上記の広告物（壁面広告板を除く）が発光装置又は照明装置を有する場合には、信号機から 10 m以内（電光表示広告物以外は 5 m以内）に設置できない。

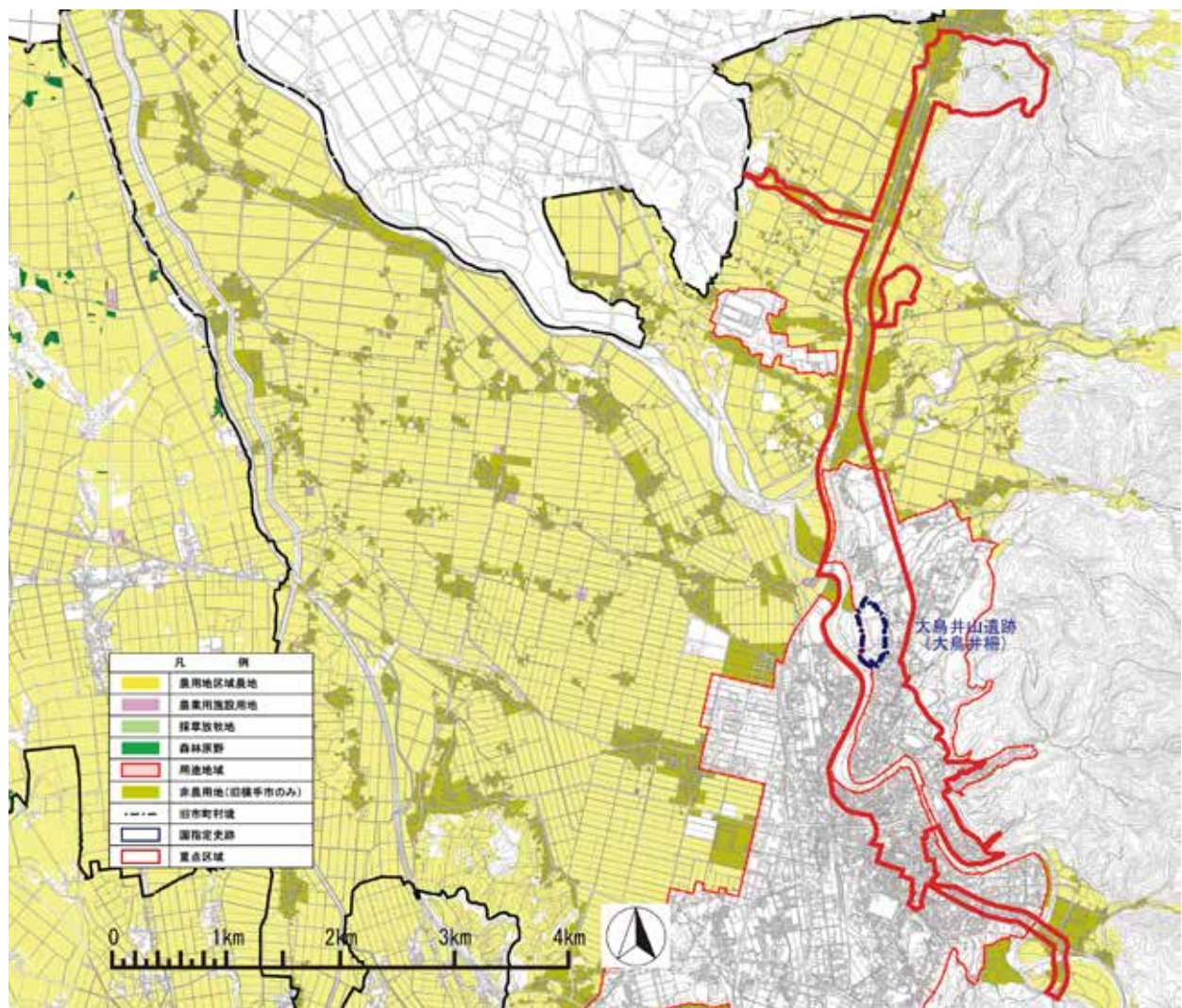
iii) 景観重点地区内の制限

原則として、横手市景観計画に定めた景観重点地区で市長が指定する区域である羽黒町・上内町地区景観重点地区、増田地区景観重点地区には、広告物を表示してはならないこととしており、引き続き景観重点地区の景観づくりの方向性を堅持していく。

4. 農業振興地域整備計画との連携

南部重点区域の北東部傾斜地の樹園地及びこれに隣接する平坦部の樹園地は、既に共同高性能農業機械による防除体制が確立しており、今後も樹園地としてグリーンツーリズムによる交流の場づくりを行いながら、観光農園も含め利用を促進することとしている。

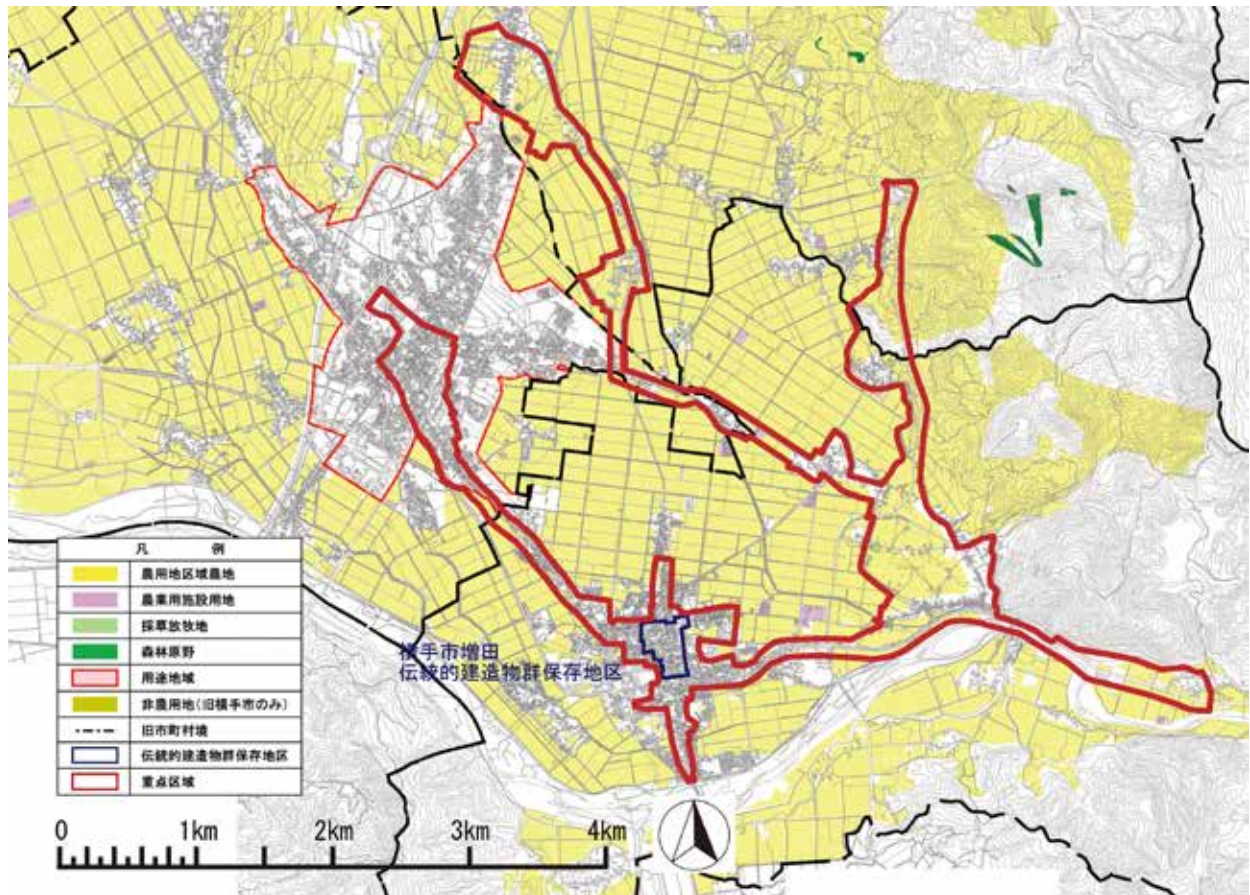
また、若手果樹農家を中心とするネットワークづくりと共同防除組織^{きょうどうぼうじょ}の強化を図り、有効性のある助成措置のほか、農業者への各種情報提供と、新規就農支援制度を活用し、新たな



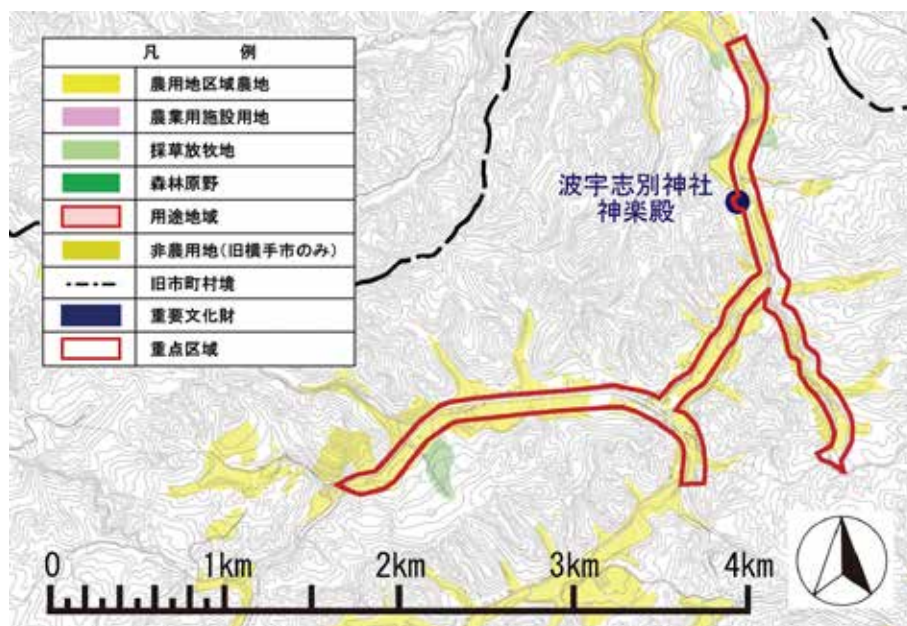
北部重点区域の農業振興地域

就農者を確保していくように努めながら、農業の健全な発展を目指し、一定の農業地域を保全形成するとともに、計画的に農業振興を図っていく。

このような取り組みにより育まれた営農景観を良好に後世に伝え、その保全と有効利用を図るため、農用区域内の土地については、農地転用の制限、開発行為の制限を行いながら、農業景観行政と連携して農地の保全等に取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。



南部重点区域の農業振興地域



西部重点区域の農業振興地域

5. 横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画との連携

「南部重点区域」の保存地区は、平成25年（2013）12月に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。

本地区では、文化財保護法と同法に基づいた横手市伝統的建造物群保存地区保存条例により、増田地区の先人が生み出し、受け継いできた個性ある歴史的町並みを、地区住民や横手市民の共有の財産として将来に向けて保存するとともに、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上や地域振興、地域産業等に活かしていく。保存地区内においては、建物の新築、増改築、除却等や、建築物の修繕や色彩の変更等の外観変更等、現状変更行為に対して規制を行っている。

今後も引き続き、伝統的建造物が有する伝統様式及び諸特性の維持・復原のための「修理基準」や伝統的建造物以外の建築物等を形状変更がなされる時に用いる「修景基準」、修景基準を満たせず、やむを得ないと認める場合において、その歴史的な景観を著しく損なわないための「許可基準」に基づいた保存・整備を進めることで、伝統的な町並みに配慮したものとする。

6. 大鳥井山遺跡保存管理計画との連携

「北部重点区域」に存在する大鳥井山遺跡は、平成22年（2010）に国の史跡指定を受けており、平成25年（2013）に策定された「史跡 大鳥井山遺跡保存管理計画」に基づき適切な保存・管理が図られてきた。

今後も引き続き、発掘調査や施設、工作物、道路の整備等により現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為とみなされる整備等を行う場合は、横手市教育委員会と事前協議を行い、文化庁長官の許可を得たうえで実施し、本計画に規定されている「現状変更等の許可に関する取扱基準」に基づいた整備・活用を行うことで、史跡の良好な保存・管理に配慮したものとする。

第5章 文化財の保存と活用に関する事項

1 市全体に関する事項

1. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

横手市では、平成28年（2016）3月に『みんなの力で 未来を拓く 人と地域が^{かがや}くまち よこて』を将来像とし、市政運営の指針となる「第2次横手市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定した。これを踏まえ本市教育委員会では、市の教育振興基本計画となる「第2期横手市教育ビジョン」を策定、令和3年（2021）3月に「第3期横手市教育ビジョン」に改訂、地域の歴史と文化的資産の周知を通じて市民に郷土への愛着と誇りを育む取組みを図り、学校現場や地域住民とともに文化財の保存と活用を推進していくこととしている。

市内には、国指定（選定）10件、県指定40件、市指定164件の指定文化財が存在するほか、57棟の建造物が登録有形文化財（建造物）として登録されている。これらの文化財は市内全域に分布し、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として、地域住民の心の拠り所や観光振興の重要な資源となっており、確実に後世に伝えて行く必要がある。

指定等文化財については、文化財保護法や秋田県文化財保護条例、横手市文化財保護条例、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づき、所有者等が適切な保存管理を実施し、行政は助言・指導を行うと同時に、保存のための修理や整備に係る経費も必要に応じて助成を行い保存継承に努めてきており、今後も所有者等と連携を取りながら適切な保存の促進に努めるものとする。また、その活用の際には市民が文化財に対して愛着と誇りを持ち、大切にしたいという気持ちが育まれることで保存継承が図られるよう普及啓発に努め、文化的資産を活かした地域づくりへ繋げていくこととする。この他、未指定の文化財も数多く存在することから、計画的に調査研究を行い、保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うものとする。

また、未指定も含めた文化財の総合的な把握と保護や活用の方針について定めるため、別途「横手市歴史文化基本構想」や「文化財保存活用地域計画」等の計画を策定するものとする。

以下、文化財の類型ごとに保存・活用の方針を定める。

◆有形文化財（建造物、美術工芸品）

指定等建造物文化財については、所有者や管理者と連携を密にし現状把握に努めているが、個別の保存管理計画は作成されていない状況である。今後は、必要に応じ保存管理計画を策定するとともに、より効果的な保存を行うために国・県及び所有者と連携し、計画的な保存と活用を図っていくものとする。併せて、適切な保存修理を進めるものとする。

また、市内には近代に建てられた建造物が多数現存する他、農業や商工業等の産業発展を支えた倉庫群や、旧発電所や^{ずいどう}隧道等の構造物も現存しているが、文化財指定等に向けた調査は進んでいない。こうした近代以降に建てられた建造物は、地域が発展した証として住民の心の拠り所になっているものが多く、必要に応じて現状把握や学術的価値の見極め等のための調査を実施するとともに、文化財指定等の保護措置を図るものとする。

絵画や彫刻、工芸品、考古・歴史資料等の美術工芸品については、その大部分が社寺や個人の所有となっている。引き続き適切な保存に向けて意識啓発を行うとともに、所有者の同意が得られたものについては資料館で公開する等、活用についても検討するものとする。

◆無形文化財、民俗文化財

無形文化財については3件が市の指定を受けており、保存会や愛好会等が組織されて「わざ」の伝承が行われている。今後も技術保持者等と連携し、「わざ」の伝承に向けた普及啓発を行うものとする。

民俗文化財は、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術及びこれに用いる用具等、地域に根差して受け継がれてきたものであり、8地域それぞれに民俗文化財が所在し、地域住民等によって保存継承が行われている。一方で、平成17年(2005)の市町村合併以前の指定を新市に引き継いだため、同じ内容のものであっても他地域では指定されていない等の課題もあることから、市内全域での調査を進め、その価値が認められ、保存と活用の措置を講じる必要があるものについては、文化財指定を検討するものとする。

なお、本市教育委員会では伝統芸能団体の活動実態を把握するためのアンケート調査を平成28年(2016)度に行った。本市では無形民俗芸能団体を「伝統芸能団体」としてアンケートを実施している。各団体が抱える課題の多くは、指導者や後継者不足による活動の停滞、用具の新調経費に関することだった。こうした結果も踏まえ、各団体と連携を取りながら詳細調査や記録作成に関する取組みを進めるほか、担い手の育成に向けた施策や用具新調への支援等を推進し、後世への継承を図るものとする。

■伝統芸能団体の実態調査アンケートより(平成28年(2016)5月実施 76団体へ送付)		
提出49団体(うち記入無5団体 活動休止1団体) 無回答27団体		
□設問5 活動を継続していくにあたっての課題・問題はなんですか(複数回答可)		
① 活動資金の不足	19団体	(自由記載内容) ○後継者の不足 ○会員の高齢化 ○若い会員の募集 ○備品・運搬車等の更新 ○練習場所が無い ○会員としての認識が低い ○少子高齢化で厄払いする若者がいなくなった
② 担い手の確保(人数不足)	36団体	
③ 組織の弱体化	10団体	
④ 活動場所の確保	2団体	
⑤ 指導者の不在や不足	12団体	
⑥ その他(自由記載)	7団体	

伝統芸能団体実態調査アンケート結果

◆記念物(史跡・名勝・天然記念物)

本市には大鳥井山遺跡等の史跡があるが、住民らによる史跡への正確な知識と豊かな理解は、その保存に大きな効力を持つものである。説明会等の開催により、史跡の適切な公開を行い、地域住民らが史跡の価値を正確に知り、理解を深める機会の提供を行っていく。また、史跡の草刈り作業や説明板の設置等を行いながら保全に努め、これらの活動に文化財保護団体や地域住民らの自発的で積極的な参加が得られるよう、機運の醸成を図るものとする。

名勝及び天然記念物については、定期的な巡回や所有者等の協力により適切な保存がなされており、引き続き保存に向けた支援を行うものとする。また、これらは周辺環境と一体で保護することが望ましく、保存継承のみにとどまらず、関連する伝統文化や生活様式等とともに一体的に継承を図り、より効果的な保存・活用に努めるものとする。

◆文化的景観

横手市景観計画では市域全域を景観計画区域とし、旧武家地である「羽黒町・上内町地区」^{はぐるちようかみうちまち}と、歴史的な町並みを有する「増田地区」^{ますだ}の2地区を景観重点地区に指定しているが、重要文化的景観に選定されている地区はない。市内にはこの他にも、稲作や果樹生産等、農山村に暮らす人々の営みによって形成された良好な景観を持つ地区が存在する。これまでに文化的景観に関する保存調査が行われた地区はないが、生業や生活、風土によって作り出された固有の地域文化の保護と維持、伝統や慣習等の次世代への継承に向け、今後調査を検討する。

◆伝統的建造物群

横手市増田伝統的建造物群保存地区^{よこてしまたでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく}（以下、保存地区）が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、保存計画に従って修理・修景事業が行われている。今後も国・県及び所有者と連携し、適切な保存管理を推進するものとする。

なお、市所有や保存地区内の指定等建造物文化財については公開されているものが多く、所有者や管理団体等により活用が図られ、市民や来街者に本市の歴史や魅力を伝える機会を提供している。必要に応じて保存活用計画の策定を促進し、管理や保存修理に対する支援を行うとともに、公開等の活用の幅が広がる取組みを推進するものとする。

2. 文化財の修理（整備）に関する方針

有形文化財の建造物は、経年劣化や風雨等、外的要因によるき損や滅失を招く恐れがあり、日頃の予防対策を含め、所有者等による維持管理と日常的な点検を行う事で損傷の早期発見に努め、健全性の維持や回復のための修繕を促進する。

指定等文化財の修理及び整備については、文化財の価値を維持することを目的とし、過去の改修の履歴や調査記録等を活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基本とする。文化財保護法等の法令に基づき適切な対応をするとともに、必要に応じて文化庁等の関連機関や専門家らによる指導や助言を受け、適切な修理・整備が行われるよう対応をしていく。

また、これら指定文化財の修理や整備にあたり、所有者や管理者の財政的な負担軽減を図る必要があることから、適切な指導、助言を行いながら補助制度の活用等、最善の支援策について協議していく必要がある。

未指定の文化財に関しては、現状調査のもと、重要性と緊急性を踏まえ、所有者と協議を重ねながら適切な保存が図られるようにする必要がある。

国の指定（建造物）や公有の文化財建造物については必要に応じて保存活用計画を作成し、大規模修繕等を実施する場合は、新たな取組みとして、できるだけ工事現場を公開し、修理の工程や材料、伝統技法に対する理解が深まるような機会を設けていく。

3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、合併前の8市町村がそれぞれ管理運営していた展示施設があり、雄物川郷土資料館^{おものがわ}や後三年合戦金沢資料館^{ごさんねんかつせんかねざわ}、ほろわの里資料館^{ひらか}や平鹿農村文化伝承館^{いしざかようじろう}、石坂洋次郎文学記念館^{いしざかようじろう}や横手公園展望台^{じゅうじかん}、十字館歴史資料展示室^{やました}、山下記念館等、郷土の偉人や歴史資料に関

する展示施設が関係各課管理のもと点在している。このほかにも、江戸～大正時代の古民家4棟を移築した雄物川民家苑木戸五郎兵衛村^{みんかえんきどごろうべえむら}や保存地区内の市所有伝統的建造物等がある。



後三年合戦金沢資料館

文化財の中心展示施設としては、雄物川郷土資料館と後三年合戦金沢資料館を位置づけており、それぞれ郷土・民俗資料や、歴史・考古資料等の展示を行っている。また、定期的な企画展示を行い、併せて各種イベントも開催する等、市民や来館者に対して本市や本市ゆかりの文化財等を身近に感じる機会の提供を行っている。しかしながら、両施設とも建設から30年以上経過し、老朽化や施設の狭小の問題等、それ

ぞれの目的に沿った展示を行っていくための課題がある。また、郷土資料や民俗関係資料、考古資料を収蔵している施設も各所に点在していることから、施設の集約化や資料館、展示施設の見直しが急務である。こうしたことから、公共施設の適正な維持管理と再配置を目的に平成28年（2016）3月に策定した「横手市財産経営推進計画（FM計画）」に基づき、各所に点在している展示・収蔵施設について、文化財の保存活用が有効に機能する施設の在り方を検討していく必要がある。

4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、地域の歴史と環境が結びついて今日まで保存されてきたものであり、その変化は文化財の魅力に大きな影響を与えるため、文化財の保存活用を図る上でその周辺環境と一体的に措置を講じることが必要である。

文化財の周辺環境を保全するため、都市計画法や景観法、本市の関係条例等による制度・規制を積極的に活用することにより、文化財周辺の景観を阻害する要素の改善や除却を推進するほか、文化財を良好な状態で維持するための環境保全対策（危険木対策、排水整備、擁壁整備等）についても検討を行う。また、文化財の説明板や案内板、標柱等の新設・再整備の際は文化財や周辺の環境と調和したものを設置し、周辺環境の保全を図るものとする。

5. 文化財の防災に関する方針

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び横手市防災会議条例（平成17年条例第272号）第2条に基づき、横手市防災会議が平成18年（2006）に横手市地域防災計画を作成（平成27年〔2015〕修正）しており、地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な事項を定めている。この中で、文化財に関しても基本的な予防計画を定め



波宇志別神社神楽殿の防火訓練

ており、防火・消火設備の整備や防災意識の徹底について、文化財所有者や管理者、消防本部等の関係機関との連携を図りながら災害等の予防に努めることとしている。

火災や地震、雪等の災害による文化財の損失を防ぐため、市や文化財の所有者・管理者は常に高い防災意識を持って文化財の保存管理に努めていく必要がある。少子高齢化が進んでいる現状や、豪雪地帯という気候特性も踏まえ、個別の有

形文化財ごとに防災対策を検討する等、被災リスクの予防・軽減に向けた取組みを行うものとする。また、文化財防火デーには所有者や地域住民、消防本部等と連携し消火訓練を行っており、防災に係る周知と防災教育の取組みを通じて日常の防災意識の高揚に努めていくものとする。なお、文化財については盗難や放火等の防犯についても注意が必要なことから、所有者等へ防犯設備の設置についても促していくものとする。

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

平成17年（2005）の市町村合併以前、旧8市町村においては、それぞれ市史・町史・村史を刊行している。また、旧横手市では、市政施行50周年を記念して平成13年（2001）に市史編さん事業を開始し、合併後の平成24年（2012）までに旧横手市に関する横手市史（通史編全3巻・史料編全6巻・特別編1巻）や「横手の歴史（横手市史普及版）」を刊行している。

合併後は、次世代を担う児童生徒が、まちの歴史・伝統・文化を学び、ふるさとの良さや魅力を感じる契機とするための副読本として平成29年（2017）4月に「よこてだいすき」「横手市の文化財」を刊行し、市内小中学生及び教職員、関係機関への配布を行い、市の歴史や文化財への関心を高める取組みを行ってきた。今後も、このような冊子・パンフレットの作成のほか、公開講座の開催等により文化財の保存・活用に向けた普及啓発を行うとともに、地域に伝わる保護団体等の後継者育成を目指すため、「子ども伝統芸能発表大会」の開催や「よこてかけ唄チャレンジキッズ」の結成等、地域、小・中学校、行政が一体となった活動を展開していくものとする。



「よこてだいすき」と「横手市の文化財」

7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市には、旧石器時代から近世に至るまで約600の遺跡が確認されており、これらは地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については同法に基づく届出を受け、秋田県教育委員会、開発業者と調整・協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努めていくこととする。また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外から遺跡が発見された際の届出等についても、その義務を徹底するものとする。

なお、開発に関わる関係者との十分な協議の結果、やむを得ず現地保存できない場合でも、適切な発掘調査と調査成果の公開を行うものとする。また、「後三年合戦関連遺跡」については、当面は北部重点区域内において、文化財保護法に基づく学術調査を推進する。

8. 文化財の保存・活用に向けた市の体制と今後の方針

本市では、文化財保護及び市内全般の文化財建造物を中心とした活用や歴史まちづくり施策の検討については教育委員会の「伝統文化課」が所管する。一方で、保存地区における修理事業については、市長部局の「増田地域課」が所管しており、これに羽黒町・上内町地区や増田地区の景観重点地区を所管する「都市計画課」が相互に連携しながら文化財の保存活



横手市文化財保護審議会

用と歴史まちづくりを推進している。

文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議を行う機関として、横手市文化財保護条例に基づき横手市文化財保護審議会、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、横手市伝統的建造物群保存審議会を設置しており、適切な文化財の保存活用を進めている。このほか、横手市景観条例に基づき横手市景観審議会を設置している。

本計画の策定を契機に、まちづくり部門や観光部門等の関係部署との連携を深め、文化財の保存と活用を推進していくものとする。

9. 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財を保存・活用していくためには、行政の取り組みだけではなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが重要である。市内8地区にある、文化財を保護する民間団体である文化財保護協会各支部においては、会員相互の交流や研修活動のほか、文化財パトロールや標柱等の確認、草刈等の整備が積極的に行われている。一方、各地域において無形民俗文化財を保存伝承している団体について、指導者及び後継者不足や団体活動費の工面等で、継承が不安視される団体も見受けられる。これらの団体の多様な活動を活性化させるため、必要な情報や発表の場の提供、人材育成等を積極的に支援するとともに、団体の交流、ネットワーク化による体制強化を図っていくものとする。

No	団体名	活動地域	活動概要
1	金沢八幡宮伝統掛唄保存会	横手	金沢八幡宮掛け歌行事の保存継承
2	金沢ささら舞保存会	横手	金沢ささら舞の保存継承
3	横手送り盆まつり委員会	横手	横手の送り盆行事の保存継承
4	百落鹿島流し保存会	横手	百落鹿島流しの保存継承
5	下根田鹿島送り保存会	横手	下根田鹿島送りの保存継承
6	一般社団法人横手市観光協会	横手	旭岡山神社の梵天及び横手のかまぐらの保存継承
7	八木番楽保存会	増田	八木番楽の保存継承
8	戸波郷土芸能保存会	増田	戸波神社の芸能の保存継承
9	月山神社	増田	月山神社神輿渡御行事の保存継承
10	福嶋サイサイ囃子保存会	増田	増田の福嶋サイサイの保存継承
11	深間内神楽保存会	平鹿	深間内神楽の保存継承
12	荒処の沼入り梵天保存会	平鹿	荒処の沼入り梵天行事の保存継承
13	鍋倉囃子保存会	平鹿	鍋倉囃子の保存継承
14	二井山神楽保存会	雄物川	二井山神楽の保存継承
15	沼館八幡の獅子舞保存会	雄物川	沼館八幡の獅子舞の保存継承
16	霜月神楽保存会	大森	保呂羽山の霜月神楽の開催運営と保存継承
17	八沢木獅子舞保存会	大森	八沢木獅子舞の保存継承
18	三助稲荷神社梵天保存会	大森	三助稲荷神社の梵天の保存継承
19	仁井田番楽保存会	十文字	仁井田番楽の保存継承
20	愛宕会	十文字	梨木水かぶりの保存継承
21	祇園講	十文字	今泉祇園囃子の保存継承
22	藤巻財産管理会	大雄	藤巻の厄神立ての保存継承

文化財の保存・活用に関わる主な団体の一覧（国・県・市の指定を受ける無形民俗文化財の保存団体）

2 重点区域に関する事項

北部重点区域の後三年合戦関連遺跡では、顕彰の対象となる後三年合戦に関連する遺跡の調査が現在も継続されており、その成果が待たれている。南部重点区域の保存地区は、面的な保存や整備、活用が先行して行われ、来街者数も増加し回遊性が向上しているが、周辺の観光回遊性や将来像等、今後のまちづくり方針を検討し明確化することが求められている。また、西部重点区域の波宇志別神社においては、神楽殿の修理が待たれるほか、案内看板等が十分でない状況にある。

第2章で取り上げた歴史的風致の調査過程で、北部重点区域では後三年合戦関連遺跡と横手城を結ぶ羽州街道を通した歴史の継続性、南部重点区域では手倉街道を通した各歴史的風致の関連性が新たに確認され、西部重点区域では波宇志別神社の行事を支える住民の広がりが確認された。

こうした状況を踏まえ、3か所の重点区域では、下記の事項に基づいた施策を行う。

◆歴史まちづくり施策を展開するうえでの保存地区の位置付け

保存地区は、国指定文化財等の文化財が集積し、複数の歴史的風致が極めて良好に維持されている。既に継続して修理事業等が行われるほか、建造物の活用、住民活動も盛んであり、通年的な観光拠点となっている。このため、施策の展開にあたっては、複数の歴史的風致を構成する保存地区及び周辺の景観重点地区一帯を、横手市の歴史まちづくりや観光振興の拠点として位置づけ、重点区域内や重点区域間の歴史的風致の回遊性向上等に努める。

◆重点区域に関する方針

重点区域では、第3章で取り上げた「歴史的風致の維持及び向上に関する方針」である①歴史的建造物等の保存活用、②歴史的風致の周辺環境の整備、③活動の後継者や担い手の育成・確保、④歴史的風致の認識向上、⑤歴史的風致を活かした観光振興、の方針を準用し、施策を展開する。

◆各重点区域の主な方針

北部重点区域については、調査が継続している後三年合戦関連遺跡の埋蔵文化財調査を優先して実施する。その成果も踏まえ、横手城や羽黒町・上内町等、羽州街道周辺の拠点となった史跡や町並みの整備について検討する。後三年合戦関連遺跡については、国の史跡である大鳥井山遺跡の保存活用計画を検討するほか、探訪事業や周知事業を継続する。このほか、アクセス改善のための道路整備事業を実施する。

南部重点区域については、保存地区において実施中の修理事業のほか、防災事業等を実施し保護措置を図るほか、電線類地中化等の整備を行い、歴史的風致の維持とともに観光振興を図る。また、手倉街道沿いの建造物を中心とした整備事業を検討する。保存地区については、市外からの来街者が通年を通して訪れていることから、回遊性の拠点としての情報発信機能を持たせる等の対応を検討する。

西部重点区域については、市内最古の建築である波宇志別神社神楽殿の修理事業を実施し、保護措置を図るとともに、来街者が訪れやすいよう案内看板の増設等の対応を行う。

1. 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の建造物等文化財には、重要文化財が3件（南部重点区域2、西部重点区域1）、重要伝統的建造物群保存地区が1地区（南部重点区域）、県指定文化財が1件（北部重点区域1）、市指定文化財が12件（北部重点区域1、南部重点区域10、西部重点区域1）、登録文化財（建造物）が39件（北部重点区域8、南部重点区域31）所在する。これらの指定文化財については、以前より文化財保護法や横手市文化財保護条例、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。今後も引き続き、各指定等文化財の特徴や特性に応じた計画的な保護を図り、必要に応じて保存活用計画の策定を促進する。また、重点区域内にある歴史的風致を構成する未指定の歴史的建造物を中心に建造物の調査を優先的に実施し、文化財指定等を進める。

北部重点区域では、後三年合戦関連遺跡である大鳥井山遺跡については、平成22年（2010）に国の史跡指定を受け、平成25年（2013）に「史跡 大鳥井山遺跡保存管理計画」を策定し、保存・管理が図られてきた。今後は、保存活用計画の策定を進めるとともに、その他の関連遺跡についても発掘調査が行われていることから、その成果を踏まえ適切な時期に保存管理計画及び整備計画の策定を目指すものとする。

また、重点区域を核とし、全市域において、未指定も含めた文化財の総合的な把握と保護や活用の方針について定めるため、「横手市文化遺産総合活用推進事業」のもと、「横手市歴史文化基本構想」等の計画を策定する。あわせて、保存と活用の措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うものとする。

《重点区域での事業》

- 【市内全域】横手市文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想等策定事業）（1-5）
- 【市内全域】建造物文化財等調査事業（1-6）
- 【北部重点区域】国史跡大鳥井山遺跡保存活用計画作成事業（1-8）

2. 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内には、保存地区内の伝統的建造物及び指定等の文化財建造物のほか、波宇志別神社神楽殿や市内の歴史的風致を構成する未指定の文化財建造物等、修理が必要な有形文化財が多く存在している。これらの文化財は経年劣化により屋根や土台周辺部材の劣化が進んでおり、雨漏りによる他部位への被害拡大や、倒壊等による滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を実施する必要がある。

事業の実施にあたっては、文化財の価値を損ねないよう過去の改修履歴や調査記録、新たな調査研究成果を活用するとともに、文化財保護法や秋田県及び横手市の文化財保護条例、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画に基づいて修理を適切に行っていくものとする。また、要件を満たした文化財建造物については、歴史的風致形成建造物等への指定を進め、保護措置を図るほか、文化財的価値が極めて高く、歴史的風致の維持向上のために欠かせない文化財建造物については権利移転も視野に入れた検討を行う。

《重点区域での事業》

- 【北部重点区域】北部重点区域環境整備検討及び整備事業（2-4）

- 【南部重点区域】横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業（1-1）
- 【南部重点区域】手倉街道沿線環境整備検討事業（2-5）
- 【西部重点区域】重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業（1-2）

3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設としては、後三年合戦金沢資料館があり、考古、歴史的資料に加え、^{かねざわはちまんぐう}金澤八幡宮からの寄託品等を収蔵・展示しているが、老朽化や施設の狭小等の問題を抱えている。当該施設については、横手市財産経営推進計画に基づき、公共施設としての適正な維持管理と再配置等を検討していく。

南部重点区域の保存地区及び周辺地区では国指定を含む19棟の建造物文化財が一般公開されている。引き続きこうした物件の保存活用につとめ、活動を支援する。併せて地域の歴史や保存地区の成り立ち及び歴史的風致に対する来街者の理解を進めるため、展示施設等の整備及び手倉街道沿線の整備についても検討する。^{ちようかいさん}鳥海山を望む斜面地に広大なりんご畑が広がる南部重点区域には、こうした果樹生産の歴史を体感できる視点場の整備について検討する。

《重点区域での事業》

- 【北部重点区域】北部重点区域環境整備検討及び整備事業（再掲）（2-4）
- 【南部重点区域】横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業（再掲）（1-1）
- 【南部重点区域】手倉街道沿線環境整備検討事業（再掲）（2-5）
- 【南部重点区域】果樹園景観眺望視点場整備事業（5-6）

4. 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

建造物や史跡等の文化財を取り巻く環境については、その景観の保存も重要となる。景観重点地区や保存地区を中心とした、指定文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する区域については、文化財を核としてその周辺環境を一体として保存するために、横手市景観計画に基づき、歴史的建造物群の保存や修理とあわせた建築物等の修景整備による町並み景観の保全形成を継続するものとする。

北部重点区域ではかまくら行事の会場となっている横手城を含む横手公園において、本丸跡、二の丸跡に通じる「^{ななまがりざか}七曲坂」の整備を行う。また、羽黒町・上内町地区景観重点地区を中心に、羽州街道沿いの歴史的風致を構成するエリアを対象とする整備事業についての検討を、地域住民を交えたワークショップを開催しながら検討する。このほか、都市計画道路八幡根岸線の整備により、歩道空間を確保し回遊性の向上を図るとともに歩行者の安全性を確保する。

南部重点区域では電線類地中化等により町並み景観の整備を図るとともに、景観支障樹木の除却等を行い、一体的に周辺環境を整えていく。

また、来街者の歴史的風致への理解と市内歴史的風致への周遊を促すため、サインガイドラインを策定し、統一感を持たせた多言語による案内板の設置を行う。文化財等の説明板についても、関係機関と連携しながら統一したデザインへの更新を図る。

《重点区域での事業》

- 【市内全域】サインガイドライン策定事業（5-1）
- 【北部重点区域】羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業（2-1）
- 【北部重点区域】北部重点区域環境整備検討及び整備事業（再掲）（2-4）
- 【北部重点区域】横手公園整備事業（2-6）
- 【北部重点区域】都市計画道路八幡根岸線事業（5-5）
- 【南部重点区域】増田地区街なみ環境整備事業（2-2）
- 【南部重点区域】増田地区景観重点地区景観形成事業（2-3）
- 【南部重点区域】手倉街道沿線環境整備検討事業（再掲）（2-5）
- 【北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域】案内板設置事業（5-3）

5. 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域に関しては、指定等の建造物文化財だけでなく、その他の歴史的建造物も多く存在しているため、周辺の市街地も含む一体的な地域防災の意識を醸成^{じょうせい}していくことが必要である。そのため、文化財所有者や管理者、消防本部等に加えて地域住民とも連携を図りながら、横手市地域防災計画に基づき、災害等の発生予防に努めていくこととする。

なかでも、南部重点区域の保存地区については、木造建築物が特に密集しており、隣棟間隔が狭いことから、火災、震災等の災害に対し極めて弱い。国内有数の豪雪地帯であることから、雪害や積雪時に他の災害が発生した場合の複合災害への対策も必要となっている。そのため、平成29年（2017）に策定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画」に基づき、耐震防火水槽と消火栓の整備や空地防火帯を兼ねたポケットパークの整備等、効果的な防災対策を行っていく。併せて、防災マニュアル等の配布により、住民に対し十分な理解を求めていくほか、所有者や地元消防団等と連携し、防災訓練等を実施しながら防災意識の向上に努めていく。保存地区内の重要文化財についても、消防法等に基づく防災施設の整備を実施する。

北部重点区域の整備計画の検討にあたっては、羽黒町・上内町景観重点地区を中心とした木造の歴史的建造物が密集する区域についての防災対策も意識する。

その他、盗難、き損等についても、パトロール等を通じて未然に被害を防ぐよう努める。

《重点区域での事業》

- 【北部重点区域】羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業（再掲）（2-1）
- 【南部重点区域】横手市増田伝統的建造物群保存地区防災施設等整備事業（1-3）
- 【南部重点区域】重要文化財佐藤家住宅防災施設等整備事業（1-4）
- 【南部重点区域】手倉街道沿線環境整備検討事業（再掲）（2-5）

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域に所在する文化財について、普及・啓発を積極的に行うことにより、文化財の周知を図るとともに保存・活用を促す。文化財の保存・活用が進むことにより、本市の歴史的風致がいつそう向上することが期待できる。

普及・啓発の方法としては、観光協会等の団体の協力も得ながらホームページ等を通じた周知を行う。市内の既存資料館における企画展示の実施のほか、郷土教育の観点からも、市内小学校で利用される「よこてだいすき」等の副読本に市内の歴史的風致を掲載しながら、周知を図る。また、これまで各地で継続している顕彰活動や探訪活動、りんごまつり等のイベントについても促進するほか、南部重点区域では、りんご栽培の歴史を巡る探訪事業を行い、その周知を図る。こうした普及・啓発の担い手でもあるガイドについては、既存の日本語ガイド団体との連携に加え、外国語ガイドの育成も目指していくものとする。また、学校等とも連携しながら幅広い年齢層のガイドを育成していく。

現在、遺跡の調査が進められている北部重点区域の後三年合戦関連遺跡については、調査による成果と合わせ、顕彰の対象となっている史跡との関連等も含めたシンポジウム等を開催する。

このほか、従来保存地区に集中してきた来街者に対し、市内の様々な歴史的風致に対する回遊性を促すために、ガイドマップの作成や案内板の整備を行うとともに、拠点となる保存地区への展示施設の整備や南部重点区域の「道の駅^{じゅうもんじ}十文字」等で利用するための歴史的風致の映像作成について検討する。整備にあたってはインバウンド対応も視野に入れ、特に来街者数の多い区域については、多言語看板やWi-Fiスポットの整備も視野に入れる。

こうした来街者の増加に向けては、拠点となる保存地区の整備を促進するほか、市内で最も来街者数の多い「送り盆行事」や「かまくら行事」等の伝統行事の開催時における効果的な回遊性向上施策の検討や普及を図る。市内の歴史的風致の維持向上を図ったうえで、歴史的資源を活用した誘客に取り組む先進自治体と連携した誘客事業についても検討する。

《重点区域での事業》

- 【市内全域】「横手を学ぶ郷土学」事業（3-1）
- 【市内全域】郷土文化保存伝承支援事業（4-1）
- 【市内全域】市内歴史的風致映像作成事業（5-4）
- 【北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域】歴史的風致情報発信事業（5-2）
- 【北部重点区域・南部重点区域】ガイド養成事業（5-7）
- 【北部重点区域】文化財探訪支援事業（後三年合戦関連史跡）（3-3）
- 【北部重点区域】後三年合戦周知事業（4-2）
- 【南部重点区域】ふるさと再発見地域探訪支援事業（3-4）
- 【南部重点区域】りんごの歴史探訪支援事業（3-6）
- 【南部重点区域】りんごまつり開催支援事業（4-3）

7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、横手市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為を行おうとする際の届出や、それ以外の場所において遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

後三年合戦関連遺跡の調査においては、学識経験者等による後三年合戦関連遺跡整備指導

員会を平成18年(2006)に設置し、関連遺跡の調査計画や整備活用についての意見をいただきながら調査を行っている。こうした調査を促進し、学術的な解明を行うとともに、調査の成果を待って史跡の保存や活用に関する計画策定を実施する。

《重点区域での事業》

- 【北部重点区域】後三年合戦関連遺跡群調査事業(1-7)
- 【北部重点区域】国史跡大鳥井山遺跡保存活用計画作成事業(再掲)(1-8)

8. 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、伝統行事や文化財の保存継承を行っている「横手送り盆まつり委員会」や「金澤八幡宮^{かけうた}伝統掛唄保存会」、「福嶋^{ふくしま}サイサイ^{ばや}囃子保存会」、「霜月^{しもつきがぐら}神楽保存会」等がある。また、来街者に地域の歴史や伝統的活動等を伝える団体としては、「歴史・文化の里づくりを進める会」や「増田町観光ガイドの会」等がある。そのほかにも、各地域の町内会や氏子、講等、様々な団体が存在しており、それぞれが活発な活動を行っている。

文化財の保護や歴史的風致の維持向上には、これらの団体等と連携することが重要であり、様々な機会をとらえ、その活動に対して協力を行う。

また、りんご生産については、後継者の育成を図るため、基礎的な技術研修を行い次世代の担い手を育成する。このほか、波宇志別神社の所在する「保呂羽^{ほろわ}地区自治会」等の地域活動が活発な住民団体と協力し、今後の方向性を検討する。

《重点区域での事業》

- 【市内全域】郷土文化保存伝承支援事業(再掲)(4-1)
- 【北部重点区域】横手の送り盆まつり後継者育成支援事業(3-2)
- 【北部重点区域】文化財探訪支援事業(後三年合戦関連史跡)(再掲)(3-3)
- 【南部重点区域】ふるさと再発見地域探訪支援事業(再掲)(3-4)
- 【南部重点区域】りんご農家後継者・担い手育成事業(3-5)
- 【南部重点区域】りんごの歴史探訪支援事業(再掲)(3-6)

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、横手市における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等であり、これを整備し、適切な管理を行うことにより、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るものである。その整備は、歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するもので、本計画の期間内に実施されるものである。

歴史的風致維持向上施設については、歴史的風致の維持向上に資する町並み景観の保全、歴史的風致を形成する建造物の保存・活用、まちなか回遊機能の向上等、市民や来街者が本市固有の歴史的風致を感じられる視点で整備を行い、歴史的風致の維持向上を図る。整備にあたっては、施設や地域の歴史をとりまく背景を丁寧に調査するとともに、周辺の景観に配慮し、地域住民や関連団体等と十分に協議したうえで実施する。維持管理については、良好な歴史的風致として施設を維持できるよう、その所有者や地域住民、関係団体と連携して取り組み、必要に応じて指導や助言を行う。

上記の基本的な考え方にに基づき、実施する事業は以下のとおりである。なお、事業の実施に際しては、その効果を見極めながら、国等の補助制度も有効に活用し、計画的に取り組んでいくものとする。

1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事業

- 1-1 横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業【南部重点区域】
- 1-2 重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業【西部重点区域】
- 1-3 横手市増田伝統的建造物群保存地区防災施設等整備事業【南部重点区域】
- 1-4 重要文化財佐藤家住宅防災施設等整備事業【南部重点区域】
- 1-5 横手市文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想等策定事業）【市内全域】
- 1-6 建造物文化財等調査事業【市内全域】
- 1-7 後三年合戦関連遺跡群調査事業【北部重点区域】
- 1-8 国史跡大鳥井山遺跡保存活用計画作成事業【北部重点区域】

2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事業

- 2-1 羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業【北部重点区域】
- 2-2 増田地区街なみ環境整備事業【南部重点区域】
- 2-3 増田地区景観重点地区景観形成事業【南部重点区域】
- 2-4 北部重点区域環境整備検討及び整備事業【北部重点区域】
- 2-5 手倉街道沿線環境整備検討事業【南部重点区域】
- 2-6 横手公園整備事業【北部重点区域】

3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事業

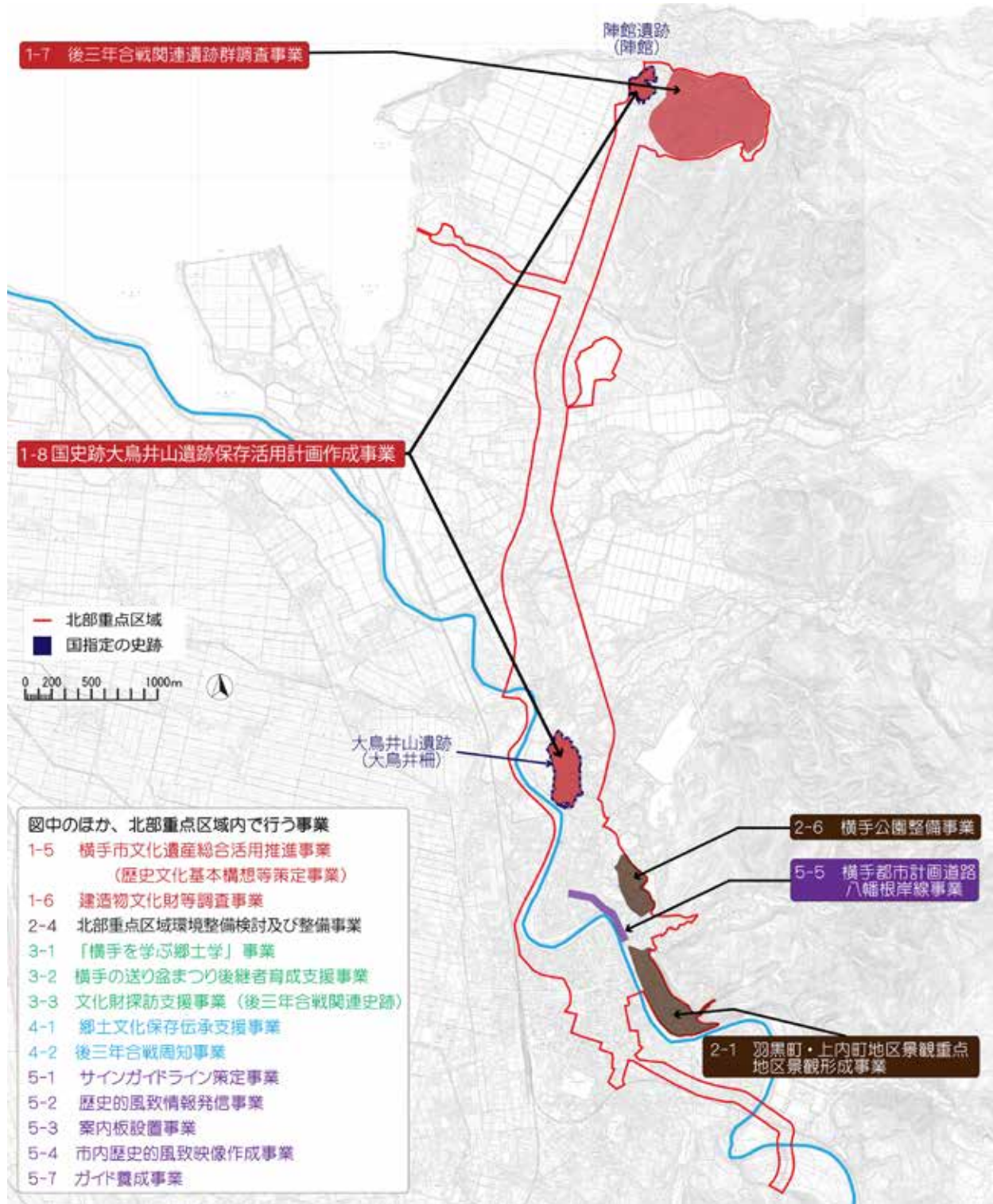
- 3-1 「横手を学ぶ郷土学」事業【市内全域】
- 3-2 横手の送り盆まつり後継者育成支援事業【北部重点区域】
- 3-3 文化財探訪支援事業（後三年合戦関連史跡）【北部重点区域】
- 3-4 ふるさと再発見地域探訪支援事業【南部重点区域】
- 3-5 りんご農家後継者・担い手育成事業【南部重点区域】
- 3-6 りんごの歴史探訪支援事業【南部重点区域】

4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事業

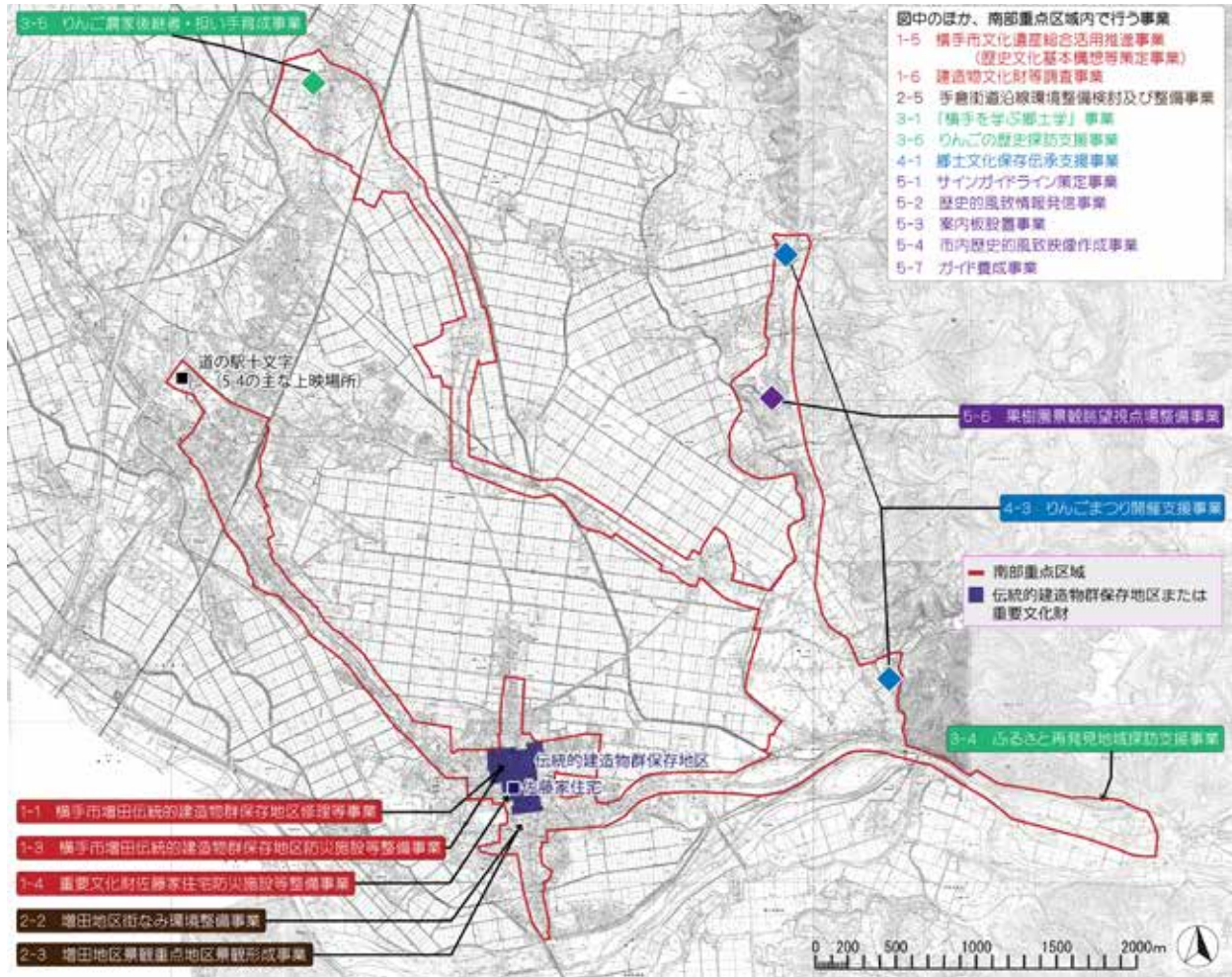
- 4-1 郷土文化保存伝承支援事業【市内全域】
- 4-2 後三年合戦周知事業【北部重点区域】
- 4-3 りんごまつり開催支援事業【南部重点区域】

5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事業

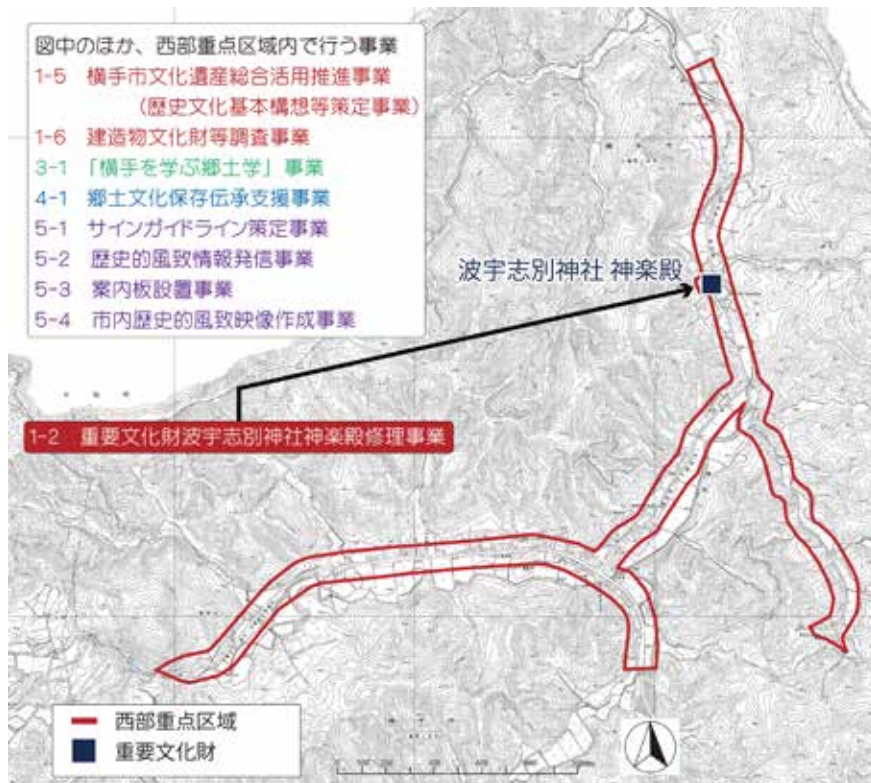
- 5-1 サインガイドライン策定事業【市内全域】
- 5-2 歴史的風致情報発信事業【北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域】
- 5-3 案内板設置事業【北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域】
- 5-4 市内歴史的風致映像作成事業【市内全域】
- 5-5 都市計画道路八幡根岸線事業【北部重点区域】
- 5-6 果樹園景観眺望視点場整備事業【南部重点区域】
- 5-7 ガイド養成事業【北部重点区域・南部重点区域】



北部重点区域の事業



南部重点区域の事業



西部重点区域の事業

2 事業一覧

前項の基本的な考え方を踏まえて、実施する事業を以下に示す。

1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事業

事業番号	1-1
事業名	横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業
事業主体	横手市（及び伝統的建造物等所有者）
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国） 重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
事業期間	平成26年度～令和9年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画で特定されている伝統的建造物の修理及びそれ以外の建造物等の修景を行う所有者への支援、市所有の伝統的建造物の修理を行う。また、耐震診断や耐震補強についても必要に応じて行っていく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  ➔  </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> (事業のイメージ) 修理前 修理後 </p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物等の修景を行うことにより、文化財建造物の保存及び町並みの回復が図られ、月山神社の神輿渡御行事や手倉街道における物資集散に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



事業番号	1-2
事業名	重要文化財波宇志別神社神楽殿修理事業
事業主体	所有者
事業手法	所有者単独事業
事業期間	令和9年度
事業位置	<p>【西部重点区域】</p> 
事業概要	<p>重要文化財波宇志別神社神楽殿のこけら葺きの屋根が腐朽しているため、葺き替え事業を実施する所有者へ支援を行い、保護措置を図る。</p>  <p>腐食が進行している、重要文化財「波宇志別神社神楽殿」の屋根</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重要文化財である波宇志別神社神楽殿の屋根の葺き替えを行うことで、建造物の保存・活用が推進され、神楽殿の歴史的・文化的な価値と魅力の向上が図られることから、波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業番号	1-3
事業名	横手市増田伝統的建造物群保存地区防災施設等整備事業
事業主体	横手市
事業手法	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（国） 重要伝統的建造物群保存地区整備費補助金（県）
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、保存地区内に耐震型防火水槽と易操作性消火栓、地上式消火栓の新設を行う。</p>  <p>易操作性消火栓の設置イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区において防災施設等の整備を行い、災害に対する予防体制を確立することで、災害リスクの軽減が図られ、月山神社の神輿渡御行事や手倉街道における物資集散に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	1-4
事業名	重要文化財佐藤家住宅防災施設等整備事業
事業主体	所有者
事業手法	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（国） 文化財保護管理費補助金（県）
事業期間	令和元年度～令和2年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区内の重要文化財佐藤家住宅の防災施設の整備を実施する所有者に支援を行い、災害リスクの軽減と貴重な文化財の保護を図る。</p>  <p>重要文化財「佐藤家住宅」</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>平成29年（2017）に重要文化財の指定を受けた佐藤家住宅の防災施設を整備することにより災害リスクの軽減が図られ、手倉街道における物資集散による繁栄によって形成された横手市増田伝統的建造物群保存地区を中心とした商家の町並みの象徴的な建造物として文化財の保存が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



事業番号	1-5
事業名	横手市文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想等策定事業）
事業主体	横手市
事業手法	文化芸術振興費補助金
事業期間	平成30年度～令和3年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉え的確に把握し、市内の文化財をその周辺まで含め総合的に活用・推進を図るため、歴史文化基本構想の策定に着手する。</p> <p>（令和2年度より文化財保護法の改正に伴い創設された文化財保存活用地域計画の策定へ移行する。）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化のマスタープランである歴史文化基本構想（文化財保存活用地域計画）を策定することで、未指定の文化財を含む文化財の今後の方針について方向性を定義し、文化財を核とした地域の魅力増進や歴史文化の振興、地域活性化等が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号	1-6
事業名	建造物文化財等調査事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成29年度～令和4年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>重点区域における歴史的風致を構成する歴史的建造物を中心に市内全域を対象とした未調査の歴史的建造物の調査を実施し、文化財的価値付けを検討し、保護措置を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>建造物の調査を行うことにより、市内の建造物の実情を把握し指定等の価値づけを行うことで、文化財建造物の保護が進められるとともに、地域の価値と魅力の向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業番号	1-7
事業名	後三年合戦関連遺跡群調査事業
事業主体	横手市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国） 文化財保護管理費補助金（県）
事業期間	平成22年度～令和9年度
事業位置	<p>【北部重点区域及び雄物川地域】</p> 
事業概要	<p>推定地となっている金沢柵をはじめとした後三年合戦関連遺跡群の場所を特定するために、金沢城跡等の関連遺跡群において、科学的な方法に基づいた発掘調査を行う。</p>  <p>陣館遺跡の四面廂掘立柱建物跡（北→南）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>長年顕彰^{けんしょう}の対象となってきた後三年合戦関連遺跡の調査により、学術的考察を付加させることで、これまで伝承されてきた歴史的事実の解明の一端となるとともに、地域住民の活動意欲の増進に繋がるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



事業番号	1-8
事業名	国史跡大鳥井山遺跡保存活用計画作成事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和7年度～令和9年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p> 
事業概要	<p>国の史跡である大鳥井山遺跡に陣館遺跡が追加指定になり、本市の後三年関連遺跡の象徴として史跡の保存と活用を図るため、保存活用計画作成する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国の史跡である大鳥井山遺跡の保存活用計画が作成されることにより、史跡の整備・活用が促進され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事業

事業番号	2-1
事業名	羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成26年度～令和9年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p>  <p>2-1 羽黒町・上内町地区景観重点地区景観形成事業</p>
事業概要	<p>羽黒町・上内町地区景観重点地区において、板塀や生垣の設置・修繕等への支援を行うことで、良好な景観を形成していく。</p>  <p>羽黒町・上内町地区景観重点地区</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>景観形成に対する助成を行うことにより、景観計画と連動した町並み景観の保全が図られ、「かまくら行事」の会場かつ江戸時代からの地割を残す城下町の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	2-2
事業名	増田地区街なみ環境整備事業
事業主体	横手市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～令和元年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>  <p>2-2 増田地区街なみ環境整備事業</p>
事業概要	<p>増田地区景観重点地区内で電線類地中化工事や生活環境施設、街路灯の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>電線共同溝(イメージ)</p>  <p>電線地中化工事イメージ図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>生活環境施設の整備（整備済）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>横手市増田伝統的建造物群保存地区を含む増田地区景観重点地区内の環境整備により、地域の生活環境の改善が図られるとともに、来街者が往時の繁栄を体感できるようになる。また、歴史文化に関心を持つ来街者の増加により、周辺地区の更なる活性化が図られることから、月山神社の神輿渡御が行われる町並みにおける歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



事業番号	2-3
事業名	増田地区景観重点地区景観形成事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>  <p>2-3 増田地区景観重点地区景観形成事業</p>
事業概要	<p>増田地区景観重点地区において、景観ガイドラインの基準に適合した、建物の外観の部分的な補修や木造門塀、垣等の設置、補修又は修景を行う際に支援をすることで、良好な景観を形成していく。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>建物の修繕等に対する景観形成助成を行うことにより、景観計画と連動した町並み景観の保全や歴史的建造物の保存活用が図られることから、月山神社の神輿渡御が行われる町並みにおける歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業番号	2-4
事業名	北部重点区域環境整備検討及び整備事業
事業主体	横手市
事業手法	歴史的資源高質化支援事業（令和5年度） 地域文化財総合活用推進事業（令和7年度）、市単独事業
事業期間	令和2年度～令和9年度
事業位置	羽黒町・上内町地区景観重点地区を中心とした北部重点区域内
事業概要	<p>羽黒町・上内町地区景観重点地区と、旧街道の羽州街道沿いにおける歴史的風致との連続性を活かした環境整備について、住民等とのワークショップを開催しながら方針を検討する。</p> <p>また、作成した方針に基づき、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の除却や空き地等の活用及び美装化を実施するとともに、まちなか拠点施設の整備により、インバウンドの促進も図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">景観を維持すべき羽黒町・上内町地区と旧片野家住宅</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>後三年合戦関連の史跡が残るエリアや羽黒町・上内町地区景観重点地区などの一体的な整備検討を行うことにより、風致の特性を活かした周辺環境の整備に繋げることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <p>また、歴史的なまちなみが地域ブランディングに資することから、訪日外国人観光客に対しても、まちあるきの観光スポットとしての訴求効果が期待できる。</p>

事業番号	2-5
事業名	手倉街道沿線環境整備検討事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和8年度～令和9年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p>  <p>The map shows the project area in the southern part of Yamanashi City. A red outline highlights the 'Tsurugakubo Traditional Building Group Preservation Area' (増田伝統的建造物群保存地区). Other landmarks marked include 'Akiyama Shrine' (文学館), 'Akiyama Mountain' (真人山), and the 'Old Akiyama Power Station' (旧真人発電所). A callout box points to the project area with the text '2-5 手倉街道沿線環境整備検討及び整備事業'.</p>
事業概要	<p>手倉街道沿線に位置する横手市増田伝統的建造物群保存地区や真人発電所跡等、街道沿線の一体的な環境整備方針を検討し、整備を行っていく。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致を形成している横手市増田伝統的建造物群保存地区と、近代化に資した真人発電所跡など、街道沿線の環境整備について検討し整備することにより、歴史的風致エリア内の回遊性向上が図られ、手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業番号	2-6
事業名	横手公園整備事業
事業主体	横手市
事業手法	防災・安全交付金
事業期間	昭和59年度～平成30年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p> 
事業概要	<p>かまくら行事の会場となっている「武者溜」と「七曲坂」の整備を防災拠点としての機能と安全性に配慮しながら行う。武者溜は、老朽化した噴水を撤去し、横手盆地を眺める視点場と本丸・二の丸への玄関口としての整備を行う。また、老朽化した七曲坂を石積みで整備する。（武者溜については整備済）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">整備前の武者溜 整備後の武者溜</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>武者溜、本丸及び二の丸周辺を整備することにより、史跡の保全活用と防災機能の向上に繋がり、かまくら行事の会場になるなど、城下町横手の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事業

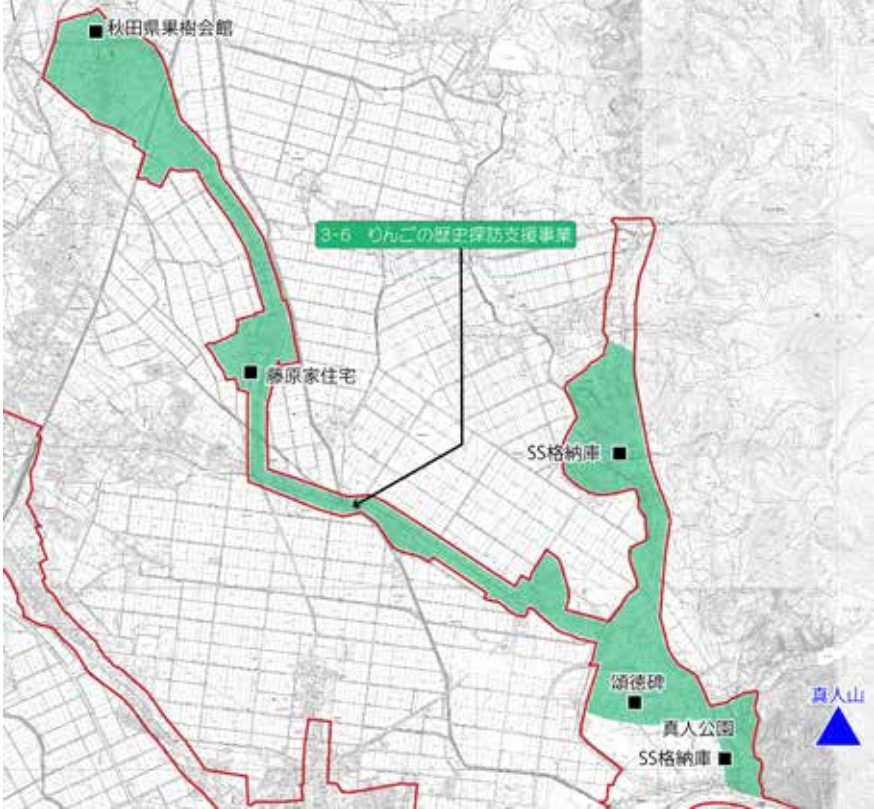


事業番号	3-1
事業名	「横手を学ぶ郷土学」事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成27年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>横手を学ぶ郷土学総合テキスト、まんがによる歴史テキストの作成や子ども伝統芸能発表大会の開催を行い、市内小中学生等の郷土愛醸成を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>横手を学ぶ郷土学総合テキスト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>子ども伝統芸能発表大会</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>市内の小中学生や市民を対象に、市内の歴史・伝統・文化を「発見⇒学習⇒実践⇒伝承」のサイクルでの理解を促し歴史的風致に対する幅広い理解と浸透を図ることで、郷土に愛着と誇りを感じてもらうとともに、将来的な伝統行事や地域の担い手の育成につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	3-2
事業名	横手の送り盆まつり後継者育成支援事業
事業主体	横手市
事業手法	民俗文化財活性化補助金（県）
事業期間	平成30年度
事業位置	北部重点区域内
事業概要	<p>送り盆行事で使用する屋形舟を製作できる人材の不足を解消するため、横手市観光協会が実施する講習会の開催を支援する。</p>  <p>屋形舟の製作風景</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>屋形舟を製作する講習会を実施し後継者の育成を図ることで、伝統行事の継承と地域活性化に繋げ、横手城下で行われる送り盆行事等の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	3-3
事業名	文化財探訪支援事業（後三年合戦関連史跡）
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p>  <p>陣懸遺跡（陣懸） 兜杉・兜石 兜八幡神社 ニツ石 妖怪石 権五郎塚 兵糧庫跡 天井ヶ沢 西沼 立馬塚 陣所長塚 野所野 野澤池 大鳥井山遺跡（大鳥井堀） 台処館遺跡（台処館）</p> <p>3-3 文化財探訪支援事業（後三年合戦関連史跡）</p>
事業概要	後三年合戦に関連する史跡探訪の開催を支援し、歴史認識を深めてもらう。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	後三年合戦にまつわる史跡等を探訪し歴史認識を深めてもらうことで、顕彰活動に対する意識の高揚と、歴史を伝えるガイドの後継者育成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	3-4
事業名	ふるさと再発見地域探訪支援事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和4年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>増田地域西成瀬地区周辺に残る近代化に資した史跡や歴史的建造物等を巡る歴史探訪の開催を支援し、歴史の認識向上を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">歴史探訪の様子（吉乃鉾山跡） 歴史探訪の様子（真人橋から発電所跡を望む）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史探訪の集いを開催することで、身近に歴史的風致に触れ、自分たちが住んでいる地域の価値と認識を深めることができ、さらにはガイドの後継者育成にも繋がることから、手倉街道周辺の顕彰に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	3-5
事業名	りんご農家後継者・担い手育成事業
事業主体	秋田県・秋田ふるさと農業協同組合
事業手法	秋田県・秋田ふるさと農業協同組合単独事業
事業期間	平成26年度～令和2年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>平鹿りんごの産地である当市の果樹農家の後継者を育てるため、秋田県と秋田ふるさと農業協同組合が共催で基礎的な技術研修を行う。</p>  <p>りんごの選定作業の技術研修</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>関係機関が連携し、他産業からの帰農者や新規就農希望者を対象にりんご栽培に係る基礎的な技術研修を行うことにより、後継者の確保に繋り、平鹿りんご栽培の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	3-6
事業名	りんごの歴史探訪支援事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和5年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>秋田県におけるりんご栽培の発祥の地である増田・平鹿地域のりんごに関連する歴史探訪を支援する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>藤原利三郎の顕彰碑</p> <p>斜面地のりんご樹園地</p> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>秋田県りんご栽培の発祥地である増田・平鹿地域のりんご栽培の歴史を探訪し、顕彰することで歴史認識の向上が図られ、斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

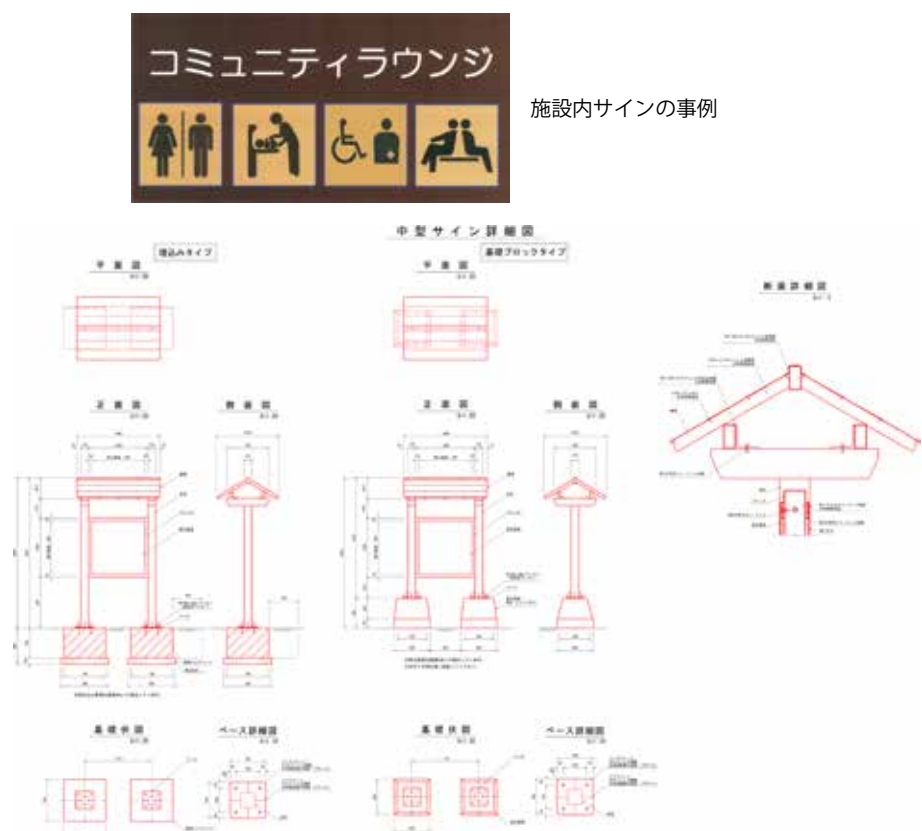
4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事業

事業番号	4-1
事業名	郷土文化保存伝承支援事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成18年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>各地域に伝承される有形・無形の文化財の現状確認と、市民を対象にした探訪会や講演・学習会の開催、伝承の記録保存事業の実施に対し支援を行い、郷土の貴重な文化の保護と継承を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">文化財保護団体の歴史探訪の様子 中学生による歴史探訪の様子</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>各地域の文化財の保存活用に取り組む組織と連携協力し、文化財の適切な管理や市民への周知を図ることで、横手の歴史や文化への理解と継承への機運の向上が図られることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	4-2
事業名	後三年合戦周知事業
事業主体	横手市
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成21年度～令和6年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p> 
事業概要	<p>後三年合戦関連遺跡群や、地域で伝えられてきた後三年合戦にまつわる伝承地などを、広く市民等に周知し、まちづくり及び郷土理解の促進、観光資源として活用するために、シンポジウム等を開催するほか、パンフレット等を作成する。</p>  <p>後三年合戦シンポジウム</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>地元住民・市民・観光客等が、最新の発掘調査や絵巻等の文献の研究成果に触れ、後三年合戦について理解を深めることを通して普及啓発が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業番号	4-3
事業名	りんごまつり開催支援事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	昭和41年度～令和9年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>秋田県のりんご栽培発祥の地である平鹿地域及び増田地域において、りんごの収穫期に毎年行っているイベントを支援し、市の内外に平鹿りんごのPRを行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>増田りんごまつり</p> <p>平鹿りんご味覚まつり</p> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>100年以上の歴史を持つ平鹿りんごのPRイベントを開催することにより、市内外の方々にりんご栽培の歴史を認識してもらうことができ、普及啓発にも繋がることから、平鹿りんご栽培の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事業



事業番号	5-1
事業名	サインガイドライン策定事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>市内全域かつ全組織が共通で利活用可能な案内板等の規格や設置基準を定めたガイドラインを策定する。</p>  <p>施設内サインの事例</p> <p>中型サイン規格の設定事例（増田地区街なみ環境整備事業計画より）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>サインガイドラインの整備により、観光等で訪れる来街者を統一感のとれたサインで効果的に誘導できることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業番号	5-2
事業名	歴史的風致情報発信事業
事業主体	横手市
事業手法	観光振興事業費補助金（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域
事業概要	重点区域内の回遊を促すようなガイドマップの作成や、案内・誘導をサポートするため、主要スポットに公衆無線LAN（Wi-Fi）環境を整備する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致に関するガイドマップを作成するとともに、公衆無線LAN環境を整備し、携帯端末等による主要スポットへの案内・誘導を可能とすることで、主に重点区域内及び重点区域間の回遊性向上が図られ、観光振興に繋がることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	5-3
事業名	案内板設置事業
事業主体	横手市
事業手法	観光振興事業費補助金（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）
事業期間	令和2年度～令和9年度
事業位置	北部重点区域・南部重点区域・西部重点区域
事業概要	市内の文化財や史跡等に誘導する案内板等について、案内機能の向上を図るために、表記方法や意匠の統一化、多言語化等、今後策定を行うサインガイドラインに基づき整備する。サインガイドラインの策定を踏まえ、設置場所等の計画を策定したうえで案内板の設置を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	統一性を持たせた案内板を整備することにより、重点区域内に点在す建造物等へ来街者をスムーズに案内・誘導でき、周遊ルートがわかりやすくなり観光振興に繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号	5-4
事業名	市内歴史的風致映像作成事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和2年度
事業位置	<p>市内全域 (上映場所については南部重点区域内の「道の駅十文字」などを想定)</p> 
事業概要	<p>市内の歴史的風致を紹介する映像を作成し、市の南の玄関口でもあり、多くの利用客が訪れる南部重点区域内の「道の駅十文字」をはじめ、市内の主要な公共施設において上映する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>映像作成により、歴史的風致に関する現状の記録保存が図られるとともに、この映像を集客力の高い道の駅等の施設で上映することで市内に広がる歴史的風致への理解と市内への回遊性が促されることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	5-5
事業名	都市計画道路八幡根岸線事業
事業主体	秋田県
事業手法	社会資本整備総合交付金（地方街路交付金事業）
事業期間	平成29年度～令和7年度
事業位置	<p>【北部重点区域】</p> 
事業概要	<p>本市中心市街地を東西に連絡し、横手城下の伝統行事でも利用され、お祭り会場を通る都市計画道路の八幡根岸線を拡幅し、歩道を整備する。</p>  <p style="text-align: center;"> 現状の八幡根岸線 現状の八幡根岸線 八幡根岸線と中央線の結節点 </p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>八幡根岸線の未整備区間の整備により、北部重点区域内の羽黒町・上内町地区景観重点地区と横手城、さらに「かまくら行事」の二葉町会場への回遊性の向上と歩行者空間の整備が図られ、横手城下の伝統行事に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	5-6
事業名	果樹園景観眺望視点場整備事業
事業主体	横手市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和5年度
事業位置	<p>【南部重点区域】</p> 
事業概要	<p>平鹿りんごの生産環境を一望できる丘陵地に展望スペースを整備し、併せて説明板等の整備を行う。</p>  <p>りんごの花が咲く樹園地から鳥海山を望む</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>展望スペースや説明板等を整備することにより、ブランド品としての「平鹿りんご」ばかりでなく、その100年以上にわたる生産の歴史と生産環境に対する発見と理解が図られるとともに、伝統的建造物群保存地区や十文字駅などが望まれる眺望から、手倉街道周辺で賑わった物資集散の歴史に対する理解が促され区域内の回遊性向上に寄与することから、斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致及び手倉街道周辺の物資集散に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号	5-7
事業名	ガイド養成事業
事業主体	横手市
事業手法	文化芸術振興費補助金（博物館を中核とした文化クラスター推進事業）
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	北部重点区域・南部重点区域
事業概要	<p>地域活性化や観光振興に繋げるため、既存の日本語ガイドに加えて、外国語に対応したガイドを養成するほか、地域や学校等との連携も視野に、幅広い年齢層のガイドを育成する。</p>  <p>地域で活動するガイド</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>ガイドを育成し充実させることにより、市民や来街者の多くがより親しみを感じるとともに、歴史的風致を構成する文化財への理解が深まり誇りに感じる等、更なる相乗効果にも繋がることから、市内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針及び指定の基準

横手市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法及び秋田県や本市の文化財保護条例等に基づく指定文化財として保護を図ってきた。しかし、本市には指定文化財以外にも多くの歴史的建造物が存在しており、これらの建造物についても適切な保護が求められる。このため、本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行っていくものとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要な建造物であることを基本に、当該建造物の所有者と協議の上、同意を得られることを前提とし、横手市歴史的風致維持向上協議会の意見を聴いたうえで、下記の基準に該当する建造物を指定し、その保全を図るものとする。

まずは、重点区域内において、今後も歴史的建造物の調査を継続的に実施し、必要に応じ随時歴史的風致形成建造物に指定していくものとする。

2 指定の対象

指定の対象は、国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を除く重点区域内の歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物とする。

ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財
イ	秋田県文化財保護条例（昭和50年県条例第41号）第4条第1項に基づく秋田県指定有形文化財
ウ	横手市文化財保護条例（平成17年条例第305号）第4条第1項に基づく横手市指定文化財
エ	<p>その他、横手市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたもの ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことを前提とする。</p> <p>①概ね築50年を経過しているもの ②所有者又は管理者等により、今後適切な維持管理が見込まれるもの ③所有者の同意が得られるもの</p>

歴史的風致形成建造物の指定基準

3 指定の候補一覧

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	写真	名称	所在地	所有者	指定区分
1		展望台（横手城）	横手地域 城山町	横手市	未指定
2		薄葉家住宅	横手地域 羽黒町	個人	未指定
3		遠藤家住宅	横手地域 上内町	個人	国登録
4		斎太薬局本店	横手地域 四日町	個人	国登録
5		柏谷家住宅	横手地域 四日町	個人	市指定
6		木村屋商店本店	横手地域 大町	個人	国登録

No.	写真	名称	所在地	所有者	指定区分
7		平源旅館本店	横手地域 大町	法人	国登録
8		秋田神社	横手地域 城山町	秋田神社	未指定
9		旭岡山神社 社務所	横手地域 大沢	旭岡山神社	未指定
10		旭岡山神社 仁王門	横手地域 大沢	旭岡山神社	未指定
11		神明社	横手地域 神明町	神明社	未指定
12		金澤八幡宮	横手地域 金沢安本	金澤八幡宮	未指定

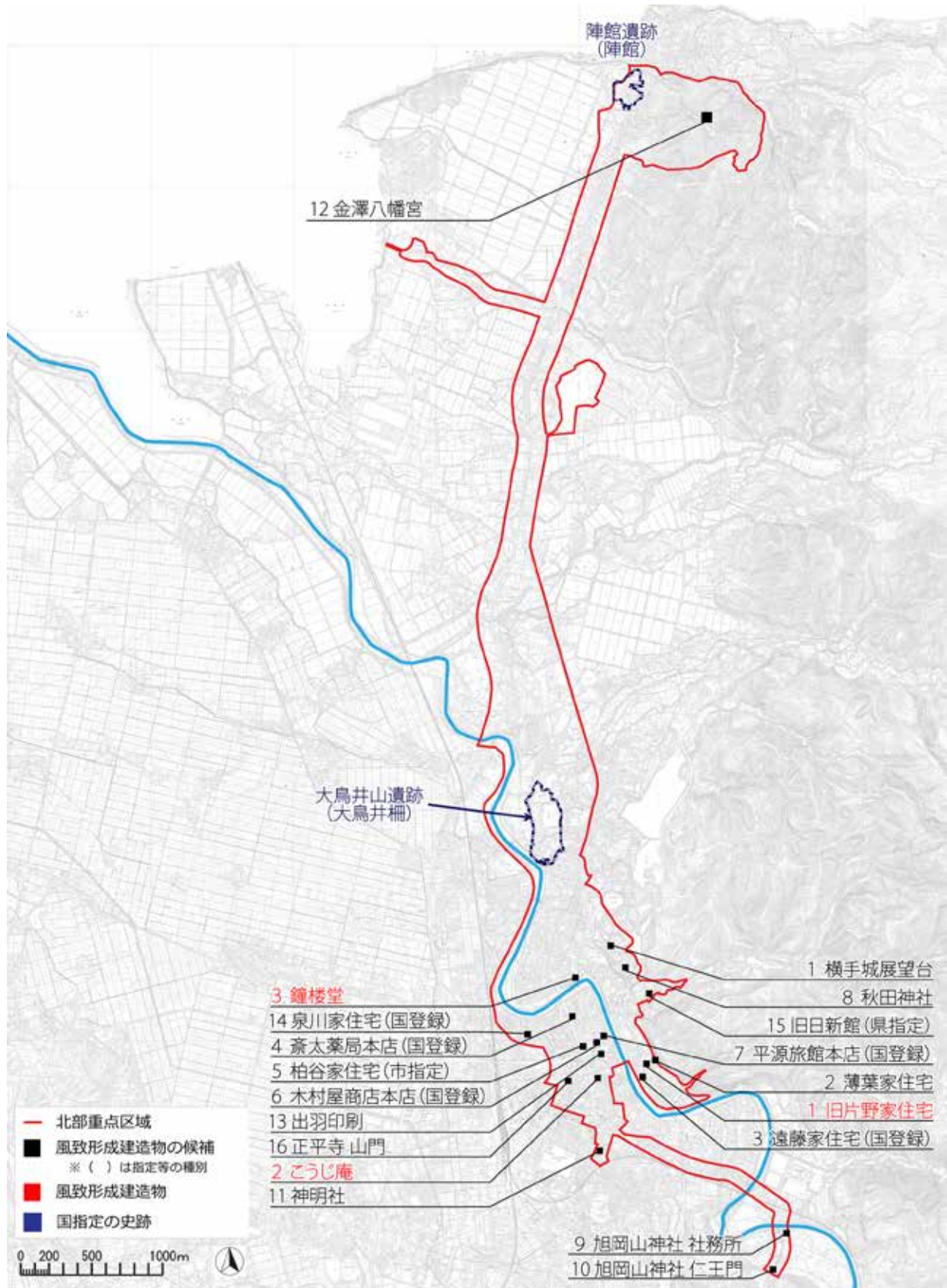
No.	写真	名称	所在地	所有者	指定区分
13		出羽印刷	横手地域 大町	法人	未指定
14		泉川家住宅	横手地域 大水戸町	個人	国登録
15		旧日新館	横手地域 城南町	個人	県指定
16		正平寺 山門	横手地域 田中町	正平寺	国登録
17		藤原家住宅	平鹿地域 醍醐	個人	未指定
18		旧加藤茶舗	十文字地域 十文字	個人	国登録

No.	写真	名称	所在地	所有者	指定区分
19		月山神社	増田地域 増田	月山神社	未指定
20		神明神社	増田地域 増田	神明神社	未指定
21		J A秋田ふるさと 農業倉庫	増田地域 増田	秋田ふるさと 農業協同組合	未指定
22		旧 ^ま 真人 ^と 発電所水槽施設	増田地域 増田	横手市	未指定
23		電気堰及び ^{すい} 隧道 ^{どう}	増田地域 増田	吉野堰 水利組合	未指定
24		季子家住宅	増田地域 吉野	個人	国登録

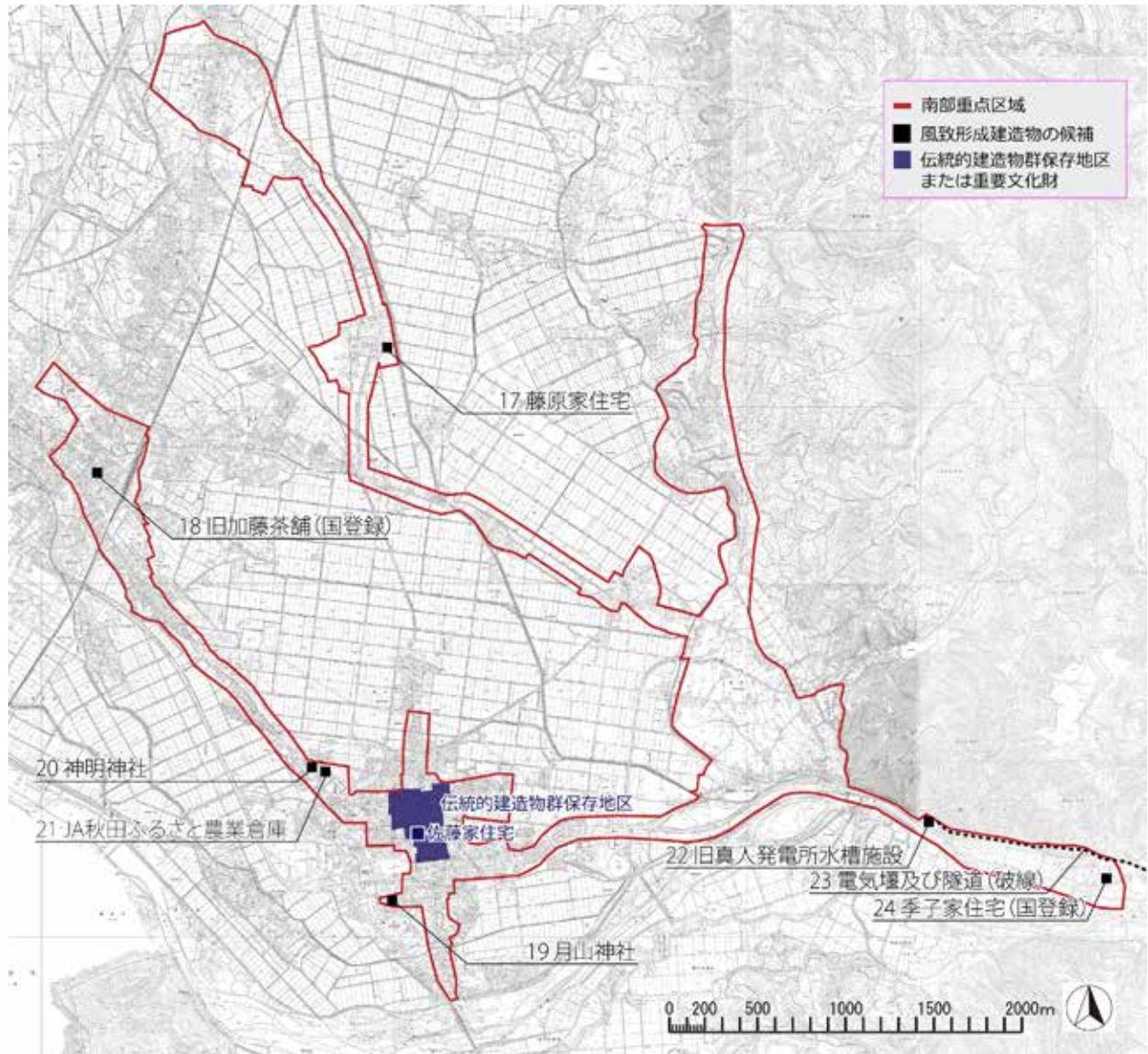
4 指定一覧

当該重点区域において、既に指定された歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。
 なお、表中の「指定区分」は文化財保護法や横手市文化財保護条例等に基づく指定区分を示す。

No.	写真	名称	所在地	所有者	指定年月日	指定区分
1		旧片野家住宅 (主屋・煉瓦蔵・文庫蔵・味噌蔵・門・塀)	横手地域 羽黒町	横手市	R03.4.1	国登録
2		こうじ庵 (旧佐々木麴店) (主屋)	横手地域 鍛冶町	横手市	R03.4.1	未指定
3		鐘楼堂	横手地域 本町	横手市	R03.4.1	国登録



歴史的風致形成建造物指定候補位置図（北部重点区域）



歴史的風致形成建造物指定候補位置図 (南部重点区域)

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の方針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理について、秋田県や横手市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講ずるだけでなく、個々の価値や用途に応じ、可能な限り内部の公開に努めることとする。なお、公開する場合は、所有者の生活等に支障をきたさないよう配慮し、協議しながら実施することとする。こうした取組みとあわせ、パンフレットやホームページ等による広報活動を継続的に実施する。

2 個別事項

登録有形文化財（建造物）については、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。

秋田県指定有形文化財（建造物）及び横手市指定文化財（建造物）については、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本に、これら建造物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真等の調査に基づく修復・復原を基本とする。また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者等により必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

さらに、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認められたものについても、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	秋田県文化財保護条例（昭和50年条例第41号）第4条第1項に基づく秋田県指定有形文化財で同条例第14条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
ウ	横手市文化財保護条例（平成17年条例第305号）第4条第1項に基づく横手市指定文化財で同条例第10条に基づく現状変更等の許可申請を行った場合

届出が不要な行為

資料編

1 国・県・市指定等文化財一覧

指定等文化財一覧は令和7年（2025）1月1日現在で掲載している。

国指定等文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
1	建造物	波宇志別神社神楽殿	1棟	大森地域	S55.1.26
2	建造物	佐藤家住宅	2棟	増田地域	H29.2.23
3	建造物	旧松浦家住宅	3棟	増田地域	H29.2.23
4	絵画	絹本著色不忍池図（小田野直武筆）	1幅	秋田県立近代美術館	S43.4.25
5	絵画	絹本著色唐太宗花鳥図（小田野直武筆）	3幅対	秋田県立近代美術館	H11.6.7
6	絵画	絹本著色松に唐鳥図（佐竹曙山筆）	1幅	秋田県立近代美術館	H15.5.29
7	工芸品	銅錫杖頭	1柄	横手地域	H6.6.28
8	無形民俗	保呂羽山の霜月神楽		大森地域	S52.5.17
9	史跡	大鳥井山遺跡附陣館遺跡		横手地域	H22.2.22
10	重伝建	横手市増田伝統的建造物群保存地区		増田地域	H25.12.27

秋田県指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
1	建造物	旧日新館	1棟	横手地域	S59.3.10
2	絵画	絹本著色芍薬花籠図 直武筆	1幅	秋田県立近代美術館	S32.4.4
3	絵画	小田野直武筆写生帖	1冊	秋田県立近代美術館	S53.2.14
4	絵画	鶴之図（沈南蘋筆）	2幅対	秋田県立近代美術館	S57.1.12
5	絵画	紙本著色ファン・ダイク筆 花鳥図模写	1幅	秋田県立近代美術館	H16.3.19
6	絵画	平福穂庵筆 乳虎	1幅	秋田県立近代美術館	H17.3.22
7	絵画	寺崎廣業筆 高山清秋	1双	秋田県立近代美術館	H20.3.21
8	絵画	平福百穂筆 春山	1幅	秋田県立近代美術館	H20.3.21
9	絵画	小田野直武筆 富嶽図	1幅	秋田県立近代美術館	H23.3.22
10	彫刻	木造薬師如来立像	1躯	横手地域	S30.1.24
11	彫刻	懸仏（薬師十二神将鉄製鑄出）	1躯	横手地域	S30.1.24
12	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1躯	増田地域	S30.1.24
13	彫刻	金銅聖観音立像	1躯	横手地域	S30.1.24
14	彫刻	神像	2躯	横手地域	S31.5.21
15	彫刻	木造十二神将	3躯	横手地域	S32.4.9

番号	種別	名 称	員数	所在地	指定年月日
16	彫刻	木造多聞天立像	1 軀	十文字地域	S34.1.7
17	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	横手地域	S46.4.20
18	工芸品	太刀 銘守次	1 口	横手地域	S30.1.24
19	工芸品	焼山焼スズおよび碗	2 個	増田地域	S48.6.16
20	工芸品	波宇志別神社神楽殿神輿	1 基	大森地域	H7.3.17
21	書跡・典籍	写経（大般若波羅蜜多經）	478 卷	後三年合戦金沢資料館	S32.2.14
22	書跡・典籍	雪村友梅、梅花帖詩	1 幅	横手地域	S46.1.9
23	考古資料	古鏡蓋付陶製経壺	1 個	後三年合戦金沢資料館	S27.11.1
24	考古資料	骨壺	1 個	後三年合戦金沢資料館	S27.11.1
25	考古資料	銅製経筒	1 個	後三年合戦金沢資料館	S27.11.1
26	考古資料	経甕	1	大森地域	S28.3.10
27	考古資料	玉類	22 個	雄物川郷土資料館	S35.3.1
28	考古資料	板碑	1 基	増田地域	S37.2.5
29	歴史資料	白雲筆 奥州街道並羽州街道風景図	1 帙 2 帖	秋田県立近代美術館	H28.3.25
30	無形民俗	仁井田番楽		十文字地域	S39.11.17
31	無形民俗	八沢木獅子舞		大森地域	S40.2.23
32	無形民俗	荒処の沼入り梵天行事		平鹿地域	S63.8.19
33	無形民俗	金沢八幡宮掛け歌行事		横手地域	H4.3.6
34	無形民俗	横手の送り盆行事		横手地域	H10.3.16
35	史跡	吉田城跡		平鹿地域	S55.12.11
36	天然記念物	浅舞のケヤキ	1 本	平鹿地域	S43.3.19
37	天然記念物	筏の大スギ	1 本	山内地域	S63.3.15
38	天然記念物	トミヨ及びイバラトミヨ生息地		平鹿地域	H10.3.20
39	絵画	平福穂庵筆 緑陰清談	1 幅	秋田県立近代美術館	R4.3.29
40	絵画	寺崎廣業筆 瀟湘八景	8 幅	秋田県立近代美術館	R6.3.22

横手市指定文化財

番号	種別	名 称	員数	所在地	指定年月日
1	建造物	波宇志別神社 仁王門	1 棟	大森地域	S51.3.31
2	建造物	釣瓶山八幡神社 本殿	1 棟	大森地域	S51.3.31
3	建造物	浅舞の御役屋門	1 棟	平鹿地域	S56.4.1
4	建造物	十文字の旦那門	1 棟	十文字地域	H1.9.1
5	建造物	貴船神社 本殿	1 棟	横手地域	H4.3.13
6	建造物	柏谷家住宅主屋・米蔵・蔵座敷・店蔵	4 棟	横手地域	H15.2.17

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
7	建造物	雄物川民家苑木戸五郎兵衛村 民家	4 棟	雄物川民家苑	H18.4.1
8	建造物	八幡神社（三嶋） 本殿	1 棟	平鹿地域	H20.10.27
9	建造物	旧石田理吉家 主屋及び座敷蔵	2 棟	増田地域	H21.5.25
10	建造物	増田感恩講 事務所	1 棟	増田地域	H21.5.25
11	建造物	桐谷呉服店 文庫蔵	1 棟	増田地域	H22.7.28
12	建造物	石田源兵衛家 座敷蔵	1 棟	増田地域	H22.7.28
13	建造物	堀田商店 座敷蔵	1 棟	増田地域	H22.7.28
14	建造物	佐藤多三郎家 座敷蔵	1 棟	増田地域	H22.7.28
15	建造物	谷藤家住宅 主屋、座敷蔵及び味噌蔵	3 棟	増田地域	H25.7.22
16	建造物	旧佐々虎呉服店 店蔵	1 棟	増田地域	H27.1.28
17	建造物	沼館八幡神社 本殿	1 棟	雄物川地域	H28.4.27
18	建造物	カトリック横手教会 聖堂	1 棟	横手地域	H29.4.24
19	建造物	山中家住宅 主屋及び座敷蔵	2 棟	増田地域	H29.4.24
20	建造物	旧守徳堂村田薬局 店舗、主屋、座敷蔵及び味噌蔵	4 棟	増田地域	H29.4.24
21	絵画	琴棋書画 佐野江洋筆 六曲屏風	1 双	平鹿地域	S56.4.1
22	絵画	当麻曼茶羅図	1 幅	山内地域	S62.4.1
23	絵画	瑞祥群像図 加瀬谷東嶺筆 六曲屏風	1 双	増田地域	H2.4.25
24	絵画	宇治近郊図 加瀬谷東嶺筆 六曲屏風	1 双	増田地域	H2.4.25
25	絵画	戸村義国画像 寺崎廣業筆	1 幅	横手南小学校	H6.4.15
26	絵画	雪景図 柴田南谷・榎溪・松谷筆	3 幅	横手図書館	H14.3.26
27	彫刻	宮田神社 阿弥陀如来坐像	1 軀	雄物川郷土資料館	S59.7.16
28	彫刻	八幡神社 仁王像	2 軀	平鹿地域	S60.5.20
29	彫刻	正法寺 七面大天女立像	1 軀	横手地域	H6.4.15
30	彫刻	三井寺 聖観音立像	1 軀	横手地域	H6.4.15
31	彫刻	観音寺 千手観世音立像	1 軀	横手地域	H8.5.31
32	彫刻	九品寺 如意輪観音菩薩坐像	1 軀	横手地域	H19.4.1
33	彫刻	天仙寺 如意輪観音菩薩坐像	1 軀	横手地域	H19.4.1
34	彫刻	桂徳寺 宝冠阿弥陀如来坐像	1 軀	横手地域	H20.2.22
35	工芸品	深井焼 徳利・中皿・花瓶	一括	雄物川郷土資料館	S51.9.21
36	工芸品	深井焼 碗	1 合	雄物川郷土資料館	S51.9.21
37	工芸品	中山焼	9 口	平鹿地域	S57.4.1
38	工芸品	馬具 廣田家伝来	一括	雄物川郷土資料館	S58.4.14
39	工芸品	正藍浅舞絞り単衣着物	2 領	平鹿地域	S60.5.20
40	工芸品	青銅製燈籠	2 基	山内土淵	H1.4.1

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
41	工芸品	駒山神社の鰐口	1口	横手地域	H4.3.13
42	工芸品	波宇志別神社神楽殿 神輿（佐竹義厚下賜）	1基	大森地域	H5.1.27
43	工芸品	佐竹義重の甲冑	1領	後三年合戦金沢資料館	H9.3.26
44	工芸品	俱利伽羅不動之剣	1口	平鹿地域	H13.3.2
45	工芸品	脇差 伝 小野寺氏由来	3口	雄物川郷土資料館	H15.12.4
46	工芸品	圓浄寺 金銅装筥	1背	横手地域	H19.4.1
47	書跡・典籍	小栗山神社 写経 大般若波羅密多経	600巻	増田地域	H2.4.25
48	書跡・典籍	金沢八幡宮 写経（大正年間）大般若波羅密多経	100巻	後三年合戦金沢資料館	H9.3.26
49	古文書	田村郷日記	35冊	大雄地域	H20.2.22
50	考古資料	善福寺の板碑	1基	平鹿地域	S54.5.23
51	考古資料	香最寺の板碑	1基	平鹿地域	S54.5.23
52	考古資料	六盃沢の板碑	1基	大森地域	S55.2.5
53	考古資料	十三塚遺跡出土 弥生土器	2点	雄物川郷土資料館	S58.4.14
54	考古資料	七ツ森経塚出土 岩偶類	14点	雄物川郷土資料館	S58.4.14
55	考古資料	七ツ森経塚出土 中世陶器	1点	雄物川郷土資料館	S58.4.14
56	考古資料	相野々遺跡出土 土偶	1点	山内地域	H1.4.1
57	考古資料	永徳の古碑	5基	横手地域	H4.3.13
58	考古資料	妙晴寺の板碑	3基	横手地域	H6.4.15
59	考古資料	大慈寺谷地の板碑 太刀瑕ある石神	1基	大雄地域	H8.4.1
60	考古資料	大慈寺谷地の板碑 光明真言	1基	大雄地域	H8.4.1
61	考古資料	八柏の板碑	1基	大雄地域	H8.4.1
62	考古資料	八幡の板碑	1基	横手地域	H8.5.31
63	考古資料	小吉山遺跡出土 線刻石製品	63点	雄物川郷土資料館	H9.3.26
64	考古資料	オホン清水A遺跡出土 石棒	1点	雄物川郷土資料館	H17.4.22
65	歴史資料	猩々の道標	1基	十文字図書館	S57.5.15
66	歴史資料	義民柴田伝之助の資料	一括	十文字地域	S57.5.15
67	歴史資料	文芸誌 『樹陰』	109冊	雄物川郷土資料館	S58.4.14
68	歴史資料	八幡神社 船絵馬	1面	雄物川地域	S59.7.16
69	歴史資料	沼館村絵図	1幅	雄物川郷土資料館	S59.7.16
70	歴史資料	蓑虫山人筆 「琵琶沼絵図」	1幅	平鹿地域	S60.5.20
71	歴史資料	戎谷南山筆 「後三年合戦絵詞」	5巻	後三年合戦金沢資料館	H4.3.13
72	歴史資料	龍骨鏡	1個	増田地域	H4.3.23
73	歴史資料	八柏村検地野帳	1冊	大雄地域	H8.4.1

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
74	歴史資料	戎谷南山筆 『雪の出羽路』写本	14 卷	横手図書館	H11.1.20
75	歴史資料	薄井村絵図	2 幅	雄物川郷土資料館	H11.6.22
76	歴史資料	耕作成就祈所絵馬 伝 月山神社奉納	1 面	増田地域	H13.6.28
77	歴史資料	五姓田芳柳筆 佐藤信淵、平田篤胤像	1 幅	横手南小学校	H14.3.26
78	歴史資料	田根森村適産調及び絵図	適産調 4冊、絵図 2枚	雄物川郷土資料館	H20.2.22
79	歴史資料	羽後交通横荘線鉄道資料	一括	雄物川郷土資料館・平鹿農村文化伝承館	H20.2.22
80	歴史資料	八幡神社（沼館）古頭形兜	1 頭	雄物川地域	H20.10.27
81	歴史資料	横手筆	8 枝	展望台	H28.4.27
82	芸能	岡本新内		雄物川地域	S53.8.21
83	工芸技術	十文字和紙		十文字地域	S57.5.15
84	工芸技術	仁井田菅笠		十文字地域	S57.5.15
85	有形民俗	光明院 獅子頭	2 口	平鹿地域	S57.4.1
86	有形民俗	金峰神社の癒見面	1 面	雄物川地域	S58.4.14
87	有形民俗	熊淵の機岳和尚木彫地藏尊	1 体	増田地域	H4.3.23
88	有形民俗	荻袋の機岳和尚木彫地藏尊	1 体	増田地域	H4.3.23
89	有形民俗	小栗山の機岳和尚木彫地藏尊	1 体	増田地域	H4.3.23
90	有形民俗	安養寺の機岳和尚延命地藏菩薩	1 体	増田地域	H4.3.23
91	有形民俗	享保雛（内裏雛）	1 対	雄物川郷土資料館	H11.6.22
92	有形民俗	善福寺 三十三観音	33 体	平鹿地域	H13.3.2
93	有形民俗	金澤八幡宮 獅子頭	2 口	横手地域	H25.3.25
94	有形民俗	金澤八幡宮 神楽面	6 面	横手地域	H25.3.25
95	有形民俗	中山人形 原型	10 体	横手地域	H29.1.24
96	無形民俗	二井山神楽		雄物川地域	S50.10.13
97	無形民俗	深間内神楽		平鹿地域	S54.5.23
98	無形民俗	梨木水かぶり		十文字地域	S57.5.15
99	無形民俗	沼館八幡の獅子舞		雄物川地域	S63.12.8
100	無形民俗	鍋倉囃子		平鹿地域	H1.3.14
101	無形民俗	今泉祇園囃子		十文字地域	H1.9.1
102	無形民俗	八木番楽		増田地域	H2.4.25
103	無形民俗	戸波神社の芸能		増田地域	H2.4.25
104	無形民俗	金沢ささら舞		横手地域	H6.4.15
105	無形民俗	百落鹿島流し		横手地域	H10.3.26

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
106	無形民俗	下根田鹿島送り		横手地域	H10.3.26
107	無形民俗	藤巻の厄神立て		大雄地域	H10.7.1
108	無形民俗	旭岡山神社の梵天		横手地域	H11.1.20
109	無形民俗	三助稲荷神社の梵天		大森地域	H11.7.29
110	無形民俗	横手のかまくら		横手地区	H12.2.3
111	無形民俗	月山神社 神輿渡御行事		増田地域	H19.4.1
112	無形民俗	増田の福嶋サイサイ		増田地域	H19.4.1
113	無形民俗	沼館八幡神社 神輿渡御行事		雄物川地域	H30.4.24
114	無形民俗	浅舞八幡神社 神輿渡御行事及び山車巡行行事		平鹿地域	H30.4.24
115	史跡	八沢木番所跡		大森地域	S51.3.31
116	史跡	板井田の左門塚	1基	大森地域	S51.3.31
117	史跡	八沢木の百人塚	1基	大森地域	S51.3.31
118	史跡	大保中台遺跡		平鹿地域	S54.5.23
119	史跡	浅舞の古八幡跡		平鹿地域	S54.5.23
120	史跡	浅舞の小野塚	1基	平鹿地域	S54.5.23
121	史跡	小野寺友光墓所	1基	平鹿地域	S54.5.23
122	史跡	梨ノ木塚遺跡		増田地域	S55.2.5
123	史跡	亀田の久蔵碑	1基	増田地域	S55.2.5
124	史跡	黒坂兵右衛門碑	1基	増田地域	S55.2.5
125	史跡	月山碑（御鷹の碑）	1基	増田地域	S55.2.5
126	史跡	一覚・行正・喜覚の碑	1基	増田地域	S57.1.14
127	史跡	兵部ヶ沢遺跡		雄物川地域	S59.7.16
128	史跡	七ツ森経塚	5基	雄物川地域	S59.7.16
129	史跡	薄井の方示碑	1基	雄物川地域	S59.7.16
130	史跡	大沢口の領界碑	1基	雄物川地域	S63.12.8
131	史跡	十文字の御帳塚	1基	十文字地域	H1.9.1
132	史跡	大鳥井山十三塚	9基	横手地域	H4.3.13
133	史跡	小野寺泰道墓所	2基	横手地域	H4.3.13
134	史跡	坂部の境塚	1基	大森地域	H5.1.27
135	史跡	波宇志別神社神楽殿 境内地		大森地域	H5.1.27
136	史跡	岩瀬御台の墓所（附七条袈裟）	1基	横手地域	H8.5.31
137	史跡	横手城跡		横手地域	H10.3.26
138	史跡	白木峠の五輪塔	1基	山内地域	H12.2.23

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
139	史跡	焼山焼窯跡		増田地域	H13.6.28
140	名勝	滝ノ沢		横手地域	H7.3.16
141	天然記念物	大屋の梅	1本	横手地域	S49.8.15
142	天然記念物	旭岡山神社の七本杉	3本	横手地域	S50.10.1
143	天然記念物	銀杏の木台の大イチョウ	1本	大森地域	S51.3.31
144	天然記念物	十二ノ木のケヤキ	1本	大森地域	S51.3.31
145	天然記念物	岩清水の大杉	1本	大森地域	S51.3.31
146	天然記念物	白藤神社の姥杉	1本	平鹿地域	S54.5.23
147	天然記念物	二本杉	1本	増田地域	S55.2.5
148	天然記念物	西百目木のイチョウ	1本	大森地域	S55.2.5
149	天然記念物	亀田のイチイ	1本	増田地域	S57.1.14
150	天然記念物	舟繋ぎのサイカチ	1本	増田地域	S57.1.14
151	天然記念物	増田のカヤ	1本	増田地域	S57.1.14
152	天然記念物	樽見内の鹿嶋梨	1本	平鹿地域	S58.7.1
153	天然記念物	藍婆神社の大杉	2本	大森地域	S59.11.15
154	天然記念物	白山神社の大杉	4本	大森地域	S59.11.15
155	天然記念物	大沢のカスミザクラ	1本	雄物川地域	S63.12.8
156	天然記念物	大沢のイタヤカエデ	1本	雄物川地域	S63.12.8
157	天然記念物	八幡野のブナ林	15本	雄物川地域	S63.12.8
158	天然記念物	造山の傘杉	1本	雄物川地域	H11.6.22
159	天然記念物	大松川のトチノキ	1本	山内地域	H19.4.1
160	歴史資料	沼館鏡図	1幅	雄物川郷土資料館	H30.11.20
161	歴史資料	長安寺 方便法身尊像	1幅	横手地域	H31.4.26
162	歴史資料	横手城下全図	1幅	横手地域	R3.3.29
163	考古資料	金澤八幡宮伝世鉄製経筒他一式	1式	横手地域	R6.6.18

登録有形文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
1	建造物	鈴木家住宅主屋	1棟	横手地域	H9.5.7
2	建造物	平源旅館本店	1棟	横手地域	H9.6.12
3	建造物	平源旅館土蔵	1棟	横手地域	H9.6.12
4	建造物	戸田家住宅	1棟	横手地域	H11.2.17
5	建造物	伊藤八重郎家住宅	1棟	横手地域	H11.2.17

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
6	建造物	泉川家住宅	1棟	横手地域	H11.2.17
7	建造物	遠藤家住宅主屋	1棟	横手地域	H11.2.17
8	建造物	遠藤家住宅土蔵	1棟	横手地域	H11.2.17
9	建造物	木村屋商店本店	1棟	横手地域	H11.2.17
10	建造物	斎太薬局本店店舗	1棟	横手地域	H11.2.17
11	建造物	斎太薬局本店調剤室・応接室	1棟	横手地域	H11.2.17
12	建造物	日の丸醸造本社店舗	1棟	増田地域	H14.2.14
13	建造物	日の丸醸造本社南蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
14	建造物	日の丸醸造本社中央蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
15	建造物	日の丸醸造本社麴蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
16	建造物	日の丸醸造本社東前蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
17	建造物	日の丸醸造本社東後蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
18	建造物	日の丸醸造本社西蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
19	建造物	勇駒酒造本社店舗	1棟	増田地域	H14.2.14
20	建造物	勇駒酒造本社東蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
21	建造物	勇駒酒造本社西蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
22	建造物	勇駒酒造本社南蔵	1棟	増田地域	H14.2.14
23	建造物	赤川家住宅蔵	1棟	大森地域	H17.2.9
24	建造物	佐藤養助商店漆蔵資料館土蔵	1棟	増田地域	H19.12.5
25	建造物	小西家住宅主屋	1棟	雄物川地域	H21.4.28
26	建造物	小西家住宅文庫蔵	1棟	雄物川地域	H21.4.28
27	建造物	小西家住宅座敷蔵	1棟	雄物川地域	H21.4.28
28	建造物	佐々木家住宅主屋	1棟	増田地域	H21.8.7
29	建造物	旧佐々虎呉服店主屋及び座敷蔵	1棟	増田地域	H21.8.7
30	建造物	旧佐々虎呉服店資材蔵	1棟	増田地域	H21.8.7
31	建造物	興文館東海林書店店舗兼主屋及び座敷蔵	1棟	増田地域	H21.8.7
32	建造物	鈴木家住宅旧米蔵	1棟	増田地域	H21.8.7
33	建造物	旧佐藤三十郎商店店舗兼主屋及び座敷蔵	1棟	増田地域	H21.8.7
34	建造物	石直商店店舗兼主屋	1棟	増田地域	H21.8.7
35	建造物	石直商店文庫蔵	1棟	増田地域	H21.8.7
36	建造物	旧杏華堂石田医院座敷蔵	1棟	増田地域	H21.11.2
37	建造物	旧長江八兵衛商店味噌蔵	1棟	増田地域	H21.11.2
38	建造物	佐藤養助商店漆蔵資料館旧米蔵	1棟	増田地域	H21.11.2
39	建造物	旧清水精肉店店舗兼主屋	1棟	増田地域	H21.11.2

番号	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
40	建造物	日の丸醸造本社文庫蔵	1棟	増田地域	H22.9.10
41	建造物	山中吉助商店旧座敷蔵	1棟	増田地域	H22.9.10
42	建造物	佐々平商店文庫蔵	1棟	増田地域	H22.9.10
43	建造物	旧栄助商店座敷蔵	1棟	増田地域	H22.9.10
44	建造物	高橋茶舗座敷蔵	1棟	増田地域	H22.9.10
45	建造物	旧石宇商店座敷蔵	1棟	増田地域	H22.9.10
46	建造物	旧長江八兵衛商店座敷蔵	1棟	増田地域	H22.9.10
47	建造物	浅舞酒造店舗	1棟	平鹿地域	H23.3.18
48	建造物	浅舞酒造仕込み蔵・貯蔵蔵及び作業場	1棟	平鹿地域	H23.3.18
49	建造物	浅舞酒造吟醸蔵及び配場	1棟	平鹿地域	H23.3.18
50	建造物	今野商店店蔵	1棟	大森地域	H30.11.2
51	建造物	今野商店土蔵	1棟	大森地域	H30.11.2
52	建造物	東北聖書バプテスト十文字教会	1棟	十文字地域	H30.11.2
53	建造物	季子家住宅主屋	1棟	増田地域	R3.2.4
54	建造物	季子家住宅内蔵	1棟	増田地域	R3.2.4
55	建造物	季子家住宅外蔵	1棟	増田地域	R3.2.4
56	建造物	旧加藤茶舗店蔵	1棟	十文字地域	R3.2.4
57	建造物	旧片野家住宅主屋	1棟	横手地域	R6.3.6
58	建造物	旧片野家住宅煉瓦蔵	1棟	横手地域	R6.3.6
59	建造物	旧片野家住宅中の蔵	1棟	横手地域	R6.3.6
60	建造物	旧片野家住宅味噌蔵	1棟	横手地域	R6.3.6
61	建造物	旧片野家住宅表門及び塀	1棟	横手地域	R6.3.6
62	建造物	旧観音寺鐘楼	1棟	横手地域	R6.12.3
63	建造物	正平寺経蔵	1棟	横手地域	R6.12.3
64	建造物	正平寺山門	1棟	横手地域	R6.12.3

2 主な参考文献

書名／著者名／出版社／出版年

1. 秋田銀行百年史／秋田銀行 100 年史編纂室／(株)秋田銀行／ 1979
2. 秋田県遺跡地図（平鹿版）／秋田県教育委員会／ 2008
3. 秋田県近代化遺産一覧／秋田県教育委員会／秋田県教育委員会／ 1991
4. 秋田県神社名鑑／秋田県神社庁／秋田県神社庁／ 1991
5. 秋田県の近代和風建築／秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室／秋田県教育委員会／ 2004
6. 秋田県の定期市／仙道良次／川井書店／ 1999
7. 秋田県の文化財／秋田県教育委員会／秋田県教育委員会／ 1971

8. 秋田県文化財調査報告書第 141 集 歴史の道調査報告Ⅷ 南部羽州街道
／秋田県教育委員会／秋田県教育委員会／ 1986
9. 秋田県文化財調査報告書第 146 集 歴史の道調査報告ⅩⅢ 小安街道
／秋田県教育委員会／秋田県教育委員会／ 1986
10. 秋田県文化財調査報告書第 163 集 歴史の道調査報告ⅩⅩ 手倉街道
／秋田県教育委員会／秋田県教育委員会／ 1987
11. 秋田県文化財調査報告書第 165 集 歴史の道調査報告ⅩⅩⅡ 沼館街道
／秋田県教育委員会／秋田県教育委員会／ 1987
12. 秋田県文化財調査報告書第 190 集 手取清水遺跡／秋田県教育委員会／ 1990
13. 秋田県文化財調査報告書第 263 集 岩瀬遺跡／秋田県教育委員会／ 1996
14. 秋田県立博物館研究報告第 8 号 秋田県の鹿嶋行事／秋田県立博物館／ 1983
15. 秋田の明治百年／毎日新聞秋田支局／第一法規出版／ 1969
16. 秋田民俗第 42 号 鹿島信仰の考察／秋田県民俗学会編／秋田文化出版株式会社／ 2016
17. 秋田りんごの 100 年／鈴木宏／(社)秋田県果樹協会／ 1976
18. 浅舞史料集／平鹿町／平鹿町／ 1990
19. 羽後國増田／増田町文化財協会／ 2015
20. 応鷹園とそのあしあと／藤原利三郎翁頌徳碑建立 80 周年式典実行委員会
／藤原利三郎翁頌徳碑建立 80 周年式典実行委員会／ 2008
21. 大森町郷土史／大森町郷土史編さん委員会／大森町／ 1981
22. 大森の文化財／大森町教育委員会／大森町教育委員会／ 1991
23. 雄物川と羽州街道／國安寛／吉川弘文館／ 2001
24. 雄物川町郷土史／雄物川町郷土史編纂会／雄物川町役場／ 1980
25. 雄物川町郷土史 人物編／雄物川町郷土史人物編編纂委員会／雄物川町／ 1995
26. 雄物川流域の農業水利／齋藤實則／国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所／ 2007
27. 雄物川筋利水の苦闘史／雄物川筋利水の苦闘史編さん委員会
／秋田県雄物川筋土地改良区／平成 3 年
28. 大森町郷土史／大森町郷土史編さん委員会／大森町／ 1981
29. 金澤郷土史読本／歴史・文化の里づくりをすすめる会／ 1996
30. 金沢史跡解説／金沢歴史遺産を語る会／ 2008
31. 改訂後三年戦蹟誌／伊藤直純／金沢保古会／ 1971
32. 近代の秋田／新野直吉／秋田魁新報社／ 1991
33. 祭礼行事・秋田県／高橋秀雄・須藤功／株式会社東京印書館／ 1992
34. 山内村史／山内村郷土史編纂委員会／山内村／ 1990
35. 山内歴史・文化便覧／横手市山内地域局／横手市／ 2008
36. 霜月神楽之研究／本田安次／錦正社／日本の伝統芸能 神楽 VI 1995
37. 十文字町郷土史／十文字地方史研究会／十文字町教育委員会／ 19
38. 十文字町史／十文字町史編纂委員会／十文字町／ 1996
39. 神事に見られる雪室／後藤麻衣子／昭和女子大大学院生活機構研究家紀要 Vol. 16-2 / 2007

40. 新秋田叢書 (1)(3)(15) / 新秋田叢書編集委員会 / 歴史図書社 / 1973
41. 菅江眞澄全集 第5巻 / 内田武志、宮本常一 / 未来社 / 1975
42. 菅江眞澄全集 第6巻 / 内田武志、宮本常一 / 未来社 / 1976
43. 菅江眞澄全集 第8巻 / 内田武志、宮本常一 / 未来社 / 1979
44. 前九年・後三年合戦 11世紀の城と館 / 横手市・入間田宣夫・坂井秀弥 / 高志書院 / 2011
45. 菅江眞澄「雪の出羽路平鹿郡」雄物川地域版 / 雄物川菅江眞澄を学ぶ会
／雄物川地域づくり協議会 / 2015
46. 図説 横手・湯沢の歴史 / 國安寛・土田章彦 / 郷土出版社 / 2006
47. 大雄村史 / 大雄村史編纂委員会 / 大雄村 / 2001
48. 槻の木だより 平鹿町民新聞 縮刷版 / 平鹿町・槻の木だよりの会
／平鹿町・槻の木だよりの会 / 2007
49. 東北の風土に関する総合的研究－2001年度（平成13年度）報告書－ 鹿島行事の
構造 / 編：東北芸術工科大学東北文化研究センター、国土交通省東北地方整備局編
／中央印刷株式会社 / 2002
50. 東北の中世史3 室町幕府と東北の国人 / 白根靖大 / 吉川弘文館 / 2015
51. 東北の古代史5 前九年・後三年合戦と兵の時代 / 樋口知志 / 吉川弘文館 / 2016
52. 仁井田番楽 / 仁井田番楽保存会 / 秋田文化出版株式会社 / 1991
53. 日本の祭り文化事典 / 星野紘・芳賀日出男 / 東京書籍 / 2006
54. 日本歴史地名大系 第5巻 秋田県の地名 / 平凡社地方資料センター / 平凡社 / 1990
55. 人づくり風土記 全国の伝承 江戸時代 (5) ふるさとの人と知恵 秋田
／社団法人農山漁村文化協会 / 株式会社組本社 / 1989
56. 波宇志別神社神楽殿保存修理工事報告書 / 文化財建造物保存技術協会
／波宇志別神社神楽殿修理委員会 / 1993
57. 波宇志別の近世国学 / 新野直吉 / 大森町 / 1996
58. 平鹿郡町村案内 / 羽後新報社 / 羽後新報社 / 1936
59. 平鹿果樹農業協同組合史 / 柿崎浩之助 / 柿崎浩之助 / 2000
60. 平鹿町郷土誌 / 平鹿町郷土誌編纂委員会 / 平鹿町 / 1969
61. 平鹿町史 / 平鹿町史編纂委員会 / 平鹿町 / 1984
62. 平鹿りんごの今、そして、これから / 東北農政局湯沢統計・情報センター
／東北農政局湯沢統計・情報センター / 2006
63. 平成23年度後三年合戦沼柵公開講座資料 沼柵と沼館城 / 信太正樹 / 2011
64. 増田町郷土史 / 増田町郷土史編纂委員会 / 増田町教育委員会 / 1972
65. 増田町史 / 増田町史編纂委員会 / 増田町 / 1997
66. 八沢木獅子舞のあゆみ / 八沢木獅子舞保存会 / 八沢木獅子舞保存会 / 2016
67. 雪国小記 / 寺田傳一郎 / 村山書店 / 1960
68. 湯沢叢書6 雄物川の河川交通 / 斎藤實則 / 建設省東北地方建設局湯沢工事事務所 / 1995
69. 横手郷土史 / 横手郷土史編纂会 / (株)東洋書院 / 1933
70. 横手郷土史 (総目録・第38・61・62・65・66・67・68号)

／横手郷土史研究会／横手郷土史研究会／1926～

71. 横手市史昭和編／横手市／横手市／1981
72. 横手市史 資料編 考古／横手市／2007
73. 横手市史 資料編 古代・中世／横手市／横手市／2006
74. 横手市史 通史編 近世／横手市／横手市／2010
75. 横手市史 通史編 原始・古代・中世／横手市／横手市／2008
76. 横手市史 特別編 文化・民俗／横手市／横手市／2006
77. 横手市史叢書1 横手 絵地図資料①／横手市／横手市／2002
78. 横手市文化財調査報告第12集 大鳥井山遺跡／横手市教育委員会／2012
79. 横手市文化財報告書第18集 横手の送り盆／横手市教育委員会／1997
80. 横手市文化財調査報告書第20集 旭岡山神社の梵天／横手市教育委員会／1998
81. 横手市文化財調査報告書第22集 横手のかまくら 附・雪の芸術
／横手市教育委員会／横手市教育委員会／1999
82. 横手市文化財調査報告書第32集 神谷地遺跡・小出遺跡／横手市教育委員会
／横手市教育委員会／2015
83. 横手市文化財調査報告第34集 陣館遺跡・金沢城跡／横手市教育委員会／2009
84. 横手市文化財調査報告書第38集 金沢柵推定地陣館遺跡総括報告書
／横手市教育委員会／横手市教育委員会／2016
85. 横手の歴史／伊沢慶治／東洋書院／1979
86. 横手の歴史 横手市史（普及版）／横手市／横手市／2012
87. 横手平鹿総合郷土誌／横手平鹿総合郷土誌刊行会／美成社／1981
88. 両瀬新報・東羽新報 縮刷版Ⅰ／増田町文化財協会／増田町文化財協会／2000
89. 歴史を創った秋田藩 モノガタリが生まれるメカニズム／志立正知／2009
90. わたしたちの金沢 社会科学習資料／横手市市立金沢小学校／1966

3 写真・資料提供

秋田県公文書館・秋田県立近代美術館・秋田県立博物館・五十嵐敏紀・菊地一男・黒政欽一・東海林當子・杉本和樹・千田孝八・長母寺・波宇志別神社・藤原昭・本多和芳・増田町文化財協会・一般財団法人山下太郎顕彰育英会・横手コンベンション協会・横手市・横手市教育委員会（五十音順・敬称略）

4 調査・取材協力

一般社団法人秋田県果樹協会・秋田県果樹試験場・秋田県林業研究研修センター・秋田ふるさと農業協同組合・阿崎榮司・五十嵐典彦・石町町内会・伊勢栄会・伊藤武士・梅川良一・大友孝之・金澤八幡宮・祇園寺・金沢歴史遺産を語る会・上田村集落・菊地一男・季子和春・北河大次郎・黒田稔・櫻谷健一・佐々木俊一・佐藤克男・佐藤賢一・佐藤徳蔵・佐藤正美・塩田康之・新町集落・鈴木公子・高橋健一・高橋眞・田中隆夫・千田孝八・長母寺・土肥稔・二階堂篤・二階堂衛・林良彦・深井集落・藤巻集落・藤原英一・保呂羽地区自治会・宮川正哉・

森田泉・本多和芳・八沢木獅子舞保存会・柳町町内会・横手市観光協会・横手市文化財保護協会連絡協議会・歴史文化の里づくりをすすめる会 ほか、多数の皆さま（五十音順・敬称略）

5 認定後の経過

◆計画認定後の経過

- | | | |
|-------|--------|--|
| 平成31年 | 3月 2日 | 第4回歴史的風致維持向上協議会 |
| 平成31年 | 3月 2日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）
※文化財件数の変更、各事業における事業手法の変更等。 |
| 令和元年 | 7月 9日 | 令和元年度第1回歴史的風致維持向上協議会 |
| 令和元年 | 7月 9日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）
※元号及び文化財件数の変更、関連計画の改正に伴う修正等。 |
| 令和2年 | 6月 1日 | 令和2年度第1回歴史的風致維持向上協議会（書面開催） |
| 令和2年 | 6月 15日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）
※各事業における事業手法の変更等。 |
| 令和3年 | 3月 1日 | 令和2年度第2回歴史的風致維持向上協議会（書面開催） |
| 令和3年 | 4月 1日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）
※各事業における事業手法の変更等、歴史的風致形成建造物の指定。 |
| 令和3年 | 7月 20日 | 令和3年度第1回歴史的風致維持向上協議会（書面開催） |
| 令和4年 | 2月 25日 | 令和3年度第2回歴史的風致維持向上協議会（書面開催） |
| 令和4年 | 7月 14日 | 令和4年度第1回歴史的風致維持向上協議会 |
| 令和4年 | 8月 29日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）
※関連計画の改訂、各事業における事業手法の変更、文化財の異動 |
| 令和5年 | 2月 10日 | 令和4年度第2回歴史的風致維持向上協議会 |
| 令和5年 | 3月 30日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（計画変更）
※課題及び方針の追加、各事業における名称・概要・期間等の変更 |
| 令和5年 | 6月 20日 | 令和5年度第1回歴史的風致維持向上協議会（書面開催） |
| 令和6年 | 2月 26日 | 令和5年度第2回歴史的風致維持向上協議会 |
| 令和6年 | 3月 11日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）
※事業の名称・期間の変更、時点修整・字句等の訂正 |
| 令和6年 | 6月 17日 | 令和6年度第1回歴史的風致維持向上協議会（書面開催） |
| 令和7年 | 2月 20日 | 令和6年度第2回歴史的風致維持向上協議会 |
| 令和7年 | 3月 14日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）
※事業期間の変更、時点修整・字句等の訂正 |
| 令和7年 | 6月 23日 | 令和7年度第1回歴史的風致維持向上協議会（書面開催） |
| 令和8年 | 2月 26日 | 令和7年度第2回歴史的風致維持向上協議会 |
| 令和8年 | 3月 23日 | 歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）
※事業名・位置・事業手法の変更、時点修整・字句等の訂正 |

◆横手市歴史の風致維持向上協議会（五十音順、敬称略）

令和8年3月現在

氏名	所属、役職	備考
五十嵐 一治	秋田県教育庁生涯学習課 文化財保護室長	
打川 敦	一般社団法人 横手市観光推進機構 理事長	
後藤 治	学校法人 工学院大学 教授	会長
鈴石 博実	一般社団法人 秋田県建築士会	
千田 孝八	一般社団法人 増田町観光協会 会長	
林 良彦	元独立行政法人 奈良文化財研究所 客員研究員	副会長
備前 亨	秋田県建設部 都市計画課長	
藤賀 雅人	学校法人 工学院大学 教授	
武藤 祐浩	横手市文化財保護審議会 委員	
森田 博範	横手市 まちづくり推進部長	
八重樫 忠郎	平泉世界遺産ガイドセンター長	
山石 均	横手市 建設部長	

横手市歴史の風致維持向上計画

平成30年7月 発行

令和8年3月 改定

発 行



横 手 市

編 集

横手市教育委員会 教育総務部 伝統文化課

〒013-8601 秋田県横手市条里一丁目1番64号

T E L : 0182-32-2403 FAX : 0182-32-4034

E-mail : d-bunka@city.yokote.lg.jp
